

**社会復帰促進等事業に関する平成 28 年度成果目標の実績評価  
及び平成 29 年度成果目標(案)**



## 目次

29年度 事業番号 (PDCA)	28年度 事業番号 (PDCA)	事業名	ページ数
1	1	外科後処置費	1
2	2	義肢等補装具支給経費	3
3	3	特殊疾病アフターケア実施費	5
4	4	社会復帰特別対策援護経費	7
5	5	障害者職業能力開発校施設整備費	9
6	6	CO中毒患者に係る特別対策事業経費	11
7-1	7-1	独立行政法人労働者健康安全機構運営費 (労災病院の運営)	13
7-2	7-2	独立行政法人労働者健康安全機構運営費 (医療リハビリテーションセンターの運営)	16
7-3	7-3	独立行政法人労働者健康安全機構運営費 (総合せき損センターの運営)	18
7-4	7-5	独立行政法人労働者健康安全機構運営費 (産業殉職者慰霊事業)	20
7-5	7-6	独立行政法人労働者健康安全機構運営費 (治療就労両立支援センターの運営)	22
7-6	7-7	独立行政法人労働者健康安全機構運営費 (労働安全衛生総合研究所の運営)	24
7-7	7-8	独立行政法人労働者健康安全機構運営費 (化学物質の有害性調査等事業)	26
8	8	独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費	28
9	9	労災疾病臨床研究補助金事業	30
10	10	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料支給費	32
11	11	労災就労保育援護経費	34
12	12	労災就学援護経費	36
13	13	社会復帰相談員等設置費	38
14	14	労災ケアサポート事業経費	40
15	15	休業補償特別援護経費	42
16	16	長期家族介護者に対する援護経費	44
17	17	労災特別介護施設設置費	46
18	18	労災特別介護援護経費	48
19	19	労災診療被災労働者援護事業補助事業費	50

29年度 事業番号 (PDCA)	28年度 事業番号 (PDCA)	事業名	ページ数
20	20	労災援護金等経費	52
21	21	過労死等援護事業実施経費	54
22	22	労働安全衛生等事務費	56
23	23	安全衛生に関する優良企業を評価・公表する制度の推進	58
24-1	24-1	安全衛生啓発指導等経費	60
24-2	24-2	安全衛生啓発指導等経費 (技能講習修了証明書発行等一元管理事業)	62
24-3	24-3	安全衛生啓発指導等経費 (職場の安全衛生情報の周知・意識啓発事業)	64
25	25	安全衛生分野における国際化への的確な対応のための経費	66
26-1	26-1	職業病予防対策の推進 (東電福島第一原発緊急作業従事者の被ばく管理対策等)	68
-	26-2	職業病予防対策の推進 (原発事故からの復旧・復興従事者の適正な放射線管理実施の指導)	70
26-2	26-3	職業病予防対策の推進 (東電福島第一原発・除染作業者の放射線関連情報の国際発信の強化)	72
-	26-4	職業病予防対策の推進 (東電福島第一原発の施設内の緊急医療体制強化への支援)	74
26-3	26-5	職業病予防対策の推進 (東電福島第一原発の被ばく線量低減対策の強化)	76
27	27	じん肺等対策事業	78
28	28	職場における受動喫煙対策事業	80
29	29	新規化学物質の有害性調査試験	82
30	30	職場における化学物質管理の総合対策・化学物質管理の支援体制の整備	84
31	31	石綿障害防止総合相談員等設置経費	86
32	32	労働衛生指導医設置経費	88
33	33	産業保健活動総合支援事業	90
34	34	長時間労働の是正に向けた法規制の執行強化等の取組	92
35	35	若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応強化	94
36	36	過労死等防止対策推進経費	96
37	37	メンタルヘルス対策等事業	98
38	38	治療と職業生活の両立等の支援手法の開発	100

29年度 事業番号 (PDCA)	28年度 事業番号 (PDCA)	事業名	ページ数
39	39	新規起業事業場対策	102
40	40	働きやすい職場環境形成事業	104
41	41	建設業等における労働災害防止対策費	106
42	42	荷役作業における労働災害防止対策経費	109
43	43	林業従事労働者等における安全衛生対策の推進事業	111
44	44	機械等の災害防止対策費	113
45	45	特別安全衛生指導等経費	115
46	46	特定分野の労働者の労働災害防止活動促進費	117
47	47	自主点検方式による特別監督指導の機能強化	119
48	48	自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等	121
49	49	未熟練労働者に対する安全衛生教育の推進のための経費	123
50	50	家内労働安全衛生管理費	125
51	51	女性労働者健康管理等対策費	127
52	52	外国人技能実習機構に対する交付金	129
53	53	労働条件・安全衛生確保関係相談業務の外部委託化経費	131
54	54	技能実習生に対する事故・疾病防止対策等の実施のための経費	133
55	55	労働安全衛生融資資金利子補給費等経費	135
56	56	労働災害防止対策費補助金経費	137
57	57	産業医学振興経費	139
58	58	第三次産業労働災害防止対策支援事業	141
59	59	安全衛生施設整備費	143
60	60	雇用均等指導員(均等担当)の設置	145

29年度 事業番号 (PDCA)	28年度 事業番号 (PDCA)	事業名	ページ数
61	61	女性就業支援全国展開事業	147
62	62	短時間労働者健康管理啓発指導経費	149
63	63	就労条件総合調査費	151
64	64	雇用均等行政情報化推進経費	153
65	65	未払賃金立替払事務実施費	155
66-1	66-1	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進(過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し)	157
66-2	66-2	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進(テレワーク普及促進等対策)	161
66-3	66-3	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進(医療従事者の確保・定着に向けた勤務環境改善のための取組)	164
67	67	中小企業退職金共済事業経費	166
68	68	勤労者財産形成促進事業に必要な経費	168
69	69	独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	170
70	70	独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費	172
71	71	個別労働紛争対策費	174
72	72	雇用労働センター設置・運営経費	176

事業名	外科後処置費						事業番号 (29年度)	1		
							事業番号 (28年度)	1		
事業の別	社会復帰促進事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号)						担当係	福祉係		
実施主体	都道府県労働局						事業開始年度	昭和23年		
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先: ) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )									
事業／制度概要	目的 (何のため)	障害を残して治ゆした被災労働者の社会復帰の促進を図るため。								
	対象 (誰／何を対象に)	症状固定後の被災労働者								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	外科後処置により障害(補償)給付の原因である障害によって喪失した労働能力を回復し、又は醜状を軽減し得る見込みのある者等に対し、実施医療機関において手術その他医療等の給付を行うもの。また、外科後処置のため通院に要する費用を支給するもの。								
	実施体制	都道府県労働局において、手術等に要した費用及びそのための旅費に関する申請に基づき支給を行う。								
25年度予算額 (千円)	67,019	26年度予算額 (千円)	66,122	27年度予算額 (千円)	67,852	28年度予算額 (千円)	43,240	29年度予算額 (千円)	52,025	
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	
25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	39,677	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	32,086	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	42,367	28年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	36,262	29年度雇用助定予算額: 0(千円) 29年度一般助定予算額: 0(千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない		
25年度 予算執行率(%)	59.2	26年度 予算執行率(%)	48.5	27年度 予算執行率(%)	62.4	28年度 予算執行率(%)	83.9			
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合は その旨記載)	症状固定後の被災労働者に対して、義肢装着のための断端部の再手術、醜状の軽減のための再手術等を行うため、本事業は必要である。									
社会復帰促進等 事業で行う必要性	労災保険給付を補完するものとして手術その他医療等の給付及び外科後処置のための通院に要する費用を支給することにより、被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るものであり、このため、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。									
28年度 目標	アウトカム 指標	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%以上とする。			28年度 実績	○	87.5% (申請件数: 72件、1か月以内に決定した件数: 63件)			
	アウトプット 指標	申請について迅速・適正に処理する。				×	—			
28年度目標を達成 (未達成)の理由 (原因)	標準処理期間(1か月以内)を定めた本省通達を踏まえ、都道府県労働局では重点課題として、業務実施計画等において標準処理期間内の迅速・適正な処理を行うことを定めており、これに基づく適正な処理が行われたため。									
理由(原因)を踏 まえた改善すべき 事項、今後の課題	引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。									
四半期単位の 事業実績等のモニ タリング(定量的な 指標を設定)	指標 設定	—			左記指標に ついての事 業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期	
						—	—	—	—	
上記モニタリン グの指標を設定 できない理由	「申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合」を指標(目標は80%以上)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要がある。									
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						

29年度事業概要	平成28年度と同様						
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続				
29年度目標(アウトカム指標)	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%以上とする。						
中期的な目標	—						
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	標準処理期間が1か月以内となっていることから、目標として設定した。						
29年度目標(アウトプット指標)	申請について迅速・適正に処理する。						
29年度重点施策との関係	—						
30年度要求に向けた事業の方向性	執行実績等を踏まえ、要求を行い、引き続き適切に実施する。						
30年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	28年度第一四半期	28年度第二四半期	28年度第三四半期	28年度第四四半期
				—	—	—	—
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合」を指標(目標は80%以上)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要がある。						
その他特記事項	—						

事業名	義肢等補装具支給経費							事業番号 (29年度)	2	
								事業番号 (28年度)	2	
事業の別	社会復帰促進事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号)							担当係	福祉係	
実施主体	都道府県労働局							事業開始年度	昭和25年	
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先: ) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )									
事業／制度概要	目的 (何のため)	業務災害又は通勤災害により傷病を被った者の社会復帰の促進を図るため。								
	対象 (誰／何を対象に)	症状固定後の被災労働者等								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	義肢等補装具業者との契約により義肢等補装具を注文、製作等した場合において、その費用を被災労働者本人又は委任された義肢等補装具業者に対し支給。また、義肢等補装具の採型等に要する旅費を支給。								
	実施体制	厚生労働本省及び都道府県労働局において、義肢等補装具の購入等に要した費用及びその装着等に要する旅費に関する費用について申請に基づき支給を行う。								
25年度予算額 (千円)	2,527,252	26年度予算額 (千円)	2,557,516	27年度予算額 (千円)	2,657,635	28年度予算額 (千円)	2,987,027	29年度予算額 (千円)	3,361,584	
うち行政経費	5,147	うち行政経費	5,189	うち行政経費	5,236	うち行政経費	5,179	うち行政経費	5,311	
25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	2,411,879	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	2,501,449	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	2,671,591	28年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	2,666,469	29年度雇用勘定予算額: 0(千円) 29年度一般勘定予算額: 0(千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない		
25年度 予算執行率(%)	95.6	26年度 予算執行率(%)	98.0	27年度 予算執行率(%)	100.7	28年度 予算執行率(%)	89.4			
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合は その旨記載)	症状固定後の被災労働者等が、両上下肢の亡失、機能障害等により義肢等補装具を必要とする場合に、その購入等に要した費用を支給するため、本事業は必要である。									
社会復帰促進等 事業で行う必要性	本事業は、労災保険給付を補完するものとして義肢等補装具の注文、製作等に要する費用、採型等に要する旅費を支給することにより、被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るものであり、このため、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。									
28年度 目標	アウトカム 指標	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%以上とする。			28年度 実績	○	95.0% (申請件数:10,802件、1か月以内に決定した件数:10,267件)			
	アウトプット 指標	申請について迅速・適正に処理する。				×	—			
28年度目標を達成 (未達成)の理由 (原因)	標準処理期間(1か月以内)を定めた本省通達を踏まえ、都道府県労働局では重点課題として、業務実施計画等において標準処理期間内の迅速・適正な処理を行うことを定めており、これに基づく適正な処理が行われたため。									
理由(原因)を踏 まえた改善すべき 事項、今後の課題	引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。									
四半期単位の 事業実績等のモニ タリング(定量的な 指標を設定)	指標 設定	—			左記指標に ついての事 業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期	
						—	—	—	—	
上記モニタリン グの指標を設定 できない理由	「申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合」を指標(目標は80%以上)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要がある。									
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						

29年度事業概要	平成28年度と同様						
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続				
29年度目標(アウトカム指標)	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%以上とする。						
中期的な目標	—						
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	標準処理期間が1か月以内となっていることから、目標として設定した。						
29年度目標(アウトプット指標)	申請について迅速・適正に処理する。						
29年度重点施策との関係	—						
30年度要求に向けた事業の方向性	執行実績等を踏まえ、要求を行い、引き続き適切に実施する。						
30年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	29年度第一四半期	29年度第二四半期	29年度第三四半期	29年度第四四半期
				—	—	—	—
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合」を指標(目標は80%以上)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要がある。						
その他特記事項	—						



事業名	特殊疾病アフターケア実施費							事業番号 (29年度)	3	
								事業番号 (28年度)	3	
事業の別	社会復帰促進事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号)							担当係	福祉係	
実施主体	都道府県労働局							事業開始年度	昭和43年度	
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先: ) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )									
事業／制度概要	目的 (何のため)	症状固定後に後遺症状に動揺をきたすおそれのある者等の社会復帰の促進を図るため。								
	対象 (誰／何を対象に)	特定の傷病に罹患し、症状固定した者								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	症状固定後も後遺症状に動揺をきたしたり、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれのあるせき髄損傷、精神障害等の20傷病を対象として、医療機関での診察、保健指導、薬剤の支給及び検査等の必要な措置を行う。 また、アフターケアのための通院に要する費用を支給する。								
	実施体制	都道府県労働局においてアフターケアの健康管理手帳の交付事務を行い、厚生労働本省においてこれに係る費用(委託費・通院費)の支給を行う。								
25年度予算額 (千円)	3,486,742	26年度予算額 (千円)	3,585,207	27年度予算額 (千円)	3,680,267	28年度予算額 (千円)	3,733,250	29年度予算額 (千円)	3,857,635	
うち行政経費	25,090	うち行政経費	24,500	うち行政経費	24,114	うち行政経費	24,078	うち行政経費	18,709	
25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	3,460,543	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	3,477,603	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	3,523,889	28年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	3,403,510	29年度雇用助定予算額: 0(千円) 29年度一般助定予算額: 0(千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない		
25年度 予算執行率(%)	100.0	26年度 予算執行率(%)	97.0	27年度 予算執行率(%)	96.4	28年度 予算執行率(%)	91.8			
事業/制度の必要性 (緊急性がある場合はその旨記載)	症状固定後の被災労働者等が、後遺症状に動揺をきたしたり、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれのある場合、医療機関で診察、保健指導、薬剤の支給及び検査等の必要な措置を行うため、本事業は必要である。									
社会復帰促進等 事業で行う必要性	本事業は、労災保険給付を補完するものとして症状固定後において、診察、保健指導、薬剤の支給及び検査等必要な措置を行い、またアフターケアのための通院に要する費用を支給することにより、被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るものであり、このため、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。									
28年度 目標	アウトカム 指標	健康管理手帳の交付申請及び通院費の請求から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%以上とする。			28年度 実績	○	88.0% (申請件数:3,875件、1か月以内に決定した件数:3,410件)			
	アウトプット 指標	申請について迅速・適正に処理する。				×	-			
28年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	標準処理期間(1か月以内)を定めた本省通達を踏まえ、都道府県労働局では重点課題として、業務実施計画等において標準処理期間内の迅速・適正な処理を行うことを定めており、これに基づく適正な処理が行われたため。									
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。									
四半期単位の 事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期	
						-	-	-	-	
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合」を指標(目標は80%以上)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要がある。									
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						

29年度事業概要	平成28年度と同様						
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続				
29年度目標(アウトカム指標)	健康管理手帳の交付申請及び通院費の請求から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%以上とする。						
中期的な目標	—						
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	標準処理期間が1か月以内となっていることから、目標として設定した。						
29年度目標(アウトプット指標)	申請について迅速・適正に処理する。						
29年度重点施策との関係	—						
30年度要求に向けた事業の方向性	執行実績等を踏まえ、要求を行い、引き続き適切に実施する。						
30年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	29年度第一四半期	29年度第二四半期	29年度第三四半期	29年度第四四半期
				—	—	—	—
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合」を指標(目標は80%以上)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要がある。						
その他特記事項	—						

事業名	社会復帰特別対策援護経費						事業番号 (29年度)	4	
							事業番号 (28年度)	4	
事業の別	社会復帰促進事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号)						担当係	福祉係	
実施主体	都道府県労働局						事業開始年度	平成17年	
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先: ) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
事業／制度概要	目的 (何のため)	振動障害者等の社会復帰の促進を図るため。							
	対象 (誰／何を対象に)	症状固定後の振動障害者等							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	振動障害者等支給対象者に対し、就職準備金その他移転等に要する費用や、職場転換等を行った当該労働者の賃金助成、訓練、講習の費用等を支給する。							
	実施体制	都道府県労働局において、各援護金に関する申請に基づき支給を行う。							
25年度予算額 (千円)	471,518	26年度予算額 (千円)	476,761	27年度予算額 (千円)	436,801	28年度予算額 (千円)	404,345	29年度予算額 (千円)	361,935
うち行政経費	491	うち行政経費	502	うち行政経費	508	うち行政経費	508	うち行政経費	506
25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	381,906	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	354,907	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	307,697	28年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	349,279	29年度雇用助定予算額: 0(千円) 29年度一般助定予算額: 0(千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない	
25年度 予算執行率(%)	81.1	26年度 予算執行率(%)	74.5	27年度 予算執行率(%)	70.5	28年度 予算執行率(%)	86.5		
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合は その旨記載)	症状固定後の振動障害者等に対して、就職準備金や移転費用を補填するための援護金を支給するため、本事業は必要である。								
社会復帰促進等 事業で行う必要性	本事業は、労災保険給付を補完するものとして振動障害等支給対象者に就職準備金その他移転に要する費用や、職場転換等を行った当該労働者の賃金助成、訓練、講習の費用等を支給することにより、被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るものであり、このため、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。								
28年度 目標	アウトカム 指標	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%以上とする。			28年度 実績	アウトカム 指標	○	90.0% (申請件数:309、1か月以内に決定した件数:278)	
	アウトプット 指標	申請について迅速・適正に処理する。				アウトプット 指標	×	—	
28年度目標を達成 (未達成)の理由 (原因)	標準処理期間(1か月以内)を定めた本省通達を踏まえ、都道府県労働局では重点課題として、業務実施計画等において標準処理期間内の迅速・適正な処理を行うことを定めており、これに基づく適正な処理が行われたため。								
理由(原因)を踏 まえた改善すべき 事項、今後の課題	引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。								
四半期単位の 事業実績等のモニ タリング(定量的な 指標を設定)	指標 設定	—			左記指標に ついての事 業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期
						—	—	—	—
上記モニタリン グの指標を設定 できない理由	「申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合」を指標(目標は80%以上)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要がある。								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					

29年度事業概要	平成28年度と同様							
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					
29年度目標(アウトカム指標)	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%以上とする。							
中期的な目標	—							
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	標準処理期間が1か月以内となっていることから、目標として設定した。							
29年度目標(アウトプット指標)	申請について迅速・適正に処理する。							
29年度重点施策との関係	—							
30年度要求に向けた事業の方向性	執行実績等を踏まえ、要求を行い、引き続き適切に実施する。							
30年度重点施策との関係	—							
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定		左記指標についての事業実績等	29年度第一四半期	29年度第二四半期	29年度第三四半期	29年度第四四半期	
				—	—	—	—	
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合」を指標(目標は80%以上)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要がある。							
その他特記事項	—							

事業名	障害者職業能力開発校施設整備費							事業番号 (29年度)	5
								事業番号 (28年度)	5
事業の別	社会復帰促進事業 (根拠法令 職業能力開発促進法第16条第1項・労働者災害補償保険法第29条第1項第1号)							担当係	障害者企画係
実施主体	国土交通省・厚生労働省							事業開始年度	昭和22年度
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先: ) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input checked="" type="checkbox"/> その他 (国土交通省へ支出委任)								
事業／制度概要	目的 (何のため)	業務上負傷し、身体障害となった者の早期社会復帰を図るため、これらの者に対して職業に必要な技能・知識を習得させ、又は向上させるために、障害者職業能力開発校で障害特性に応じた専門的な職業訓練を行う上で必要な施設・機器の整備を図る。							
	対象 (誰／何を対象に)	一般の職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な身体障害者等							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	各国立障害者職業能力開発校(全国に13校)の要望を把握した上で、必要性の高いものから改修工事や機器整備を行っている。							
	実施体制	施設整備費については、厚生労働省から国土交通省へ支出委任し、国土交通省で工事調達を行う。機器整備費については、厚生労働省が調達を行い、障害者職業能力開発校で使用する。							
25年度予算額 (千円)	108,127	26年度予算額 (千円)	550,420	27年度予算額 (千円)	585,434	28年度予算額 (千円)	1,167,060	29年度予算額 (千円)	2,861,969
うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-
25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	105,255	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	428,720	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	582,440	28年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	1,164,793	29年度雇用勘定予算額: 0 (千円) 29年度一般勘定予算額: 0 (千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない	
25年度 予算執行率(%)	97.3	26年度 予算執行率(%)	77.9	27年度 予算執行率(%)	99.5	28年度 予算執行率(%)	99.8		
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合は その旨記載)	職業訓練の実施に当たっては、老朽化した施設・機器の更新を行い、訓練生の安全を確保するとともに、訓練科目の充実を図るため、訓練に必要な機器の購入等を行う必要がある。 とりわけ、一般の職業能力開発校では職業訓練を受けることが困難な障害者に関しては、きめ細やかな専門的な職業訓練を実施する必要があり、その受入れ推進に当たっては、障害に配慮した訓練用機器及び施設の整備が不可欠である。								
社会復帰促進等 事業で行う必要性	障害者職業能力開発校は労働災害に起因した障害による入校者も受入れて職業訓練を行っている施設であるため、必要な施設・訓練機器の整備は1号事業に該当する。 なお、障害者職業能力開発校においては、労働災害に起因した障害による入校者以外の障害者も対象としているところ、同校の運営に要する費用については全額一般会計で措置している。								
28年度 目標	アウトカム 指標	障害者職業能力開発校での就職率を65%以上とする。			アウトカム 指標	○	71.6% (就職者数1,112人、受講者数:1,553人)		
	アウトプット 指標	障害者職業能力開発校の施設・訓練機器の整備及び設備工事について、予算の範囲内で、かつ予定工期内に施行されるよう計画的に執行する。			アウトプット 指標	○	東京障害者校の建替えについて、平成28年度から2カ年で実施することとしており、予定工期内の平成29年度までに完成予定である。 また、その他の施設・訓練機器の整備及び設備工事については、予算の範囲内で、かつ予定工期内に施行されている。		
28年度目標を達成 (未達成)の理由 (原因)	本事業の目標を達成するため、各国立障害者職業能力開発校の施設・機器のうち、訓練生の安全や校舎の維持管理面で必要性が高い改修工事等について、当該年度の施設・機器の整備計画に基づき適切な改修工事・機器整備を進めたことにより、目標を達成した。								
理由(原因)を踏 まえた改善すべき 事項、今後の課題	各国立障害者職業能力開発校から施設・機器に関する要望を把握した上で、整備の緊要度により優先順位を付け、施設・機器の整備計画に反映し、適正な整備を計画的に実施していく。								
四半期単位での 事業実績等のモニ タリング(定量的 な指標を設定)	指標 設定	-			左記指標に ついての事 業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期
						-	-	-	-
上記モニタリン グの指標を設定 できない理由	障害者職業能力開発校が実施する訓練の訓練期間は1年程度となっており、四半期単位のモニタリングにはなじまないため。								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					

29年度事業概要	<p>平成28年度と同様であるが、次の理由により拡充を行っている。  施設整備については、従来より老朽化が著しく使用に耐えないものの中で、訓練生の安全や校舎の維持管理面で緊急性の高い改修工事等を実施する方針としている。しかし、一部の施設においては、各行政機関から大規模耐震改修工事や消防設備の不備解消に早期に対応するよう指摘を受けており、早期の建て替えが必要なものがあることから拡充となっている。</p> <p>主な増額要因としては、東京障害者職業能力開発校の建替工事に関して、平成28年度から2ヶ年で実施することとしているところ、実際の工期は平成28年10月から平成30年1月までとなっており、工事費用の支出は平成29年度が中心であるため。</p>						
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き事業を継続				
29年度目標(アウトカム指標)	障害者職業能力開発校での就職率を65%以上とする。						
中期的な目標	<p>「障害者基本計画」(平成25年9月閣議決定)に基づき、職業訓練上特別な支援を要する障害者に重点を置いた支援を実施する。</p> <p>○「障害者基本計画」(平成25年9月閣議決定)抜粋  4. 雇用・就業、経済的自立の支援  (2) 総合的な就労支援  障害者職業能力開発校における障害の特性に応じた職業訓練、技術革新の進展等に対応した在職者訓練等を実施するとともに、一般の公共職業能力開発施設において障害者向けの職業訓練を実施するほか、民間教育訓練機関等の訓練委託先を活用し、障害者の身近な地域において障害者の態様に応じた多様な委託訓練を実施する。</p>						
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	<p>障害者職業能力開発校は職業能力開発促進法に基づき設置されているが、同法の目的に、職業に必要な労働者の能力を開発し、及び向上させることを促進し、もって職業の安定を図る旨が定められていることを踏まえ、受講者の就職率を測定指標として選定した。</p> <p>また、障害者職業能力開発校で実施する職業訓練については、「障害者基本計画」(平成25年9月閣議決定)において修了者における就職率を平成29年度に65%以上とすることとしており、目標値の設定に当たっては、こうした事情を踏まえて設定した。</p>						
29年度目標(アウトプット指標)	障害者職業能力開発校の施設・訓練機器の整備及び設備工事について、予算の範囲内で、かつ予定工期内に施行されるよう計画的に執行する。						
29年度重点施策との関係	-						
30年度要求に向けた事業の方向性	障害者職業能力開発校の施設・機器の老朽化が進む中で十分な改修工事や機器整備ができていない場合があり、法令上必要な設備を整備するため、引き続きこれらの改修に向け予算措置を講じる必要がある。						
30年度重点施策との関係	-						
四半期単位の事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等	29年度第一四半期	29年度第二四半期	29年度第三四半期	29年度第四四半期
				-	-	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	障害者職業能力開発校が実施する訓練の訓練期間は1年程度となっており、四半期単位のモニタリングにはなじまないため。						
その他特記事項	-						

事業名	CO中毒患者に係る特別対策事業経費						事業番号 (29年度)	6	
事業の別	社会復帰促進等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法第11条)						事業番号 (28年度)	6	
実施主体	(一社)福岡県社会保険医療協会社会保険大牟田吉野病院						担当係	機構・団体管理室 機構調整第二係	
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:(一社)福岡県社会保険医療協会社会保険大牟田吉野病院) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: ) 実施主体: <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )						事業開始年度	平成18年度	
事業/制度概要	目的 (何のため)	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法(昭和42年法律第92号)第11条に基づきリハビリテーション施設となっていた大牟田労災病院が、「労災病院の再編計画」(平成16年3月30日厚生労働省策定)に基づき、平成17年度末に廃止されたことにより、同病院の機能・役割を引き続き確保するため、後継医療機関において、CO中毒患者の特性を十分考慮した診療体制や社会復帰促進支援体制を整備する。							
	対象 (誰/何を対象に)	(一社)福岡県社会保険医療協会社会保険大牟田吉野病院に対し、CO中毒患者に係る特別対策事業を業務委託する。							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	CO中毒患者特有の症状に応じた適切な医療等を提供するため、次の業務を委託する。 ・医療、看護体制等の整備 ・リハビリテーション(グループワーク等)の実施 ・レクリエーションの実施 ・送迎の実施							
	実施体制	(一社)福岡県社会保険医療協会社会保険大牟田吉野病院							
25年度予算額 (千円)	442,360	26年度予算額 (千円)	429,532	27年度予算額 (千円)	448,887	28年度予算額 (千円)	449,364	29年度予算額 (千円)	453,942
うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-
25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	442,360	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	429,532	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	448,887	28年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	449,364	29年度雇用勘定予算額: (千円) 29年度一般勘定予算額: (千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない	
25年度 予算執行率(%)	100.0	26年度 予算執行率(%)	100.0	27年度 予算執行率(%)	100.0	28年度 予算執行率(%)	100.0		
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合はその旨記載)	本事業は、昭和38年の三井三池炭鉱大規模炭じん爆発災害(死者458名、負傷者839名)により、大牟田労災病院に入院していたCO中毒患者の特有の症状に応じた適切な医療等の提供を目的として、当該患者の特性を十分考慮した診療体制等の整備を行うもので、 ①炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法第11条において、「政府は、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症にかかった被災労働者のためのリハビリテーション施設の整備に努めなければならない」と規定されていること、 ②平成16年、坂口厚生労働大臣(当時)は国会の場において、患者については、国が最後まで責任を持って対応していきたいと考えている旨を答弁していること、 ③CO中毒による入院患者は、現在、平均年齢が80歳を超えていることや、その特性から療養環境を変えることは医療上問題があること等から、本事業は今後も引き続き実施する必要がある。								
社会復帰促進等事業で行う必要性	本事業は、CO中毒患者の特性を十分考慮した診療体制、社会復帰促進支援体制を整備するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第1号に規定される「被災労働者の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業」に該当するため、社会復帰促進等事業で行うべきものである。								
28年度目標	アウトカム指標	CO中毒患者の特有の症状に応じた適切な医療等を提供することを目的として、当該患者の特性を十分考慮した診療体制等を整備する。その一環として実施するグループワークの年間実施日数をアウトカム指標とし、平成28年度においては年間141日以上とする。			28年度実績	○	・平成28年度グループワーク年間実施日数は153日であった。		
	アウトプット指標	・患者に必要なリハビリテーションを適切に実施するための人員(10名を基本とする)を確保する。 ・高齢化した患者の看護負担の軽減等を図るため、療養生活を支援するための人員(患者2名につき1名を基本とする)を配置する。			アウトプット指標	○	・リハビリテーションを適切に実施するための人員を11名を確保した。 ・患者2名あたり1.5名の療養生活を支援するための人員を配置した。		
28年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	委託先医療機関に対し、適宜、必要な指導を行うなどして、グループワーク、リハビリテーション等を行うための診療体制の整備を図ったため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き、委託先機関に対し、適宜、必要な指導を行うなどして、グループワーク、リハビリテーション等を行うための診療体制の整備に努める。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-			左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	本事業は、従来、国が大牟田労災病院に行かせていたCO中毒患者に対する療養、リハビリテーション等の医療の提供について、平成18年度から同病院の後継医療機関である社会保険大牟田吉野病院に対して業務委託しているものである。その委託内容は、CO中毒患者の特有の症状に応じた医療提供の一部として、①医療、看護体制等の整備、②リハビリテーションの実施、③その他高齢化したCO中毒患者に係る家族の看護負担の軽減等を実施するものであり、その委託業務内容、性質から、四半期ごとのモニタリングには馴染まない。								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					

29年度事業概要	平成28年度と同様						
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続		
29年度目標 (アウトカム指標)	CO中毒患者の特有の症状に応じた適切な医療等を提供することを目的として、当該患者の特性を十分考慮した診療体制等を整備する。その一環として実施するグループワークの年間実施日数をアウトカム指標とし、平成29年度においては年間141日以上とする。						
中期的な目標	-						
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	上記のアウトカム指標は、本事業の目的である、CO中毒患者の特性を十分考慮した診療体制等や社会復帰促進支援体制等の整備による成果を計測するためのものである。入院患者の症状に応じた適切な医療等を提供するために必要な実施日数を水準とした。 なお、実施日数は以下のとおり算出した。 ・週の実施日数(3日間)×年間約47週(52週(1年間の週数)-5週(休日の合計週数))=141日						
29年度目標(アウトプット指標)	委託内容に基づき、委託先において、次の事項について適切に実施する。 ・患者に必要なリハビリテーションを適切に実施するための人員(10名を基本とする)を確保する。 ・高齢化した患者の看護負担の軽減等を図るため、療養生活を支援するための人員(患者2名につき1名を基本とする)を配置する。						
29年度重点施策との関係	-						
30年度要求に向けた事業の方向性	引き続き実施						
30年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等	29年度 第一四半期	29年度 第二四半期	29年度 第三四半期	29年度 第四四半期
				-	-	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	本事業は、従来、国が大牟田労災病院に行わせていたCO中毒患者に対する療養、リハビリテーション等の医療の提供について、平成18年度から同病院の後継医療機関である社会保険大牟田吉野病院に対して業務委託しているものである。 その委託内容は、CO中毒患者の特有の症状に応じた医療提供の一部として、①医療、看護体制等の整備、②リハビリテーションの実施、③その他高齢化したCO中毒患者に係る家族の看護負担の軽減等を実施するものであり、その委託業務内容、性質から、四半期ごとのモニタリングには馴染まない。						
その他特記事項	-						



事業名	独立行政法人労働者健康安全機構運営費(労災病院の運営)							事業番号 (29年度)	7-1
								事業番号 (28年度)	7-1
事業の別	社会復帰促進事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号、独立行政法人労働者健康安全機構法第12条第1項第1号)							担当係	機構・団体管理室 機構調整第一係
実施主体	(独)労働者健康安全機構							事業開始年度	平成16年度
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: ) 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input checked="" type="checkbox"/> その他(運営費交付金)								
事業／制度概要	目的 (何のため)	(1)労働者災害補償保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業の事業主に使用される労働者であつて被災労働者等であるものに対する一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的医療の提供 (2)労働基準監督署長の委託を受けて行う労働者の業務上の事由又は通勤による負傷又は疾病に係る認定検査 (3)事業主に使用される労働者であつて労働安全衛生法施行令第22条に規定する有害な業務又はじん肺法施行規則第2条に規定する粉じん作業に従事するもの及び労働安全衛生法第67条第1項の規定により健康管理手帳の交付を受けた者に対する健康診断 (4)健康保険その他の社会保険の患者及び社会保障関係の患者に対する診療							
	対象 (誰/何を対象に)	労働者・労災指定医療機関等							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	・全国に30の労災病院を有し、労災病院ネットワークを形成。 ・労災疾病等に関する予防から治療、リハビリテーション、職場復帰に至る一貫した高度・専門的医療の提供。 ※労災病院の運営、施設整備は、全て自前収入(医業収入)で賄っている。 ・独立行政法人評価に関する有識者会議に諮り、必要な意見の提言を受けている。							
	実施体制	労災病院(全国30病院):15,153人(平成29年4月1日現在)							
25年度予算額 (千円)	7,144,196	26年度予算額 (千円)	7,111,072	27年度予算額 (千円)	7,186,446	28年度予算額 (千円)	9,896,167	29年度予算額 (千円)	9,726,443
うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-
25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	7,144,196	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	7,111,072	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	7,186,446	28年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	9,896,167	29年度雇用勘定予算額: (千円) 29年度一般勘定予算額: (千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない	
25年度 予算執行率(%)	100.0	26年度 予算執行率(%)	100.0	27年度 予算執行率(%)	100.0	28年度 予算執行率(%)	100.0		
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合はその旨記載)	労災病院は、勤労者の職業生活を医療の面から支えるという理念の下、アスベスト関連疾患、勤労者のメンタルヘルス、業務の過重負荷による脳・心臓疾患(過労死)、化学物質の暴露による産業中毒等を最重点分野としつつ、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病等の勤労者が罹患することの多い疾病を含め、その予防から治療、リハビリテーション、職場復帰に至る一貫した高度・専門的医療を勤労者等に提供するとともに、産業医等関係者、地域の労災指定医療機関関係者にその成果を普及する役割を担っている。 その具体的な取組として、労災医療、急性期リハビリテーションの実施及びアスベスト疾患センターをはじめとする各種専門センターの設置等を積極的に進めてきたところである。また、労災病院の使命である労災医療を遂行するためには一般医療を基盤とした裏付けが必要であり、医療機関として存在する以上、医療機関に課せられた地域医療への貢献も不可欠である。 また、地域医療支援病院の承認も積極的に取得しつつ、地域の労災指定医療機関等との連携を密にし、診断や診療に関する講習会等による情報提供を行っている。なお、一般の労災指定医療機関等から労災病院への患者紹介率は、平成28年度で目標である65%を上回っている。さらに、振動障害やじん肺等の労災認定に係る意見書・鑑別診断等についても、複雑なものは労災病院が行っており、行政機関等に対し多大な貢献を果たしている。								
社会復帰促進等 事業で行う必要性	労災病院は療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設であり、被災労働者の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業であることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第1号に規定する社会復帰促進事業で行う必要がある。								

28年度目標	アウトカム指標	<p>(独)労働者健康安全機構の中期目標を達成する(対象期間:平成26年4月～平成31年3月)。なお、平成28年度における目標は以下のとおり。</p> <p>① 患者の意向を尊重し、良質な医療を提供するため、患者満足度調査を実施し、患者から満足のいく医療が受けられている旨の評価を全病院平均で入院90%以上、外来75%以上、入外平均80%以上を得る。</p> <p>② 患者紹介に関する地域の医療機関等との連携機能を強化すること等により、労災病院全体で地域医療支援病棟の基準以上である「患者紹介率を65%以上、逆紹介率40%以上」を確保する。</p> <p>③ 地域における高度医療機器の利用促進を図るため、ホームページ、診療案内等による広報を実施し、高度医療機器を用いた受託検査を延べ35,000件以上実施する。</p>	28年度実績	アウトカム指標	○	<p>① 患者満足度83.3%(前年度実績84.2%) ※入院91.7%、外来79.4%、入外平均83.3%</p> <p>② 患者紹介率:72.1%(前年度実績:68.6%)、患者逆紹介率:81.0%(前年度実績:76.0%) ※「紹介率」215,594件/298,892件、「逆紹介率」241,970件/298,892件</p> <p>③ 高度医療機器を用いた受託検査:35,286件(前年度実績:35,502件)</p>	-
	アウトプット指標	<p>(独)労働者健康安全機構の中期目標を達成する(対象期間:平成26年4月～平成31年3月)。なお、平成28年度における目標は、以下のとおり。</p> <p>① 地域医療を支援するために、地域の医療機関の医師等に対し、診療時間帯に配慮して症例検討会や講習会等を行うことにより、年間740回以上の講習を実施する。</p> <p>② 医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防情報などのデータベースを掲載した労災疾病研究に係るホームページにおいて、アクセス件数を65万件以上得る。</p>		アウトプット指標	○	<p>① 地域の医療機関の医師等に対する講習会開催回数:809回</p> <p>② 労災疾病研究に関するホームページへのアクセス数:652,489回</p>	
28年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	<p>&lt;アウトカム指標&gt;</p> <p>① 利用者の視点に立った医療サービスを提供するため、患者満足度調査の結果を患者サービス委員会の活動を通じて、業務の改善に反映するとともに、各労災病院で「労災病院間医療安全相互チェック」を実施したことに加え、職員一人一人の医療安全に関する知識・意識の向上を図るため、医療安全に関する研修を開催し、また、医療の安全性及び透明性の向上により患者からの信頼を確保できたことが目標を達成した理由と考える。</p> <p>② 平成28年度については、地域医療連携室において、連携医療機関からの意見・要望を基に、紹介受入体制強化等の業務改善に取り組むとともに、地域の救急隊との連携強化、地域連携バスの運用拡大を図ったことが目標を達成した理由と考える。</p> <p>③ CT・MRI、ガンマカメラ、血管造影撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページ・診療案内等により積極的に広報したことが目標を達成した理由と考える。</p> <p>&lt;アウトプット指標&gt;</p> <p>① 地域医療を支援するため、労災指定医療機関の医師及び産業医等に対して、利便性に配慮した時間帯に症例検討会や講習会の開催に努めたことにより、目標値740回に対して809回の講習を実施した。</p> <p>② 関係機関のホームページのトップページに労災疾病等医学研究普及サイト(以下「普及サイト」という。)のパナー広告の掲載、普及サイトPRチラシを作成し、医師会(日本医師会・都道府県医師会)及び都道府県労働局に配布する等、アクセス件数増加に向けた取り組みを行った結果、目標を達成した。</p>						
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	<p>目標を達成するために特に効果のあった以下の手法について、今後も積極的に活用していくこととする。</p> <p>① 利用者の視点に立った医療サービスを提供するため、患者満足度調査の結果を患者サービス委員会の活動を通じて、業務の改善に反映するとともに、各労災病院で、「労災病院間医療安全相互チェック」を実施するとともに、職員一人一人の医療安全に関する知識・意識の向上を図るため、医療安全に関する研修を開催する。また、医療の安全性及び透明性の向上により患者からの信頼を確保するため、労災病院における医療上の事故等の発生状況をホームページ上で公表するとともに、各労災病院で重要課題を取り上げ、再発防止対策の徹底と情報の共有化を図る。</p> <p>② 労災指定医療機関等に対してFAX等による直接予約システムを活用するとともに、地域連携バスの導入などの医療連携に引き続き取り組む。</p> <p>③ CT・MRI、ガンマカメラ、血管造影撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページ・診療案内等により積極的にかつ効果的に広報する。</p> <p>④ 症例検討会や講習会の開催時間について、労災指定医療機関の医師等の利便性に配慮したものと、また、モデル医療に関する相談方法について、FAXや電話等により受け付けられるようにするなど媒体の多様化を進める等環境の整備に努める一方、研修の内容についても、医療のニーズに機動的に対応する。</p> <p>⑤ ホームページの情報については、常に最新情報の掲載に努める。</p>						
四半期単位の事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	<p>① 地域医療を支援するために、地域の医療機関の医師等に対し、診療時間帯に配慮して症例検討会や講習会等を行うことにより、年間740回以上の講習を実施する。</p> <p>② データベースを掲載したホームページで、アクセス件数を年間65万件以上得る。</p>	左記指標についての事業実績等	28年度第一四半期	28年度第二四半期	28年度第三四半期	28年度第四四半期
				①140回 ②105,221件	①188回 ②125,595件	①213回 ②185,855件	①268回 ②235,818件
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-						
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続				

29年度事業概要	平成28年度と同様						
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続		
29年度目標 (アウトカム指標)	<p>(独)労働者健康安全機構の中期目標(対象期間:平成26年4月～平成31年3月)を達成する。なお、平成29年度における目標は以下のとおり。</p> <p>① 患者の意向を尊重し、良質で安全な医療を提供するため、患者満足度調査を実施し、患者から満足のいく医療が受けられている旨の評価を全病院平均で入院90%以上、外来75%以上、入外平均80%以上得る。</p> <p>② 患者紹介に関する地域の医療機関等との連携機能を強化すること等により、労災病院全体で地域医療支援病院の基準以上である「患者紹介率を72%以上、逆紹介率60%以上」を確保する。</p> <p>③ 地域における高度医療機器の利用促進を図るため、ホームページ、診療案内等による広報を実施し、高度医療機器を用いた受託検査を延べ35,000件以上実施する。</p>						
中期的な目標	<p>(独)労働者健康安全機構の中期目標を達成する(対象期間:平成26年4月～平成31年3月)。なお、中期的な目標は、以下のとおり。</p> <p>① 国民の医療に対する安心と信頼を確保するため、患者の意向を十分に尊重し、良質かつ適切な医療を提供すること。また、患者の安全を確保するため、組織的・継続的な取組により医療安全の充実に努めること。これにより、患者満足度調査において全病院平均で80%以上の満足度を確保すること。</p> <p>② 地域の医療機関等との連携機能を強化すること等により労災病院において地域医療支援病院の要件である「患者紹介率、逆紹介率」を確保する。</p> <p>③ 地域における高度医療機器の利用促進を図るため、ホームページ、診療案内等による広報を実施し、高度医療機器を用いた受託検査を中期目標期間中、延べ17万5千件以上実施する。</p>						
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	<p>① 入院と外来のそれぞれで数値目標を明確に設定することにより、各病院の患者満足度向上の更なる改善に向けた取組推進のため、第二期中期計画期間(平成21～25年度)の実績平均(入院91.3%、外来77.3%)を勘案し、入院90%以上、外来75%以上、入外平均80%以上の数値目標を設定した。</p> <p>② 中期計画では、地域医療支援病院の要件である「患者紹介率、逆紹介率」を確保を目標としていることから、平成29年度については、実績を踏まえ目標として設定した。</p> <p>③ 中期計画では、5年間で高度医療機器を用いた受託検査を延べ175,000件以上実施するとしていることから、年間の受託件数を35,000件以上(※)実施することを平成29年度の目標に設定した。</p> <p>(※)中期計画については、平成28年4月1日に変更し、目標値を引き上げた。</p>						
29年度目標(アウトプット指標)	<p>(独)労働者健康安全機構の中期目標を達成する(対象期間:平成26年4月～平成31年3月)。なお、平成29年度における目標は、以下のとおり。</p> <p>① 地域医療を支援するために、地域の医療機関の医師等に対し、診療時間帯に配慮して症例検討会や講習会等を行うことにより、年間740回以上の講習を実施する。</p> <p>② 医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防情報などのデータベースを掲載したホームページにおいて、65万件以上(※)のアクセス数を得る。</p> <p>(※)中期目標を平成28年4月1日に変更し、目標値を引き上げた。</p>						
29年度重点施策との関係	-						
30年度要求に向けた事業の方向性	引き続き実施						
30年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	① 地域医療を支援するために、地域の医療機関の医師等に対し、診療時間帯に配慮して症例検討会や講習会等を行うことにより、年間740回以上の講習を実施する。 ② データベースを掲載したホームページで、アクセス件数を年間65万件以上得る。	左記指標についての事業実績等	29年度 第一四半期 ①240回 ②177,945件	29年度 第二四半期 ①255回 ②159,147件	29年度 第三四半期 -	29年度 第四四半期 -
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-						
その他特記事項	【独立行政法人評価に関する有識者会議の意見を踏まえた厚生労働大臣の平成28年度業務実績評価】全体として、おおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。						

事業名	独立行政法人労働者健康安全機構運営費(医療リハビリテーションセンターの運営)					事業番号 (29年度)	7-2		
						事業番号 (28年度)	7-2		
事業の別	社会復帰促進事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号、独立行政法人労働者健康安全機構法第12条第1項第1号)					担当係	機構・団体管理室 機構調整第一係		
実施主体	(独)労働者健康安全機構					事業開始年度	平成16年度		
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input checked="" type="checkbox"/> その他(運営費交付金)								
事業/制度概要	目的 (何のため)	(1)被災労働者であってリハビリテーションの対象である者に対する総合的な診療及びリハビリテーション (2)労働基準監督署長の委託を受けて行う労働者の業務上の事由又は通勤による負傷又は疾病に係る認定検査 (3)リハビリテーション医学の臨床的研究、身体機能のリハビリテーション工学的研究等リハビリテーション対象者の社会復帰に関する研究 (4)健康保険その他の社会保険の患者及び社会保障関係の患者に対する総合的な診療及びリハビリテーション							
	対象 (誰/何を対象に)	被災労働者							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	・労働災害等による四肢・脊椎の障害、頭部外傷等による中枢神経麻痺などの障害を被った労働者に対し、高度かつ専門的な医療水準の治療及び医学的リハビリテーションを行うため、医療リハビリテーションセンター(1箇所)を設置。 ・同センターでは、被災労働者等の病気やけがの機能障害レベル、生活様式・職業・家庭状況などを総合的に判断し、治療プログラムを作成するなどにより、言語聴覚士(ST)、医療ソーシャルワーカー(MSW)など専門のリハビリテーションスタッフが対応。また、生活支援機器等の開発も実施している。 ・隣接する職業リハビリテーションセンター((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営)との連携の下に、被災労働者の職場・自宅復帰を図る。 ・独立行政法人評価に関する有識者会議に諮り、必要な意見の提言を受けている。							
	実施体制	医療リハビリテーションセンター:119人(平成29年4月1日現在)							
25年度予算額 (千円)	7,144,196	26年度予算額 (千円)	7,111,072	27年度予算額 (千円)	7,186,446	28年度予算額 (千円)	9,896,167 <small>※法人の統合による増</small>	29年度予算額 (千円)	9,726,443
うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-
25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	7,144,196	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	7,111,072	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	7,186,446	28年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	9,896,167	29年度雇用勘定予算額: (千円) 29年度一般勘定予算額: (千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない	
25年度 予算執行率(%)	100.0	26年度 予算執行率(%)	100.0	27年度 予算執行率(%)	100.0	28年度 予算執行率(%)	100.0		
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合はその旨記載)	四肢、せき損、頭部外傷等による中枢神経麻痺などの障害を被った労働者、重度の脊椎、脊髄障害を被った労働者に対し、専門的な治療及び高度な医療水準のリハビリテーションを行い、職場復帰のために職業訓練までも行うことが出来る施設は他にはなく、また、職場復帰等の比率が高い等実績もある。したがって、政策医療を実践し高度な医療、リハビリテーションの提供等を通じた被災労働者等の社会復帰の促進のために本事業は不可欠である。								
社会復帰促進等 事業で行う必要性	四肢、せき損、頭部外傷等による中枢神経麻痺などの障害を被った労働者、重度の脊椎、脊髄障害を被った労働者に対し、専門的な治療及び高度な医療水準のリハビリテーションを行い、職場復帰のために職業訓練までも行うことが出来る施設であることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第1号に定める、社会復帰促進事業で行う必要性がある。								
28年度目標	アウトカム 指標	四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師等の連携による高度専門的医療の提供に加え、職業リハビリテーションセンターをはじめ広域の関係機関との連携・紹介の推進により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。	28年度実績	○	医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合:89.3%(前年度実績:92.9%)※医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者92人/四肢脊椎の障害・中枢神経麻痺患者の退院患者数103人	-	-	-	-
	アウトプット 指標	年間12回を目標に職業リハビリテーションセンター((独)高齢・障害・求職者支援機構)との間で、職業評価会議を開催し、個々の患者のリハビリテーションの評価を行い、患者毎のリハビリテーションのプログラムの改良及び退院後のケア(OA講習等)を実施し、社会復帰の促進を図る。		○	職業リハビリテーションセンター((独)高齢・障害・求職者支援機構)との間で、職業評価会議を12回開催した(運営協議会、OA講習を含む)。				
28年度目標を達成 (未達成)の理由 (原因)	患者ごとの障害に応じて作成したプログラムに基づき診療に当たるとともに、以下の取組により患者の職場・自宅復帰を支援したことが奏効した。 ① チーム医療の実施・在宅就労支援プログラム等の実施 ② 職業リハビリテーションセンターとの合同評価会議の実施等相互連携 ③ 退院後のQOLの向上に資するため、患者の状況に応じた他医療機関への紹介、退院前の家庭訪問による環境評価及び三次元コンピュータグラフィックスによる住宅改造支援等の実施								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	平成28年度目標を達成するために特に効果のあった以下の手法について、今後も積極的に活用していくこととする。 ① チーム医療の実施・在宅就労支援プログラム等の実施 ② 職業リハビリテーションセンターとの合同評価会議の実施等相互連携によるリハビリテーションの評価、患者ごとのプログラム改良及び退院後のケアの実施 ③ 退院後のQOLの向上に資するため、患者の状況に応じた他医療機関への紹介、退院前の家庭訪問による環境評価及び三次元コンピュータグラフィックスによる住宅改造支援等の実施								

四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	社会復帰の促進を図るため、年間12回を目標に職業リハビリテーションセンター((独)高齢・障害・求職者支援機構)との間で職業評価会議を開催する。	左記指標についての事業実績等	28年度第一四半期	28年度第二四半期	28年度第三四半期	28年度第四四半期
				3回	3回	3回	3回
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-						
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続				
29年度事業概要	平成28年度と同様						
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続				
29年度目標(アウトカム指標)	四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師等の連携による高度専門的医療の提供に加え、職業リハビリテーションセンターをはじめ広域の関係機関との連携・紹介の推進により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。						
中期的な目標	(独)労働者健康安全機構の中期目標を達成する(対象期間:平成26年4月～平成31年3月)。なお、中期的な目標は、以下のとおり。 ○ 重度の被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に係る高度・専門的な医療を提供し、それぞれ医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。						
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	当該数値目標については、医療リハビリテーションセンターが提供する医療の質に加え、対象患者の傷病の重症度にも影響を受けるため、こうした不確実な要素に影響される取組について数値目標のアップを求めることは職員のモチベーション低下につながる懸念があるとともに、数値目標の達成を最優先とするあまり入院患者を意図的に選別するという事態にもつながりかねない。したがって、医療リハビリテーションセンターにおける実績の推移(右肩上がりではないこと)及び国民の視点から妥当と判断される水準等を考慮し、入院患者の重症度如何にかかわらず確実に達成すべき数値目標として、中期目標と同率の80%以上とした。						
29年度目標(アウトプット指標)	年間12回を目標に職業リハビリテーションセンター((独)高齢・障害・求職者支援機構)との間で、職業評価会議を開催し、個々の患者のリハビリテーションの評価を行い、患者毎のリハビリテーションのプログラムの改良及び退院後のケア(OA講習等)を実施し、社会復帰の促進を図る。						
29年度重点施策との関係	-						
30年度要求に向けた事業の方向性	引き続き実施						
30年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	社会復帰の促進を図るため、年間12回を目標に職業リハビリテーションセンター((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構)との間で職業評価会議を開催する。	左記指標についての事業実績等	29年度第一四半期	29年度第二四半期	29年度第三四半期	29年度第四四半期
				3回	3回	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-						
その他特記事項	【独立行政法人評価に関する有識者会議の意見を踏まえた厚生労働大臣の平成28年度業務実績評価】全体として、おおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。						

事業名	独立行政法人労働者健康安全機構運営費(総合せき損センターの運営)						事業番号 (29年度)	7-3	
							事業番号 (28年度)	7-3	
事業の別	社会復帰促進事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号、独立行政法人労働者健康安全機構法第12条第1項第1号)						担当係	機構・団体管理室 機構調整第一係	
実施主体	(独)労働者健康安全機構						事業開始年度	平成16年度	
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input checked="" type="checkbox"/> その他(運営費交付金)								
事業 /制度 概要	目的 (何のため)	(1)被災労働者であつてせき髄損傷者等(外傷性せき髄障害を受けた者及びこれに類する外傷性障害を受けた者をいう。)に対する総合的な診療及びリハビリテーション (2)せき髄損傷者等に関するリハビリテーション医学の臨床的研究、日常生活用具の開発研究等せき髄損傷者等の社会復帰に関する研究 (3)労働基準監督署長の委託を受けて行う労働者の業務上の事由又は通勤による負傷又は疾病に係る認定検査 (4)健康保険その他の社会保険及び社会保障関係のせき髄損傷者等に対する総合的な診療及びリハビリテーション							
	対象 (誰/何を対象に)	被災労働者							
	事務・事業 のスキーム (決定ス キームを 含む)	・労働災害等による外傷により脊椎、せき髄に重度の障害を被った労働者に対し、受傷直後から一貫したチーム医療を実施するとともに、高度かつ専門的な医療水準の治療及び医学的リハビリテーションを行い、早期の職場・自宅復帰を図るため、総合せき損センター(2箇所)を設置。 ・麻痺を克服し、生活自立を目指すため、治療からリハビリテーション、さらに重度障害者の支援機器等の開発を行うなど総合的なせき髄損傷の専門施設。 ・独立行政法人評価に関する有識者会議に諮り、必要な意見の提言を受けている。							
	実施 体制	総合せき損センター:341人(平成29年4月1日現在)							
25年度予算額 (千円)	7,144,196	26年度予算額 (千円)	7,111,072	27年度予算額 (千円)	7,186,446	28年度予算額 (千円)	9,896,167	29年度予算額 (千円)	9,726,443
うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-
25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	7,144,196	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	7,111,072	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	7,186,446	28年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	9,896,167	29年度雇用勘定予算額: (千円) 29年度一般勘定予算額: (千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない	
25年度 予算執行率(%)	100.0	26年度 予算執行率(%)	100.0	27年度 予算執行率(%)	100.0	28年度 予算執行率(%)	100.0		
事業/制度の必要性 (緊急性がある場合はその旨記載)	業務災害又は通勤災害等によるせき髄損傷者等(外傷性せき髄障害を受けた者及びこれに類する外傷性障害を受けた者)に対し、専門的な治療及び高度な医療水準のリハビリテーションを行うことが出来る施設は他にはなく、社会復帰等の比率が高い等実績もある。したがって、政策医療を実践し高度な医療、リハビリテーションの提供等を継続するために本事業は不可欠である。								
社会復帰促進等 事業で行う必要性	業務災害又は通勤災害等によるせき髄損傷者等(外傷性せき髄障害を受けた者及びこれに類する外傷性障害を受けた者)に対し、専門的な治療及び高度な医療水準のリハビリテーションを行うことが出来る施設であることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第1号に規定する、社会復帰促進事業で行う必要性がある。								
28年度 目標	アウトカム 指標	外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師等による受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度専門的医療の提供に努め、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。			28年度 実績	○	医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合:80.9% (前年度実績:80.4%) ※医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者186人/外傷性脊椎・脊髄損傷患者の退院患者数230人		
	アウトプット 指標	多職種間でせき損検討会を開催し、年間60症例を目標に、患者毎のリハビリテーションプログラムの改良等を実施し、社会復帰の促進を図る。				○	せき損検討会の開催実績:12回開催、検討症例実績:101症例		
28年度目標を達成 (未達成)の理由 (原因)	患者ごとの障害に応じて作成したプログラムに基づき診療に当たるとともに、以下の取組により患者の職場・自宅復帰を支援したことが奏効した。 ① チーム医療の実施 ② 患者の障害に応じた車いす・関連機器の改良・指導の実施 ③ 医療従事者や患者等を対象としたせき損医療に関する研修会の開催								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	平成28年度目標を達成するために特に効果のあった以下の手法について、今後も積極的に活用していくこととする。 ① チーム医療の実施 ② 患者の障害に応じた車いす・関連機器の改良・指導の実施 ③ 医療従事者や患者等を対象としたせき損医療に関する研修会の開催								
四半期単位での 事業実績等のモニ タリング(定量的な 指標を設定)	指標 設定	多職種間でせき損検討会を開催し、年間60症例を目標に、患者毎のリハビリテーションプログラムの改良等を実施する。			左記指標に ついての事 業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期
						24症例	23症例	27症例	27症例

上記モニタリングの指標を設定できない理由	-						
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続				
29年度事業概要	平成28年度と同様						
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続			
29年度目標(アウトカム指標)	外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師等による受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度専門的医療の提供に努め、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。						
中期的な目標	(独)労働者健康安全機構の中期目標を達成する(対象期間:平成26年4月～平成31年3月)。なお、中期的な目標は、以下のとおり。 ○ 重度の被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、外傷による脊椎・せき髄障害患者に係る高度・専門的医療を提供し、更に地域との連携を密にして、それぞれ医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。						
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	当該数値目標については、総合せき損センターが提供する医療の質に加え、対象患者の傷病の重症度にも影響を受けるため、こうした不確実な要素に影響される取組について数値目標のアップを求めることは職員のモチベーション低下につながる懸念があるとともに、数値目標の達成を最優先とするあまり入院患者を意図的に選別するという事態にもつながりかねない。したがって、総合せき損センターにおける実績の推移(右肩上がりではないこと)及び国民の視点から妥当と判断される水準等を考慮し、入院患者の重症度如何にかかわらず確実に達成すべき数値目標として、中期目標と同率の80%以上とした。						
29年度目標(アウトプット指標)	多職種間でせき損検討会を開催し、年間100症例を目標に、患者毎のリハビリテーションプログラムの改良等を実施し、社会復帰の促進を図る。						
29年度重点施策との関係	-						
30年度要求に向けた事業の方向性	引き続き実施						
30年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	多職種間でせき損検討会を開催し、年間100症例を目標に、患者毎のリハビリテーションプログラムの改良等を実施する。	左記指標についての事業実績等	29年度第一四半期	29年度第二四半期	29年度第三四半期	29年度第四四半期
				46症例	38症例	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-						
その他特記事項	【独立行政法人評価に関する有識者会議の意見を踏まえた厚生労働大臣の平成28年度業務実績評価】全体として、おおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。						

事業名	独立行政法人労働者健康安全機構運営費(産業殉職者慰霊事業)							事業番号 (29年度)	7-4
								事業番号 (28年度)	7-5
事業の別	被災労働者等援護事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号、独立行政法人労働者健康安全機構法第12条第1項第8号)							担当係	機構・団体管理室 機構調整第一係
実施主体	(独)労働者健康安全機構							事業開始年度	平成16年度
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: ) 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input checked="" type="checkbox"/> その他(運営費交付金)								
事業 /制度 概要	目的 (何のため)	業務災害又は通勤災害による殉職者の御霊を合祀するため、高尾みこころも霊堂を設置・運営する。							
	対象 (誰/何を 対象に)	産業殉職者及びその遺族							
	事務・事業 のスキーム (決定ス キームを 含む)	・産業災害により殉職された人を慰霊するため、高尾みこころも霊堂で、毎年秋に各都道府県の遺族代表をはじめ政財界、労働団体の代表等の参列の下、産業殉職者合祀慰霊式を行っている。 ・独立行政法人評価に関する有識者会議に諮り、必要な意見の提言を受けている。							
	実施 体制	本部:産業保健・賃金援護部 2人(平成29年4月1日現在) ※施設の管理運営業務は業務委託により実施							
25年度予算額 (千円)	7,144,196	26年度予算額 (千円)	7,111,072	27年度予算額 (千円)	7,186,446	28年度予算額 (千円)	9,896,167	29年度予算額 (千円)	9,726,443
うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-
25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	7,144,196	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	7,111,072	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	7,186,446	28年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	9,896,167	29年度雇用勘定予算額: (千円) 29年度一般勘定予算額: (千円) ※予算執行率は 行政経費を考慮していない	
25年度 予算執行率(%)	100.0	26年度 予算執行率(%)	100.0	27年度 予算執行率(%)	100.0	28年度 予算執行率(%)	100.0		
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合 はその旨記載)	高尾みこころも霊堂は、日本の産業経済の発展に寄与しながら不幸にして産業災害で亡くなられた産業殉職者を慰霊するため、産業殉職者の方々の御霊を奉安するとともに、遺骨及び遺品を納めるために設けられた日本唯一の施設であり、労働者災害補償保険法の目的の一つである被災労働者及びその遺族の援護を図るための施設として、極めて必要性が高いもの。 (参考) 昭和47年の開堂以来5年ごとに産業殉職者合祀慰霊式に皇太子殿下・妃殿下の行啓を仰いでおり、平成24年9月は皇太子殿下が行啓された。また、平成21年3月及び平成27年4月には天皇皇后両陛下が行幸啓された。								
社会復帰促進等 事業で行う必要性	労働者災害補償保険法の目的の一つである被災労働者及びその遺族の援護を図るための施設であることから、当該施設の運営は、労働者災害補償保険法第29条第1項第2号に規定する労働者等援護等事業で行う必要性がある。								
28年度 目標	アウトカム 指標	慰霊式及び霊堂についての満足度調査を実施し、遺族等から霊堂の場にふさわしいとの評価を90%以上得る。			28年度 実績	○	慰霊の場にふさわしいとの評価:95.5%(前年度実績:95.0%) ※満足の評価(512人)/参列者(アンケート回答者)536人 霊堂職員の接遇研修を実施し、接遇の向上に努めた。		
	アウトプット 指標	満足度調査に基づく参拝者等からの要望等について、年4回以上の検討会を開催する。			アウトプット 指標	○	満足度調査に基づく参拝者等からの要望等について、検討会を年4回実施した。		
28年度目標を達成 (未達成)の理由 (原因)	満足度調査の結果に基づき、以下の環境整備等に努めたことが奏効し、目標を達成できた。 ① 納骨等に関する遺族からの相談に対応するとともに、植栽等による環境整備に努めた。 ② 慰霊式当日は、慰霊式開始までの待機場所として新たにテントを設置するとともに、より多くの参列者が後方からでも容易に慰霊式の様子が見られるよう式場内高所にTVモニターを設置した。								
理由(原因)を踏ま えた改善すべき事 項、今後の課題	平成28年度目標を達成するために、効果のあった納骨等に関する相談、満足度調査結果から分析した改善策の実施等を引き続き行い、慰霊の場にふさわしい環境の整備に努めていく。								
四半期単位での 事業実績等のモニ タリング(定量的な 指標を設定)	指標 設定	満足度調査に基づく参拝者等からの要望等について、年4回以上の検討会を開催し、業務改善を図る。			左記指標に ついての事 業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期
						1回	1回	1回	1回
上記モニタリン グの指標を設定 できない理由	-								
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						



29年度事業概要	平成28年度と同様						
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続		
29年度目標(アウトカム指標)	慰霊式及び霊堂についての満足度調査を実施し、遺族等から慰霊の場にふさわしいとの評価を90%以上得る。						
中期的な目標	(独)労働者健康安全機構の中期目標を達成する(対象期間:平成26年4月~平成31年3月)。なお、中期的な目標は、以下のとおり。 ・産業殉職者の慰霊の場にふさわしい環境整備を行い、遺族等から慰霊の場にふさわしいとの評価を毎年90%以上得ること。						
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	平成17年度以降、90%を超える評価を得ており、十分に高い水準であることから、引き続き90%以上としたものである。						
29年度目標(アウトプット指標)	満足度調査に基づく参拝者等からの要望等について、年4回以上の検討会を開催する。						
29年度重点施策との関係	-						
30年度要求に向けた事業の方向性	引き続き実施						
30年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	満足度調査に基づく参拝者等からの要望等について、年4回以上の検討会を開催し、業務改善を図る。	左記指標についての事業実績等	29年度第一四半期	29年度第二四半期	29年度第三四半期	29年度第四四半期
				1回	1回	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-						
その他特記事項	【独立行政法人評価に関する有識者会議の意見を踏まえた厚生労働大臣の平成28年度業務実績評価】全体として、おおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。						

事業名	独立行政法人労働者健康安全機構運営費(治療就労両立センターの運営)						事業番号 (29年度)	7-5	
							事業番号 (28年度)	7-6	
事業の別	社会復帰促進事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号、独立行政法人労働者健康安全機構法第12条第1項第1号)						担当係	機構・団体管理室 機構調整第一係	
実施主体	(独)労働者健康安全機構						事業開始年度	平成16年度	
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先: ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input checked="" type="checkbox"/> その他(運営費交付金)								
事業/制度概要	目的 (何のため)	予防医療及び治療と就労の両立支援に関する調査研究を推進することにより、職場における勤労者の健康確保並びに傷病による休業等からの職場復帰及び治療と就労の両立に寄与する。							
	対象 (誰/何を対象に)	勤労者							
	事業・事業のスキーム (決定スキームを含む)	・全国9箇所に治療就労両立支援センターを設置し、作業態様と疾病の発症との因果関係の情報収集及び調査研究、作業関連疾患の発症の予防及び増悪の防止並びに傷病による休業等からの職場復帰及び治療と就労の両立に関する勤労者に対する健康相談及び指導に係る事例の収集・集積その他の情報の収集及び調査研究を実施。 ・独立行政法人評価に関する有識者会議に諮り、必要な意見の提言を受けている。							
	実施体制	治療就労両立支援センター(全国9センター):47人(平成29年4月1日現在)							
25年度予算額 (千円)	7,144,196	26年度予算額 (千円)	7,111,072	27年度予算額 (千円)	7,186,446	28年度予算額 (千円)	9,896,167 <small>※法人の都合による増</small>	29年度予算額 (千円)	9,726,443
うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-
25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	7,144,196	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	7,111,072	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	7,186,446	28年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	9,896,167	29年度雇用勘定予算額: (千円) 29年度一般勘定予算額: (千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない	
25年度 予算執行率(%)	100.0	26年度 予算執行率(%)	100.0	27年度 予算執行率(%)	100.0	28年度 予算執行率(%)	100.0		
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合はその旨記載)	雇用年齢の引上げによる勤労者の高齢化の進展に伴い、高い疾病罹患リスクを抱える勤労者や、医療技術の進歩も相まって治療を受けながら就労する勤労者の増加が懸念されている中で、疾病予防や治療と就労の両立支援を全国の事業場や医療機関が取り組むための指導手法やマニュアル等の開発に向けた調査研究を行う本事業は、全国の勤労者の健康確保と就労継続による福祉の増進を図るために、不可欠な事業である。								
社会復帰促進等 事業で行う必要性	本事業は、全国の勤労者の健康確保と就労継続による福祉の増進を図るための事業であることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第1号に規定する、社会復帰促進事業で行う必要性がある。								
28年度目標	アウトカム 指標	治療と就労の両立について支援した罹患者にアンケートを行い、80%以上から有用であった旨の評価を得る。			アウトカム 指標	○	有用であった旨の評価:97.8% ※「有用であった」旨の回答(89件)/回答者数(91件)		
	アウトプット 指標	(独)労働者健康安全機構の中期目標を達成する(対象期間:平成26年4月~平成31年3月)ために、平成28年度は以下のとおり取り組む。 ① 予防法・指導法の開発テーマ研究実施計画を9件以上策定する。 ② 4つの疾病分野について、それぞれ医療機関向けのマニュアルを作成する。			アウトプット 指標	○	①指導の実践、指導事例の集積に新たに着手した予防法・指導法の開発研究テーマ:18件 ②医療機関向けのマニュアル作成:4分野		
28年度目標を達成 (未達成)の理由 (原因)	平成28年度目標を達成するために、以下の対策・手法等をとったことが目標を達成した理由と考えている。 ① 復職コーディネーターを中心とした支援チームが両立支援の実践や事例収集に取り組み、四半期毎に本部で各分野の症例収集状況や問題点等について情報を収集し、全施設へフィードバックを行った。また、復職(両立支援)コーディネーター研修において基礎研修を2回、応用研修を1回開催し、質の向上及びスキルアップを図った。 ② 特任研究ディレクター、本部研究ディレクターをメンバーとする「治療就労両立支援センター事業に関する検討会」を開催し、各研究代表者が作成した18テーマの「予防医療モデル調査研究実施・普及計画書」について研究計画の妥当性及び改善点等に関する検討を行い、その結果を研究計画に反映させる等、より確実な研究成果を挙げられるよう取り組んだ。 ③ 外部有識者を含めた会議等を開催し、マニュアル骨子案の作成を行い平成29年3月に完成した。								
理由(原因)を踏 まえた改善すべき 事項、今後の課題	平成28年度目標を達成するために特に効果のあった以下の手法について、今後も積極的に活用していくこととする。 平成27・28年度に開催した「復職(両立支援)コーディネーター研修」の受講者アンケート結果から有用であると評価され、医療機関と企業の橋渡しするコーディネーターの重要性が世間に認知されつつある中、さらに多くのコーディネーターを養成するため、平成29年度からは、一般の医療機関からも受講生を募集する。								
四半期単位での 事業実績等のモニ タリング(定量的 な指標を設定)	指標 設定	① 予防法・指導法の開発テーマの研究実施計画を9件以上策定し、それを踏まえた指導の実践、指導事例の集積に着手する。 ② 4つの疾病分野について、それぞれ医療機関向けのマニュアルを作成する。			左記指標に ついての事 業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期
						①18件(累計) ②4分野(累計) (がん、糖尿病、脳卒中、メンタルヘルス不調)	①18件(累計) ②4分野(累計) (がん、糖尿病、脳卒中、メンタルヘルス不調)	①18件(累計) ②4分野(累計) (がん、糖尿病、脳卒中、メンタルヘルス不調)	①18件(累計) ②4分野(累計) (がん、糖尿病、脳卒中、メンタルヘルス不調)
上記モニタ リングの指標を設定 できない理由	-								
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						

29年度事業概要	平成28年度と同様						
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続		
29年度目標(アウトカム指標)	治療と就労の両立について支援した雇患者にアンケートを行い、80%以上から有用であった旨の評価を得る。						
中期的な目標	<p>(独)労働者健康安全機構の中期目標を達成する(対象期間:平成26年4月～平成31年3月)。なお、中期的な目標は、以下のとおり。</p> <p>&lt;アウトカム指標&gt; 治療と就労の両立について支援した雇患者にアンケートを行い、80%以上から有用であった旨の評価を得る。</p> <p>&lt;アウトプット指標&gt; ① 過労死予防対策等の指導の実践により、指導事例等を集積し、予防法・指導法の分析、検証、開発を行い、産業保健総合支援センター等を介し、事業場への普及啓発を行う。また、予防法・指導法の開発については、45件行う。 ② 治療と就労の両立について支援事例の分析、評価を行って医療機関向けのマニュアルを作成し、労災指定医療機関等への普及を図る。</p>						
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	平成26年度から取組を開始した治療と就労の両立支援について、治療就労両立支援チームの一員として、治療計画と両立支援計画を雇患者、主治医、事業場と情報共有し、障壁を整理して仲介・調整する役割を担う両立支援コーディネーターの養成に鋭意努めてきたことから、支援を実施した雇患者からの有用度評価を80%以上とした。						
29年度目標(アウトプット指標)	<p>(独)労働者健康安全機構の中期目標を達成する(対象期間:平成26年4月～平成31年3月)ために、平成29年度は以下のとおり取り組む。</p> <p>① 中期目標期間中に予防法・指導法を45件開発するに当たり、平成29年度は平成26年度～28年度に研究実施計画を策定した42件の研究テーマについて指導の実践、指導事例の集積等を実施するとともに、新たに3件以上の研究実施計画を策定する。</p> <p>② 平成28年度に作成した医療機関向けマニュアルを活用して、コーディネーターを中心とした支援チームにより、年間500件以上の職場復帰や治療と就労の両立支援の事例収集を行う。</p>						
29年度重点施策との関係	-						
30年度要求に向けた事業の方向性	引き続き実施						
30年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	① 予防法・指導法の開発テーマの研究実施計画を3件以上策定し、それを踏まえた指導の実践、指導事例の集積に着手する。 ② 医療機関向けマニュアルを活用して、コーディネーターを中心とした支援チームにより、年間500件以上の職場復帰や治療と就労の両立支援の事例収集を行う。	左記指標についての事業実績等	29年度 第一四半期 ①3件 ②427件	29年度 第二四半期 ①3件(累計) ②520件(累計)	29年度 第三四半期 -	29年度 第四四半期 -
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-						
その他特記事項	【独立行政法人評価に関する有識者会議の意見を踏まえた厚生労働大臣の平成28年度業務実績評価】 全体として、おおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。						

事業名	独立行政法人労働者健康安全機構運営費(労働安全衛生総合研究所の運営)				事業番号 (29年度)	7-6				
					事業番号 (28年度)	7-7				
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)				担当係	機構・団体管理室 機構調整第一係				
実施主体	(独)労働者健康安全機構				事業開始年度	平成18年度				
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先: ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付 <input checked="" type="checkbox"/> その他(運営費交付金)									
事業 / 制度 概要	目的 (何のため)	労働者の安全及び健康の確保に資するため、下記の調査及び研究を行う。 ①プレス、木材加工機械等による労働災害、建設業における足場の倒壊、墜落、土砂崩壊による労働災害、 化学設備等における爆発火災災害、感電災害等を防止するための産業安全面の調査及び研究 ②じん肺、職業がん、腰痛等の職業性疾病、メンタルヘルス、健康保持増進、有害物質を除去するための局所排気装置等に関する 労働衛生面の調査及び研究								
	対象 (誰/何を 対象に)	事業者、労働者								
	事業・事 業のスキ ーム (決定ス キームを 含む)	・心用研究の基本である測定や分析等の基盤技術の研究を行うとともに、労働災害の発生現場における原因調査、事業場の労働現場の実態把握 等を踏まえて研究課題を選定し、研究所内の実験設備及び現場を用いた再現実験等を通して災害原因の詳細な究明と防止策について調査及び研 究を行う。 ・研究の成果については、行政施策の策定に活用されるほか、論文等として一般に公表する。 ・その他、重大な労働災害や原因究明が困難な労働災害について、行政の要請を受けて研究員を派遣し、災害調査の実施を通して災害原因を科 学技術的な側面から究明した上で、行政に報告する。 ・独立行政法人評価に関する有識者会議に諮り、必要な意見の提言を受けている。								
	実施 体制	労働安全衛生総合研究所常勤職員:91人(平成29年4月1日現在)								
25年度予算額 (千円)	1,561,074	26年度予算額 (千円)	1,836,915	27年度予算額 (千円)	1,868,788	28年度予算額 (千円)	9,896,167	29年度予算額 (千円)	9,726,443	
うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	
25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	1,561,074	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	1,836,915	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	1,868,788	28年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	9,896,167	29年度雇用勘定予算額: (千円) 29年度一般勘定予算額: (千円) ※予算執行率は 行政経費を考慮していない		
25年度 予算執行率(%)	100.0	26年度 予算執行率(%)	100.0	27年度 予算執行率(%)	100.0	28年度 予算執行率(%)	100.0			
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合 はその旨記載)	労働現場の実態を見ると、産業構造の変化、急速な技術革新の中で、労働態様、使用される機械・設備、原材料となる化学物質等は絶え ず新しいものになっており、安全衛生分野の規制はその時々に応じて最新の科学的知見、データ、技術で裏打ちされたものであることが 求められている。 そのため、最新の科学的知見である安全衛生分野の調査及び研究が必要である。なお、欧米先進国においても、同様の観点から安全衛 生行政は国立の研究機関を有している。									
社会復帰促進等事 業で行う必要性	本事業は、安全衛生分野の規制のために必要となる最新の科学的知見等を得るための調査及び研究を実施するものである。これは労働 者の安全及び衛生の確保に資するものであり、労働災害補償法第29条第1項第3条に適用事業であるため、社会復帰促進事業等で行う必 要がある。									
28年度 目標	アウトカム 指標	(独)労働安全衛生総合研究所第二期中期 目標(5年間で50件)に向けて、調査研究で得 られた科学的知見が、労働安全衛生関係法 令・指針・通達、国内外の労働安全衛生に関 する基準の制改定等へ反映された件数を10 件程度とする。			28年度 実績	○	調査研究で得られた科学的知見について、労働安全衛生関係法令・ 指針・通達、国内外の労働安全衛生に関する基準の制改定等20件 に対して反映された。			
	アウトプット 指標	中期計画に示したプロジェクト研究課題のうち の10課題を実施する。				○	プロジェクト研究課題10課題を実施した。			
28年度目標を達成 (未達成)の理由 (原因)	内部評価や所内研究発表会等の研究管理システムを活用し、研究の実施や論文発表等についての進行管理を徹底した結果、目標を達 成することができた。									
理由(原因)を踏ま えた改善すべき事 項、今後の課題	引き続き、研究の進行管理の徹底を図り、より大きな研究成果を上げていく。									
四半期単位での事 業実績等のモニタ リング(定量的な指 標を設定)	指標設 定	-			左記指標につ いての事業実 績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期	
						-	-	-	-	
上記モニタリン グの指標を設定で きない理由	科学的知見の施策への反映は、時期に規則性があるわけではなく1年の中で実施するものであり、四半期ごとのモニタリングにはなじまな いため。									
評価	A				成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					

29年度事業概要	平成28年度と同様						
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	A				成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続	
29年度目標(アウトカム指標)	(独)労働者健康安全機構第三期中期目標(3年間で30件)に向けて、調査研究で得られた科学的知見が、労働安全衛生関係法令・指針・通達、国内外の労働安全衛生に関する基準の制改定等へ反映された件数を15件程度とする。						
中期的な目標	(独)労働者健康安全機構第三期中期目標(平成28年4月1日付け厚生労働大臣決定)のとおり、中期目標期間中に30件以上、労働安全衛生法令に関する法令、国内基準、国際基準の制定等への科学技術的貢献を実現する。						
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	<p>(独)労働者健康安全機構第三期中期目標(平成28年4月1日付け厚生労働大臣決定)で「労働安全衛生に関する法令、国内基準、国際基準の制定等への科学技術的貢献(中期目標期間中30件以上)」という目標が定められており、29年度の目標は、当該目標を達成するための単年度目標であるが、調査研究により得られた最新の科学的知見を関係法令等の施策に反映することは労働災害の防止に資することから、反映件数をアウトカム指標とした。</p> <p>なお、アウトカム指標に定めた研究課題(9課題)は以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)大規模生産システムへの適用を目的とした高機能安全装置の開発に関する研究</li> <li>(2)医療施設における非電離放射線ばく露の調査研究</li> <li>(3)労働者の疲労回復を促進する対策に関する研究</li> <li>(4)数値解析を活用した破損事故解析の高度化に関する研究</li> <li>(5)山岳及びシールドトンネル建設工事中の労働災害の防止に関する研究</li> <li>(6)テールゲートリフターからの転落防止設備の開発と検証</li> <li>(7)諸外国における労働安全衛生に関する施策や規制の動向調査と展開の検討</li> <li>(8)化学物質のばく露評価への個人ばく露測定の実用に関する研究</li> <li>(9)防護服着用作業における暑熱負担等の軽減策に関する研究</li> </ol>						
29年度目標(アウトカム指標)	中期計画に基づくプロジェクト研究課題および前中期計画より継続実施しているプロジェクト研究9課題を実施する。						
29年度重点施策との関係	-						
30年度要求に向けた事業の方向性	(独)労働健康安全機構第三期中期目標を達成するための研究を実施する。						
30年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等	29年度第一四半期	29年度第二四半期	29年度第三四半期	29年度第四四半期
				-	-	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	科学的知見の施策への反映は、時期に規則性があるわけではなく1年の中で実施するものであり、四半期ごとのモニタリングにはなじまないため。						
その他特記事項	【独立行政法人評価に関する有識者会議の意見を踏まえた厚生労働大臣の平成28年度業務実績評価】全体として、おおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。						

事業名	独立行政法人労働者健康安全機構運営費(化学物質の有害性調査等事業)						事業番号 (29年度)	7-7		
							事業番号 (28年度)	7-8		
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	機構・団体管理室 機構調整第一係 業務係		
実施主体	(独)労働者健康安全機構						事業開始年度	平成12年度		
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕(補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input checked="" type="checkbox"/> その他(運営費交付金)									
事業/ 制度概要	目的 (何のため)	化学物質による職業がんの防止を図るため、発がん性試験等を計画的に実施し、化学物質の有害性の有無を明らかにする。								
	対象 (誰/何を 対象に)	事業場で取り扱われる化学物質								
	事務・事業のスキーム(決定スキームを含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>吸入ばく露試験等の化学物質に係る発がん性試験等を計画的に実施する。</li> <li>独立行政法人評価に関する有識者会議に諮り、必要な意見の提言を受けている。</li> </ul>								
	実施体制	(独)労働者健康安全機構 日本バイオアッセイ研究センターが実施。								
25年度予算額 (千円)	825,440	26年度予算額 (千円)	839,094	27年度予算額 (千円)	856,374	28年度予算額 (千円)	9,896,167 <small>※法人の統合による増</small>	29年度予算額 (千円)	9,726,443	
うち行政経費	788	うち行政経費	480	うち行政経費	0	うち行政経費	-	うち行政経費		
25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	824,650	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	838,610	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	828,395	28年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	9,896,167	29年度雇用勘定予算額: (千円) 29年度一般勘定予算額: (千円) ※予算執行率は 行政経費を考慮していない		
25年度 予算執行率(%)	100.0	26年度 予算執行率(%)	100.0	27年度 予算執行率(%)	96.7	28年度 予算執行率(%)	100.0			
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合はその旨記載)	労働安全衛生法第57条の5の規定により、国は自ら化学物質の有害性の調査を実施するよう努めるものとされており、労働者の化学物質による健康障害を防止するためにも必要である。									
社会復帰促進等事業で行う必要性	化学物質による職業がんの防止を図るため、発がん性試験等を計画的に実施し、化学物質の有害性の有無を明らかにすることは、労働者の安全衛生確保に資するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に該当するものである。									
28年度 目標	アウトカム 指標	これまでの試験の結果、発がん性の認められた化学物質について、労働者の健康障害防止のための指針を公表する。			28年度 実績	アウトカム 指標	○	指針においては、個別物質ごとに健康障害防止措置(保護具・作業環境測定方法など)を示す必要があり、「化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会」に諮った上で、措置の内容について合意を得る必要があるが、平成28年度においては措置の内容がとりまとまったものはなかった。		
	アウトプット 指標	委託物質に係る発がん性試験等を適正に実施し、平成27年度に試験が終了する予定の1物質について、試験結果を公表する。				アウトプット 指標	○	対象物質に係る発がん性試験を適正に実施し、平成27年度試験終了のアクロレインの試験結果を厚生労働省HPIに公表した。		
28年度目標を達成 (未達成)の理由 (原因)	計画的に事業を実施したため。									
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き計画的に事業を実施していく。									
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-			左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期	
						-	-	-	-	
上記モニタリングの指標を設定できない理由	本事業は複数年度をかけて吸入ばく露試験を行うものであり、四半期単位での事業実績等のモニタリングになじまない。									
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						

29年度事業概要	平成28年度と同様						
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続		
29年度目標(アウトカム指標)	これまでの試験の結果、発がん性の認められた化学物質について、労働者の健康障害防止のための指針を公表する。						
中期的な目標	国から指定された物質に係る発がん性試験等を計画的に実施する。 (平成28年度より独立行政法人労働者健康安全機構所管事業となったもの。)						
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	試験結果について、国が実施する化学物質のリスク評価の際に基礎資料として活用され、当該化学物質による健康障害を防止することに寄与する。						
29年度目標(アウトプット指標)	対象物質に係る発がん性試験等を適正に実施し、平成28年度に試験が終了した1物質について、試験結果を公表する。						
29年度重点施策との関係	-						
30年度要求に向けた事業の方向性	本事業は国の既存化学物質評価10年計画において化学物質の発がん性が疑われるものに対して発がん性の有無、その強さを最終的に判断するための「吸入によるがん原性試験」を実施するための事業として位置づけられており、且つ成果目標も達成しているため今後とも継続して実施していく予定。						
30年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等	29年度 第一四半期	29年度 第二四半期	29年度 第三四半期	29年度 第四四半期
				-	-	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	本事業は複数年度をかけて吸入ばく露による発がん性試験を行うものであり、四半期単位での事業実績等のモニタリングになじまない。						
その他特記事項	【独立行政法人評価に関する有識者会議の意見を踏まえた厚生労働大臣の平成28年度業務実績評価】 全体として、おおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。						

事業名	独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費							事業番号 (29年度)	8
								事業番号 (28年度)	8
事業の別	社会復帰促進事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1,3号、独立行政法人労働者健康安全機構法第12条第1項第1,2,3,4,7,8号)							担当係	機構・団体管理室 機構調整第一係
実施主体	(独)労働者健康安全機構							事業開始年度	平成16年度
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等: ) <input checked="" type="checkbox"/> 補助金 (直接・間接) (補助先:(独)労働者健康安全機構 実施主体:(独)労働者健康安全機構) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	労働者の業務上の疾病等の療養や、その職場復帰・社会復帰を促進するための施設並びに安全衛生分野の調査及び研究、試験をするための施設に対して必要な整備等を行うことを目的としている。							
	対象 (誰/何を対象に)	(独)労働者健康安全機構が運営する施設							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	中期計画等で定めた施設整備計画に基づき、増改築等工事や機器整備を実施している。							
	実施体制	(独)労働者健康安全機構において実施							
25年度予算額 (千円)	2,660,648	26年度予算額 (千円)	2,640,064 (27年度に繰越額 1,183,889)	27年度予算額 (千円)	2,669,995 (28年度に繰越額 1,160,600)	28年度予算額 (千円)	2,815,173 (29年度に繰越額 406,981)	29年度予算額 (千円)	3,548,993
うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-
25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	2,653,340	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	865,341	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	1,462,615	28年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	2,350,625	29年度雇用勘定予算額: 29年度一般勘定予算額: ※予算執行率は 行政経費を考慮していない	(千円) (千円)
25年度 予算執行率(%)	99.7	26年度 予算執行率(%)	59.4	27年度 予算執行率(%)	96.9	28年度 予算執行率(%)	97.6		
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合はその旨記載)	<p>労働者の業務上の疾病等の療養や、職場復帰・社会復帰を促進するためには、労災疾病として、従来からあるじん肺、振動障害等の疾病や、今後増加が予想されるアスベスト疾患、職場環境の変化に伴うメンタル不調者などの健康問題等に適切に対応することが求められており、治療、リハビリ等を通して、職業生活の中断を早期に解消することは、国の労災補償行政にとって重要なものとなっている。</p> <p>このため、臨床データ等を基礎として労災疾病等に関する調査・研究を行い、モデル予防法、治療法や、早期職場復帰のための治療やリハビリのプログラム等を開発し、これらを広く地域の労災指定医療機関に普及することや、産業保健総合支援センターにおける産業医等に対する専門研修等を通じて、各労働者の疾病予防、健康管理等を推進し、労働者の健康の保持増進を行うこと、さらには、安全衛生分野の調査及び研究、試験を行うことは、社会復帰促進等を図る上で重要な事業であり、その土台となる施設改修・研究等機器の整備等については、社会復帰促進等事業で実施する必要がある。</p>								
社会復帰促進等 事業で行う必要性	<p>○臨床データ等を基礎として労災疾病等に関する調査・研究を行い、モデル予防法、治療法や、早期職場復帰のための治療やリハビリのプログラム等を開発し、これらを広く地域の労災指定医療機関に普及することや、産業保健推進センターにおける産業医等に対する専門研修等を通じて、各労働者の疾病予防、健康管理等を推進し、労働者の健康の保持増進を行うことは、社会復帰促進等を図る上で重要な事業であり、その土台となる施設改修・研究等機器の整備等については、労働者災害補償保険法第29条第1項第1号に規定する社会復帰促進事業で実施する必要がある。</p> <p>○安全衛生分野の調査及び研究、試験を確実かつ円滑に遂行するため、実施するものであり、これは労働者の安全及び衛生の確保に資するものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適用事業であり、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p>								
28年度目標	アウトカム 指標	① 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を年間4回以上開催し、適正な競争参加資格の設定や公告期間の十分な確保など契約の点検を実施することにより更なる適正化を図る。			28年度実績	○	① 調達等合理化計画に基づき、随意契約審査会による随意契約の事前点検等を実施、また、「契約監視委員会」についても引き続き計4回(6月、9月、12月、3月)開催、契約の点検を実施し事務処理等の適正化を図った。		
	アウトプット 指標	② 契約締結状況については、(独)労働者健康安全機構のホームページで公表し、引き続き透明性を確保する。					×	② 契約締結状況をホームページで随時公表した。	
28年度目標を達成 (未達成)の理由 (原因)	調達等合理化計画に基づき、随意契約審査会による随意契約の事前点検等を実施、また、契約監視委員会においては締結した契約の事後点検を実施したことから、契約の適正化を図りつつ施設整備を実施することができた。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	平成28年度目標を達成できたことから、今後も契約監視委員会による契約の点検及び適正化への取組と契約状況の公表を継続して行う。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-			左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期
						-	-	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	施設整備については、必要な増改築工事や機器整備を実施するものであり、定期的、定量的に行うものではないことから、四半期ごとの効果測定を行うことはなじまないため。								
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						



29年度事業概要	平成28年度と同様								
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続				
29年度目標 (アウトカム指標)	① 「独立行政法人における調達等合理化計画の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、随意契約の事前点検等、調達の合理化に努めることとし、「契約監視委員会」についても年間4回以上開催、契約の点検を実施し契約の適正化を図る。 ② 契約締結状況については、(独)労働者健康安全機構のホームページで公表し、引き続き透明性を確保する。								
中期的な目標	(独)労働者健康安全機構の中期目標を達成する(対象期間:平成26年4月～平成31年3月)。なお、中期的な目標は、以下のとおり。 ・(独)労働者健康安全機構が運営する施設に対して、施設整備及び機器整備を実施することにより、業務を円滑に行い、労働者の福祉の増進に寄与する。								
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	施設整備については、必要な増改築工事や機器整備を実施するものであることから、利用者の満足度等の測定にはなじまないが、それに代わり、増改築等工事や機器整備について、更なる適正化を図りつつ、透明性を確保して行われるような評価基準を設定した。								
29年度目標(アウトプット指標)	平成29年度施設整備計画に基づき、十分な公告期間の確保や資格要件等の緩和などにより一層の競争性を確保し、適正に施設整備を実施する。								
29年度重点施策との関係	-								
30年度要求に向けた事業の方向性	第3期中期計画に基づき適正に施設整備を実施する。								
30年度重点施策との関係	-								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-			左記指標についての事業実績等	29年度第一四半期	29年度第二四半期	29年度第三四半期	29年度第四四半期
						-	-	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	施設整備については、必要な増改築工事や機器整備を実施するものであり、定期的、定量的に行うものではないことから、四半期ごとの効果測定を行うことはなじまないため。								
その他特記事項	【独立行政法人評価に関する有識者会議の意見を踏まえた厚生労働大臣の平成28年度業務実績評価】全体として、おおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。								

事業名	労災疾病臨床研究補助金事業							事業番号 (29年度)	9
								事業番号 (28年度)	9
事業の別	社会復帰促進事業、安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号、第3号)							担当係	疾病調査研究補助金係
実施主体	個人、民間団体等							事業開始年度	平成26年度
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: ) <input checked="" type="checkbox"/> 補助金(直接・間接) (補助先:個人、民間団体等 実施主体:個人、民間団体等 ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	①多くの労働現場で発生している疾病や産業構造・職場環境等の変化に伴い勤労者の新たな健康問題として社会問題化している疾病等に関し、早期の職場復帰の促進、労災認定の迅速・適正化等に寄与する研究、②放射線業務従事者の健康影響に関する疫学研究、③過労死等防止対策推進法に基づく調査研究、について、広く研究者を募り補助を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。							
	対象 (誰/何を対象に)	研究を行う研究者、民間団体等に対して、研究に必要な経費を補助する。							
	事業・事業のスキーム (決定スキームを含む)	原則として公募により広く研究者を募り、外部有識者から構成される評価委員会において公募課題の評価を行い、研究課題を決定する。							
	実施体制	研究を行う研究者個人、民間団体等							
25年度予算額 (千円)	—	26年度予算額 (千円)	478,445	27年度予算額 (千円)	1,526,569	28年度予算額 (千円)	1,684,850	29年度予算額 (千円)	1,116,571
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	1,719	うち行政経費	—	うち行政経費	888
25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	460,162	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	1,524,850	28年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	1,684,850	29年度雇用助定予算額: 0 (千円) 29年度一般助定予算額: 0 (千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない	
25年度 予算執行率(%)	—	26年度 予算執行率(%)	96.2	27年度 予算執行率(%)	100.0	28年度 予算執行率(%)	100.0		
事業/制度の必要性 (緊急性がある場合はその旨記載)	早期の職場復帰の促進、労災認定の迅速・適正化などに寄与する研究、放射線業務従事者の健康影響に関する疫学研究、過労死等防止対策推進法に基づく調査研究について補助を行うことは、被災労働者の社会復帰の促進、保険給付の適切な実施の確保、労働者の安全及び衛生の確保に寄与することから、労働者災害補償保険法第29条の趣旨に鑑み、必要な事業である。 なお、本事業は、東京電力福島第一原発緊急作業従事者約2万人を対象とした放射線被ばくによる健康影響調査や国が過労死等に関する調査研究等を行うと規定された過労死等防止対策推進法に基づく調査研究、石綿関連疾患に係る治療手法及びケア手法に関する研究などを実施するものであり、緊急性のある事業である。								
社会復帰促進等 事業で行う必要性	本事業は、①多くの労働現場で発生している疾病や産業構造・職場環境等の変化に伴い勤労者の新たな健康問題として社会問題化している胆管がんやアスベスト関連疾患などの疾病等に関し、早期の職場復帰の促進、労災認定の迅速・適正化等に寄与する研究、②放射線業務従事者の健康影響に関する疫学研究、③過労死等防止対策推進法に基づく調査研究、について、広く研究者を募り補助を行うものであり、研究成果によって、被災労働者の社会復帰の促進、保険給付の適切な実施の確保、労働者の安全及び衛生の確保に寄与することから、社会復帰促進等事業で行う必要がある。								
28年度 目標	アウトカム 指標	労災疾病臨床研究中間・事後評価委員会において、研究課題の90%以上について7.0点以上(10点中)の評価を得る。			28年度 実績	アウトカム 指標	○	労災疾病臨床研究中間・事後評価委員会において、7.0点以上の評価を得た研究課題:100%(27課題)	
	アウトプット 指標	公募課題1件当たりの平均応募数2.0件以上				アウトプット 指標	○	公募課題1件当たりの平均公募数:2.6件(公募課題10件、応募数26件)	
28年度目標を達成 (未達成)の理由 (原因)	評価委員会において一定の評価を得た研究計画を着実に実施したこと及び評価委員会における委員からの評価(「評価できる点、推進すべき点」、「疑問点、改善すべき点」等)を研究者にフィードバックし、それを踏まえた研究を実施したこと等から、成果を上げている課題(継続すべき課題)として評価を得たものと考えられる。また、求めるべき研究の内容、その背景等を公募要項に詳細に記載し、公募期間等を広く周知したことで、目標を上回る公募数を得ることができたものと考えられる。								
理由(原因)を踏 まえた改善すべき 事項、今後の課 題	引き続き、評価委員会の評価内容を研究者にフィードバックし、それを踏まえ、研究計画に従って着実に研究を実施して一定の成果を上げてもらうよう努めるとともに、公募の際は、求める研究の内容等を詳細に記載し周知することに努める。								
四半期単位での 事業実績等のモニ タリング(定量的な 指標を設定)	指標 設定	—			左記指標に ついての事 業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期
上記モニタリン グの指標を設定 できない理由	本補助金で実施する研究は、1年～3年(一部5年)の期間で実施するものであり、四半期単位で定量的なモニタリング指標を設定することはなじまない。								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					

29年度事業概要	①多くの労働現場で発生している疾病や産業構造・職場環境等の変化に伴い勤労者の新たな健康問題として社会問題化している疾病等に関し、早期の職場復帰の促進、労災認定の迅速・適正化等に寄与する研究について、原則として公募により広く研究者を募り補助を行い、②放射線業務従事者の健康影響に関する疫学研究や③過労死等防止対策推進法に基づく調査研究(27年度開始)についても引き続き補助を行う。						
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、複数年度にまたがる事業であるため、引き続き成果目標を遵守できるように努める。				
29年度目標(アウトカム指標)	労災疾病臨床研究中間・事後評価委員会において、研究課題の90%以上について7.0点以上(10点中)の評価を得る。						
中期的な目標	-						
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	本事業は、研究課題ごとに評価委員会で研究成果について評価を受けるスキームを構築しており、このときの評価を、アウトカム指標にあてることとする。 中間・事後評価委員会においては、研究課題について総合的に評価を行い、10点中7点以上を、成果を上げている課題(継続すべき課題)の目安としていることから、研究課題の90%以上について7.0点以上の評価を得ることを目標とした。(参考)28年度の平均点:7.8点						
29年度目標(アウトプット指標)	公募課題1件当たりの平均応募数2.0件以上						
29年度重点施策との関係	-						
30年度要求に向けた事業の方向性	既の実施している研究を着実に実施し、一定の成果が得られるよう、必要な経費を適切に要求していく。						
30年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等	29年度第一四半期	29年度第二四半期	29年度第三四半期	29年度第四四半期
				-	-	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	本補助金で実施する研究は、1年～3年(一部5年)の期間で実施するものであり、四半期単位で定量的なモニタリング指標を設定することはなじまない。						
その他特記事項	-						

事業名	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料支給費						事業番号 (29年度)	10	
							事業番号 (28年度)	10	
事業の別	被災労働者等援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号)						担当係	企画法令係	
実施主体	都道府県労働局・労働基準監督署						事業開始年度	昭和43年度	
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業／制度概要	目的 (何のため)	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関し、一酸化炭素中毒にかかった労働者に対して特別の保護措置を講ずること等により、労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。							
	対象 (誰／何を対象に)	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症について労働者災害補償保険法の規定による療養補償給付を受けている被災労働者であつて、常時介護を必要とするもの。							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	都道府県労働局・労働基準監督署において、上記対象者から申請を受けて審査の上、以下の介護料を支給する。 ①常時監視及び介助を要するもの : 最高限度額 105,130円、最低保障額 57,110円 ②常時監視を要し、随時介護を要するもの : 最高限度額 78,850円、最低保障額 42,830円 ③常時監視を要するが、通常は介助を要しないもの : 最高限度額 52,570円、最低保障額 28,560円 (※いずれも平成29年度の月額)							
	実施体制	都道府県労働局及び労働基準監督署において実施							
25年度予算額 (千円)	10,165	26年度予算額 (千円)	8,929	27年度予算額 (千円)	8,924	28年度予算額 (千円)	7,971	29年度予算額 (千円)	7,191
うち行政経費	46	うち行政経費	41	うち行政経費	41	うち行政経費	35	うち行政経費	33
25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	7,698	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	6,849	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	6,189	28年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	5,930	29年度雇用助定予算額: (千円) 29年度一般助定予算額: (千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない	
25年度 予算執行率(%)	76.1	26年度 予算執行率(%)	77.1	27年度 予算執行率(%)	69.7	28年度 予算執行率(%)	74.7		
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合はその旨記載)	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法(以下「CO特措法」という。)に基づく介護料は、平成8年に労働者災害補償保険法において介護補償給付が創設されたことに伴い廃止されたが、介護補償給付制度の創設前から既に介護料を受給している者については、経過措置としてCO特措法に基づく介護料を引き続き受給することができることとされたものであり、本事業は法律上要請されている事業である。								
社会復帰促進等 事業で行う必要性	CO特措法に基づく介護料は、被災労働者の受ける介護の援護という労働者災害補償保険法第29条第1項第2号の目的に合致するものであり、また、CO特措法上も同項の社会復帰促進等事業とする旨明記されているため、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。								
28年度目標	アウトカム指標	申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合を80%以上とする。			アウトカム指標	○	申請から1か月以内に決定した割合は100%であった。(申請件数:37件、1か月以内に決定した件数:37件)		
	アウトプット指標	申請について迅速・適正に処理する。			アウトプット指標	○	申請のあったものについて、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理した。		
28年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	申請から支給決定まで迅速・適正に処理したため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。								
四半期単位の事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	28年度第一四半期	28年度第二四半期	28年度第三四半期	28年度第四四半期
						—	—	—	—
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合」を指標(目標は80%)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要がある。								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					

29年度事業概要	28年度と同様						
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続				
29年度目標(アウトカム指標)	申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合を80%以上とする。						
中期的な目標	—						
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する介護料支給については、支給対象者から申請があった際に審査し支給する事業であり、申請者の満足度等の測定になじまないものであるが、申請から支給決定までの期間を短縮することで、事業の効率性を高めることができるよう目標を設定した。 なお、アウトプット指標については、本経費が被災労働者の申請に基づく給付を行うものであり、定量的な活動指標を示すことが困難であるため、被災労働者の支援を図るべく、申請を迅速・適正に処理することを目標とした。						
29年度目標(アウトプット指標)	申請について迅速・適正に処理する。						
29年度重点施策との関係	—						
30年度要求に向けた事業の方向性	引き続き適切に実施する。						
30年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	29年度第一四半期	29年度第二四半期	29年度第三四半期	29年度第四四半期
				—	—	—	—
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合」を指標(目標は80%)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要がある。						
その他特記事項	—						

事業名	労災就労保育援護経費							事業番号 (29年度)	11
								事業番号 (28年度)	11
事業の別	被災労働者等援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号)							担当係	企画法令係
実施主体	都道府県労働局・労働基準監督署							事業開始年度	昭和45年度
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業/ 制度概要	目的 (何のため)	被災労働者及びその遺族の援護を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。							
	対象 (誰/何を対象に)	業務災害又は通勤災害によって死亡した被災労働者の遺族や、重度障害を受けられ、あるいは長期療養を余儀なくされた被災労働者又はその家族であって、就労のために子供の保育の必要が認められるもの。							
	事業・事業のスキーム (決定スキームを含む)	都道府県労働局・労働基準監督署において、上記対象者から申請を受けて審査の上、以下の労災就労保育援護費を支給する。 ・保育を要する児童…12,000円(要保育児1人につき月額) (※平成29年度の月額) なお、平成27年度の受給対象者数は479人。							
	実施体制	都道府県労働局及び労働基準監督署において実施							
25年度予算額 (千円)	3,019,914	26年度予算額 (千円)	2,981,125	27年度予算額 (千円)	3,021,306	28年度予算額 (千円)	3,001,124	29年度予算額 (千円)	2,856,144
うち行政経費	4,874	うち行政経費	4,997	うち行政経費	4,801	うち行政経費	4,757	うち行政経費	4,422
25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	2,882,061	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	2,760,507	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	2,669,646	28年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	2,645,289	29年度雇用勘定予算額: (千円) 29年度一般勘定予算額: (千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない	
25年度 予算執行率(%)	95.6	26年度 予算執行率(%)	92.8	27年度 予算執行率(%)	88.5	28年度 予算執行率(%)	88.3		
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合は その旨記載)	本事業は、保育に係る費用の一部を援護することにより、保育を必要とする児童を抱える労災年金受給権者又はその家族の就労を促進するものであり、被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業である。								
社会復帰促進等 事業で行う必要性	労災年金受給権者又はその家族の就労の促進を図る本事業は、被災労働者及びその遺族の援護を図るという、労働者災害補償保険法第29条第1項第2号の目的に合致するものであり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。								
28年度 目標	アウトカム 指標	申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合を80%以上とする。			28年度 実績	アウトカム 指標	○	申請から1か月以内に決定した割合は83.5%であった。 (申請件数:97件、1か月以内に決定した件数:81件)	
	アウトプット 指標	申請について迅速・適正に処理する。				アウトプット 指標	○	申請のあったものについて、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理した。	
28年度目標を達成 (未達成)の理由 (原因)	申請から支給決定まで迅速・適正に処理したため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。								
四半期単位での 事業実績等のモニタリング (定量的な指標を設定)	指標 設定	—			左記指標についての 事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期
		—				—	—	—	—
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合」を指標(目標は80%以上)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要がある。								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					

29年度事業概要	28年度と同様						
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続				
29年度目標(アウトカム指標)	申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合を80%以上とする。						
中期的な目標	—						
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	<p>「労災就労保育看護費」については、支給対象者等から申請があった際に、審査し、支給する事業であり、申請者の満足度等の測定になじまないが、申請から支給決定までの期間を短縮することで、事業の効率性を高めることができるよう目標を設定。</p> <p>なお、アウトプット指標については、本経費が被災労働者の申請に基づき給付を行うものであり、定量的な活動指標を示すことが困難であるため、被災労働者の支援を図るべく、申請を迅速・適正に処理することを目標とした。</p>						
29年度目標(アウトプット指標)	申請について迅速・適正に処理する。						
29年度重点施策との関係	—						
30年度要求に向けた事業の方向性	引き続き適切に実施する。						
30年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	29年度第一四半期	29年度第二四半期	29年度第三四半期	29年度第四四半期
				—	—	—	—
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合」を指標(目標は80%以上)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要がある。						
その他特記事項	—						

事業名	労災就学援護経費							事業番号 (29年度)	12	
								事業番号 (28年度)	12	
事業の別	被災労働者等援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号)							担当係	企画法令係	
実施主体	都道府県労働局・労働基準監督署							事業開始年度	昭和45年度	
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )									
事業/制度概要	目的 (何のため)	被災労働者及びその遺族の援護を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。								
	対象 (誰/何を対象に)	業務災害又は通勤災害によって死亡した被災労働者の遺族や、重度障害を受けられ、あるいは長期療養を余儀なくされた被災労働者で、その子供等に係る学資等の支弁が困難であると認められるもの。								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	都道府県労働局・労働基準監督署において上記対象者から申請を受けて審査の上、以下の労災就学援護費を支給する。 ①小学生・・・在学者1人につき月額14,000円 ②中学生・・・在学者1人につき月額18,000円(通信制課程に在学者にあっては15,000円) ③高校生等・・・在学者1人につき月額16,000円(通信制課程に在学者にあっては13,000円) ④大学生等・・・在学者1人につき月額39,000円(通信制課程に在学者にあっては30,000円) (※いずれも平成29年度の月額)								
	実施体制	都道府県労働局及び労働基準監督署において実施								
25年度予算額 (千円)	3,019,914	26年度予算額 (千円)	2,981,125	27年度予算額 (千円)	3,021,306	28年度予算額 (千円)	3,001,124	29年度予算額 (千円)	2,856,144	
うち行政経費	4,874	うち行政経費	4,997	うち行政経費	4,801	うち行政経費	4,757	うち行政経費	4,422	
25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	2,882,061	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	2,760,507	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	2,669,646	28年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	2,645,289	29年度雇用勘定予算額: (千円) 29年度一般勘定予算額: (千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない		
25年度 予算執行率(%)	95.6	26年度 予算執行率(%)	92.8	27年度 予算執行率(%)	88.5	28年度 予算執行率(%)	88.3			
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合はその旨記載)	本事業は、死亡労働者の子弟の就学状況の実態及び遺族等の要望などを勘案し、学資等の支弁が困難であると認められる者の学資等の一部を支給する事業であり、被災労働者及びその遺族の生活の援護を図るために必要な事業である。									
社会復帰促進等 事業で行う必要性	被災労働者及びその遺族に対し学資等の一部を支給する本事業は、被災労働者及びその遺族の援護を図るという労働者災害補償保険法第29条第1項第2号の目的に合致するものであり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。									
28年度目標	アウトカム指標	申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合を80%以上とする。			28年度実績	アウトカム指標	○	申請から1か月以内に決定した割合は86%であった。 (申請件数:912件、1か月以内に決定した件数:780件)		
	アウトプット指標	申請について迅速・適正に処理する。				アウトプット指標	○	申請のあったものについて、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理した。		
28年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	申請から支給決定まで迅速・適正に処理したため。									
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。									
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	28年度第一四半期	28年度第二四半期	28年度第三四半期	28年度第四四半期	
		—				—	—	—	—	
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合」を指標(目標は80%以上)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要がある。									
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						



29年度事業概要	28年度と同様						
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続				
29年度目標(アウトカム指標)	申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合を80%以上とする。						
中期的な目標	—						
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	<p>「労災就学援護費」については、支給対象者等から申請があった際に、審査し、支給する事業であり、申請者の満足度等の測定になじまないが、申請から支給決定までの期間を短縮することで、事業の効率性を高めるために目標を設定。</p> <p>なお、アウトプット指標については、本経費が被災労働者の申請に基づき給付を行うものであり、定量的な活動指標を示すことが困難であるため、被災労働者の支援を図るべく、申請を迅速・適正に処理することを目標とした。</p>						
29年度目標(アウトプット指標)	申請について迅速・適正に処理する。						
29年度重点施策との関係	—						
30年度要求に向けた事業の方向性	引き続き適切に実施する。						
30年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	29年度第一四半期	29年度第二四半期	29年度第三四半期	29年度第四四半期
				—	—	—	—
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合」を指標(目標は80%以上)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要がある。						
その他特記事項	—						

事業名	社会復帰相談員等設置費						事業番号 (29年度)	13	
							事業番号 (28年度)	13	
事業の別	被災労働者援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法 第29条第1項第2号)						担当係	総務係	
実施主体	都道府県労働局、労働基準監督署、ソフトバンク株式会社						事業開始年度	—	
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等:ソフトバンク株式会社) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: ) 実施主体: ( ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
事業／制度概要	目的 (何のため)	労働基準監督署等に社会復帰相談員等(非常勤職員)を配置し、労働者災害補償保険給付等に関する業務の迅速・適正かつ円滑な運営に資することを目的とする。							
	対象 (誰／何を対象に)	公募により採用した社会復帰相談員等により、被災労働者、事業主等に対し、労災保険に係る相談業務等を行う。							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	労働者災害補償保険(以下「労災保険」という。)の迅速・適正な実施のため、以下の事務を行う。 (1) 労災保険の給付の請求、保険料の納付、その他各種届出等に関する相談及び指導 (2) 労災保険の特別加入に関する相談及び指導 (3) 業務災害を被った労働者の社会復帰に関する相談及び指導 (4) 労災保険未加入事業主に対する加入のための相談及び指導 (5) その他労働基準監督署の行う労災保険に関する業務に対する協力							
	実施体制	労働基準監督署等に配置し、事業を実施する。							
25年度予算額 (千円)	560,952	26年度予算額 (千円)	564,680	27年度予算額 (千円)	565,979	28年度予算額 (千円)	566,902	29年度予算額 (千円)	803,873
うち行政経費	517,297	うち行政経費	522,992	うち行政経費	524,253	うち行政経費	525,129	うち行政経費	724,814
25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	31,743	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	24,494	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	15,867	28年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	41,090	29年度雇用助定予算額: (千円) 29年度一般助定予算額: (千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない	
25年度 予算執行率(%)	72.7	26年度 予算執行率(%)	58.8	27年度 予算執行率(%)	38.0	28年度 予算執行率(%)	98.4		
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合は その旨記載)	全国の労働基準監督署へは、被災労働者のほか、一般の労働者や事業主からも労災保険の各種認定基準や保険給付等手続、社会復帰促進等事業等についての問い合わせが日々寄せられており、こうした相談等については、職員や社会復帰相談員等が対応している。一方で、職員は、多数の労災請求に対する調査・認定作業も行っていることから、相談に対する対応を始め、労災保険に係る業務を迅速・適正かつ円滑に運営するため、社会復帰相談員等が必要不可欠である。								
社会復帰促進等 事業でを行う必要性	本事業は、労働基準監督署等における相談業務の体制を整備し、労災保険給付等に係る業務を迅速・適正に行うことにより、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護等を図ることを目的としており、労働者災害補償保険法第29条第1項第2号に規定する、被災労働者等援護事業で行う必要がある。								
28年度目標	アウトカム指標	「国民の皆様の声」に寄せられる、労災担当者に対する苦情の割合を、労災保険にかかる国民の皆様の声のうち5%以内とする。			28年度実績	○	「国民の皆様の声」に寄せられる労災担当者に対する苦情の割合は、労災保険に係る国民の皆様の声のうち、4.3%だった。		
	アウトプット指標	実際の相談事例を収集分析し、FAQを更新する。			○	平成28年度に寄せられた相談事例を分析し、現在のFAQでは対応できない問い合わせについてのFAQを追加・更新した。			
28年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	各労働基準監督署において、労災保険相談員等が相談者に対し適切に対応し、また、実際の相談事例の収集分析を踏まえたFAQの追加・更新を行ったことにより相談業務の充実を図った結果、「国民の皆様の声」に寄せられる苦情の割合を低水準に抑えることができた。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	社会復帰相談員等の対応の水準を向上させ、引き続き、事業の適切な実施に努める。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	「国民の皆様の声」に寄せられる、労災担当者に対する苦情の割合を、労災保険に係る国民の皆様の声のうち5%以内とする。			左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期
						4.0%	4.2%	4.1%	5.0%
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					

29年度事業概要	平成28年度と同様						
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続				
29年度目標(アウトカム指標)	「国民の皆様の声」に寄せられる、労災担当者に対する苦情の割合を、労災保険に係る国民の皆様の声のうち5%以内とする。						
中期的な目標	-						
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	労働基準監督署利用者の満足度を測るため、反対指標の苦情の件数を用い指標としたものであるが、すでに相当程度高い水準の目標設定となっていることから、前年度に引き続き5%と設定した。						
29年度目標(アウトプット指標)	実際の相談事例を収集分析し、FAQを更新する。						
29年度重点施策との関係	-						
30年度要求に向けた事業の方向性	引き続き、適切な相談対応を行うとともに、より効果的・効率的な業務の在り方を検討する。						
30年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	「国民の皆様の声」に寄せられる、労災担当者に対する苦情の割合を、労災保険に係る国民の皆様の声のうち5%以内とする。	左記指標についての事業実績等	29年度第一四半期	29年度第二四半期	29年度第三四半期	29年度第四四半期
				3.4%	4.1%		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-						
その他特記事項	本事業予算の一部は、事業番号53(労働条件・安全衛生確保関係相談業務の外部委託化経費)において活用。						

事業名	労災ケアサポート事業経費						事業番号 (29年度)	14		
							事業番号 (28年度)	14		
事業の別	被災労働者等援護事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法 第29条第1項第2号)						担当係	年金福祉第一係		
実施主体	一般財団法人労災サポートセンター						事業開始年度	昭和52年度		
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等: 一般財団法人労災サポートセンター) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )									
事業/制度概要	目的 (何のため)	在宅で介護、看護が必要な労災重度被災労働者等に対して、労災疾病に関する専門的な知識を有する看護師等(労災ケアサポーター)による訪問支援を実施すること等により、労災重度被災労働者の生命・生活維持に必要な援護を図る。								
	対象 (誰/何を対象に)	65歳未満の労災重度被災労働者(傷病・障害等級が第1級から第3級に該当する労災年金受給者)及びその家族								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	65歳未満の労災重度被災労働者及びその家族に対して、次の業務を実施する。 ①介護、看護、健康管理等に関する専門的な知識を有する看護師等(労災ケアサポーター)による訪問支援 ②医師による健康管理に関する医学専門的指導・相談 ③労災重度被災労働者の傷病・障害の特性に応じた介護を行う労災ホームヘルパーによる専門的介護サービスの提供及び労災ホームヘルパーの養成								
	実施体制	全国を7ブロックに分割し、ブロックごとに事業を統括する常勤職員を配置し、事業を実施する。								
25年度予算額 (千円)	536,261	26年度予算額 (千円)	522,391	27年度予算額 (千円)	462,412	28年度予算額 (千円)	462,412	29年度予算額 (千円)	480,673	
うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	
25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	522,844	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	462,412	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	462,412	28年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	462,412	29年度雇用勘定予算額: (千円) 29年度一般勘定予算額: (千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない		
25年度 予算執行率(%)	97.5	26年度 予算執行率(%)	88.5	27年度 予算執行率(%)	100.0	28年度 予算執行率(%)	100.0			
事業/制度の必要性 (緊急性がある場合は その旨記載)	65歳未満の労災重度被災労働者は全国で約11,000人に上り、これら労災重度被災労働者は一般の障害者とは異なり、せき髄損傷、頭部外傷、じん肺などの労災災害特有の傷病・障害を有することが多く、加齢による一般的な身体能力の低下とは異なる労災被災者に特有の症状がみられる。これら労災重度被災労働者は、その家族の高齢化や核家族化の進展等に伴い、健康や介護に関する深刻な問題を抱えており、国としてこれら労災重度被災労働者の生命・生活の維持に必要な援護を図る必要がある。 このように若年者(65歳未満)を対象として、労災特有の傷病・障害の特性に応じた専門的な支援を行う訪問支援等は、必要不可欠かつ他の制度では代替不可能な事業であり、継続する必要がある。									
社会復帰促進等 事業でを行う必要性	労災災害によって被災した損害のてん補を行うという労災保険制度の趣旨に鑑み、介護保険法や障害者総合支援法による給付が受けられる場合であっても、業務上の災害(又は通勤による災害)による障害を負った場合は、まずは労災保険から給付を行うこととしている(介護保険法第20条、障害者総合支援法第7条等)。このため、労災災害によって障害を被災した労災重度被災労働者に対しては、広く国民一般を対象とした施策とは別に、労働者災害補償保険法第29条第1項第2号の規定に基づく社会復帰促進等事業の一つとして、独自の介護施策を展開する必要がある。									
28年度目標	アウトカム指標	事業の利用者から、介護、看護、健康管理、精神的ケア等が有用であった旨の評価を90%以上得る。			28年度実績	アウトカム指標	○	有用であった旨の評価: 94.7% ※8310(有用の評価)/8771(総回答数)		
	アウトプット指標	労災重度被災労働者等に対して、訪問支援を年間11,100件以上実施する。				アウトプット指標	○	訪問支援の件数: 13,817件		
28年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	労災ケアサポーター等による訪問支援が計画的かつ適切に行われたため達成することができた。									
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き、受託者からの状況把握及び必要な指導を行うことにより、適切な事業運営がなされるよう努める。									
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	アウトカム指標 介護、看護、健康管理、精神的ケア等が有用であった旨の評価を四半期ごとにモニタリングする。			左記指標についての事業実績等	28年度第一四半期	28年度第二四半期	28年度第三四半期	28年度第四四半期	
		アウトプット指標 訪問支援の実施状況を四半期ごとにモニタリングする。				94.7% 3,434件	94.7% 3,554件	94.8% 3,471件	94.4% 3,358件	
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-									
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続							

29年度事業概要	28年度と同様						
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	A	引き続き、受託者からの状況把握及び必要な指導を行うことにより、適切な事業運営がなされるよう努める。				
29年度目標(アウトカム指標)	事業の利用者から、介護、看護、健康管理、精神的ケア等が有用であった旨の評価を90%以上得る。						
中期的な目標	-						
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	受益者である利用者からの有用であった旨の評価を指標とし、その目標値については、事業の有用性について一定の高い水準を常に維持・確保することを意図して、平成28年度実績を踏まえ、90%以上と設定した。						
29年度目標(アウトプット指標)	労災重度被災労働者等に対して、訪問支援を年間11,100件以上実施する。						
29年度重点施策との関係	-						
30年度要求に向けた事業の方向性	平成28年度に「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(いわゆる市場化テスト)に基づく民間競争入札を実施して受託事業者を選定し、当該事業者と平成29年度から平成31年度までの3年契約を締結しており、平成30年度は所要額(契約額)を要求する。						
30年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	アウトカム指標 介護、看護、健康管理、精神的ケア等が有用であった旨の評価を四半期ごとにモニタリングする。 アウトプット指標 訪問支援の実施状況を四半期ごとにモニタリングする。	左記指標についての事業実績等	29年度第一四半期	29年度第二四半期	29年度第三四半期	29年度第四四半期
				96.3% 3,213件	97.0% 3,326件	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-						
その他特記事項	-						

事業名	休業補償特別援護経費					事業番号 (29年度)	15		
						事業番号 (28年度)	15		
事業の別	被災労働者等援護事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号)					担当係	業務係		
実施主体	都道府県労働局					事業開始年度	昭和57年度		
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先: ) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	休業待期3日間の休業補償を受けられない者の援護を図るため。							
	対象 (誰/何を対象に)	業務上疾病と認められた労働者のうち、じん肺や振動障害等の遅発性疾病に罹患し、又は疾病の原因となる業務に従事した事業場が廃止されるなどにより、事業主から労働基準法第76条に定める休業待期3日間の休業補償を受けられない者							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	休業補償給付は労働者が業務上の事由による負傷又は疾病による療養のため、労働することができないために賃金を受けない日の第4日目から支給される。第3日目までの3日間については使用者は労働基準法第76条に定める休業補償を行わなければならないが、事業場の廃止等によりこの休業待期3日間の休業補償を受けることができない労働者に対し、休業補償3日分に相当する額を支給する。							
	実施体制	労働者からの申請に基づき、労働基準監督署において支給決定し、都道府県労働局が休業補償3日分に相当する額を支給する。							
25年度予算額 (千円)	2,186	26年度予算額 (千円)	1,521	27年度予算額 (千円)	1,702	28年度予算額 (千円)	1,474	29年度予算額 (千円)	1,493
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—
25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	1,579	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	1,398	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	1,483	28年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	1,534	29年度雇用勘定予算額: (千円) 29年度一般勘定予算額: (千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない	
25年度 予算執行率(%)	72.2	26年度 予算執行率(%)	91.9	27年度 予算執行率(%)	87.1	28年度 予算執行率(%)	104.0		
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合はその旨記載)	業務上疾病と認められた労働者のうち、じん肺や振動障害等の遅発性疾病に罹患し、又は事業場が廃止されるなどにより、事業主から労働基準法第76条に定める休業待期3日間の休業補償を受けられない者に対し、その相当額を支給するものであるため、本事業は必要である。								
社会復帰促進等 事業でを行う必要性	本事業は、業務上疾病と認められた労働者のうち、じん肺や振動障害等の遅発性疾病に罹患し、又は事業場が廃止されるなどにより、事業主から労働基準法第76条に定める休業待期3日間の休業補償を受けられない者に対し、その相当額を支給することにより、被災労働者の援護を図るものであり、社会復帰促進等事業で実施する必要がある。								
28年度目標	アウトカム指標	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%以上とする。	28年度実績	アウトカム指標	○	91.6% (申請件数:84件、1か月以内に決定した件数:77件)			
	アウトプット指標	申請について迅速・適正に処理する。		アウトプット指標	○	申請について、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。			
28年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	標準処理期間(1か月以内)を定めた本省通達を踏まえ、都道府県労働局では重点課題として、業務実施計画等において標準処理期間内の迅速・適正な処理を行うことを定めており、これに基づく適正な処理が行われたため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。								
四半期単位の事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	27年度第一四半期	27年度第二四半期	27年度第三四半期	27年度第四四半期
						—	—	—	—
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合」を指標(目標は80%以上)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要があるため。								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					

29年度事業概要	平成28年度と同様						
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続				
29年度目標(アウトカム指標)	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%以上とする。						
中期的な目標	-						
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	標準処理期間が1か月以内となっていることから、目標として設定した。						
29年度目標(アウトプット指標)	申請について迅速・適正に処理する。						
29年度重点施策との関係	-						
30年度要求に向けた事業の方向性	執行実績等を踏まえ、要求を行い、引き続き適切に実施する。						
30年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等	29年度第一四半期	29年度第二四半期	29年度第三四半期	29年度第四四半期
				-	-	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合」を指標(目標は80%以上)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要があるため。						
その他特記事項	-						

事業名	長期家族介護者に対する援護経費							事業番号 (29年度)	16
								事業番号 (28年度)	16
事業の別	被災労働者等援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号)							担当係	企画法令係
実施主体	都道府県労働局・労働基準監督署							事業開始年度	平成7年度
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業/ 制度概要	目的 (何のため)	要介護状態の重度被災労働者を長期間抱える世帯では、家族の精神的・肉体的負担が大きく、また、世帯収入も労災年金に依存せざるを得ない状態にあるが、被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に遺族の生活の激変緩和を図るため、長期家族介護者援護金を支給している。							
	対象 (誰/何を対象に)	長期間介護に当たってきた重度被災労働者の遺族							
	事業・事業のスキーム (決定スキームを含む)	要介護状態の重度被災労働者が業務外の事由で死亡した場合に、長期にわたり介護に当たってきた遺族に対して、遺族の生活の激変を緩和し自立した生活への援助を行う観点から、一時金100万円を支給する。							
	実施体制	都道府県労働局及び労働基準監督署において実施							
25年度予算額 (千円)	29,000	26年度予算額 (千円)	31,000	27年度予算額 (千円)	29,000	28年度予算額 (千円)	55,000	29年度予算額 (千円)	34,000
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—
25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	26,000	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	35,000	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	31,000	28年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	34,000	29年度雇用助定予算額: (千円) 29年度一般助定予算額: (千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない	
25年度 予算執行率(%)	89.7	26年度 予算執行率(%)	112.9	27年度 予算執行率(%)	106.9	28年度 予算執行率(%)	61.8		
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合は その旨記載)	要介護状態の重度被災労働者を長期間抱える世帯では、家族の精神的・肉体的負担が大きく、かつ、世帯収入も労災年金に依存せざるを得ない状態にあり、被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に遺族の生活の激変緩和を図るため、本事業を実施する必要がある。								
社会復帰促進等 事業で行う必要性	要介護状態の重度被災労働者の遺族の生活を援護するための事業であり、労働者災害補償保険法第29条第1項第2号に規定する労働者等援護事業として実施する必要がある。								
28年度 目標	アウトカム 指標	全ての申請について、申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とする。または、当該期間が1か月を超える場合は、申請者にその旨連絡する。			28年度 実績	アウト カム 指標	○	申請から1か月以内に決定した割合は93.6%であり(申請件数: 35件、1か月以内に決定した件数: 33件)、1か月を超えたものについては、申請者にその旨を連絡した。	
	アウトプット 指標	申請のあったものについて迅速・適正に処理する。				アウト プット 指標	○	申請のあったものについて、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理した。	
28年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	申請から支給決定まで迅速・適正に処理したため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期
						—	—	—	—
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「全ての申請について、申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とする。または、当該期間が1か月を超える場合は、申請者にその旨連絡する。」を指標としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要があるため。								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					



29年度事業概要	28年度と同様						
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	C	処理期間に1か月以上を要した事案及び要することが予想される事案については、担当者から申請人に、支給決定に要すると予想される期間及び当該期間を要する理由を連絡するよう、改めて都道府県労働局及び労働基準監督署に通知し、迅速・適正な処理の実現に努める。				
29年度目標(アウトカム指標)	全ての申請について、申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とする。または、当該期間が1か月を超える場合は、申請者にその旨連絡する。						
中期的な目標	—						
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	「長期家族介護支援金」については、遺族から申請があった際に、審査し、支給する事業であり、申請者の満足度等の測定にないが、それに代わり申請から支給に至るまでの期間を短縮することで、事業の効率性を高めるために目標を設定した。 なお、アウトプット指標については、本経費が被災労働者の遺族の申請に基づき給付を行うものであり、定量的な活動指標を示すことが困難であるため、被災労働者の支援を図るべく、申請を迅速・適正に処理することを目標とした。						
29年度目標(アウトプット指標)	申請のあったものについて迅速・適正に処理する。						
29年度重点施策との関係	—						
30年度要求に向けた事業の方向性	引き続き適切に実施する。						
30年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	29年度第一四半期	29年度第二四半期	29年度第三四半期	29年度第四四半期
				—	—	—	—
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「全ての申請について、申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とする。または、当該期間が1か月を超える場合は、申請者にその旨連絡する。」を指標としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要があるため。						
その他特記事項	—						

事業名	労災特別介護施設設置費						事業番号 (29年度)	17	
							事業番号 (28年度)	17	
事業の別	被災労働者等援護事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法 第29条第1項第2号)						担当係	年金福祉第一係	
実施主体	国土交通省、直接実施分は労災特別介護施設を管轄する都道府県労働局						事業開始年度	平成元年度	
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先: ) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: ) 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input checked="" type="checkbox"/> その他 (国土交通省に支出委任)								
事業／制度概要	目的 (何のため)	平成4年より順次開所され、現在全国8か所に設置されている労災特別介護施設(ケアプラザ)については、開所以来、新しい施設で15年から古い施設で24年余経過し、各施設において経年劣化が進行している状況にある。これら施設の不備をそのまま放置し、災害や事故が発生した場合、国の施設設置者としての責任を問われかねないことから、入居者の安全な生活環境の整備を図るため、施設の特別修繕を行う。							
	対象 (誰／何を対象に)	国が全国8か所(北海道、宮城県、千葉県、愛知県、大阪府、広島県、愛媛県、熊本県)に設置した労災特別介護施設							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	在宅での介護が困難な高齢労災重度被災労働者(傷病・障害等級が第1級から第3級に該当する原則として60歳以上の労災年金受給者)の傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを提供する労災特別介護施設の修繕							
	実施体制	原則として国土交通省に支出委任。ただし、平成28年度の一部工事については厚生労働省(都道府県労働局)において直接実施した。							
25年度予算額 (千円)	84,113	26年度予算額 (千円)	164,627	27年度予算額 (千円)	177,969	28年度予算額 (千円)	552,418	29年度予算額 (千円)	717,713
うち行政経費	84,113	うち行政経費	164,627	うち行政経費	177,969	うち行政経費	552,418	うち行政経費	717,713
25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	28年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	29年度雇用助定予算額: (千円) 29年度一般助定予算額: (千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない	
25年度 予算執行率(%)	-	26年度 予算執行率(%)	-	27年度 予算執行率(%)	-	28年度 予算執行率(%)	-		
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合は その旨記載)	労災特別介護施設(ケアプラザ)は、在宅での介護が困難な高齢労災重度被災労働者に対し、その傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを提供することを目的として国が設置した施設であり、今後も運営していくに当たっては、経年劣化に対応するための施設の特別修繕が必要である。								
社会復帰促進等 事業で必要性	労働災害によって被った損害のてん補を行うという労災保険制度の趣旨に鑑み、介護保険法や障害者総合支援法によって給付が受けられる場合であっても、業務上の災害(又は通勤による災害)による障害を負った場合は、まずは労災保険から給付を行うこととしている(介護保険法第20条、障害者総合支援法第7条等)。このため、労働災害によって障害を被った高齢労災重度被災労働者に対しては、広く国民一般を対象とした施策とは別に、労働者災害補償保険法第29条第1項第2号の規定に基づく社会復帰促進等事業の一つとして、独自の介護施策を展開する必要がある。								
28年度目標	アウトカム指標	入居者からの労災特別介護施設に対する総合的な感想(施設の必要性等)が有用であった旨の評価を90%以上とする。	28年度実績	アウトカム指標	○	有用であった旨の評価: 93.5% ※13,115(有用の評価) / 14,034(総回答数)			
	アウトプット指標	外壁改修工事に係る設計(北海道施設)、給湯ボイラー更新工事及び空調熱源設備更新工事(愛知施設)並びに中央監視装置更新工事(広島施設)を年度内に完了する。		アウトプット指標	○	-			
28年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	平成28年度中の完了を目標としていた工事については、国土交通省への支出委任を行っているが、近年の建材高騰や人員不足等公共工事を巡る厳しい環境の下、同省による調達に入札不調が発生している状況にあり、厳しい工期での入札となった結果、当年度内に実施できなかった。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	支出委任を行った工事について、適切な水準の予算を確保した上で、適切な工期を確保した入札が行われるよう、調達スケジュールを事前に確認し、必要な働きかけを行う等、関係機関と調整を行う。 なお、平成28年度に予定していた外壁改修工事に係る設計(北海道施設)、給湯ボイラー更新工事及び空調熱源設備更新工事(愛知施設)並びに中央監視装置更新工事(広島施設)については、平成29年度への繰越手続を適正に終了し、同年度中に完了する予定である。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-			左記指標についての事業実績等	28年度第一四半期	28年度第二四半期	28年度第三四半期	28年度第四四半期
						-	-	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	労災特別介護施設の特別修繕については、当該工事の完了をもって事業評価を行うこととなり、四半期ごとの効果測定にはなじまないため。								
評価	B			予算額又は手法等を見直し					

29年度事業概要	28年度と同様						
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	A	支出委任を行った工事について、適切な水準の予算を確保した上で、適切な工期を確保した入札が行われるよう、調達スケジュールを事前に確認する等、関係機関と調整を行う。直接実施分についても適切な水準の予算及び適切な工期を確保した上で、入札を執行できるよう努める。				
29年度目標(アウトカム指標)	入居者からの労災特別介護施設に対する総合的な感想(施設の必要性等)が有用であった旨の評価を90%以上とする。						
中期的な目標	-						
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	適宜適切な施設の修繕を行った結果、入居者の満足につながることをアウトカム目標とする。このため、入居者からの有用であった旨の評価を指標とし、その目標値については、事業の有用性について一定の高い水準を常に維持・確保することを意図して、90%以上と設定した。						
29年度目標(アウトプット指標)	29年度で予定している支出委任を含む工事全15件について、年度内に80%(12件)以上完了させる。						
29年度重点施策との関係	-						
30年度要求に向けた事業の方向性	各施設で特別修繕が必要な箇所を精査した上で、計画的な予算要求を行う。						
30年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等	29年度第一四半期	29年度第二四半期	29年度第三四半期	29年度第四四半期
				-	-	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	労災特別介護施設の特別修繕については、当該工事の完了をもって事業評価を行うこととなり、四半期ごとの効果測定にはなじまないため。						
その他特記事項	-						

事業名	労災特別介護支援経費		事業番号 (29年度)	18					
			事業番号 (28年度)	18					
事業の別	被災労働者等援護事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法 第29条第1項第2号)		担当係	年金福祉第一係					
実施主体	一般財団法人労災サポートセンター		事業開始年度	平成元年度					
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:一般財団法人労災サポートセンター) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	在宅での介護が困難な高齢労災重度被災労働者に対し、その傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを提供する 労災特別介護施設(ケアプラザ)の運営を行うことにより、高齢労災重度被災労働者の生命・生活維持に必要な援護を図る。							
	対象 (誰/何を 対象に)	在宅での介護が困難な高齢労災重度被災労働者(傷病・障害等級が第1級から第3級に該当する労災年金受給者)							
	事務・事業 のスキーム (決定ス キームを 含む)	高齢労災重度被災労働者の傷病・障害に応じた専門的な施設介護サービスを提供する介護施設の運営							
	実施 体制	国が全国8か所(北海道、宮城県、千葉県、愛知県、大阪府、広島県、愛媛県及び熊本県)に設置した労災特別介護施設(ケアプラザ)において、専門的な施設介護サービスを提供する。また、当該施設を利用して短期滞在型介護サービスを提供する。							
25年度予算額 (千円)	1,926,572	26年度予算額 (千円)	1,930,795	27年度予算額 (千円)	1,901,810	28年度予算額 (千円)	1,901,928	29年度予算額 (千円)	1,958,244
うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-
25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	1,921,117	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	1,901,610	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	1,901,810	28年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	1,919,184	29年度雇用勘定予算額: (千円) 29年度一般勘定予算額: (千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない	
25年度 予算執行率(%)	99.7	26年度 予算執行率(%)	98.5	27年度 予算執行率(%)	100.0	28年度 予算執行率(%)	100.9		
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合は その旨記載)	高齢労災重度被災労働者はその家族の高齢化や核家族化の進展等に伴い、在宅での介護が困難となっている。これら高齢労災重度被災労働者は労働災害特有の傷病・障害を有する者が多く、一般に民間事業者や市町村等により実施されている介護サービスでは、十分な介護は施されていない現状にある。こうした介護をめぐる環境等を十分踏まえ、高齢労災重度被災労働者の傷病・障害の特性に応じた専門的な介護サービスを提供するため、労災特別介護施設(ケアプラザ)の運営を行う必要がある。								
社会復帰促進等 事業で行う必要性	労働災害によって被災した損害の補償を行うという労災保険制度の趣旨に鑑み、介護保険法や障害者総合支援法によって給付が受けられる場合であっても、業務上の災害(又は通勤による災害)による障害を負った場合は、まずは労災保険から給付を行うこととしている(介護保険法第20条、障害者総合支援法第7条等)。このため、労働災害によって障害を被った高齢労災重度被災労働者に対しては、広く国民一般を対象とした施策とは別に、労働者災害補償保険法第29条第1項第2号の規定に基づく社会復帰促進等事業の一つとして、独自の介護施策を展開する必要がある。								
28年度 目標	アウトカム 指標	入居者から、介護サービスが有用であった旨の評価を90%以上得る。		28年度 実績	アウトカム 指標	○	有用であった旨の評価:93.5% ※13,115(有用の評価)/14,034(総回答数)		
	アウトプット 指標	全国8施設の年平均での入居率を90%以上とする。			アウトプット 指標	○	年平均入居率:88.6% ※695名(年平均入居者数)/784名(入居定員数)		
28年度目標を達成 (未達成)の理由 (原因)	アウトカム指標については、高齢労災重度被災労働者の傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを適正に提供したため、平成28年度の目標を達成した。 アウトプット指標について、全8施設の死亡や長期入院等による退去者数が、27年度の64名に対し28年度は58名と6名減少したものの、新規入居者数が、27年度の65名に対し28年度は40名と25名減少したことにより、28年度の平均入居率は、27年度から0.7ポイント低下して88.6%となった。特に北海道施設及び愛媛施設の入居率が低かった(北海道施設77.6%、愛媛施設73.5%)ことにより、目標を達成できなかった。								
理由(原因)を踏 まえた改善すべき 事項、今後の課題	アウトプット指標はわずかに目標に届かなかったことから、引き続き、受託者からの適時の状況把握及び必要な指導を行う。さらに、当課としても本事業について、①全都道府県労働局に対し、会議・研修等の機会を通じ職員へ周知し、年金支給決定時に職員から入居者に対する説明及び周知を実施すること等、②全都道府県の障害福祉主管部局に対し、周知広報や入居要件を満たす可能性のある者に対し本事業を紹介すること等をそれぞれ依頼するなど、入居率向上のための取組を引き続き行う。 また、特に入居率が低い北海道施設及び愛媛施設については、両施設の入居動機を絞ったリーフレット(例として現在の空き室状況を明示)等を作成し、該当する地域の重度被災労働者に配布する等の取組を受託者と連携して行う。 なお、当該事業については、市場化テストに基づく民間競争入札を実施して受託者を選定し、平成29年度から平成31年度までの3年契約を締結しているが、次期契約(平成32年度～)の調達に当たっては、今後の入居率推移等も踏まえ、定員等の見直しを含めて検討を行う。								
四半期単位での 事業実績等のモニ タリング(定量的 な指標を設定)	指標 設定	アウトプット指標 入居状況を四半期毎にモニタリングする。	左記指標に ついての事 業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期		
				89.7% (平均703人)	88.6% (平均695人)	88.4% (平均693人)	87.6% (平均687人)		
上記モニタリン グの指標を設定 できない理由	-								
評価	B		予算額又は手法等を見直し						

29年度事業概要	28年度と同様						
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	B	受託者からの適宜の状況把握及び必要な指導、都道府県障害福祉主管部局に対する周知広報依頼等の従来からの取組を引き続き行うことに加え、入居率が低い北海道施設及び愛媛施設に的を絞った取組を受託者と連携して行う。				
29年度目標(アウトカム指標)	入居者から、介護サービスが有用であった旨の評価を90%以上得る。						
中期的な目標	-						
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	受益者である利用者からの有用であった旨の評価を指標とし、その目標値については、事業の有用性について一定の高い水準を常に維持・確保することを意図して、平成28年度実績を踏まえ、90%と設定した。						
29年度目標(アウトプット指標)	全国8施設の年平均での入居率を90%以上とする。						
29年度重点施策との関係	-						
30年度要求に向けた事業の方向性	平成28年度に「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(いわゆる市場化テスト)に基づく民間競争入札を実施して受託事業者を選定し、当該事業者と平成29年度から平成31年度までの3年契約を締結しており、平成30年度は所要額(契約額)を要求する。						
30年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	アウトプット指標 入居状況を四半期毎にモニタリングする。	左記指標についての事業実績等	29年度 第一四半期 86.5% (平均678人)	29年度 第二四半期 86.5% (平均678人)	29年度 第三四半期	29年度 第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-						
その他特記事項	-						

事業名	労災診療被災労働者援護事業補助事業費						事業番号 (29年度)	19	
							事業番号 (28年度)	19	
事業の別	被災労働者等援護事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号)						担当係	福祉係	
実施主体	(公財)労災保険情報センター(28年度交付先)						事業開始年度	平成元年度	
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等) <input checked="" type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先:(公財)労災保険情報センター 実施主体:(公財)労災保険情報センター) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	被災労働者に診療費を窓口で負担させることなく、国の負担で十分な医療を提供する仕組み(現物給付)である労災指定医療機関制度の維持、充実を図るため。							
	対象 (誰/何を対象に)	労働者災害補償保険法施行規則第11条第1項に規定する病院又は診療所(労災指定医療機関)							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	労災指定医療機関で被災労働者への診療(国による被災労働者に対する現物給付)に要した費用が国から労災指定医療機関に支払われるまでの間の当該費用に相当する額について、(公財)労災保険情報センターが行っている労災指定医療機関への無利子貸付事業に対して、補助を行う。							
	実施体制	(公財)労災保険情報センターと貸付契約を締結している労災指定医療機関に対し、診療費の請求相当額を貸し付ける。							
25年度予算額 (千円)	2,900,811	26年度予算額 (千円)	2,891,581	27年度予算額 (千円)	2,845,821	28年度予算額 (千円)	2,844,105	29年度予算額 (千円)	2,842,887
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—
25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	2,900,811	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	2,891,581	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	2,845,821	28年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	2,844,105	29年度雇用勘定予算額: (千円) 29年度一般勘定予算額: (千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない	
25年度 予算執行率(%)	100.0	26年度 予算執行率(%)	100.0	27年度 予算執行率(%)	100.0	28年度 予算執行率(%)	100.0		
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合は その旨記載)	労災認定が行われるまでの間、労災指定医療機関に対して診療費相当額を貸し付けることで経済的負担を軽減させ、被災労働者に無料で診療を行う労災指定医療機関を確保・維持するため、本事業は必要である。								
社会復帰促進等 事業で行う必要性	本事業は、被災労働者への診療に要した費用が国から労災指定医療機関に支払われるまでの間の当該費用に相当する額について補助を行うことにより、被災労働者の援護を図るものであり、このため、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。								
28年度 目標	アウトカム 指標	労災保険指定医療機関数を前年より増加させる。(平成27年9月30日現在 41,731機関)			28年度 実績	アウトカム 指標	○	労災保険指定医療機関数を前年より535件増加させた。 42,266機関(平成28年9月30日現在)	
	アウトプット 指標	毎月10日までに受け付けた貸付の請求 について、当月末までに100%支払を行 う。				アウトプット 指標	○	100.0%	
28年度目標を達成 (未達成)の理由 (原因)	適切な事務処理が行われ、貸付請求に対して請求月末までに100%支払われ、また、そのことが労災保険指定医療機関の経済的負担を軽減させ、労災保険指定医療機関制度に対する信頼性の維持につながったため。								
理由(原因)を踏 まえた改善すべき 事項、今後の課題	引き続き目標に応じた実績を維持できるよう指導する。								
四半期単位での 事業実績等のモニ タリング(定量的な 指標を設定)	指標 設定	毎月10日までにあった請求件数に対して、当月 末までに支払った件数の割合。	左記指標に ついての事 業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期		
				100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
上記モニタリン グの指標を設定 できない理由	—								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					

29年度事業概要	平成28年度と同様						
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続				
29年度目標(アウトカム指標)	労災保険指定医療機関数を前年より増加させる。(平成28年9月30日現在 機関)						
中期的な目標	—						
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	被災労働者が一時的にせよ経済的な負担を被ることのないよう、労働者災害補償保険法施行規則第11条に基づき療養の給付が行える労災保険指定医療機関制度を拡大する必要があるため。						
29年度目標(アウトプット指標)	毎月10日までに受け付けた貸付の請求について、当月末までに100%支払を行う。						
29年度重点施策との関係	—						
30年度要求に向けた事業の方向性	(公財)労災保険情報センターが実施する貸付事業への補助を行うため、必要な予算の確保に努め、労災保険指定医療機関制度の維持及び充実を図る。						
30年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	毎月10日までにあった請求件数に対して、当月末までに支払った件数の割合。	左記指標についての事業実績等	29年度第一四半期	29年度第二四半期	29年度第三四半期	29年度第四四半期
				100.0%	100.0%		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項	—						

事業名	労災援護金等経費						事業番号 (29年度)	20	
							事業番号 (28年度)	20	
事業の別	被災労働者等援護事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号)						担当係	福祉係	
実施主体	都道府県労働局						事業開始年度	平成16年度	
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	労災保険制度に打切補償制度が存在した時期に打切補償費の支給を受けたために、労働者災害補償保険法の規定による保険給付を受けることができない被災労働者の援護を図るため。							
	対象 (誰/何を対象に)	打切補償費の支給を受けたため、現在、保険給付を受けることができない被災労働者							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	療養に要した費用、入院・通院費用、介護費用を支給する。							
	実施体制	都道府県労働局で、各援護金に関する申請に基づき支給を行う。							
25年度予算額 (千円)	12,259	26年度予算額 (千円)	12,792	27年度予算額 (千円)	11,749	28年度予算額 (千円)	8,324	29年度予算額 (千円)	7,673
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—
25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	10,681	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	6,945	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	6,352	28年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	4,473	29年度雇用勘定予算額: 0(千円) 29年度一般勘定予算額: 0(千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない	
25年度 予算執行率(%)	87.1	26年度 予算執行率(%)	54.3	27年度 予算執行率(%)	54.1	28年度 予算執行率(%)	53.7		
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合はその旨記載)	労災保険制度に打切補償制度が存在した時期に打切補償費の支給を受けたため、現在、保険給付を受けることができない被災労働者に対して、療養に要した費用等を支給するため、本事業は必要である。								
社会復帰促進等 事業で行う必要性	本事業は、労災保険給付を補完するものとして療養に要した費用、入院・通院費用、介護費用を支給することにより、被災労働者の援護を図るものであり、このため、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。								
28年度目標	アウトカム指標	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%以上とする。			28年度実績	アウトカム指標	○	100.0% (申請件数:8件、1か月以内に決定した件数:8件)	
	アウトプット指標	申請について迅速・適正に処理する。				アウトプット指標	○	申請について、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。	
28年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	標準処理期間(1か月以内)を定めた本省通達を踏まえ、都道府県労働局では重点課題として、業務実施計画等において標準処理期間内の迅速・適正な処理を行うことを定めており、これに基づく適正な処理が行われたため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。								
四半期単位の事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	28年度第一四半期	28年度第二四半期	28年度第三四半期	28年度第四四半期
		—				—	—	—	—
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合」を指標(目標は80%以上)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要がある。								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					



29年度事業概要	平成28年度と同様							
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					
29年度目標(アウトカム指標)	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%以上とする。							
中期的な目標	—							
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	標準処理期間が1か月以内となっていることから、目標として設定した。							
29年度目標(アウトプット指標)	申請について迅速・適正に処理する。							
29年度重点施策との関係	—							
30年度要求に向けた事業の方向性	執行実績等を踏まえ、要求を行い、引き続き適切に実施する。							
30年度重点施策との関係	—							
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	29年度第一四半期	29年度第二四半期	29年度第三四半期	29年度第四四半期	
				—	—	—	—	
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合」を指標(目標は80%以上)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要がある。							
その他特記事項	—							

事業名	過労死等援護事業実施経費 【29年度重点目標管理事業】					事業番号 (29年度)	21				
						事業番号 (28年度)	21				
事業の別	被災労働者等援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号、過労死等防止対策推進法)					担当係	過労死等防止対策推進室				
実施主体	民間業者等					事業開始年度	平成28年度				
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:株式会社ピーツーカンパニー) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )										
事業/制度概要	目的(何のため)	「過労死等防止対策推進法」において、国は民間の団体が行う過労死等の防止に関する活動を支援するために必要な施策を講ずることが規定され、また、同法に基づき作成した「過労死等の防止のための対策に関する大綱」においても、国が取り組む重点対策の中で、民間団体の活動に対する支援として、民間団体が過労死等防止のための研究会、イベント等を開催する場合、その内容に応じて、事前周知、後援等について支援するとされている。これらのことを踏まえ、過労死等の防止のための活動を行う民間団体の支援を行うため、被災労働者の遺族の援護の観点から、過労死として認定された労働者の遺児等を対象とした交流会を外部委託により実施する。									
	対象(誰/何を対象に)	過労死で家族を亡くした遺族(児)									
	事務・事業のスキーム(決定スキームを含む)	「過労死等防止対策推進法」及び同法に基づき作成した「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を踏まえ、過労死で親を亡くした遺児等を招請し、イベントを通じて心身のリフレッシュを図るほか、遺児及びその保護者を対象とした相談等を行う過労死遺児交流会を実施する。									
	実施体制	民間業者に委託して実施									
25年度予算額(千円)	—	26年度予算額(千円)	—	27年度予算額(千円)	—	28年度予算額(千円)	14,550	29年度予算額(千円)	14,526		
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	24	うち行政経費	26		
25年度決算額※行政経費を除く(千円)	—	26年度決算額※行政経費を除く(千円)	—	27年度決算額※行政経費を除く(千円)	—	28年度決算額※行政経費を除く(千円)	14,526	29年度雇用勘定予算額(千円) 29年度一般勘定予算額(千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない			
25年度予算執行率(%)	—	26年度予算執行率(%)	—	27年度予算執行率(%)	—	28年度予算執行率(%)	100.0				
事業/制度の必要性(緊要性がある場合はその旨記載)	平成26年に成立・施行された「過労死等防止対策推進法」において、国は過労死等の防止のための対策を効果的に推進する責務を有するとされており、同法第11条に基づき、民間の団体が行う過労死等の防止に関する活動を支援するために必要な施策を講ずる必要がある。										
社会復帰促進等事業で行う必要性	過労死で親を亡くした遺児等を招請し、イベントを通じて心身のリフレッシュを図るほか、遺児及びその保護者を対象とした相談等を行う過労死遺児交流会を実施する。本事業は、被災労働者及びその遺族の援護に資するものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第2号に適用事業であり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。										
28年度目標	アウトカム指標	過労死遺児交流会の参加者満足度を80%以上とする。			28年度実績	アウトカム指標	○	過労死遺児交流会全体に対する満足度:86%			
	アウトプット指標	過労死遺児交流会の参加者を50人以上とする(民間団体における27年度実績(26人)の2倍程度)。				アウトプット指標	○	—			
28年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	事業実施初年度であり、仕様の検討等のため契約締結が6月となり、協力団体から夏休み中の開催の方が参加しやすいと要望を受けたが実施が困難であったため、年末年始を除く冬休み中の限られた候補日での開催となり、都合のつかない方が相当数存在したと思われること。また、インフルエンザ等子どもの体調の悪化等の事情により、実施直前まで参加を確定できない方がおり、参加者数の目標を達成できなかった。										
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	①夏休み中に交流会を開催する。 ②参加者満足度は高いことから、平成28年度に開催された交流会の実施状況について、本事業の協力団体でもある「全国過労死を考える家族の会」を通じて、未だ交流会に参加したことのない遺児及びその保護者に広く周知を図ることとした。										
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	28年度第一四半期	28年度第二四半期	28年度第三四半期	28年度第四四半期		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	過労死遺児交流会事業は、年間を通してでなければ効果測定できず、四半期ごとの効果測定にはなじまないため。										
評価	B				予算額又は手法等を見直し						

29年度事業概要	28年度と同様						
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	—					—
29年度目標(アウトカム指標)	過労死遺児交流会の参加者満足度を80%以上とする。						
中期的な目標	—						
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	過労死で親を亡くした遺児等を招請し、イベントを通じて心身のリフレッシュを図るほか、遺児及びその保護者を対象とした相談等を行う事業であることから、その成果を参加者の満足度により測ることとしたもの。また、その水準については、平成28年度において、80%を超える評価を得ており、十分に高い水準であることから、引き続き、80%以上としたものである。						
29年度目標(アウトプット指標)	過労死遺児交流会の参加者を50人以上とする。(民間団体における27年度実績(26人)の2倍程度)						
29年度重点施策との関係	第3「働き方改革」の推進などに通じた労働環境の整備・生産性の向上 1 非正規雇用労働者の待遇改善、長時間労働の是正等 (2)長時間労働の是正 ④ 過労死等の防止						
30年度要求に向けた事業の方向性	過労死等の防止に関する大綱に基づく施策の実施に必要な経費を要求						
30年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	29年度第一四半期	29年度第二四半期	29年度第三四半期	29年度第四四半期
				—	—	—	—
上記モニタリングの指標を設定できない理由	過労死遺児交流会事業は、年間を通してでなければ効果測定できず、四半期ごとの効果測定にはなじまないため。						
その他特記事項	—						

事業名	労働安全衛生等事務費							事業番号 (29年度)	22
								事業番号 (28年度)	22
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係	管理係
実施主体	厚生労働省、都道府県労働局、労働基準監督署							事業開始年度	昭和23年度
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先: ) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
事業/ 制度概要	目的 (何のため)	労働者の安全衛生を確保するためには適切な労働安全衛生対策を推進する必要があるため、これに当たって必要な書籍やコピー用紙などの消耗品等を本省、労働局、労働基準監督署にて購入する。							
	対象 (誰/何を対象に)	安全衛生業務に従事する職員							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	職員が労働安全衛生対策を推進するために必要な書籍やコピー用紙等の消耗品等を購入する。							
	実施体制	厚生労働本省、都道府県労働局、労働基準監督署							
25年度予算額 (千円)	217,730	26年度予算額 (千円)	209,457	27年度予算額 (千円)	197,108	28年度予算額 (千円)	195,255	29年度予算額 (千円)	210,526
うち行政経費	217,730	うち行政経費	209,457	うち行政経費	197,108	うち行政経費	195,255	うち行政経費	210,526
25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	28年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	29年度雇用勘定予算額: (千円) 29年度一般勘定予算額: (千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない	
25年度 予算執行率 (%)	—	26年度 予算執行率 (%)	—	27年度 予算執行率 (%)	—	28年度 予算執行率 (%)	—		
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合はその旨記載)	適切に労働安全衛生対策を推進し、労働者の安全及び衛生の確保を図るために、業務に使用する消耗品等を購入することが必要である。								
社会復帰促進等 事業で行う必要性	業務に使用する消耗品等を確保し、労働者の安全及び衛生の確保を図るための業務に適切に取り組めるようにすることは、労働者の安全衛生確保に資することから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号の規定による社会復帰促進等事業として行う必要がある。								
28年度 目標	アウトカム 指標	労働安全衛生対策のために必要となる消耗品等について、経費の節約を図り、前年度の執行額を踏まえた予算要求を行う。			28年度 実績	アウトカム 指標	○	労働安全衛生に係る事務職員の処遇改善経費により、全体の金額は増要求となったが、雑務費等について、執行実績を踏まえた要求(▲1,147千円)を行った。	
	アウトプット 指標	労働安全衛生対策のために必要となる消耗品等について、コスト意識を持ち、経費の節約に努める。				アウトプット 指標	○	両面印刷の徹底やカラー印刷を必要最小限に止める等のコスト削減策に取り組んだ。	
28年度目標を達成 (未達成)の理由 (原因)	経費の節約に努めるとともに、執行実績を踏まえた予算要求を行ったため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き経費の節約等、適正な運営管理に努める。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期
						-	-	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	年間を通じての購入計画であるため、四半期ごとのモニタリングには馴染まないため。								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					

29年度事業概要	平成28年度と同様						
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続		
29年度目標(アウトカム指標)	労働安全衛生対策のために必要となる消耗品等について、経費の節約を図り、前年度の執行額を踏まえた予算要求を行う。						
中期的な目標	-						
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	消耗品等の購入経費であるため、「アウトカム指標」の設定は馴染まないものであるが、消耗品等を効率的に使用することにより、コスト削減を図り、これを予算に反映させることを指標とした。						
29年度目標(アウトプット指標)	労働安全衛生対策のために必要となる消耗品等について、コスト意識を持ち、経費の節約に努める。						
29年度重点施策との関係	-						
30年度要求に向けた事業の方向性	執行状況を精査の上、継続して要求する。						
30年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等	29年度第一四半期	29年度第二四半期	29年度第三四半期	29年度第四四半期
				-	-	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	年間を通じての購入計画であるため、四半期ごとのモニタリングには馴染まないため。						
その他特記事項	-						

事業名	安全衛生に関する優良企業を評価・公表する制度の推進 【29年度重点目標管理事業】				事業番号 (29年度)	23				
					事業番号 (28年度)	23				
事業の別	安全衛生確保等事業（根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）				担当係	計画班				
実施主体	厚生労働省、都道府県労働局、富士通株式会社				事業開始年度	平成26年度				
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等：富士通株式会社等） <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体： ） <input type="checkbox"/> 貸付（貸付先： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）									
事業/ 制度概要	目的 (何のため)	企業等からの申請に基づき、各企業等の安全衛生水準を客観的な指標で評価し、高い評価が得られた企業等を積極的に公表することで、安全衛生水準の向上に向けた企業等のより積極的な取組を推進するとともに、安心して就職し、働ける良好な労働環境が確保されている企業等の情報を求職者等に共有することを目的とする。								
	対象 (誰/何を対象に)	企業等								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業等の安全衛生水準を評価するための基準について、検討会を開催し、検討を行う。</li> <li>企業等が自社の安全衛生水準を自己診断できるようにするためのコンテンツを厚生労働省のホームページで公表する。</li> <li>各労働局において、企業等からの申請を受け付け、安全衛生水準を評価し、基準を満たす企業等を優良企業として認定する。</li> <li>各労働局において、企業等が自社の安全衛生水準を自己診断し、労働局へ申請を行う際の各種相談に対する対応を行う。</li> <li>本事業を広く周知するため、本事業のリーフレットを印刷し、本省及び各労働局で配布・周知する。</li> <li>本事業を広く周知するため、企業向けセミナーや認定企業等による事例発表会を開催する。</li> </ul>								
	実施体制	厚生労働省本省及び都道府県労働局による直接指導を実施する。 富士通株式会社等に委託し、事業を実施する。								
25年度予算額 (千円)	—	26年度予算額 (千円)	12,252	27年度予算額 (千円)	15,686	28年度予算額 (千円)	32,030	29年度予算額 (千円)	42,244	
うち行政経費	—	うち行政経費	10,886	うち行政経費	15,686	うち行政経費	15,686	うち行政経費	16,830	
25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	1,366	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	28年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	15,934	29年度雇用勘定予算額： (千円) 29年度一般勘定予算額： (千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない		
25年度 予算執行率(%)	—	26年度 予算執行率(%)	100.0	27年度 予算執行率(%)	100.0	28年度 予算執行率(%)	97.5			
事業/制度の必要性 (緊急性がある場合はその旨記載)	若者が安心して就職して働ける環境の確保と、その情報の共有が重要な課題となっている。このため、望ましい安全衛生水準を具体的な客観的指標で示すとともに、当該指標が達成できた企業については、積極的に公表し、安全衛生水準の向上に向け、企業等のより積極的な取組を促進するとともに、安心して就職し、働ける良好な労働環境が確保されている企業等の情報を求職者等に共有することは、企業の安全衛生を確保するために必要である。									
社会復帰促進等 事業で行う必要性	本事業は企業等の安全衛生の水準確保を促進することで、若者が安心して就職し、働ける環境の確保と、その情報の共有を支援するものである。これは労働者の安全及び衛生の確保に資するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適用事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。									
28年度 目標	アウトカム 指標	安全衛生優良企業公表制度の自己診断サイトへのアクセス数を90,000件以上とする。			28年度 実績	アウトカム 指標	○	安全衛生優良企業公表制度の自己診断サイトへのアクセス数について、(3月末時点で254,887)件を達成した。		
	アウトプット 指標	安全衛生優良企業公表制度の周知のため、啓発用のリーフレットを25,000部印刷し、配布する。				アウトプット 指標	○	安全衛生優良企業公表制度のリーフレットを25,000部印刷し、労働局や経営者の団体法人等へ配布した。		
28年度目標を達成 (未達成)の理由 (原因)	リーフレットの配布、企業等に対するセミナー及び認定企業等による取組事例発表会の開催等、積極的に制度の周知を行った結果、自己診断サイトへのアクセスにも良い影響を与えることができた。									
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き、リーフレットの配布、セミナー及び発表会の開催等により制度の周知を行い、安全衛生水準の向上に取り組む企業を増加させる。									
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期	
						—	—	—	—	
上記モニタリングの指標を設定できない理由	年間の合計アクセス件数を目標としており、ポスター及びリーフレットの配付は時期を捉えて印刷、配付を行うため、四半期ごとのモニタリングになじまないため。									
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						

29年度事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業等が自社の安全衛生水準を自己診断できるようにするためのコンテンツを厚生労働省のホームページで公表する。</li> <li>各労働局において、企業等からの申請を受け付け、安全衛生水準を評価し、基準を満たす企業等を優良企業として認定する。</li> <li>本事業を広く周知するため、本事業のリーフレットを印刷し、本省及び各労働局で配布・周知する。</li> <li>本事業を広く周知するため、企業向けセミナーや認定企業等による事例発表会を開催する。</li> <li>申請により得られた各企業等の優良な取組事例を、厚生労働省のホームページで公表する。</li> <li>セミナー及び認定企業による取組事例発表会を開催し、安全衛生優良企業制度の周知を行う。</li> </ul>						
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続		
29年度目標(アウトカム指標)	安全衛生優良企業公表制度の自己診断サイトへのアクセス数を15万件以上とする。						
中期的な目標	望ましい優良な安全衛生水準を広く周知し、より多くの企業等に安全衛生への積極的な取組を喚起し、安全衛生水準の高い企業等を増やすことを目標とする。						
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	<p>安全衛生水準が高い企業等を公表することで、安全衛生水準の向上に向けた企業等のより積極的な取組を推進するとともに、安心して就職し、働ける良好な労働環境が確保されている企業等の情報を求職者等に共有することを目的としている。そのため企業等が自社の安全衛生水準を確認する自己診断サイトのアクセス数を目標として設定する。</p> <p>平成28年度の平均アクセス数は毎月約13,000件であったため(なお、平成28年6月のみ平均の7倍を上回るアクセスがあったが、その以外の月は概ね平均アクセス数を前後していた。)、セミナー及び発表会の開催やリーフレットの配布などによって引き続き周知を行い、自己診断サイトへのアクセス数を維持しつつ、平成29年度は年間15万件をアクセス数の目標として設定する。</p>						
29年度目標(アウトプット指標)	安全衛生優良企業公表制度の周知のため、啓発用のリーフレットを10,000部印刷し、配布する。						
29年度重点施策との関係	<p>第3「働き方改革」の推進などを通じた労働環境の整備・生産性の向上</p> <p>4 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり</p> <p>(1)第12次労働災害防止計画の直実な推進</p>						
30年度要求に向けた事業の方向性	本事業の実施状況等を踏まえ、引き続き要求を行うことを検討する。						
30年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等	29年度第一四半期	29年度第二四半期	29年度第三四半期	29年度第四四半期
				-	-	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	年間の合計アクセス件数を目標としており、ポスター及びリーフレットの配付は時期を捉えて印刷、配付を行うため、四半期ごとのモニタリングになじまないため。						
その他特記事項	-						

事業名	安全衛生啓発指導等経費		事業番号 (29年度)	24-1		事業番号 (28年度)	24-1		
事業の別	安全衛生確保等事業(労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)		担当係	管理係 計画班 業務班 業務第二係					
実施主体	厚生労働本省、都道府県労働局及び労働基準監督署		事業開始年度	平成24年度					
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	労働災害防止についての啓発指導を目的として、事業者及び労働者に対する安全衛生意識の普及高揚を図るとともに、災害防止活動を効果的に促進するための指導や安全衛生教育等を実施するものである。 また、産業設備の高度化、大型化及びこれに伴う災害原因の複雑化に対応し、効率的に災害防止の指導を行うため、計画的に災害防止指導用計測機器及び被服等を整備する。							
	対象 (誰/何を対象に)	事業者と労働者							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全衛生意識の普及高揚を図り、災害防止活動を促進するため、全国安全週間・全国労働衛生週間を実施する。</li> <li>優良な安全成績を上げた職長等を表彰し、安全管理に対するインセンティブを高める。</li> <li>建設業、造船業及び化学工業等における親企業と構内下請企業を一括としてとらえ、両者をもって構成する災害防止協議会を活用し、安全衛生管理指導を行う。</li> <li>災害率の高い零細企業の労働安全衛生担当者に対して安全衛生教育を実施する。</li> <li>都道府県労働局安全衛生労使専門家会議を開催し、地域における労働災害防止対策や労働者の健康確保対策の進め方等について意見を聴取する。</li> <li>その他、職員に対する研修を実施するとともに、災害防止指導用計測機器及び被服等を整備する。</li> </ul>							
	実施体制	厚生労働本省、各都道府県労働局及び労働基準監督署が実施。							
25年度予算額 (千円)	116,877	26年度予算額 (千円)	117,461	27年度予算額 (千円)	117,248	28年度予算額 (千円)	119,509	29年度予算額 (千円)	126,857
うち行政経費	116,877	うち行政経費	117,461	うち行政経費	117,248	うち行政経費	119,509	うち行政経費	126,857
25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	28年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	29年度雇用予定額: (千円) 29年度一般動定予算額: (千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない	
25年度 予算執行率(%)	—	26年度 予算執行率(%)	—	27年度 予算執行率(%)	—	28年度 予算執行率(%)	—		
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合はその旨記載)	労働災害の防止を目的として、労働安全衛生法等に基づき、事業者や労働者に対する安全衛生啓発指導や安全衛生意識の普及高揚を図るための取組等を実施しており、その実施・運営のために必要である。 また、災害防止の指導を行うに当たっては、法で定められた有害物質の濃度や局所排気装置の制御風速などを測定するための計測機器や職員の作業着が必要である。								
社会復帰促進等事業 で行う必要性	事業者や労働者に対する安全衛生啓発指導や安全衛生意識の普及高揚を図ることは、労働者の安全衛生確保に資することから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。								
28年度 目標	アウトカム 指標	都道府県労働局安全衛生労使専門家会議で聴取した意見を安全衛生施策に反映させる。		28年度 実績	アウトカム 指標	○	都道府県労働局の安全衛生施策の実施状況や今後の実施方針に関し、都道府県労働局安全衛生労使専門家から聴取した周知や指導が必要な施策、対象等の意見を当年度に実施する行政の取組(特定分野への指導、自主点検の実施、リーレット等による周知の強化など)や翌年度の行政運営方針に反映させた。		
	アウトプット 指標	安全衛生意識の普及高揚を図るとともに、労働災害防止活動を効果的に促進するため、全国安全週間・全国労働衛生週間等を実施する。また、安全衛生施策に反映させるため、全ての都道府県労働局で都道府県労働局安全衛生労使専門家会議を開催する。			アウトプット 指標	○	全国安全週間・全国労働衛生週間を実施し、安全衛生意識の普及高揚を図るとともに、労働災害防止活動を効果的に推進できた。また、全ての都道府県労働局で都道府県労働局安全衛生労使専門家会議を開催した。		
28年度目標を達成 (未達成)の理由 (原因)	開催日程を計画的に設定することで、全ての都道府県労働局で、都道府県労働局安全衛生労使専門家会議を開催することができた。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き、計画的に開催日程を確保し、都道府県労働局安全衛生労使専門家会議が確実に実施されるよう進捗管理を行う。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—		左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期	
上記モニタリングの指標を設定できない理由	年間を通じての事業計画であり、四半期ごとのモニタリングには馴染まないため。								
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続する						



29年度事業概要	監督官証票の更新のための経費による増を除き平成28年度と同様。								
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	B			監督官証票の更新のための経費による増を除き平成28年度と同様。				
29年度目標(アウトカム指標)	都道府県労働局安全衛生労使専門家会議等を通じて聴取した労使専門家の意見を安全衛生施策に反映させる。								
中期的な目標	-								
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	各地域において、現場実態を踏まえた意見を聴取し、地域の安全衛生施策に反映することにより、効率的に災害防止の対策を行い、労働災害発生件数を趨勢的に減少させるため上記目標を設定した。								
29年度目標(アウトプット指標)	安全衛生意識の普及高揚を図るとともに、労働災害防止活動を効果的に促進するため、全国安全週間・全国労働衛生週間等を実施する。また、安全衛生施策に反映させるため、全都道府県労働局で都道府県労働局安全衛生労使専門家会議を開催する等して労使専門家の意見を聴取する機会を設ける。								
29年度重点施策との関係	-								
30年度要求に向けた事業の方向性	執行状況を精査の上、継続して要求する。								
30年度重点施策との関係	-								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-			左記指標についての事業実績等	29年度第一四半期	29年度第二四半期	29年度第三四半期	29年度第四四半期
						-	-	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	年間を通じての事業計画であり、四半期ごとのモニタリングには馴染まないため。								
その他特記事項	-								

事業名	安全衛生啓発指導等経費 (技能講習修了証明書発行等一元管理事業)						事業番号 (29年度)	24-2		
							事業番号 (28年度)	24-2		
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項3号)						担当係	業務班		
実施主体	富士通(株)						事業開始年度	平成13年度		
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等:富士通(株)) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: ) 実施主体: ( ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )									
事業／制度概要	目的 (何のため)	労働災害の防止を図るため、一定の危険又は有害な業務に従事する者や作業主任者の一部には、技能講習の受講が義務づけられている。作業の際には、技能講習修了証の携帯が義務づけられているが、修了証を紛失又は破損した場合で、技能講習を行う機関が廃止されていたり、受講した機関名等を失念していたりすると、再交付を受けられず、作業に就けなくなるという労働者への不利益が生じる。また、修了証は登録教習機関ごとに交付されるが、一人の労働者が複数の技能講習を修了している場合もあることから、異なる登録教習機関での修了歴を携帯しやすい大きさの書面にして交付する必要がある。そのため、全国の登録教習機関の修了者のデータを一元的に管理するとともに、修了者に対し技能講習を修了したことを証明する書面を発行する環境を整備する。								
	対象 (誰／何を対象に)	技能講習修了者								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	登録教習機関から原則3年後に引渡し等される技能講習修了者に係る情報を入力し、そのデータを一元的に管理するとともに、技能講習修了者本人の求めに応じて、技能講習を修了したことを証明する書面を発行する。								
	実施体制	富士通(株)に委託して実施。								
25年度予算額 (千円)	95,983	26年度予算額 (千円)	98,632	27年度予算額 (千円)	119,841	28年度予算額 (千円)	119,841	29年度予算額 (千円)	119,841	
うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	
25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	94,259	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	98,280	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	104,760	28年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	110,484	29年度雇用勘定予算額: (千円) 29年度一般勘定予算額: (千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない		
25年度 予算執行率(%)	98.2%	26年度 予算執行率(%)	99.6%	27年度 予算執行率(%)	87.4%	28年度 予算執行率(%)	92.2%			
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合はその旨記載)	本事業は、技能講習修了証明書の再交付を容易にし、また、複数の証明書の一元化により、修了証の携帯を容易にすることで、事業者による現場での労働者の資格の有無の確認をしやすくするものであり、無資格者が従事することによる労働災害の発生防止に繋げるために必要である。									
社会復帰促進等 事業で行う必要性	本事業は、無資格者が業務に従事することによる労働災害の防止を図るための事業であり、事業者による労働者の安全衛生確保義務の担保に資するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適用事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。									
28年度 目標	アウトカム 指標	技能講習の帳票データの受付数を平成26年度の受講者数の85%である753,930件以上とする。			28年度 実績	アウトカム 指標	○	技能講習の帳票データの受付件数: 1,453,985件		
	アウトプット 指標	引き続き帳票データの引き渡しについて周知していくとともに、引き受けた帳票データを確実に入力できるように適正な管理に努めている。				アウトプット 指標	○	帳簿データの引き渡しについて、パンフレットを145,000部作成し、登録教習機関に周知するとともに、データ入力及び管理に関する運用マニュアルを作成し、その徹底を図るなど、適正な管理に努めている。		
28年度目標を達成 (未達成)の理由 (原因)	【アウトカム指標】 関係団体、都道府県労働局を通じて、帳票データの引き渡しについて登録教習機関に広く周知したため。									
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き帳票データの引き渡しについて周知していくとともに、引き受けた帳票データを確実に入力できるように適正な管理に努めていく。									
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	技能講習の帳票データの受付数を平成26年度の受講者数の85%とする。(753,930件)	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期			
				436,414	353,898	326,397	337,276			
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-									
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						

29年度事業概要	平成28年度と同様						
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続		
29年度目標 (アウトカム指標)	技能講習の帳票データの受付数を127万件(過去5年平均)以上とする。						
中期的な目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>現場での労働者の資格の有無の確認を通して、無資格者が従事することによる労働災害の発生を防止する。</li> <li>技能講習修了者が、いつでも修了証明書の発行を受けられる環境を整備する。</li> </ul>						
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	技能講習の帳簿データの引き渡しについて登録教習機関に周知するほど、帳簿データの受付数が増加することが予想されることから、上記の目標を設定した。						
29年度目標(アウトプット指標)	引き続き帳票データの引き渡しについて周知していくとともに、引き受けた帳票データを確実に入力できるように適正な管理に努めていく。						
29年度重点施策との関係	-						
30年度要求に向けた事業の方向性	引き続き実施						
30年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	技能講習の帳票データの受付数を127万件(過去5年平均)以上とする。	左記指標についての事業実績等	29年度第一四半期	29年度第二四半期	29年度第三四半期	29年度第四四半期
				534,041	351,091	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-						
その他特記事項	-						

事業名	安全衛生啓発指導等経費 (職場の安全衛生情報の周知・意識啓発事業)							事業番号 (29年度)	24-3
								事業番号 (28年度)	24-3
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係	業務班
実施主体	富士通(株)、(株)三菱化学テクニサーチ							事業開始年度	平成27年度
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:富士通(株)、(株)三菱化学テクニサーチ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	事業場が、自主的に安全衛生対策を進められるよう、安全への取組に必要な情報を提供し、さらに安全活動に積極的な事業場の好事例等を情報提供することにより、安全への取組に積極的な企業が評価される環境等を整備することにより、労働災害の防止を図る。							
	対象 (誰/何を対象に)	民間企業							
	事務・事業のスキーム(決定スキームを含む)	①中小企業をはじめとする各事業者が労働者への教育や創意工夫された安全活動等、労働災害防止対策の推進を図るために必要不可欠な災害事例や化学物質情報、リスクアセスメントの手法などの情報をホームページを通して提供する。 ②プロジェクトに賛同する企業を募り、安全活動に熱心に取り組んでいる企業が国民や取引先に注目されるための運動(「あんぜんプロジェクト」)の展開等を行う。賛同企業は、厚生労働省が運営する「あんぜんプロジェクト」のホームページにプロジェクトメンバーとして掲載され、自社のイメージアップに繋げるとともに、一層の安全活動に取り組むことが期待される。また、その活動状況及び労働災害発生状況を自社のホームページで公表する。							
	実施体制	①(株)三菱化学テクニサーチ ②富士通(株)							
25年度予算額(千円)	-	26年度予算額(千円)	-	27年度予算額(千円)	51,338	28年度予算額(千円)	51,336	29年度予算額(千円)	52,769
うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-
25年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	-	26年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	-	27年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	49,550	28年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	48,708	29年度雇用動定予算額: (千円) 29年度一般動定予算額: (千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない	
25年度 予算執行率(%)	-	26年度 予算執行率(%)	-	27年度 予算執行率(%)	96.5%	28年度 予算執行率(%)	94.9%		
事業/制度の必要性 (緊急性がある場合はその旨記載)	安全衛生対策に資する情報提供を行い、安全衛生への取組に意欲のある企業が評価される環境の整備等を行うことで、事業場の自主的な安全衛生対策を促し、もって労働災害の防止につながるために必要である。								
社会復帰促進等事業で行う必要性	本事業は、事業場の自主的な安全衛生対策の促進により労働災害の防止を図るための事業であり、事業者による労働者の安全衛生確保義務の担保に資するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適用事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。								
28年度 目標	アウトカム指標	①ホームページのアクセス件数を1,500万件以上を確保する。 ②事業者等から有用であった旨の評価を80%以上確保する。			28年度 実績	アウトカム指標	○ ①ホームページのアクセス件数は34,873,238件。 × ②有用であった旨の評価は81.6%。		
	アウトプット指標	①要望のあったものを中心に、ホームページに災害事例を30件以上掲載する。 ②各種労働災害データベースの作成(30,000件以上)				アウトプット指標	○ ①労働災害事例を55件掲載した。 × ②各種データベース合計33,369件の作成を行った。		
28年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	<b>【アウトカム指標】</b> ホームページの認知度が高まり、アクセス件数が伸び、掲載コンテンツを充実させたことにより、有用性を評価されるにいたったものと考えられる。 <b>【アウトプット指標】</b> 前年の労働災害発生状況を踏まえ、掲載事例を選定したことにより、豊富な事例の中から選定できたことが、指標の達成につながったものと考えられる。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き適切に事業を実施する。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	①ホームページのアクセス数1,500万件以上 ②各種労働災害データベースの作成(30,000件以上)			左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期
						①9,792,514 ②0	①8,196,213 ②0	①8,152,899 ②1,057	①8,728,612 ②32,312
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					

29年度事業概要	平成28年度と同様						
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続		
29年度目標 (アウトカム指標)	①ホームページのアクセス件数を2,000万件(過去5年平均)以上を確保する。 ②事業者等から有用であった旨の評価を80%以上確保する。						
中期的な目標	ホームページのアクセス件数を着実に増加させ、災害防止に役立つ情報を提供する。						
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	①ホームページに掲載されている内容が有用であればあるほど、よりアクセス件数が増えると考えられるため、ホームページのアクセス件数を目標に設定した。 ②国の施策や安全衛生情報提供の内容と事業場等の需要に乖離がないかを検証するため有用度80%以上を目標に設定した。						
29年度目標(アウトプット指標)	①要望のあったものを中心に、ホームページに災害事例を30件以上掲載する。 ②各種労働災害データベースの作成(30,000件以上)						
29年度重点施策との関係	-						
30年度要求に向けた事業の方向性	引き続き事業を実施する。						
30年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	①ホームページのアクセス数2,000万件(過去5年平均)以上 ②各種労働災害データベースの作成(30,000件以上)	左記指標についての事業実績等	29年度 第一四半期	29年度 第二四半期	29年度 第三四半期	29年度 第四四半期
				①8,508,129 ②0	①7,972,022 ②0	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-						
その他特記事項	-						

事業名	安全衛生分野における国際化への的確な対応のための経費							事業番号 (29年度)	25
								事業番号 (28年度)	25
事業の別	安全衛生確保等事業（根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）							担当係	計画班
実施主体	厚生労働省本省、中央労働災害防止協会							事業開始年度	平成3年
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等：29年度は委託先未定） <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体： ） <input type="checkbox"/> 貸付（貸付先： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）								
事業／ 制度概要	目的 (何のため)	①労働者の安全と健康の確保を目的とした安全衛生政策について、国際的な動向を踏まえて立案する必要があるため。 ②日中間の安全衛生技術交流を通じて、両国の労働安全衛向上を図る必要があるため。							
	対象 (誰／何を 対象に)	①職員 ②シンポジウム参加の民間企業等							
	事務・事業の スキーム(決 定スキームを 含む)	①化学物質による人への健康影響に関して、リスク評価・管理等の活動により国際協調活動を行っているOECD等の国際会議等に職員を出張させる。 ②日本国企業の進出数が急増している中国と政策対話を行うとともに、これを踏まえた安全衛生シンポジウムを開催する。							
	実施 体制	厚生労働省本省による直接実施、中央労働災害防止協会に委託して実施。							
25年度予算額 (千円)	9,364	26年度予算額 (千円)	9,386	27年度予算額 (千円)	8,372	28年度予算額 (千円)	7,840	29年度予算額 (千円)	7,840
うち行政経費	4,656	うち行政経費	4,703	うち行政経費	4,279	うち行政経費	4,279	うち行政経費	4,279
25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	2,985	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	3,097	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	2,826	28年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	3,284	29年度雇用定予算額： (千円) 29年度一般定予算額： (千円) ※予算執行率は 行政経費を考慮していない	
25年度 予算執行率(%)	63.4	26年度 予算執行率(%)	66.1	27年度 予算執行率(%)	69.0	28年度 予算執行率(%)	92.2		
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合 はその旨記載)	日本における労働災害防止の推進に資することを目的として、国際的な動向を十分に踏まえた安全衛生政策を立案するためには、国際会議に参加することやシンポジウムを開催することにより、国際的な動向への的確な対応を図ることが必要である。								
社会復帰促進等事業 で行う必要性	本事業は日本における安全衛生政策について、国際会議等への参加を通じて国際的な動向を踏まえて的確な対応を図るものである。これは労働者の安全及び衛生の確保に資するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3条に適用事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。								
28年度 目標	アウトカム 指標	①OECD等の国際会議に参加し、海外動向について、審議会等への報告又はホームページへの掲載等により公表する。 ②シンポジウムの参加者に対するアンケートにおいて「事業場における労働安全衛生水準の向上に資する」という評価を80%以上とする。			28年度 実績	アウト カム 指標	○	①ASEAN地域諸国からなる安全衛生の国際会議(ベトナム)に出席し、議事概要等について厚生労働省のホームページに掲載した。 ②アンケートの結果、95%の参加者から「事業場における労働安全衛生水準の向上に資する」と評価する旨の回答を得た。	
	アウト プット 指標	①OECD等の国際会議に年1回以上参加する。 ②安全衛生シンポジウムを開催し、その参加者を100名以上とする。				アウト プット 指標	○	①ASEAN地域諸国からなる安全衛生の国際会議(ベトナム)に出席し、日本の取組を発表するとともに各国の政策動向を聴取した。 ②中国蘇州市で第4回となる安全衛生シンポジウムを開催し、130名の参加を得た。	
28年度目標を達成 (未達成の場合) (原因)	①国際会議への参加及びその結果の公表について、計画的に実施することができた。 ②平成25年度から毎年シンポジウム開催することができており、参加者も目標数を達成している。 今回は製造業等の工場が多く在籍する中国蘇州市において、現地企業の関心の高い有機溶剤、粉じん騒音等の対策をテーマとしたシンポジウムを開催することで、130名の参加と参加者からの高い評価結果を得ることができた。								
理由(原因)を踏ま えた改善すべき事 項、今後の課題	①引き続き計画的に国際会議への参加を行う。 ②引き続き中国との良好な関係を維持し、一定程度の規模を確保してシンポジウムの開催を行う。								
四半期単位での事業 実績等のモニタ リング(定量的な指 標を設定)	指標設定	-			左記指標につ いての事業実 績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期
上記モニタリング の指標を設定で きない理由	国際会議やシンポジウムの日程は不確定であり、四半期毎のモニタリングには馴染まない。								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					

29年度事業概要	平成28年度と同様						
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続				
29年度目標(アウトカム指標)	①OECD等の国際会議に参加し、海外動向について、審議会等への報告又はホームページへの掲載等により公表する。 ②シンポジウムの参加者に対するアンケートにおいて「事業場における労働安全衛生水準の向上に資する」という評価を80%以上とする。						
中期的な目標	国際動向に基づき確かな安全衛生対策の立案等や国際協力等による関係国との協調による安全衛生対策の推進を行い、日本における労働災害の発生防止の推進を図る。						
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	①安全衛生に関する国際会議に出席し、その結果を公表することは、日本における労働災害防止の推進に資する取組である。 ②労働安全衛生対策の情報交流の活性化と事業場におけるその結果の活用促進に向け、参加者の満足度が高いシンポジウムを開催する。 なお、安全衛生に関するシンポジウム(日中共催)について、平成25年度から毎年1回、全て中国で開催してきたが、平成29年度から奇数年は日本、偶数年は中国で開催することで中国と合意した。また、平成29年度から、集客人数について、日中間で打合せの上、開催規模に応じて決めることとした。そのため、開催することは目標として設定しつつ、集客人数目標は設定しないこととする。						
29年度目標(アウトプット指標)	①OECD等の国際会議に年1回以上参加する。 ②安全衛生に関するシンポジウムを年1回以上開催する。						
29年度重点施策との関係	-						
30年度要求に向けた事業の方向性	執行実績を踏まえて、引き続き要求をする。						
30年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等	29年度第一四半期	29年度第二四半期	29年度第三四半期	29年度第四四半期
				-	-	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	国際会議やシンポジウムの日程は不確定であり、四半期毎のモニタリングには馴染まない。						
その他特記事項	-						

事業名	職業病予防対策の推進 (東電福島第一原発緊急作業従事者の被ばく管理対策等) 【29年度重点目標管理事業】				事業番号 (29年度)	26-1				
					事業番号 (28年度)	26-1				
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)				担当係	電離放射線労働者健康対策室				
実施主体	厚生労働省本省、日本電気(株)、(株)SAY企画、(公社)全国労働衛生団体連合会				事業開始年度	平成23年度				
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等: 日本電気(株)、(株)SAY企画、(公社)全国労働衛生団体連合会) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: ) (実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )									
事業／制度概要	目的 (何のため)	東京電力株式会社福島第一原子力発電所(以下「東電福島第一原発」という。)において緊急作業に従事した労働者の長期的健康管理を行う。								
	対象 (誰／何を対象に)	東電福島第一原発で緊急作業に従事した者								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	東電福島第一原発で緊急作業に従事した者の被ばく線量、健康診断結果等のデータを蓄積する「東電福島第一原発作業員の長期的健康管理システム(以下「データベース」という。)」の構築や、緊急作業従事者に対する健康相談、保健指導の実施。								
	実施体制	データベースの構築は日本電気(株)等との請負契約により実施。緊急作業従事者に対する健康相談及び保健指導は、(公社)全国労働衛生団体連合会に委託して実施。								
25年度予算額 (千円)	488,782	26年度予算額 (千円)	423,256	27年度予算額 (千円)	362,865	28年度予算額 (千円)	362,159	29年度予算額 (千円)	367,492	
うち行政経費	272,260	うち行政経費	290,354	うち行政経費	262,063	うち行政経費	262,987	うち行政経費	226,186	
25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	113,643	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	124,760	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	86,226	28年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	85,369	29年度雇用勘定予算額: (千円) 29年度一般勘定予算額: (千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない		
25年度 予算執行率(%)	52.5	26年度 予算執行率(%)	93.9	27年度 予算執行率(%)	85.5	28年度 予算執行率(%)	86.1%			
事業/制度の必要性 (緊急性がある場合はその旨記載)	原子力災害対策本部で決定された「原子力被災者への対応に関する当面の取組方針」において、「東電福島第一原発作業員に対する健康管理の強化・管理体制の確認」が掲げられており、緊急作業従事者の長期的健康管理を行うため、被ばく線量、健康診断結果等のデータの蓄積や、健康相談、保健指導の実施を行うことが必要である。									
社会復帰促進等事業 で行う必要性	緊急作業に従事した労働者の健康管理は長期的、継続的に実施する必要がある。原発事故収束作業に従事した労働者の安全と健康の確保を図るものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号事業に該当する。									
28年度 目標	アウトカム 指標	緊急作業において100ミリシーベルトを超えて被ばくした労働者に対し、厚生労働大臣指針に基づくがん検診等を受診させることにより疾病の早期発見を期する。			28年度 実績	アウトカム 指標	○	100ミリシーベルト超の緊急作業従事者174人中168人に対して、厚生労働大臣指針に基づくがん検診等を受診させた。		
	アウトプット 指標	①緊急作業に従事した労働者について、健康診断結果及び被ばく線量について、データベースに入力を行う (放射線業務従事者3,072×16(線量12回＋一般健診2回＋電離健診2回)=49,152) ②一定の被ばく線量を超えた労働者からの申請に基づき交付された手帳を所持する者全員(約900人)に対し、直接又は事業者を通じてがん検診等の受診勧奨を行う。 ③緊急作業従事者の現況確認のため、約2万人全員に対して調査票を送付する。 ④健康相談窓口の開設及びフリーダイヤルの設置を行い、健康相談を行う。				アウトプット 指標	○	①目標件数49,152件に対し、79,351件のデータ入力等を実施した。 ②一定の被ばく線量を超えた労働者からの申請に基づき交付された手帳を所持する者全員に対し、直接又は事業者を通じてがん検診等の受診勧奨を5月頃と11月頃に行った。 ③緊急作業従事者の現況確認のため連絡先を把握している約2万人全員に対して、調査票を送付した。 ④委託事業により祝祭日を除く月～金曜日9時～17時の間、健康相談窓口の開設及びフリーダイヤルの設置を行い、健康相談を行った。		
28年度目標を達成 (未達成)の理由 (原因)	事業者に対して指針に基づく健康診断等を行うよう指導するとともに、離職者に対しては本人に直接受診勧奨を行うことにより、がん検診等の受診者の徹底を図ったもの。また、事業者に対して健康診断結果及び被ばく線量の報告の徹底を指導することにより、報告件数の増加を図った。									
理由(原因)を踏まえた 改善すべき事項、今後の課題	引き続き受診勧奨等を行うことにより、がん検診等の実施率の上昇及び健康診断結果等の報告の徹底を図る。									
四半期単位の事業 実績等のモニタリング (定量的な指標を設定)	指標設定	-			左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期	
上記モニタリングの 指標を設定できない理由	年間を通じて行う業務であり、モニタリング指標の設定になじまない。									
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						



29年度事業概要	東電福島第一原発で緊急作業に従事した者の被ばく線量、健康診断結果等のデータを蓄積する「東電福島第一原発作業員の長期的健康管理システム」(データベース)の構築や、緊急作業従事者に対する健康相談、保健指導の実施。 廃炉等作業員の健康管理に資するため、廃炉等作業員の健康支援相談窓口の開設、産業保健支援に係る研修会の開催、相談員協議会及び廃炉等作業員の健康管理に係る情報発信を行う。						
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続		
29年度目標(アウトカム指標)	緊急作業において100ミリシーベルトを超えて被ばくした労働者に対し、厚生労働大臣指針に基づくがん検診等の受診勧奨を行う。 東京電力による『福島第一における作業員の健康管理について(厚労省ガイドラインへの対応状況)』報告のうち、『第2四半期(7～9月)に実施の健康診断に対する管理状況の取り纏め結果』の『要精密検査』判定者への対応状況』において、第2四半期分の報告時点(毎年3月頃)の結果で、『指導後も未受診』の割合が10%未満を達成する。						
中期的な目標	緊急作業に従事した労働者の被ばく線量、健康診断結果について、随時データベースに蓄積し、当該労働者の長期的な健康管理に資すること。 廃炉等作業員の健康支援相談窓口を定期的に開設し、周知を行う。また、健康相談窓口等で得られた好事例の知見をホームページ等で周知する。						
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	緊急作業に従事した労働者の長期的健康管理を引き続き適切に行うため、当該労働者の健康確保を図るという観点から、継続してがん検診等の受診を目標とした。 また、廃炉等作業員の健康管理を行うにあたり、作業員への直接の健康支援は重要であるが、それだけでは集団としての改善が見込めない。そのため、集団としての健康管理体制が構築されているかを評価するために、東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイドライン(平成27年8月26日付け基発0826第1号)に基づき、東京電力が国に報告を行っている『健康診断に対する管理状況』の結果により、事業所内の健康管理体制が改善しているかを、「指導後も未受診」の割合をもって確認する。						
29年度目標(アウトプット指標)	①緊急作業に従事した労働者について、健康診断結果及び被ばく線量について、データベースに入力を行う。 (放射線業務従事者数(概算)3,000×16(線量12回+一般健診2回+電離健診2回)=48,000) ②一定の被ばく線量を超えた労働者からの申請に基づき交付された手帳を所持する者全員(約900人)に対し、直接又は事業者を通じてがん検診等の受診勧奨を行う。 ③緊急作業者の現況確認のため、約2万人全員に対して調査票を送付する。 ④健康相談窓口の開設及びフリーダイヤルの設置を行い、健康相談を行う。 ⑤廃炉等作業員の健康支援相談窓口を年間54回、産業保健支援に係る研修会を年間10回、相談員協議会を年間2回開催し、ホームページにおける健康管理情報の更新を年間22回行う。						
29年度重点施策との関係	<復興関連> 第2 原子力災害からの復興への支援> ○ 東京電力福島第一原発作業員への対応						
30年度要求に向けた事業の方向性	前年度成果を活用しつつ、前年度同規模の事業を引き続き展開していく。						
30年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	①廃炉等作業員の健康支援相談窓口を1月あたり4.5回開設するものとし、四半期単位で開設回数を評価する。 ②ホームページにおける健康管理情報の更新を1月あたり2回弱行うものとし、四半期単位で更新回数を評価する。	左記指標についての事業実績等	29年度第一四半期	29年度第二四半期	29年度第三四半期	29年度第四四半期
				①4.3回/月 ②1.7回/月	①6.0回/月 ②2.0回/月	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-						
その他特記事項	-						

事業名	職業病予防対策の推進 (原発事故からの復旧・復興従事者の適正な放射線管理実施の指導)							事業番号 (29年度)	-
								事業番号 (28年度)	26-2
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係	電離放射線労働者健康対策室
実施主体	厚生労働省、(株)千代田テクノ							事業開始年度	平成25年度
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:(株)千代田テクノ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業／制度概要	目的 (何のため)	除染特別地域等の復旧・復興作業を担う事業者の多くが中小・零細事業者であり、放射線被ばくに対する不安が事業再開の隘路となっている。このため、厚生労働省が、中小・零細事業者を会員とする団体等(以下「団体等」という。)に対して、適切な放射線管理を指導するための支援を実施する。本事業により、団体等が自主的に中小・零細事業者に対して線量管理指導を行い、中小・零細事業者が適正な放射線管理を実施することを目的とする。							
	対象 (誰／何を対象に)	事業者							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	避難区域等において、一定の線量下で除染や復旧作業を実施する中小零細事業者の連合体等に対して、線量管理を指導する者を派遣し、適切な放射線管理の実施を指導するとともに、教育用の資材を貸与し、連合体等における自主的な放射線管理等の適切な実施を図る。							
	実施体制	民間業者等に委託して実施							
25年度予算額 (千円)	143,547	26年度予算額 (千円)	148,900	27年度予算額 (千円)	56,505	28年度予算額 (千円)	37,475	29年度予算額 (千円)	-
うち行政経費	1,061	うち行政経費	727	うち行政経費	3,597	うち行政経費	3,412	うち行政経費	-
25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	109,528	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	124,153	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	26,805	28年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	17,831	29年度雇用勘定予算額: (千円) 29年度一般勘定予算額: (千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない	
25年度 予算執行率(%)	76.9%	26年度 予算執行率(%)	83.8%	27年度 予算執行率(%)	50.7%	28年度 予算執行率(%)	52.3%		
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合はその旨記載)	避難区域の円滑な復旧・復興を促進するために、中小・零細企業が会員となっている団体等に対して、適切な線量管理を指導するための対策を実施し、同団体等による自主的な放射線防護対策の取組を促進する必要がある。								
社会復帰促進等事業 で行ふ必要性	当該事業は、団体等が自主的に中小・零細事業者に対して線量管理指導を行い、中小・零細事業者が適正な放射線管理を実施することを目的としており、結果として、作業者の放射線防護対策となって労働者の安全及び衛生の確保を図るものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号事業に該当する。								
28年度 目標	アウトカム 指標	線量管理指導等の参加者に対し、指導内容等についてアンケートを実施し、8割以上の参加者から「有意義であった」等、ニーズに合致した指導であった旨の回答を得る。			28年度 実績	アウトカム 指標	○	アンケートの結果、91.3%(304人/333人)の参加者から有意義であった旨の回答が得られた。	
	アウトプット 指標	線量管理の指導を効果的に実施し、最終的な受益者数を約6,000人とする。 (注)受講人数は、約300人を想定しており、本事業は、管理者や指導者の教育であるため、最終的な受益者はそれを20倍した程度は見込まれる。				アウトプット 指標	○	受講者数は404人であったため、最終的な受益者数は約8,080人となり、目標を達成した。	
28年度目標を達成 (未達成)の理由 (原因)	4月1日から事業を開始し、繁忙期と重ならないように線量管理指導等の時期の調整を早期に実施し、また、受託者ホームページへの掲載等によって委託事業の周知を図った。さらに、団体に対して、当該事業の案内を入念に行った結果、線量管理指導の受益者数については、目標受益者数の134.7%を達成しており、良好である。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	平成28年度までの事業であり、今後は予定がない。								
四半期単位の事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	線量管理指導等の受講者数(単位:人)			左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期
						26	111	86	181
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-								
評価	A			平成28年度限りの事業					

29年度事業概要	-						
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	A	平成28年度限りの事業				
29年度目標(アウトカム指標)	-						
中期的な目標	-						
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	-						
29年度目標(アウトプット指標)	-						
29年度重点施策との関係	-						
30年度要求に向けた事業の方向性	-						
30年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等	29年度第一四半期	29年度第二四半期	29年度第三四半期	29年度第四四半期
				-	-	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-						
その他特記事項	-						

事業名	職業病予防対策の推進 (東電福島第一原発・除染作業者の放射線関連情報の国際発信の強化) 【29年度重点目標管理事業】							事業番号 (29年度)	26-2
								事業番号 (28年度)	26-3
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係	電離放射線労働者健康対策室
実施主体	民間業者等((公財)原子力安全研究協会)、厚生労働省							事業開始年度	平成26年度
実施方法	<b>■直接実施</b> <b>■業務委託等</b> (委託先等:(公財)原子力安全研究協会) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	東電福島第一原発・除染作業者の放射線関連の情報について、国際機関等が作成する報告書等における明らかな事実誤認や厚生労働省見解と相容れない見解が記載される状況を改善し、我が国における被ばく管理規制に対する国際的な信頼に資することを目的とする。							
	対象 (誰/何を対象に)	国際機関等							
	事業・事業のスキーム (決定スキームを含む)	作業者の放射線被ばく状況やその対策に関する情報(報道発表、ガイドライン、行政通達等)を英訳し、厚生労働省の英語版ホームページに掲載するほか、世界保健機関(WHO)、国際労働機関(ILO)、国連科学委員会(UNSCEAR)、国際原子力機関(IAEA)等の国際機関へ情報発信等を実施していく。							
	実施体制	民間業者等に委託して実施。							
25年度予算額 (千円)	-	26年度予算額 (千円)	19,812	27年度予算額 (千円)	19,920	28年度予算額 (千円)	17,788	29年度予算額 (千円)	16,660
うち行政経費	-	うち行政経費	2,188	うち行政経費	1,438	うち行政経費	1,438	うち行政経費	1,438
25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	11,761	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	14,438	28年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	12,536	29年度雇用勘定予算額: (千円) 29年度一般勘定予算額: (千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない	
25年度 予算執行率(%)	-	26年度 予算執行率(%)	66.7	27年度 予算執行率(%)	78.1	28年度 予算執行率(%)	76.7		
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合はその旨記載)	東電福島第一原発・除染作業者の放射線関連の情報について、国際機関等が作成する報告書等における明らかな事実誤認や厚生労働省見解と相容れない見解が記載されるなど、国際機関等においては、厚生労働省の対応について必ずしも正しい認識がなされているとは言えない状況にある。この状況が改善されなければ、我が国における被ばく管理規制に対する国際的な信頼が失われかねないことから、国際発信の強化を行う必要がある。								
社会復帰促進等事業 で行う必要性	国際機関や海外メディア等で厚生労働省の対応が必ずしも正しく認識されていない状況であり、これには、英語による情報発信が十分でないことも影響しているものと考えられ、これが続けば、被ばく管理関係の規制に対する信頼感が失われ、ひいては事業者の違法姿勢に悪影響を与える恐れがある。これを防止することは、労働者の安全及び衛生の確保に資するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号の事業に該当する。								
28年度 目標	アウトカム 指標	国際機関等からの依頼に応じた情報提供を20文書以上実施する。			28年度 実績	アウトカム 指標	○	除染等に係る各種省令、ガイドライン、報道発表資料など32文書の情報提供を行った。	
	アウトプット 指標	平成28年度中に作成された東電福島第一原発関連の放射線被ばく状況、報道発表資料、関係法令、行政通達、ガイドライン等を全件英訳するとともに好事例を収集し、厚生労働省英語版ホームページへの掲載、配布用英語資料の作成を行う。				アウトプット 指標	○	平成28年度中に行った関係法令、ガイドライン、報道発表等を全件を英訳し、厚生労働省の英語版HPに掲載した。また、配布用英語資料の作成も行った。	
28年度目標を達成 (未達成)の理由 (原因)	国際的に発信すべき各種資料を委託業者へ翻訳依頼を行い、速やかに厚生労働省英語版ホームページへ掲載した。成果の活用等を見据えた形で事業を計画しており、運営のあり方は妥当である。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き、適切に事業を実施していく。								
四半期単位の事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-			左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期
						-	-	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	放射線被ばくに関する情報の翻訳及び発信は、その時々における発信すべきコンテンツの存否によるため、四半期ごとのモニタリングにはなじまないため。								
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を実施						

29年度事業概要	平成28年度と同様						
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を実施		
29年度目標(アウトカム指標)	年度におけるHPアクセス件数を1,000件とする。						
中期的な目標	東電福島第一原発・除染作業者の放射線関連の情報について、国際機関等が作成する報告書等における明らかな事実誤認や厚生労働省見解と相容れない見解が記載される状況を改善する。						
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	我が国の被ばく管理規制に対する国際的な信頼に資するという本事業の目的達成のためには、我が国の施策等について国際機関等での正しい認識を得ることが重要であり、平成25年度における国際機関等からの要望を踏まえて水準を定めた。						
29年度目標(アウトプット指標)	平成29年度中に作成された東電福島第一原発関連の放射線被ばく状況、報道発表資料、関係法令、行政通達、ガイドライン等に係る全件の英訳文書を発信する。						
29年度重点施策との関係	<復興関連> 第2 原子力災害からの復興への支援> ○ 東京電力福島第一原発作業員への対応						
30年度要求に向けた事業の方向性	国際発信を継続して実施していく。						
30年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等	28年度第一四半期	28年度第二四半期	28年度第三四半期	28年度第四四半期
				-	-	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	放射線被ばくに関する情報の翻訳及び発信は、その時々における発信すべきコンテンツの存否によるところであり、四半期ごとのモニタリングにはなじまないため。						
その他特記事項	-						

事業名	職業病予防対策の推進 (東電福島第一原発の施設内の緊急医療体制強化への支援)				事業番号 (29年度)	-			
					事業番号 (28年度)	26-4			
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)				担当係	電離放射線労働者健康対策室			
実施主体	(公財)原子力安全研究協会、(国研)量子科学技術研究開発機構				事業開始年度	平成27年度			
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:(国研)量子科学技術研究開発機構、(公財)原子力安全研究協会) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先:受託者未定 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業／制度概要	目的 (何のため)	原子力施設内における災害時の医療ネットワークの持続性の確保、支援対象の他原発への拡大、専門人材の育成、原子力施設内外の医療連携の強化、被災者搬送訓練等の実施を促進する。							
	対象 (誰/何を対象に)	原子力施設、医療スタッフ等(医師、看護師、保健師、放射線技師等)							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	・以下の取組を行う ①原子力施設内における災害時の医療ネットワークの持続性の確保及び他の原発への対象拡大のための会合運営、②緊急時に原発内に派遣される専門人材育成のための研修を実施、③原発内外の連携を強化するための地域連絡会の開催、④労災被災者搬送訓練等の実施 ・2つの原子力施設を対象に、①、③、④を「原子力施設内の緊急作業時の被災労働者対応ネットワーク構築事業」として実施し、②を「原子力施設内の緊急作業時の被災労働者対応のための専門人材育成等事業」として実施する。							
	実施体制	国立研究開発法人等に委託して実施。							
25年度予算額 (千円)	-	26年度予算額 (千円)	-	27年度予算額 (千円)	37,110	28年度予算額 (千円)	37,026	29年度予算額 (千円)	-
うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	0	うち行政経費	0	うち行政経費	-
25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	25,258	28年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	22,498	29年度雇用勘定予算額: (千円) 29年度一般勘定予算額: (千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない	
25年度 予算執行率(%)	-	26年度 予算執行率(%)	-	27年度 予算執行率(%)	68.1	28年度 予算執行率(%)	60.8		
事業/制度の必要性 (緊急性がある場合はその旨記載)	事業場内の労災被災者対応は、事業者の責任において実施すべきものであるが、東電福島第一原発事故では、事故直後、原発構内内の医師等を独力で確保できなかった。東電福島第一原発の廃炉作業は事業者任せにせず、国が前面に立つのが政府の方針であることから、事業者の責任を明確にしつつ、一定の支援を行う必要がある。								
社会復帰促進等事業 で行う必要性	原子力施設の災害時において、専門知識を有する医療スタッフを施設内に派遣し、搬送体制を確立することは、労災被災者の健康、安全の確保に必要であり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号事業に該当する。								
28年度 目標	アウトカム 指標	被災労働者搬送訓練後及び専門人材研修後のアンケートで「有意義だった」等が70%以上を達成する			28年度 実績	アウトカム 指標	○	訓練後の記述式アンケートに関して、「有意義であった」等の意見を記載した人が25人中19人と76%であった。専門人材研修のアンケートに関して、「満足度」について「大変良い」が50%、「良い」が50%であり、「良い」以上が100%であった。	
	アウトプット 指標	①専門人材育成研修を計4回実施する。 ②専門人材の導入研修修了者(派遣名簿登録者)数を50人確保する。 ③被災労働者搬送訓練を2つの原子力施設で実施する。				アウトプット 指標	○	①専門人材育成研修を計4回、フォローアップ研修を計2回実施した。 ②平成28年度内の研修修了者が54人であった。 ③女川原子力発電所、伊方発電所の2カ所、訓練を実施した。	
28年度目標を達成 (未達成)の理由 (原因)	被災労働者搬送訓練及び専門人材研修ともに、年間を通じた計画を立て、実行したことが妥当であった。特に、被災労働者搬送訓練に関しては事前に関係機関と十分な調整を行ったこと、専門人材育成研修に関しては参加を希望者の需要を汲んで研修を行ったことが妥当であった。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	-								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	専門人材育成研修の日程に合わせて、1回当たりの修了者を13名程度とし、研修の実施状況に合わせて四半期単位で人数を評価する。 被災労働者搬送訓練は、訓練実施に合わせて、四半期単位で実施状況を確認する。 いずれも年度後半からの実施を予定している。			左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期
						専門人材育成研修:0人 被災労働者搬送訓練:0回	専門人材育成研修:0人 被災労働者搬送訓練:0回	専門人材育成研修:36人 被災労働者搬送訓練:1回	専門人材育成研修:54人 被災労働者搬送訓練:2回
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-								
評価	A			平成28年度限りの事業					

29年度事業概要	-						
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	B	平成28年度限りの事業				
29年度目標(アウトカム指標)	-						
中期的な目標	-						
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	-						
29年度目標(アウトプット指標)	-						
29年度重点施策との関係	-						
30年度要求に向けた事業の方向性	-						
30年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等	29年度第一四半期	29年度第二四半期	29年度第三四半期	29年度第四四半期
				-	-	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-						
その他特記事項	-						

事業名	職業病予防対策の推進 (東電福島第一原発の被ばく線量低減対策の強化) 【29年度重点目標管理事業】				事業番号 (29年度)	26-3				
					事業番号 (28年度)	26-5				
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)				担当係	電離放射線労働者健康対策室				
実施主体	日本環境調査研究所(株)、厚生労働省				事業開始年度	平成28年度				
実施方法	■直接実施 ■業務委託等(委託先等:日本環境調査研究所(株)) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: ) 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )									
事業/制度概要	目的 (何のため)	東電福島第一原発については、今後、廃炉・汚染水作業が進むにつれて、高線量状態の原子炉に近い作業が増加する見込みであり、より効果的な被ばく低減対策が求められている。また、平成27年6月に改訂された政府の同原発廃炉に向けての中長期ロードマップにおいても、「効果的な被ばく線量低減措置を実施することが盛り込まれたところである。さらに、厚生労働省において同年8月に定めた「東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイドライン」においても、工事の発注段階からの効果的な被ばく低減対策の検討及び実施等を求めている。 一方、このような業務の多くは、被ばく低減措置の経験やノウハウが必ずしも十分でない建設業者などが請け負っており、また、被ばく限度に達する作業者が現場を離れるため、200~300人ほどの作業者が毎月、新規に入構しており、元請事業者の職員や、作業指揮者クラスの仕事の入れ替わりも激しく、被ばく低減対策のノウハウが蓄積されにくい状況となっている。 このため、元請事業者における施工計画の作成者、作業現場での作業指揮者(以下、「施工計画作成者等」という。)に対して必要な教育を実施するとともに、被ばく低減に係る専門家チームを組織し効果的な低減対策の事例収集や検討とその周知とともに、元請事業者が作成する施工計画に対して必要な助言を行う必要がある。								
	対象 (誰/何を対象に)	東電福島第一原発における廃炉作業に関連する民間業者等								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	東電福島第一原発における廃炉作業等に関する施工計画作成者等に対して、被ばく低減措置の実施に係る必要な教育を実施する。また、被ばく線量低減に関する専門家によるチームを組織し、効果的な被ばく低減措置の検討及び好事例の収集とその周知を行うとともに、元請事業者が作成する施工計画に対する助言を行う。								
	実施体制	民間業者等に委託して実施								
25年度予算額 (千円)	-	26年度予算額 (千円)	-	27年度予算額 (千円)	-	28年度予算額 (千円)	25,586	29年度予算額 (千円)	40,992	
うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	
25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	28年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	26,129	29年度雇用勘定予算額: (千円) 29年度一般勘定予算額: (千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない		
25年度 予算執行率(%)	-	26年度 予算執行率(%)	-	27年度 予算執行率(%)	-	28年度 予算執行率(%)	102.1			
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合はその旨記載)	施工計画作成者等に対して、被ばく低減措置の実施に係る必要な教育を実施することにより、また、専門家によるチームを組織し、効果的な被ばく低減措置の検討及び好事例の収集とその周知を行うとともに、元請事業者が作成する施工計画に対する助言を行うことにより、作業員の被ばく線量が低減することが見込まれる。									
社会復帰促進等事業 で行う必要性	当該事業は、元請事業者の施工計画作成者等に対して被ばく低減措置に係る教育を行い、また、専門家チームによる効果的な被ばく低減対策の検討等を行うことを目的としており、作業員の放射線防護対策、被ばく低減につなげ、労働者の安全及び衛生の確保を図るものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号事業に該当する。									
28年度 目標	アウトカム 指標	施工計画作成者等に係る教育の参加者に対してアンケートを実施し、7割以上の参加者から「有意義であった」等、ニーズに合致した教育であった旨の回答を得る。			28年度 実績	アウトカム 指標	○	アンケートの結果、98.9%の参加者から有意義であった旨の回答が得られた。		
	アウトプット 指標	①施工計画作成者等に係る教育を効果的に実施し、最終的な受益者数を約3,000人とする。 (注)受講人数は約60人を想定しており、本事業は、施工計画作成者等に係る教育であるため、最終的な受益者はそれを50倍した程度は見込まれる。 ②平成28年度中に届出のなされた放射線管理計画等を参考に好事例を収集し、厚生労働省ホームページへの掲載、配布用資料の作成を行う。				アウトプット 指標	○	①施工計画作成者等に係る教育を効果的に実施し、最終的な受益者数を約9,850人(=197人×50)とすることができた。 ②放射線管理計画等を参考に好事例を収集して、配付資料を作成の上、厚労省HPへ掲載した。		
28年度目標を達成 (未達成)の理由 (原因)	受託者(日本環境調査研究所(株))のホームページ掲載、東電福島第一原発で定期実施される放射線管理責任者会議・安全衛生推進協議会及び東電福島第一原発登録事業者間のイントラネットで周知するなどにより、平成28年度目標の60人に対して197人の受益者数(328.3%)を達成し、運営状況は極めて良好である。									
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	継続して被ばく低減対策の強化を実施していく。									
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	施工計画作成者等に係る教育の受講者数(単位:人)			左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期	
						0	0	126	71	
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-									
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						



29年度事業概要	【28年度予算に比して29年度予算が増額となった理由】 平成28年度当初には予算額を超える入札額により不落となったため、放射線専門家等の人数減、専門家を集めて開催する委員会の回数減等の仕様書の必要な見直しを図って、平成28年度事業(実施期間約8箇月、予算額から見た執行率102.1%)を実施した。 以上から、事業の実施期間が12ヶ月となる平成29年度においては事業の実施に見合った予算額を確保したため。						
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	-	平成28年度新規事業				
29年度目標(アウトカム指標)	施工計画作成者等に係る教育の参加者に対してアンケートを実施し、7割以上の参加者から「有意義であった」等、ニーズに合致した教育であった旨の回答を得る。						
中期的な目標	被ばく低減対策を効果的に実施できるよう教育や助言等を行うことにより、放射線業務従事者に対する放射線防護対策の取組み促進に資する。						
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	効果的な被ばく低減対策を講じるためには、施工計画作成者等が被ばく低減対策に係る知識、経験の修得を図ることが必要であることから、これらの者に対して、必要な教育、情報提供が行われたことを評価することが適当である。						
29年度目標(アウトプット指標)	施工計画作成者等に係る教育を効果的に実施し、最終的な受益者数を約3,000人とする。 (注)受講人数は約60人を想定しており、本事業は、施工計画作成者等に係る教育であるため、最終的な受益者はそれを50倍した程度は見込まれる。						
29年度重点施策との関係	<復興関連> 第2 原子力災害からの復興への支援> ○ 東京電力福島第一原発作業員への対応						
30年度要求に向けた事業の方向性	引き続き実施する						
30年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	施工計画作成者等に係る教育の受講者数(単位:人)	左記指標についての事業実績等	29年度第一四半期	29年度第二四半期	29年度第三四半期	29年度第四四半期
				0	60	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-						
その他特記事項	-						

事業名	じん肺等対策事業 【29年度重点目標管理事業】		事業番号 (29年度)	27		事業番号 (28年度)	27		
	事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)				担当係	産業保健支援室 産業保健係、環境 改善室、衛生対策 班		
実施主体	厚生労働本省、医療機関、(公社)産業安全技術協会、(公社)日本作業環境測定協会、日本水処理工業(株)				事業開始年度	昭和47年度			
実施方法	■直接実施 ■業務委託等(委託先等:医療機関等) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: ) 実施主体: ( ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業／制度概要	目的 (何のため)	①石綿取扱い事業等の有害業務に従事した離職労働者の健康管理を実施する。 ②市場に流通している防じんマスク等の呼吸用保護具の性能を確保する。 ③個人サンプラー(作業者の呼吸域に装着する試料採取機器(ミニポンプなど)を用いた濃度測定)の有効性の検討を行う。 ④石綿ばく露防止対策の徹底を図る。							
	対象 (誰/何を対象に)	①健康管理手帳所持者 ②市場に流通している防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具(PAPR) ③個人サンプラーを用いた濃度測定手法や、既存の作業環境測定手法等 ④石綿含有建材の分析を行う分析機関、労働者を使用して建築物等の解体等を行う中小規模事業者							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	①労働安全衛生法第67条に基づき、有害業務に従事した離職労働者に対して健康管理手帳を交付し、年2回(じん肺は1回)健康診断を実施する。 ②市場に流通している防じんマスク等の呼吸用保護具について買取試験を実施し、規格を満たしていない場合等には、厚生労働省で必要な措置を講ずる。 ③個人サンプラーによるばく露測定の測定手法等について追加して技術的検討を加えるとともに、既存の作業環境測定手法の妥当性を検証し、必要に応じてより適切な測定手法の検討を行う。また、還流式の局所排気装置の有効性等について検討を行う。 ④石綿含有建材の分析を実施する分析機関や、建築物等の解体等の作業を行う中小規模事業者の能力を向上させるため、講習会を開催する。							
	実施体制	①都道府県労働局から医療機関に委託して実施。 ②(公社)産業安全技術協会に委託して実施。 ③(公社)日本作業環境測定協会に委託して実施。 ④日本水処理工業(株)に委託して実施。 これら他、厚生労働省本省においてそれぞれの内容について行政上の検討等を実施。							
25年度予算額(千円)	1,393,175	26年度予算額(千円)	1,578,768	27年度予算額(千円)	1,576,758	28年度予算額(千円)	1,598,248	29年度予算額(千円)	1,605,380
うち行政経費	169,326	うち行政経費	178,524	うち行政経費	189,591	うち行政経費	167,604	うち行政経費	210,767
25年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	1,232,394	26年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	1,278,676	27年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	1,297,620	28年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	1,347,807	29年度雇用勘定予算額: (千円) 29年度一般勘定予算額: (千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない	
25年度予算執行率(%)	100.7	26年度予算執行率(%)	91.3	27年度予算執行率(%)	93.5	28年度予算執行率(%)	94.2		
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合はその旨記載)	①都道府県労働局は、労働安全衛生法第67条に基づき、有害業務に従事し離職した労働者のうち、一定の要件を満たすものに対し、健康管理手帳を交付している。この手帳を交付された者は、都道府県労働局が契約する健康診断委託医療機関において、年2回(じん肺は1回)健康診断を受診することができる。当該制度は、労働安全衛生法に基づくものであり、また、長期間にわたって確実に実施していく必要がある。 ②防じんマスク等の呼吸用保護具については、型式検定を行い、法令に定める規格を具備していることを確認しているが、市場に流通する全ての製品について検定時の規格を具備していなければならない、当該性能を担保するために買取試験を実施することが必要である。 ③現在、作業環境測定について、一部、個人サンプラーによる測定方法も有用である旨の知見もあるため、今後のより適切な作業環境測定に向け、同方法の検討を行うことが必要である。 ④石綿に関する健康管理対策及びばく露防止対策は労働者の生命に関わる喫緊の課題であり、解体等の現場で適切に対策が講じられることが必要である。								
社会復帰促進等事業を行う必要性	本事業は法に基づく健康診断や、市場に流通している防じんマスク等の呼吸用保護具の性能の確保等を実施しており、労働者の安全衛生を確保するものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に定める「労働者の安全及び衛生の確保」を図るために必要な事業に該当する。								
28年度目標	アウトカム指標	買取試験を行った呼吸用保護具のうち、規格を満たさないものについて、製造者等に対して改善指導を行う。		28年度実績	アウトカム指標	○	平成28年度に買取試験を行ったもので、規格を満たさないものは無かった。		
	アウトプット指標	①健康管理手帳所持者に対して、健康診断の案内通知の送付とその際の受診勧奨を47都道府県において行う。 ②現在市場に流通している防じんマスク及び防毒マスクのうち、平成27年度中に型式検定の有効期限が切れるものについて、当該期限までに1回以上買取試験を実施した型式の割合を100%とする。			アウトプット指標	○	①47都道府県において、手帳所持者に対して各労働局等から受診可能日時等の案内通知を送付し、その後、本人への受診勧奨を行うなど、適切に受診勧奨、周知広報を行った。 ②平成28年度買取対象となる呼吸用保護具の100%について買取試験を実施。		
28年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	呼吸用保護具については、買取試験の対象となる製品を適切に把握し、また、迅速に改善指導を行う体制を整備できたことが、目標達成の要因と考えられる。 健康管理手帳については、手帳所持者が健康診断受診の機会を逸することのないよう、各労働局等の職員が誠実に職務を果たした結果、目標を達成することができたと考えられる。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	呼吸用保護具については、規格を満たさない製品が市場に流通しないよう、引き続き、買取試験を適切に実施するとともに、改正労働法により、電動ファン付き呼吸用保護具が型式検定の対象になったことから、今後、当該製品の買取試験を適切に実施していく。 健康管理手帳については、手帳所持者が健康診断受診の機会を逸することがないよう、引き続き、計画的に案内通知を送付する等、適切に事務を行っていく。								

四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	買取り試験を実施した型式数	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期
				25	49	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-						
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続				
29年度事業概要	①石綿取扱い事業等の有害業務に従事した離職労働者の健康管理を実施する。 ②市場に流通している防じんマスク等の呼吸用保護具の性能を確保する。 ③個人サンプラー(作業者の呼吸域に装着する試料採取機器(ミニポンプなど)を用いた濃度測定)の有効性の検討を行う。 ④石綿ばく露防止対策の徹底を図る。また、石綿の事前調査の分析方法を周知する。						
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続				
29年度目標(アウトカム指標)	①買取り試験を行った呼吸用保護具のうち、規格を満たさないものについて、製造者等に対して改善指導を行う。 ②健康管理手帳所持者に対して、健康診断の案内通知の送付とその際の受診勧奨を47都道府県において行う。						
中期的な目標	市場に流通している呼吸用保護具について、型式検定の有効期限内に1回以上の買取り試験を実施する。						
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	買取り試験において行政機関は試験結果の報告までを求めているが、規格等を満たさないものについては行政機関から適切に改善指導を行うことが重要であるため。						
29年度目標(アウトプット指標)	現在市場に流通している防じんマスク及び防毒マスクのうち、平成28年度中に型式検定の有効期限が切れるものについて、当該期限までに1回以上買取り試験を実施した型式の割合を100%とする。						
29年度重点施策との関係	第3「働き方改革」の推進などを通じた労働環境の整備・生産性の向上 4 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり (3)化学物質対策、石綿ばく露防止対策の徹底						
30年度要求に向けた事業の方向性	①については、石綿取扱い業務等の有害業務に従事し離職した労働者に対し、国が費用を負担して健康診断を受診させることが必要であり、離職労働者の健康確保のために必要な事業であることから、平成28年度以降も継続して事業を行う。 ②については、引き続き効率的に事業を行う。 ③については、引き続き個人ばく露測定が有効と思われる作業等について調査を行い、報告書をまとめる予定。 ④については、これまでに得られた成果に基づき事業内容を検討の上、引き続き効率的に事業を行う。						
30年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	買取り試験を実施した型式数	左記指標についての事業実績等	29年度 第一四半期	29年度 第二四半期	29年度 第三四半期	29年度 第四四半期
				88	2	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-						
その他特記事項	-						

事業名	職場における受動喫煙対策事業 【29年度重点目標管理事業】							事業番号 (29年度)	28
								事業番号 (28年度)	28
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係	環境改善室 測定技術係
実施主体	(1)及び(3) 厚生労働省、都道府県労働局、労働基準監督署 (2)①(一社)日本労働安全衛生コンサルタント協会(平成28、29年度) ②柴田科学(株)(平成28年度、平成29年度)							事業開始年度	平成23年度
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:①(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会 ②柴田科学(株)) <input checked="" type="checkbox"/> 補助金(直接・間接)(補助先:事業場 実施主体:国) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: <input type="checkbox"/> その他( )								
事業／制度概要	目的 (何のため)	病院、学校等の公共施設に比べ、職場での受動喫煙防止の取組が遅れていることから、全国の事業場における取組を促進し、労働者の健康を確保することを目的とする。							
	対象 (誰/何を対象に)	事業場							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	(1)行政経費 受動喫煙防止対策の必要性・重要性について、リーフレット等を用いた周知啓発、事業場に対する意識調査等を行う。 (2)委託費 ①全国の事業場からの受動喫煙防止対策に関する相談について、コンサルタント等の専門家による相談窓口(電話・実地)を開設する。また、周知啓発のための説明会を全国で開催する。 ②全国の事業場に対し、測定機器(デジタル粉じん計及び風速計)の貸出しを行い、自主的な受動喫煙防止対策の推進を図る。 (3)補助金 中小企業事業者(平成24年度までは飲食業、宿泊業等に限定。)であって喫煙室を設置する等の措置を実施する事業場に対して、費用の一部を国が助成する。							
	実施体制	(1)及び(3)は、国が実施する。(2)①は、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント協会に、(2)②は、柴田科学(株)に委託して実施した。							
25年度予算額 (千円)	910,159	26年度予算額 (千円)	857,193	27年度予算額 (千円)	883,483	28年度予算額 (千円)	981,736	29年度予算額 (千円)	1,028,472
うち行政経費	24,490	うち行政経費	26,193	うち行政経費	23,920	うち行政経費	24,791	うち行政経費	25,703
25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	466,932	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	686,442	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	671,299	28年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	523,741	29年度雇用勘定予算額: (千円) 29年度一般勘定予算額: (千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない	
25年度 予算執行率(%)	52.7	26年度 予算執行率(%)	82.6	27年度 予算執行率(%)	78.1	28年度 予算執行率(%)	54.7		
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合はその旨記載)	受動喫煙による健康への悪影響については、国内外の研究により科学的に明らかとなっているが、労働者が職場に長時間拘束されることや対策の有無によって職場を選択することが困難であるといった特性もあり、労働者の健康確保を図るため、事業場における受動喫煙防止対策の取組を適切に推進するための支援が求められている。また、平成27年6月1日施行の改正労働安全衛生法でも、国が援助に努める旨の規定がある。								
社会復帰促進等事業 で行う必要性	本事業場は事業者への相談対応や助成等の支援により、職場における受動喫煙防止対策を促進するものであり、労働者の健康確保を図るものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に定める「労働者の安全及び衛生の確保」を進めるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。								
28年度 目標	アウトカム 指標	①測定機器の貸し出しを実施した事業者、②相談支援において実地指導を実施した事業者、③相談支援において説明会に参加した事業者から8割以上「役に立った」旨の回答を受ける。			アウトカム 指標	○ 「役に立った」と回答した事業場は、①85.7%(594件/693件(有効回答数))、②100%(68件/68件(有効回答数))、③87.8%(4,427件/5,043件(有効回答数))であった。 ×			
	アウトプット 指標	(1)各都道府県で平均2.5回以上、受動喫煙防止対策に関する周知啓発(説明会)を行う。(2)①専門家による実地指導(集団指導を含む)の1か月当たりの平均実績件数を、平成27年度実績に対し10%以上増加させる、②デジタル粉じん計及び風速計の1か月当たりの平均貸出し件数を、それぞれ平成27年度実績に対し5%以上増加させる。(3)補助金の1か月当たりの平均利用件数について、平成27年度実績に対し10%以上増加させる。			アウトプット 指標	○ (1)各都道府県において、平均2.5回以上受動喫煙防止対策に関する周知啓発(集団指導を含む)を行った(平均13.5回)。 × (2)1か月当たりの①実地指導数は9.0件/月(前年度比10.2%増)、②平均貸し出し件数は61.9件/月(前年度比2.6%増)であった。(3)補助金の1か月当たりの平均利用件数は40.6件/月(前年度比13.0%減)であった。			
28年度目標を達成 (未達成)の理由 (原因)	アウトプット指標(2)②と(3)が目標未達成であった。 平成27年6月から、職場の受動喫煙防止対策を事業者の努力義務とする労働安全衛生法の一部改正法が施行されており、受動喫煙防止対策に対する事業者の関心が高まったことで、本事業が対象とする中小企業における事業の認知度や受動喫煙防止対策に対する意識が向上しているものの、平成28年1月に受動喫煙防止対策強化検討チームが発足し、同年10月に「受動喫煙防止対策の強化について(たたき台)」が公表されるなど、受動喫煙防止対策の強化が検討される中、喫煙室の設置の可否、要件その他の詳細が定まっていないため、事業者が喫煙室を設置等するを見合わせているような動きもあり、受動喫煙防止対策助成金の平均利用件数が減ったものと考えられる。また、粉じん計等の機器の貸出も、助成金の手続きの関係で必要となり依頼する事業者が多いため、助成金の平均利用数の減少により貸出件数も伸びなかったものと考えられる。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	助成金申請者の利便性向上のため、受動喫煙防止対策助成金の申請に当たって必要となる具体的な手続きや書類の作成要領を一覧でできる「受動喫煙防止対策助成金の手引き」を平成29年4月に公表したところであるが、事業の利用促進に係る取組を今後も続けていく。 また、生活衛生団体を中心に当事業のリーフレットの配布団体数及び配布部数を大幅に増やすなど、事業の周知を一層図っていく。(労働局・労働基準監督署を除く団体へのリーフレット配布数:76団体、10550部(H27)→274団体、23850部(H28)→343団体、39150部(H29予定)) なお、健康増進法の改正内容がまとまるまでの間は、当面、事業者が当事業の利用を見合わせる動きが続くことが見込まれるが、引き続き労働安全衛生法に基づく受動喫煙防止の取組を促進していく。								

四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	①専門家による実地指導(集団指導を含む)の1か月当たりの平均実績件数を、平成27年度実績に対し10%以上増加させる。 ②デジタル粉じん計及び風速計の1か月当たりの平均貸出し件数を、それぞれ平成27年度実績に対し5%以上増加させる。	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期 ①7.3件/月 (20%増) ②40.7件/月 (35%増)	28年度 第二四半期 ①10.0件/月 (20%増) ②70.7件/月 (23%増)	28年度 第三四半期 ①11.0件/月 (5.7%減) ②63.0件/月 (17%減)	28年度 第四四半期 ①7.7件/月 (15%増) ②69.0件/月 (5.5%減)
上記モニタリングの指標を設定できない理由							
評価	B		予算額又は手法等を見直し				
29年度事業概要	職場の受動喫煙防止対策について実情に応じた措置を講じることを事業者の努力義務とすること及び国が必要な援助を行うことが労働安全衛生法に規定されており、平成29年度においては、平成28年度に行った助成金の見直し検討会の取りまとめを踏まえ、助成制度の趣旨に照らして適正な範囲内の経費に限定して助成を行うという改正後の制度の下、助成金を全体的に充実させて、事業を実施する。また、事業者による喫煙室の設置等において、当事業における助成金等が活用できることを都道府県労働局を通じたリーフレットの配付や相談支援事業による説明会などを通じて、周知啓発を行っていく。						
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	B	4月1日、助成金申請者の利便性向上のため、申請手続等を一覧できる手引きを公表した。また、当事業のリーフレットの配布団体数及び配布部数を大幅に増やすなど、事業の周知を一層図っていく。				
29年度目標(アウトカム指標)	①測定機器の貸し出しを実施した事業者、②相談支援において実地指導を実施した事業者、③相談支援において説明会に参加した事業者から8割以上「役に立った」旨の回答を受ける。						
中期的な目標	職場で受動喫煙を受けている労働者の割合を平成29年までに15%以下とする。						
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	事業場の受動喫煙防止対策に係る支援を適切に実施するため、全国の事業場からの受動喫煙防止対策に関する技術的な相談対応や、測定機器の貸出しについて、実際に事業者に有用であったかという質的な面での評価を行う指標を設定した。 なお、健康増進法の改正内容の議論が続いており、助成金の申請等当事業の利用を控える動きが当面続くと考えられることから、アウトプット指標については、労働局等の周知活動を通じて平成28年度の実績を維持することを目標として定めることとした。						
29年度目標(アウトプット指標)	(1)各都道府県で平均2.5回以上、受動喫煙防止対策に関する周知啓発(説明会)を行う。 (2)①専門家による実地指導(集団指導を含む)の1か月当たりの平均実績件数について、平成28年度実績を維持する。 ②デジタル粉じん計及び風速計の1か月当たりの平均貸出し件数を、それぞれ平成28年度実績を維持する。 (3)補助金の1か月当たりの平均利用件数について、平成28年度実績を維持する。						
29年度重点施策との関係	第3「働き方改革」の推進などを通じた労働環境の整備・生産性の向上 4 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり (2)職場における健康確保対策の推進 ③ 受動喫煙防止対策の推進						
30年度要求に向けた事業の方向性	健康増進法改正の動向を踏まえながら、労働者の受動喫煙防止のための助成金等の活用を推進し、また周知啓発による利用促進を図る。						
30年度重点施策との関係							
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	①専門家による実地指導(集団指導を含む)の1か月当たりの平均実績件数について、平成28年度実績を維持する。 ②デジタル粉じん計及び風速計の1か月当たりの平均貸出し件数について、それぞれ平成28年度実績を維持する。	左記指標についての事業実績等	29年度 第一四半期 ①8.7件/月 (18%増) ②39.7件/月 (2.5%減)	29年度 第二四半期 ①14.0件/月 (40%増) ②53.3件/月 (24.5%減)	29年度 第三四半期 -	29年度 第四四半期 -
上記モニタリングの指標を設定できない理由							
その他特記事項							

事業名	新規化学物質の有害性調査試験						事業番号 (29年度)	29	
							事業番号 (28年度)	29	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	業務係	
実施主体	厚生労働省						事業開始年度	昭和63年	
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	新規化学物質の審査及び有害性調査機関の査察等を実施し、新規化学物質による労働者の健康障害の防止を図る。							
	対象 (誰/何を対象に)	①新規化学物質を製造、輸入しようとする事業者及び当該事業場に雇用される労働者 ②有害性調査機関							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	新規化学物質を製造又は輸入しようとする事業者は、労働安全衛生法第57条の4の規定に基づき、有害性調査機関に化学物質の有害性の調査を依頼し、その結果を厚生労働大臣に届け出ることとされており、厚生労働省においては、当該届出を審査し、必要に応じて指導等を行うとともに、審査を終了した新規化学物質の名称を速やかに公表することとされている。また、有害性調査機関が優良試験所基準(安衛法GLP基準)に基づき適正に有害性調査を行うことを担保するため、査察を実施し、当該基準への適合を確認する。							
	実施体制	厚生労働省本省による直接実施							
25年度予算額 (千円)	101,251	26年度予算額 (千円)	103,175	27年度予算額 (千円)	86,905	28年度予算額 (千円)	74,281	29年度予算額 (千円)	74,659
うち行政経費	101,251	うち行政経費	103,175	うち行政経費	86,905	うち行政経費	74,281	うち行政経費	74,659
25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	28年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	29年度雇用勘定予算額: (千円) 29年度一般勘定予算額: (千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない	
25年度 予算執行率(%)	-	26年度 予算執行率(%)	-	27年度 予算執行率(%)	-	28年度 予算執行率(%)	-		
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合はその旨記載)	新規化学物質を製造又は輸入しようとする事業者は、労働安全衛生法第57条の4に基づき、有害性調査機関に化学物質の有害性の調査を依頼し、その結果を厚生労働大臣に届け出ることとされており、厚生労働省においては、労働者の健康障害の防止のために、当該届出を審査し、指導等を行う必要がある。 また、有害性調査結果の信頼性を担保するため、OECDのGLP原則に則った査察が不可欠である。								
社会復帰促進等事業 で行う必要性	新規化学物質の審査及び有害性調査機関の査察等を実施し、新規化学物質による労働者の健康障害の防止を図ることは、労働者の安全衛生確保に資するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に該当するものである。								
28年度 目標	アウトカム 指標	新規化学物質として届出のあったものうち、強い変異原性を有するものについて健康障害防止のための指針(通達)を発出する。			28年度 実績	アウトカム 指標	○	平成28年12月9日付け局長通達を発出し、新規化学物質として届出のあったものうち、強い変異原性を有する47物質について、指針に基づく措置内容を示した。	
	アウトプット 指標	平成28年度は、現時点において査察実施が見込まれる有害性調査機関はないが、新規に安衛法GLP適合確認を受けたいと希望する有害性調査機関があった場合は、適切に対応する。				アウトプット 指標	○	平成28年度は、安衛法GLP適合確認申請のあった5つの既存の有害性調査機関に対して査察を実施し、そのすべてについて安衛法GLPへの適合を確認した。	
28年度目標を達成 (未達成)の理由 (原因)	計画的に事業を実施したため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き計画的に事業を実施していく。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング (定量的な指標を設定)	指標設定	新規化学物質の官報による名称公表回数	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期		
				1回 (H28.6.27公表)	1回 (H28.9.27公表)	1回 (H28.12.27公表)	1回 (H29.3.27公表)		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					

29年度事業概要	平成28年度と同様						
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続		
29年度目標(アウトカム指標)	新規化学物質として届出のあったもののうち、強い変異原性を有するものについて健康障害防止のための指針に基づく措置内容(通達)を示す。						
中期的な目標	-						
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	健康障害の防止を図るという事業の目的を達成するためのアウトカム指標としては、強い変異原性を持つ化学物質について指針に基づく措置内容(通達)を示すことを目標として掲げることが適当である。						
29年度目標(アウトプット指標)	平成29年度は、安衛法GLP適合確認申請のある既存又は新規の有害性調査機関に対して査察を実施し、安衛法GLPへの適合を確認する。						
29年度重点施策との関係	-						
30年度要求に向けた事業の方向性	引き続き、新規化学物質として届出のあったもののうち、強い変異原性を有するものについて健康障害防止のための指針に基づく措置内容(通達)を示すことで、健康障害防止に資する。また、有害性調査結果の信頼性を担保するため、OECDのGLP原則に則った査察を計画的に実施していく。						
30年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	新規化学物質の官報による名称公表回数	左記指標についての事業実績等	29年度第一四半期	29年度第二四半期	29年度第三四半期	29年度第四四半期
				1回 (H29.6.27公表)	1回 (H29.9.27公表)	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-						
その他特記事項	-						

事業名	職場における化学物質管理の総合対策・化学物質管理の支援体制の整備 【29年度重点目標管理事業】							事業番号 (29年度)	30	
								事業番号 (28年度)	30	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係	業務係	
実施主体	中央労働災害防止協会、(一社)化学物質評価研究機構ほか各社							事業開始年度	平成12年度	
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:中央労働災害防止協会等) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )									
事業/ 制度概要	目的 (何のため)	国が化学物質のリスク評価を実施し、規制内容を最新の知見に応じたものに改正するとともに、事業場における適正な化学物質管理を支援することにより、化学物質による健康障害を防止する。								
	対象 (誰/何を 対象に)	化学物質を取り扱う事業場								
	事務・事業の スキーム (決定スキームを 含む)	①有害化学物質による労働者の健康障害に係るリスク評価のため、各種化学物質について発がん性等に関する情報を収集し、スクリーニング評価に活用するとともに、化学物質の有害性を評価した有害性評価書の作成及びばく露の実態に係る調査を実施する。 ②化学物質管理に関する事業者からの相談等を受け付ける相談窓口を設置するとともに、専門家による訪問指導等を実施し、特に中小規模事業場における化学物質管理を支援する。								
	実施体制	①は、一般競争を経て選定された委託先(中央労働災害防止協会等)が実施。 ②は、一般競争を経て選定された委託先(テクノヒル(株))が実施。								
25年度予算額 (千円)	371,015	26年度予算額 (千円)	649,034	27年度予算額 (千円)	622,041	28年度予算額 (千円)	497,266	29年度予算額 (千円)	506,789	
うち行政経費	22,215	うち行政経費	22,428	うち行政経費	21,429	うち行政経費	21,316	うち行政経費	21,439	
25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	331,683	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	484,064	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	457,206	28年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	429,398	29年度雇用勘定予算額: (千円) 29年度一般勘定予算額: (千円) ※予算執行率は 行政経費を考慮していない		
25年度 予算執行率(%)	95.1	26年度 予算執行率(%)	77.3	27年度 予算執行率(%)	76.1	28年度 予算執行率(%)	90.2			
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合はその旨記載)	①有害性が指摘されている化学物質について、リスクの高いものは規制を強化する必要があり、このためのリスク評価を行う必要がある。 ②化学物質による健康障害を防止するためには、事業場において適切に化学物質管理がなされることが必要であり、特に中小規模事業者の能力向上のための支援を行う必要がある。特に、労働安全衛生法の改正により平成28年6月から義務化された化学物質のリスクアセスメントの実施について、円滑な施行を図るため、周知を含めた事業者支援を強力に推進する必要がある。									
社会復帰促進等事業 を行う必要性	国が化学物質のリスク評価を実施し、規制内容を最新の知見に応じたものに改正するとともに、事業場における適正な化学物質管理を支援することにより、化学物質による健康障害を防止することは労働者の安全衛生確保に資するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に該当するものである。									
28年度 目標	アウトカム 指標	リスク評価を行った化学物質のうち、専門家による検討を通じて新たに規制が必要とされたものについて政省令の改正等を行う。			28年度 実績	アウトカム 指標	○	本事業によりリスク評価を行い、有害性リスクが高いと判断された三酸化二アンチモンについて、平成29年3月に労働安全衛生法施行令等の改正等を行った。		
	アウトプット 指標	25物質について、化学物質の有害性を評価した有害性評価書を作成する。				アウトプット 指標	○	25物質について、化学物質の有害性を評価した有害性評価書を作成した。		
28年度目標を達成 (未達成)の理由 (原因)	計画的に事業を実施したため。									
理由(原因)を踏まえた 改善すべき事項、今後の課題	引き続き計画的に事業を実施していく。									
四半期単位での事業 実績等のモニタリング (定量的な指標を設定)	指標設定	-			左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期	
						-	-	-	-	
上記モニタリングの 指標を設定できない理由	化学物質のリスク評価等は複数年度かけて実施しているものであるため、四半期単位での業績評価のモニタリングにはなじまない。									
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						



29年度事業概要	<p>①有害化学物質による労働者の健康障害に係るリスク評価のため、各種化学物質について発がん性等に関する情報を収集し、スクリーニング評価に活用するとともに、化学物質の有害性を評価した有害性評価書の作成及びばく露の実態に係る調査を実施する。</p> <p>②化学物質管理に関する事業者からの相談を受け付ける相談窓口を設置するとともに、専門家による訪問指導等を実施し、特に中小規模事業場における化学物質管理を支援する。また、労働安全衛生法の改正により平成28年6月から化学物質のリスクアセスメントの実施が義務化されたため、地域を指定してモデル的に周知を行う。</p>						
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続		
29年度目標(アウトカム指標)	リスク評価を行った化学物質のうち、専門家による検討を通じて新たに規制が必要とされたものについて政省令の改正等を行う。						
中期的な目標	化学物質に係るリスク評価を計画的に行い、必要な規制の見直しを行う。						
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	化学物質の有害性評価(既存化学物質評価10ヶ年計画(CAP10))において、リスク評価を行った結果、労働者の健康障害防止のため新たな規制が必要であると判断された物質については、速やかに対策を講ずることとしている。したがって、化学物質による健康障害を防止するという事業の目的を達成するためのアウトカム指標としては、専門的検討の結果を踏まえた政省令改正等を目標として掲げるのが適当である。						
29年度目標(アウトプット指標)	15物質について、化学物質の有害性を評価した有害性評価書を作成する。						
29年度重点施策との関係	第3「働き方改革」の推進などを通じた労働環境の整備・生産性の向上 4 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり (3)化学物質対策、石綿ばく露防止対策の徹底						
30年度要求に向けた事業の方向性	国によるリスク評価に基づき、リスクの高い化学物質に対しては規制強化を迅速に実施する(既存化学物質評価10ヶ年計画(CAP10))とともに、これら特定化学物質障害予防規則等の特別規則による規制対象物質以外についても、事業者が適切に化学物質管理を実施できるような支援を実施することにより、化学物質による労働者の健康障害防止対策を推進する。						
30年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等	29年度第一四半期	29年度第二四半期	29年度第三四半期	29年度第四四半期
				-	-	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	化学物質のリスク評価等は複数年度かけて実施しているものであるため、四半期単位での業績評価のモニタリングにはなじまない。						
その他特記事項	-						

事業名	石綿障害防止総合相談員等設置経費 【29年度重点目標管理事業】							事業番号 (29年度)	31
								事業番号 (28年度)	31
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係	業務係
実施主体	都道府県労働局、労働基準監督署							事業開始年度	平成18年度
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	石綿を含有した建築物の解体等作業に係る計画届、作業届、健康診断結果報告等の届出内容の審査・点検、実地指導、石綿製造等の禁止の徹底、石綿健康管理手帳の受付体制等を強化することで、石綿のばく露防止対策、健康管理対策の徹底を図る。							
	対象 (誰/何を対象に)	事業者及び労働者							
	事業/制度のスキーム (決定スキームを含む)	石綿除去作業等に係る相談業務、届出の審査、個別指導等を実施する。							
	実施体制	都道府県労働局に石綿障害防止総合相談員を、労働基準監督署に石綿届出等点検指導員を置き、実施する。							
25年度予算額 (千円)	247,511	26年度予算額 (千円)	244,962	27年度予算額 (千円)	246,116	28年度予算額 (千円)	245,891	29年度予算額 (千円)	298,354
うち行政経費	247,511	うち行政経費	244,962	うち行政経費	246,116	うち行政経費	245,891	うち行政経費	298,354
25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	28年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	29年度雇用勘定予算額: (千円) 29年度一般勘定予算額: (千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない	
25年度 予算執行率(%)	-	26年度 予算執行率(%)	-	27年度 予算執行率(%)	-	28年度 予算執行率(%)	-		
事業/制度の必要性 (緊急性がある場合はその旨記載)	石綿に関するばく露防止対策及び健康管理対策は労働者の生命に関わる喫緊の課題であり、監督署での石綿を含有した建築物の解体等に関する計画届・作業届の点検等及び労働局における健康管理手帳の交付申請の受理・審査・交付手続き等を的確に実施していく必要がある。								
社会復帰促進等事業 で行う必要性	労働局、労働基準監督署において、石綿を含有した建築物の解体等作業に係る計画届、作業届、健康診断結果報告等の届出内容の審査・点検、実地指導、石綿製造等の禁止の徹底、石綿健康管理手帳の受付体制等を強化することで、石綿のばく露防止対策、健康管理対策の徹底を図ることは、労働者の安全衛生の確保に資するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に該当するものである。								
28年度 目標	アウトカム 指標	石綿届出等点検指導員が適切に届出審査、書面指導を行い、署の職員による実地調査等を届出件数の20%以上行う。			28年度 実績	アウトカム 指標	○	計画届及び作業届の届出件数の約25%に対して実地調査等を実施した。(平成28年中の届出数 10,306件に対し、実地調査等 2,559件を実施。)	
	アウトプット 指標	石綿障害防止総合相談員の勤務日数を90%以上とする。				アウトプット 指標	○	都道府県労働局47局全体で、勤務日数は平均99.7%であった。	
28年度目標を達成 (未達成)の理由 (原因)	計画的に事業を実施したため。								
理由(原因)を踏まえた 改善すべき事項、今後の課題	引き続き計画的に事業を実施していく。								
四半期単位の事業 実績等のモニタリング (定量的な指標を設定)	指標設定	-			左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期
						-	-	-	-
上記モニタリングの 指標を設定できない理由	石綿の除去工事等の件数は四半期毎に規則性があるわけではなく、四半期毎のモニタリング指標の設定にはなじまない。								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					

29年度事業概要	平成28年度と同様						
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続		
29年度目標(アウトカム指標)	石綿届出等点検指導員が適切に届出審査、書面指導を行い、署の職員による実地調査等を届出件数の20%以上行う。						
中期的な目標	-						
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	石綿の除去作業等に係る計画届や作業届は年間約1万件程提出されるが、石綿届出等点検指導員により適切に届出審査、書面指導が行われることで、審査後、効率的かつ必要な件数について、行政官による実地調査等を行うことができるようになるため、上記の目標にしたもの。						
29年度目標(アウトプット指標)	石綿障害防止総合相談員の勤務日数を90%以上とする。						
29年度重点施策との関係	第3「働き方改革」の推進などを通じた労働環境の整備・生産性の向上 4 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり (3)化学物質対策、石綿ばく露防止対策の徹底						
30年度要求に向けた事業の方向性	石綿障害防止総合相談員は引き続き有効に事業を実施する。また、今後、1970～80年代に建てられた石綿含有建築物の解体等に係る作業が増加し、作業に従事する労働者も増加すると見込まれるため、石綿届出等点検指導員を適切に配置しニーズに応じていくこととした。						
30年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等	29年度第一四半期	29年度第二四半期	29年度第三四半期	29年度第四四半期
				-	-	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	石綿の除去工事等の件数は四半期毎に規則性があるわけではなく、四半期毎のモニタリング指標の設定にはなじまない。						
その他特記事項	-						

事業名	労働衛生指導医設置経費 【29年度重点目標管理事業】							事業番号 (29年度)	32
								事業番号 (28年度)	32
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係	産業保健支援室 産業保健係
実施主体	都道府県労働局							事業開始年度	昭和43年度
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業／制度概要	目的 (何のため)	労働者の職業病を未然に防止するため、都道府県労働局に労働衛生指導医を設置し、都道府県労働局長に対し意見を述べさせることを目的とする。							
	対象 (誰／何を対象に)	都道府県労働局長							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	労働安全衛生法第95条に基づき、都道府県労働局長が事業者に対して行う同法第65条第5項に基づく作業環境測定実施の指示及び同法第66条第4項に基づく臨時の健康診断実施の指示の際に、労働衛生指導医から意見を述べさせる。							
	実施体制	全国で計57名の労働衛生指導医を設置							
25年度予算額 (千円)	3,465	26年度予算額 (千円)	3,726	27年度予算額 (千円)	3,207	28年度予算額 (千円)	3,207	29年度予算額 (千円)	2,996
うち行政経費	3,465	うち行政経費	3,726	うち行政経費	3,207	うち行政経費	3,207	うち行政経費	2,996
25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	28年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	29年度雇用勘定予算額: (千円) 29年度一般勘定予算額: (千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない	
25年度 予算執行率(%)	-	26年度 予算執行率(%)	-	27年度 予算執行率(%)	-	28年度 予算執行率(%)	-		
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合はその旨記載)	労働者の職業病を未然に防止するため、都道府県労働局長が、労働衛生指導医から労働者の健康管理等について医学的見地からの意見を求めること等を行う必要がある。								
社会復帰促進等事業 で行ふ必要性	本事業は、都道府県労働局長が、労働衛生指導医から労働者の健康管理等について医学的見地からの意見を求め、職業病未然に防止に関する指導等に反映させることで、労働者の安全及び衛生の確保を図ることを目的としているため、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適用事業であり、社会復帰促進等事業で実施する必要がある。								
28年度 目標	アウトカム 指標	労働衛生指導医の意見が必要となる事案が発生した場合には、機を逸さないよう速やかに意見を求める。			28年度 実績	アウトカム 指標	○	労働衛生指導医の意見が必要となる事案が発生した場合に、意見を求めた(例: 事業場における作業管理、作業環境管理及び健康管理について)	
	アウトプット 指標	全労働局において労働衛生指導医を設置する。				アウトプット 指標	○	平成29年4月1日現在、全ての労働局で労働衛生指導医を設置している。	
28年度目標を達成 (未達成)の理由 (原因)	都道府県労働局と本省が連携し、労働衛生指導医の選任状況の把握と任期の管理が適切に行われたため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き適切な労働衛生指導医の選任が行われるようにしていく。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-			左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期
						-	-	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	労働衛生指導医の意見具申を必要とする事案の発生時期や回数は、都道府県労働局において一律ではないことから、四半期ごとのモニタリングにはなじまない。								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					

29年度事業概要	平成28年度と同様。								
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続				
29年度目標(アウトカム指標)	労働衛生指導医の意見が必要となる事案が発生した場合には、機を逸しないよう速やかに意見を求める。								
中期的な目標	-								
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	労働衛生指導医は、作業環境測定の実施や臨時の健康診断の実施について労働局長に意見を述べるものであり、その効果について数値で評価することが困難であるが、労働衛生指導医の意見を聞く必要が生じた際に、速やかに意見を求めることができるような体制づくりを前提とした目標としており、その実施状況については、各都道府県労働局宛てに通知を発送し報告をさせることで、確認している。								
29年度目標(アウトプット指標)	全労働局において労働衛生指導医を設置する。								
29年度重点施策との関係	第3「働き方改革」の推進などを通じた労働環境の整備・生産性の向上 4 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり (2)職場における健康確保対策の推進 ①メンタルヘルス対策の推進								
30年度要求に向けた事業の方向性	今後も、労働衛生指導医の選任が適切に行われるよう、都道府県労働局と本省が連携して管理していく。								
30年度重点施策との関係	-								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-			左記指標についての事業実績等	29年度第一四半期	29年度第二四半期	29年度第三四半期	29年度第四四半期
						-	-	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	労働衛生指導医の意見具申を必要とする事案の発生時期や回数は、都道府県労働局において一律ではないことから、四半期ごとのモニタリングにはなじまない。								
その他特記事項	-								

事業名	産業保健活動総合支援事業 【29年度重点目標管理事業】						事業番号 (29年度)	33	
							事業番号 (28年度)	33	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	産業保健支援室 産業保健係	
実施主体	(独)労働者健康安全機構						事業開始年度	平成26年度	
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: ) <input checked="" type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕(補助先:(独)労働者健康安全機構 実施主体:(独)労働者健康安全機構 ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業/制度概要	目的(何のため)	労働者の健康確保を図るため、産業保健総合支援センター等を設置し、事業場の産業保健活動を支援することを目的とする。							
	対象(誰/何を対象に)	事業者、労働者、産業保健スタッフ							
	事務・事業のスキーム(決定スキームを含む)	メンタルヘルスや治療と職業生活の両立支援を含む労働者の健康確保のため、事業場の産業保健スタッフ等に対する研修の開催、小規模事業場等に対する訪問指導及び窓口相談等の実施及び情報提供等を行う。							
	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県単位で産業保健総合支援センターを設置。</li> <li>・概ね労働基準監督署管轄区域ごとに地域窓口を設置。</li> </ul>							
25年度予算額(千円)	-	26年度予算額(千円)	2,793,065	27年度予算額(千円)	3,087,646	28年度予算額(千円)	3,611,960	29年度予算額(千円)	3,628,177
うち行政経費	-	うち行政経費	12,020	うち行政経費	11,672	うち行政経費	10,957	うち行政経費	8,277
25年度決算額※行政経費を除く(千円)	-	26年度決算額※行政経費を除く(千円)	2,781,045	27年度決算額※行政経費を除く(千円)	3,075,974	28年度決算額※行政経費を除く(千円)	3,413,455	29年度雇用勘定予算額: (千円) 29年度一般勘定予算額: (千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない	
25年度予算執行率(%)	-	26年度予算執行率(%)	100.0	27年度予算執行率(%)	100.0	28年度予算執行率(%)	94.8		
事業/制度の必要性(緊要性がある場合はその旨記載)	<p>脳・心臓疾患による労災認定件数は高い水準で推移し、精神障害による労災認定件数は増加傾向にある中、改正労働安全衛生法によりストレスチェック制度が創設された他、過労死等防止対策推進法も施行されるなど、取り組みの強化が図られてきている。また、平成27年2月に策定された「事業場における治療と職業生活の両立支援ガイドライン」も活用し、治療と職業生活の両立について研修等の支援を行っている。</p> <p>・改正労働安全衛生法では、ストレスチェックを実施する医師等に対する研修の実施が国の責務として規定され、附帯決議では、小規模事業場へのメンタルヘルス対策について、産業保健活動総合支援事業による体制整備等必要な支援を行うこととされている。</p> <p>・過労死等防止対策推進法において、国は産業医その他の過労死等に関する相談に応じる者に対する研修の機会の確保を図ることとされており、産業保健活動に対する国の支援強化の必要性が増している。</p> <p>・産業医制度の在り方に関する検討会報告書において、特に小規模事業場における産業保健サービスの充実について、産業保健総合支援センターの活用・充実に図ることが必要とされている。</p>								
社会復帰促進等事業で行う必要性	本事業は、メンタルヘルス対策や治療と職業生活の両立支援を含め、事業場の産業保健活動を支援することにより、労働者の健康確保を図ることを目的としており、労働者の安全衛生確保に資するものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適用事業であるため、社会復帰促進等事業で実施する必要がある。								
28年度目標	アウトカム指標	本事業の研修が有益であった旨の評価を利用者から80%以上確保する。			28年度実績	○	利用者からの有益であった旨の評価は92.5%(有益であった旨の回答:7,488件/総回答数:8,091件)であった。		
	アウトプット指標	産業保健総合支援センターにおける事業者、産業保健関係者及び小規模事業場の労働者等からの相談件数を47,000件以上とする。				○	相談件数は105,169件であった。		
28年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	利用者の利便性に配慮するとともに、内容の質の向上に努めることで高評価を達成できた。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き、利用者の利便性に配慮するとともに、内容の質の向上に努め、事業を実施する。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-			左記指標についての事業実績等	28年度第一四半期	28年度第二四半期	28年度第三四半期	28年度第四四半期
						-	-	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	本事業において実施する研修は事業者のニーズを踏まえ開催時期や内容を設定しており、相談については、受動業務であり繁閑の差が生じ、四半期ごとの効果測定になじまないため。								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					

29年度事業概要	労働者の健康確保のため、ストレスチェック及び面接指導を行う医師、保健師等に対する研修や産業保健スタッフ等への研修の実施、小規模事業場の事業者及び労働者に対する相談等の実施など、事業場の産業保健活動を支援する。								
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続				
29年度目標(アウトカム指標)	本事業の研修が有益であった旨の評価を利用者から80%以上確保する。								
中期的な目標	-								
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	労働者の健康確保のため、事業場における産業保健活動を支援するには、産業保健スタッフ等への取り組み方の研修等の実施が効果的であり、有用な研修等の開催を指標とした。								
29年度目標(アウトプット指標)	産業保健総合支援センターにおける事業者、産業保健関係者及び小規模事業場の労働者等からの相談件数を76,600件以上とする。								
29年度重点施策との関係	第3「働き方改革」の推進などを通じた労働環境の整備・生産性の向上 4 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり (2)職場における健康確保対策の推進 ①メンタルヘルス対策の推進								
30年度要求に向けた事業の方向性	平成27年12月1日から施行されたストレスチェック制度や平成28年2月に出されたガイドラインに基づく事業場における治療と職業生活の両立支援に関する支援を充実させる。								
30年度重点施策との関係	-								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-			左記指標についての事業実績等	29年度第一四半期	29年度第二四半期	29年度第三四半期	29年度第四四半期
						-	-	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	本事業において実施する研修は事業者のニーズを踏まえ開催時期や内容を設定しており、相談については、受動業務であり繁閑の差が生じ、四半期ごとの効果測定になじまないため。								
その他特記事項	【独立行政法人評価に関する有識者会議の意見を踏まえた厚生労働大臣の平成28年度業務実績評価】 全体として、おおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。								

事業名	長時間労働の是正に向けた法規制の執行強化等の取組 【29年度重点目標管理事業】		事業番号 (29年度)	34					
			事業番号 (28年度)	34					
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)		担当係	特定分野労働条件対策係					
実施主体	労働基準監督署、民間団体等		事業開始年度	平成23年度					
実施方法	<b>■直接実施</b> <b>■業務委託等</b> (委託先等:過重労働の解消のためのセミナーは(株)東京リーガルマインド、インターネット監視による問題事業場の情報提供については(株)廣濟堂) <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕(補助先: ) 実施主体: ( ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業／制度概要	目的 (何のため)	過重労働の解消については、第12次労働災害防止計画において、「平成23年と比較して、平成29年までに週労働時間60時間以上の雇用者の割合を30%以上減少させる」とされているところであるが、労働時間が週60時間以上の雇用者の割合は引き続き高く、脳・心臓疾患、精神障害に係る労災認定件数が高水準で推移するなど、依然として恒常的な長時間労働の実態が認められることから、長時間労働・過重労働を解消・抑制することにより労働者の健康障害防止を図る必要がある。							
	対象 (誰／何を対象に)	事業主							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	①: 時間外及び休日労働協定の適正化について、時間外及び休日労働協定点検指導員を労働基準監督署に配置し、窓口指導の徹底を図る。 ②: 労働時間管理適正化のための指導が必要な事業場に対し個別訪問指導を実施する。 ③: 過重労働解消用パンフレット等を活用した集団指導や自主点検を実施する。 ④: 過重労働解消のためのセミナーを実施する。 ⑤: インターネット監視による労働条件に係る情報収集を行い、問題事業場情報を収集する。 ⑥: 時間外及び休日労働協定の入力・集計・分析を専門業者に委託する事業							
	実施体制	労働基準監督署にて実施。 ④については、(株)東京リーガルマインド、⑤については(株)廣濟堂に委託して実施。							
25年度予算額 (千円)	225,577	26年度予算額 (千円)	246,083	27年度予算額 (千円)	257,230	28年度予算額 (千円)	501,915	29年度予算額 (千円)	911,249
うち行政経費	225,577	うち行政経費	230,297	うち行政経費	229,343	うち行政経費	414,014	うち行政経費	812,825
25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	15,768	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	12,765	28年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	71,557	29年度雇用勘定予算額: (千円) 29年度一般勘定予算額: (千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない	
25年度 予算執行率(%)	-	26年度 予算執行率(%)	99.9	27年度 予算執行率(%)	45.8	28年度 予算執行率(%)	81.4		
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合はその旨記載)	労働時間が週60時間以上の雇用者の割合は引き続き高く、脳・心臓疾患、精神障害に係る労災認定件数も高水準で推移している。また、「日本再興戦略改定2014」において、「働き過ぎ防止のための取組強化」が盛り込まれたほか、過労死等防止対策推進法が平成26年11月1日に施行されたところであり、長時間労働対策の強化は喫緊の課題である。このため、引き続き、本事業を実施していく必要があると考える。								
社会復帰促進等事業 で行う必要性	本事業は、時間外労働・休日労働に関する協定について、事業主が労働基準監督署に届け出る際に、「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」(平成10年労働省告示第154号)に定められた限度時間を超えた時間で協定を締結している事業場に対して、窓口指導等を実施するとともに、過重労働の解消のためのセミナーを実施することにより、長時間労働の抑制、過重労働の解消対策を推進するものである。本事業は、脳・心臓疾患、精神障害に係る労災の発生防止につながることから労働者災害補償保険法第29条第1項第3号で行う必要がある。								
28年度 目標	アウトカム 指標	①: 時間外及び休日労働協定の点検件数を400,000件以上とする。 ②: 労働時間管理適正化指導員が個別訪問した事業場の80%以上から、訪問が「参考になった」との回答を得る。		28年度 実績	アウトカム 指標	○	①564,567件 ②96.8%		
	アウトプット 指標	③: 過重労働解消周知・啓発用のパンフレットを160,000部作成・配付し、過重労働の解消に努める。 ④: 労働時間管理適正化指導員による指導事業場数を3,800事業場以上とする。 ⑤: インターネット監視による問題事業場の労働局等への情報提供を月平均50件以上とする。			アウトプット 指標	○	①160,000部作成・配布し、過重労働の解消に努めた。 ②5,102事業場に対し指導を実施した。 ③インターネット監視により、月平均55.5件の情報提供を労働局等へ行った。		
28年度目標を達成 (未達成)の理由 (原因)	アウトカム指標については、適切に点検を行い、効果的な個別訪問を行った結果、目標を達成することができた。 アウトプット指標については、効果的な予算執行及び事業の適正な運営に努めた結果、目標を達成することができた。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き事業の適正な運営に努める。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-			左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	年間を通じてでなければ効果測定できず、四半期単位での実績モニタリングにはなじまないため。								
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き事業を継続						



29年度事業概要	平成28年度の事業に加え、⑥時間外及び休日労働協定の入力・集計・分析を専門業者に委託する事業を新規で開始する。						
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き事業を継続				
29年度目標(アウトカム指標)	①: 時間外及び休日労働協定の点検件数を400,000件以上とする。 ②: 労働時間管理適正化指導員が個別訪問した事業場の80%以上から、訪問が「参考になった」との回答を得る。 ④: 過重労働セミナーの参加者を4,900人以上とする。						
中期的な目標	-						
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	①時間外及び休日労働協定点検指導員については、時間外及び休日労働協定の締結・届出により、法律を遵守させ、その上で「労働基準法36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」等に反する時間外労働・休日労働協定の点検をすることで長時間労働・過重労働解消の目標を達成するため、上記目標を指標とすることとした。なお、本事業は、事業主に対して時間外労働・休日労働協定の適正化を指導するものであり、利用者等のニーズに関する実態を把握するための指標設定にはなじまない。 ②労働時間管理適正化指導員も自動車運転者時間管理等指導員と同様に、自動車運送事業について、改善基準告示等に係る指導・助言を要すると認められる事業場等に対し、助言・指導等を行うこととしており、その効果を図る指標として自動車運転者時間管理等指導員時に目標としていた80%を引き続き目標とした。 ⑤インターネット監視及び⑥時間外及び休日労働協定の入力・集計・分析については、都道府県労働局等において対応すべき問題事業場を把握する等のものであり、利用者等のニーズに関する実態を把握する指標を設定することは困難である。						
29年度目標(アウトプット指標)	②: 労働時間管理適正化指導員による指導事業場数を3,800事業場以上とする。 ③: 過重労働解消周知・啓発用のパンフレットを160,000部作成・配付し、過重労働の解消に努める。 ④: 過重労働セミナーを49回以上開催する。 ⑤: インターネット監視による問題事業場の労働局等への情報提供を月平均50件以上とする。						
29年度重点施策との関係	第3 「働き方改革」の推進などに通じた労働環境の整備・生産性の向上 1 非正規雇用労働者の待遇改善、長時間労働の是正等 (2) 長時間労働の是正 ① 長時間労働の是正に向けた法規制の執行強化						
30年度要求に向けた事業の方向性	長時間労働の抑制・過重労働の解消を図るため、継続して要求する。						
30年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等	29年度第一四半期	29年度第二四半期	29年度第三四半期	29年度第四四半期
				-	-	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	年間を通じてでなければ効果測定できず、四半期単位での実績のモニタリングにはなじまないため。						
その他特記事項							

事業名	若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応強化【29年度重点目標管理事業】								事業番号 (29年度)	35
									事業番号 (28年度)	35
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)								担当係	特定分野労働条件対策係
実施主体	民間事業者等								事業開始年度	平成26年度
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:事業①及び③については(公社)全国労働基準関係団体連合会、事業②については(株)廣済堂) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: ) 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )									
事業/制度概要	目的 (何のため)	1 若者の「使い捨て」が疑われる企業等が、社会で大きな問題となっていること 2 『日本再興戦略』改訂2014において、未来を創る若者の雇用・育成のための総合対策の一つとして、「若者の『使い捨て』が疑われる企業等への対応策の充実強化を図る」とされていることを踏まえ、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取組を強化する必要がある。								
	対象 (誰/何を対象に)	事業①:労働者及び使用者等 事業②:労働者及び使用者等 事業③:就職前の大学生等								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	<事業①:「労働条件相談ほっとライン」の設置・運営事業> 夜間・休日に労働基準法などに関して無料で電話相談を受け付ける、常設の「労働条件相談ほっとライン」を設置する。 <事業②:労働条件ポータルサイト「確かめよう 労働条件」の設置・運営による労働基準法等の情報発信事業> 労働基準法などの基礎知識・相談窓口をまとめた労働条件相談ポータルサイトを厚生労働省ホームページに設置し、労働者等に対する情報発信を行う。 <事業③:大学生・高校生等を対象とした労働条件セミナー事業> 大学・高校等でのセミナーを全国で開催することにより、法令等の情報発信を行う。								
	実施体制	事業①及び③については(公社)全国労働基準関係団体連合会、事業②については(株)廣済堂に委託して実施。								
25年度予算額 (千円)	-	26年度予算額 (千円)	197,345	27年度予算額 (千円)	228,631	28年度予算額 (千円)	229,587	29年度予算額 (千円)	384,801	
うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	
25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	116,428	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	151,729	28年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	203,441	29年度雇用決定予算額: (千円) 29年度一般決定予算額: (千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない		
25年度 予算執行率(%)	-	26年度 予算執行率(%)	59.0	27年度 予算執行率(%)	66.4	28年度 予算執行率(%)	88.6			
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合は その旨記載)	1 若者の「使い捨て」が疑われる企業等が、社会で大きな問題となっていること 2 『日本再興戦略』改訂2014において、未来を創る若者の雇用・育成のための総合対策の一つとして、「若者の『使い捨て』が疑われる企業等への対応策の充実強化を図る」とされていることを踏まえ、相談体制、情報発信等の対応策を強化するため、本事業を実施する必要がある。									
社会復帰促進等 事業で行う必要性	若者の「使い捨て」が疑われる企業等については、過重労働や賃金不払残業等、法定労働条件に係る問題がしばしば見られると言われており、本事業では夜間や休日においても、労働者からの相談に対応することによって、不当な労働条件で働いているのではないかなどの労働者の不安の解消を図るとともに、事業主の方々からの相談にも対応することや、ポータルサイトの設置、セミナーの実施により、労使に対する情報発信を行うこととしている。 このため、本事業は、企業における適切な労務管理が促進され、過重労働の解消や健康障害の防止につながるから労働者災害補償保険法第29条第1項第3号で行う必要がある。									
28年度 目標	アウトカム 指標	事業①:「労働条件相談ほっとライン」の利用者に対して満足度を聴取し、70%以上から満足であった旨の回答を得る。 事業②:「確かめよう 労働条件」の利用者に対してアンケートを実施し、80%以上から有用であった旨の回答を得る。 事業③:大学等において実施するセミナーの受講者にアンケートを実施し、80%以上から有用であった旨の回答を得る。			28年度 実績	○	事業①:90.0% 事業②:88.8% 事業③:85.5%			
	アウトプット 指標	事業①:1月平均2,800件以上の相談を受け付ける。 事業②:ポータルサイトへのアクセス件数を1月平均15,000件以上とする。 事業③:大学等でのセミナーを全国で21回以上開催する。高校等への講師派遣を100校以上行う。				○	事業②:22,575件 事業①:2,577件 事業③:大学等で47回セミナーを開催し、高校等への講師派遣は91回行った。			
28年度目標を達成 (未達成)の理由 (原因)	事業①:専門的知識を有した相談員を配置し、適切な対応を行うためのマニュアルを作成することにより、アウトカム指標については達成することができたが、アウトプット指標については、労働条件相談ほっとラインの回線不足により、ピーク時の着信全てに対応することができず、相談件数が伸び悩んだ。しかし、平成27年度の相談件数(一月平均)2,427件に対し、平成28年度は2,577件と、月平均で150件上回っている。 事業②:サイトの内容について、利用者のニーズに合った情報を的確に発信し、また、労働者等が必要な情報をわかりやすく、探しやすく掲載する等、平成27年度よりもサイトを改善することができたため、アウトカム指標及びアウトプット指標についても達成することができた。 事業③:担当課との緊密な連携の下、事業実施団体が適切な事業運営を行い、アウトカム指標については達成することができたが、アウトプット指標については、大学は指標の2倍以上の開催回数となったが、高校については、カリキュラム確定前の早期に事業の勧奨ができなかったため、講師派遣を希望する高校が100校に満たず、91校となった。									
理由(原因)を踏 まえた改善すべき 事項、今後の課題	事業①:回線増設により相談件数の増加が見込まれる。また、開設日を増加するとともに、ピーク時以外の相談件数を増やすため、周知広報の充実を図る。 事業②:若者になじみのあるキーワードでポータルサイトにアクセスしやすくするとともに、更なるサイト内容の充実及び周知広報の充実を図る。 事業③:引き続き担当課との緊密な連携の下、事業の適正な運営に努めるとともに、高校等へのセミナー開催勧奨のお知らせを、カリキュラム確定前のできるだけ早期に行い、希望校を多く募ることとしたい。加えて、厚生労働省のツイッターを利用しての周知も併せて行うことにしたい。									

四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	事業①:「労働条件相談ほっとライン」への相談件数(1月平均) 事業②:ポータルサイトへのアクセス件数(1月平均)	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期 ①2,537件 ②19,634件	28年度 第二四半期 ①2,512件 ②21,156件	28年度 第三四半期 ①2,600件 ②22,311件	28年度 第四四半期 ①2,659件 ②27,199件
上記モニタリングの指標を設定できない理由	事業③:セミナーの開催時期が年度内の特定時期に集中するため、四半期ごとの目標管理になじまないため。						
評価	B		予算額又は手法等の見直し				
29年度事業概要	平成28年度の事業に加え、「労働法教育に関する支援対策事業」を追加して実施する。						
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き事業を継続。				
29年度目標(アウトカム指標)	事業①:「労働条件相談ほっとライン」の利用者に対して満足度を聴取し、70%以上から満足であった旨の回答を得る。 事業②:「確かめよう 労働条件」の利用者に対してアンケートを実施し、80%以上から有用であった旨の回答を得る。 事業③:大学等において実施するセミナーの受講者にアンケートを実施し、80%以上から有用であった旨の回答を得る。 事業④:大学生・短大生や専門学校生等に対して、労働法教育を適切に実施するため、大学生等の特有の実情を踏まえ、キャリア担当職員等が活用しやすい指導者用資料等を作成する。						
中期的な目標	-						
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	事業①は、適切な相談対応が行われているかを確認するため、利用者の満足度を指標とし、70%以上から満足であった旨の回答を得る。 事業②及び事業③については、利用者のニーズに合った情報を的確に発信することが重要であることから、利用者にとっての有用性を指標とし、80%以上から有用であった旨の回答を得ることを目標とした。 事業④については、大学生等に対して労働法教育を適切に実施するために、キャリア担当職員等が活用しやすい指導者用資料を作成することにより、大学生等の労働法制の知識の付与に寄与する。						
29年度目標(アウトプット指標)	事業①:1月平均3,000件以上の相談を受け付ける。 事業②:ポータルサイトへのアクセス件数を1月平均15,000件以上とする。 事業③:大学等でのセミナーを全国で21回以上開催する。高校等への講師派遣を100校以上に行う。 事業④:平成30年3月までに、大学生等向けの指導者用資料を作成し、全国の大学等への配布を行う。						
29年度重点施策との関係	第3「働き方改革」の推進などに通じた労働環境の整備・生産性の向上 1 非正規雇用労働者の待遇改善、長時間労働の是正等 (3)労働条件の確保・改善等 ① 若者の「使い捨て」等が疑われる企業等への対応策の強化						
30年度要求に向けた事業の方向性	若者の「使い捨て」が疑われる企業等が、社会で大きな問題となっており、『日本再興戦略』改訂2014においても、未来を創る若者の雇用・育成のための総合対策の一つとして、「若者の『使い捨て』が疑われる企業等への対応策の充実強化を図る」とされていることを踏まえ、相談体制、情報発信等の対応策を強化する必要があるため、平成29年度と同様に要求を行う。 なお、事業①については、個別の相談事業であり、当初の想定よりも一回あたりの相談が長くかかったこと等により、同時間帯に契約回線数を超える受電等により受付できない電話が発生してしまったことから、開設時間帯の増加の検討及び契約回線の増加の検討や周知広報の充実を図る。 事業②については、若者になじみのあるキーワードでポータルサイトにアクセスしやすくするとともに、サイト内容及び周知広報の更なる充実を図る。 事業③については、引き続き担当課との堅密な連携の下、事業の適正な運営に努める。 事業④については、作成した大学生等向けの指導者用資料の活用を促進するため、教員等の指導者を対象としたセミナーを開催する。						
30年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	事業①:「労働条件相談ほっとライン」への相談件数(1月平均) 事業②:ポータルサイトへのアクセス件数(1月平均)	左記指標についての事業実績等	29年度 第一四半期 ①3,619件 ②48,676件	29年度 第二四半期 ①4,157件 ②29,733件	29年度 第三四半期 -	29年度 第四四半期 -
上記モニタリングの指標を設定できない理由	事業③:セミナーの開催時期が年度内の特定時期に集中するため、四半期ごとの目標管理になじまないため。 事業④:指導者用資料の作成業務であり、四半期ごとの目標管理になじまないため。						
その他特記事項	-						

事業名	過労死等防止対策推進経費 【29年度重点目標管理事業】				事業番号 (29年度)	36		
					事業番号 (28年度)	36		
事業の別	安全衛生確保事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号、過労死等防止対策推進法)				担当係	過労死等防止対策推進室		
実施主体	民間業者				事業開始年度	平成27年度		
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:①みずほ情報総研株式会社、②株式会社読売連合広告社、③株式会社プロセスユニーク) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: ) 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )							
事業/ 制度概要	目的 (何のため)	「過労死等防止対策推進法」及び同法に基づき作成した「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を踏まえ、過労死等に関する実態調査等を行うことや過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、これに対する国民の関心と理解を深めるための施策を実施し、過労死等の防止対策の一層の推進を図る。						
	対象 (誰/何を対象に)	①過労死等に関する実態等 ②及び③ 事業主、労働者、その他国民						
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	「過労死等防止対策推進法」及び同法に基づき作成した「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を踏まえ、 ①過労死等に関する調査研究、 ②過労死等を防止することの重要性について国民の理解を促す等周知・啓発、 ③国民の過労死等防止対策の重要性に対する関心と理解を深めるための「過労死等防止対策推進シンポジウム」(毎年11月の「過労死等防止啓発月間」に開催)を実施する。						
	実施体制	①から③について、それぞれ民間業者に委託して実施						
25年度予算額 (千円)	26年度予算額 (千円)	27年度予算額 (千円)	152,877	28年度予算額 (千円)	234,033	29年度予算額 (千円)	287,372	
うち行政経費	うち行政経費	うち行政経費	50	うち行政経費	72	うち行政経費	79	
25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	112,524	28年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	155,505	29年度雇用勘定予算額: (千円) 29年度一般勘定予算額: (千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない		
25年度 予算執行率(%)	26年度 予算執行率(%)	27年度 予算執行率(%)	73.6	28年度 予算執行率(%)	66.5			
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合はその旨記載)	平成26年に成立・施行された「過労死等防止対策推進法」において、国は過労死等の防止のための対策を効果的に推進する責務を有するとされている。このため、同法第8条に基づき、過労死等に関する実態の調査等を行う施策(調査研究等)、同法第9条に基づき、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、これに対する国民の関心と理解を深めるための施策(啓発)を実施する必要がある。							
社会復帰促進等 事業で行う必要性	本事業を実施することにより、事業主を含む広く国民の過労死等を防止することの重要性について認識が高まることが期待される。この結果、過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に寄与することとなる。このように、本事業は、過労死等の防止につながり、労働者の健康の確保に資するものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に該当する事業であり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。							
28年度 目標	アウトカム 指標	過労死等防止対策推進シンポジウムの参加者満足度を80%以上とする	28年度 実績	アウトカム 指標	○	過労死等防止対策推進シンポジウム全体に対する満足度: 83.95% ※過労死等への関心・理解が深まったとする参加者の理解度: 86.56%		
	アウトプット 指標	過労死等防止対策推進シンポジウムを全国43箇所で開催し、参加者数を計4,720人以上とする。		アウトプット 指標	○	過労死等防止対策推進シンポジウムの開催実績: 全国43箇所で開催、参加者は計4,802人(参加率: 101.7%)		
28年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	シンポジウムの参加者数を増やすため、以下の取組を行ったことが奏効した。 ① 28年度新規に開催する地域もあったため、開催調整の時間を確保するため委託事業の契約締結を1ヶ月早めたこと(6/1→4/27) ② 講師、講演内容を変更するなどの参加することについての関心を得られる工夫を行う ③ 平成28年度実績において、参加者数が多かった会場の周知方法(ダイレクトメール等)の導入 ④ 当日参加可能の旨の周知							
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	今後も引き続き、国民の過労死等防止対策の重要性に対する関心と理解を深めるための周知・啓発(ポスター等の作成・配布、シンポジウムの開催)を実施する。							
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-		左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	調査研究及び周知・啓発の事業は、年間を通してでなければ効果測定できず、四半期ごとの効果測定にはなじまないため。							
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					

29年度事業概要	28年度と同様						
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	B	28年度に引き続き、開催調整の時間を確保するため、早期(4月27日)に委託事業の契約締結を行った。また、ダイレクトメール等による積極的な開催周知及び、当日参加可能の旨の周知を行う。				
29年度目標(アウトカム指標)	過労死等防止対策推進シンポジウムの参加者満足度を80%以上とする。						
中期的な目標	-						
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	過労死等の防止に関する国民の関心と理解を深めるための施策として実施するシンポジウム事業であることから、その成果を参加者の満足度により測ることとしたもの。また、その水準については、平成28年度において、80%を超える評価を得ており、十分に高い水準であることから、引き続き80%以上としたものである。						
29年度目標(アウトプット指標)	過労死等防止対策推進シンポジウムを全国48箇所で開催し、参加者数を計5,120人以上とする。						
29年度重点施策との関係	第3「働き方改革」の推進などに通じた労働環境の整備・生産性の向上 1 非正規雇用労働者の待遇改善、長時間労働の是正等 (2)長時間労働の是正 (4) 過労死等の防止						
30年度要求に向けた事業の方向性	過労死等の防止に関する大綱に基づく施策の実施に必要な経費を要求						
30年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等	29年度 第一四半期	29年度 第二四半期	29年度 第三四半期	29年度 第四四半期
				-	-	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	調査研究及び周知・啓発の事業は、年間を通してでなければ効果測定できず、四半期ごとの効果測定にはなじまないため。						
その他特記事項	-						

事業名	メンタルヘルス対策等事業 【29年度重点目標管理事業】						事業番号 (29年度)	37	
							事業番号 (28年度)	37	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	産業保健支援室 メンタルヘルス対策係	
実施主体	(一社)日本産業カウンセラー協会 等						事業開始年度	平成18年度	
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:(一社)日本産業カウンセラー協会) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	職場のメンタルヘルス対策の促進、過重労働による健康障害の防止を図る。							
	対象 (誰/何を対象に)	事業者、管理監督者、産業保健スタッフ、人事労務担当者、労働者等							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	メンタルヘルス対策を推進するため、メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」による情報提供等を実施する。							
	実施体制	民間業者に委託して実施							
25年度予算額 (千円)	861,964	26年度予算額 (千円)	261,830	27年度予算額 (千円)	136,730	28年度予算額 (千円)	84,482	29年度予算額 (千円)	101,993
うち行政経費	-	うち行政経費	987	うち行政経費	987	うち行政経費	982	うち行政経費	658
25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	666,922	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	83,853	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	104,227	28年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	65,772	29年度雇用動定予算額: (千円) 29年度一般動定予算額: (千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない	
25年度 予算執行率(%)	77.4	26年度 予算執行率(%)	32.1	27年度 予算執行率(%)	76.8	28年度 予算執行率(%)	78.8		
事業/制度の必要性 (緊急性がある場合はその旨記載)	職業生活において強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者は約6割に達し、精神障害等による労災認定件数は増加傾向にある。また、自殺者は3万人を下回ったが、自殺者のうち約3割を労働者が占めている。一方、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は56.6%にとどまっており、職場のメンタルヘルス対策の促進が急務となっている。 メンタルヘルス対策に取り組んでいない理由としては、「専門スタッフがいない」、「取り組み方がわからない」が多くなっており、職場のメンタルヘルス対策の促進を図るためには、こうした事業者のニーズ等を踏まえた産業保健スタッフへの支援や情報提供等が必要である。								
社会復帰促進等事業で行う必要性	本事業は、職場におけるメンタルヘルス対策を推進するため、メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」による情報提供等を実施することで労働者の心の健康の確保を図るものであり労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に該当する事業であるため、社会復帰促進等事業で実施する必要がある。								
28年度目標	アウトカム指標	メンタルヘルス・ポータルサイトを利用した結果、有効、有用であった旨の回答の割合を90%以上とする。			28年度実績	アウトカム指標	○	メンタルヘルス・ポータルサイトを利用した結果、有効、有用であった旨の回答の割合は97.1%であった。	
	アウトプット指標	メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」に対する、延べアクセス件数3,000,000件以上とする。			アウトプット指標	○	メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」に対する、延べアクセス件数は3,700,907件であった。		
28年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」については、専門家において定期的に議論を行い、利用者のニーズに合致したコンテンツを作成し、公開したことから目標を上回ることができたと考える。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	○ストレスチェック制度の創設が平成27年12月に施行されてから1年が経過し、ストレスチェックの結果を踏まえたセルフケアへの関心の高まりや、事業者からの相談や支援要請の増加が見込まれ、着実に必要な支援を実施することが必要である。 ○メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」については、アクセス件数が目標を上回っているが、引き続き掲載内容の一層の充実等を図ることが必要である。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」のアクセス件数	左記指標についての事業実績等	28年度第一四半期	28年度第二四半期	28年度第三四半期	28年度第四四半期		
				1,040,216	1,113,146	943,085	604,460		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					

29年度事業概要	平成28年度と同様						
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続		
29年度目標 (アウトカム指標)	メンタルヘルス・ポータルサイトを利用した結果、有効、有用であった旨の回答の割合を90%以上とする。						
中期的な目標	メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を平成29年までに80%とする。						
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」においてコンテンツの質を確保する観点から、より利用者にとって、有用なポータルサイトとすることを目標とした。						
29年度目標(アウトプット指標)	メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」に対する、延べアクセス件数3,000,000件以上とする。						
29年度重点施策との関係	第3 「働き方改革」の推進などを通じた労働環境の整備・生産性の向上 4 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり (2)職場における健康確保対策の推進 ① メンタルヘルス対策の推進						
30年度要求に向けた事業の方向性	ストレスチェック実施プログラムの改修等を行い、引き続き事業の効率的な実施を図る。						
30年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」のアクセス件数	左記指標についての事業実績等	29年度 第一四半期	29年度 第二四半期	29年度 第三四半期	29年度 第四四半期
				574,317	588,059	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-						
その他特記事項	-						

事業名	治療と職業生活の両立等の支援手法の開発 【29年度重点目標管理事業】							事業番号 (29年度)	38	
								事業番号 (28年度)	38	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係	産業保健支援室	
実施主体	(株)日本経済社、みずほ情報総研(株)							事業開始年度	平成25年度	
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:(株)日本経済社、みずほ情報総研(株)) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: ) 実施主体: ( ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )									
事業/制度概要	目的 (何のため)	労働者が業務によって疾病を増悪させることなく治療と職業生活の両立を図るため、事業場において適切な就業上の措置を行いつつ、治療に対する配慮が行われるよう、本事業では、労働者の治療と職業生活の両立に向けた支援を行う。								
	対象 (誰/何を対象に)	事業者等								
	事務・事業のスキーム(決定スキームを含む)	労働者の治療と職業生活の両立支援について、反復・継続して治療が必要となる疾病を抱えた労働者の就労継続に関する事例の収集及び就労継続のあり方に関する検討を行い、就労継続支援の手引きを作成する。また、両立支援の一層の取組の促進を図るため、広報用ポータルサイトの設置、シンポジウムの開催等を行う。								
	実施体制	民間業者に委託して実施。								
25年度予算額(千円)	12,713	26年度予算額(千円)	11,540	27年度予算額(千円)	9,976	28年度予算額(千円)	9,891	29年度予算額(千円)	64,677	
うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	5,017	
25年度決算額※行政経費を除く(千円)	6,609	26年度決算額※行政経費を除く(千円)	11,168	27年度決算額※行政経費を除く(千円)	7,382	28年度決算額※行政経費を除く(千円)	8,461	29年度雇用勘定予算額: (千円) 29年度一般勘定予算額: (千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない		
25年度予算執行率(%)	52.0	26年度予算執行率(%)	96.8	27年度予算執行率(%)	74.0	28年度予算執行率(%)	85.5			
事業/制度の必要性(緊急性がある場合はその旨記載)	<p>職場環境等の複雑化や高齢労働者の増加等に伴い、労働者の健康管理が課題となっている。また、疾病を持つ労働者の中には、通院や治療と仕事の両立のための体制が不十分ことから、就労可能な健康状態にもかかわらず、復職、継続就労することが困難な場合があり、事業場における疾患をもつ労働者の職場環境整備や就労支援の取組を促進することが必要である。</p> <p>また、治療を継続しながら、就労を希望する労働者に対する適切な職場復帰支援は、労働者の福祉の向上はもとより、事業者や社会にとっても、労働損失を避け、労働生産性を上げるために重要な対策である。</p> <p>なお、治療と職業生活の両立支援は、「ニッポン一億総活躍プラン」、「働き方改革実現会議」の実行計画に盛り込まれている。</p>									
社会復帰促進等事業で行う必要性	本事業では、労働者の治療と職業生活の両立支援に係る手引きを作成すること等を目的としており、労働者の安全及び衛生の確保に資するものであるため、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に該当する事業であり、社会復帰促進等事業で実施する必要がある。									
28年度目標	アウトカム指標	研修会に参加した結果、有益であった旨の回答の割合を80%以上とする。			28年度実績	アウトカム指標	○	研修会に参加した結果、有益であった旨の回答割合が89%であった。		
	アウトプット指標	治療と職業生活の両立支援対策に関するガイドラインの疾患別手引きを1種類以上作成する。				アウトプット指標	○	ガイドラインの疾患別手引きを、肝疾患と脳卒中の2種類について作成した。		
28年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	計画通りに実行できたため、目標達成できた。									
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続する。今後も、治療と職業生活の両立を支援するために、「疾患別留意事項」や「医師向けマニュアル」等を作成するとともに、これの周知についても、確実に行うことが必要である。									
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等			28年度第一四半期	28年度第二四半期	28年度第三四半期	28年度第四四半期	
						-	-	-	-	
上記モニタリングの指標を設定できない理由	ガイドラインの作成等については、年間を通じて行われるものであるため、四半期ごとの指標設定にじまない。									
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						



29年度事業概要	平成29年度は、平成27年度に作成したガイドラインに基づき、企業がどう取り組むべきかを示した手引き等を疾患別に作成する。また、広報ポータルサイトの設置やシンポジウムの開催等、より一層の取組促進を図る。 なお、「働き方改革実現会議」での議論を受け、事業を拡充するため、予算の改要求を行ったため、平成29年度予算は増額となっている。						
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	B			予算額又は手法等を見直し		
29年度目標(アウトカム指標)	シンポジウムに参加した結果、有益であった旨の回答の割合を80%以上とする。						
中期的な目標	事業場における疾病を抱える労働者の職場環境整備や就労継続のための整備が促進される。						
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	一部の企業においては、治療と職業生活の両立支援に関する取組が進められているが、労働者や企業、産業医・産業保健スタッフ、医療機関等関係者の取組・連携が必ずしも十分ではない状況にあり、平成24年8月に取りまとめられた「治療と職業生活の両立等の支援に関する検討会」報告書においても、治療と職業生活の両立を支援するために、企業がどう取り組むべきかを示したガイドラインやマニュアル等を作成し、周知・徹底を図ること等が望ましいと提案されている。 そこで、平成29年度においては、治療と職業生活の両立支援対策に関するガイドラインに基づいて企業がどう取り組むべきかを示した疾患別手引きを作成し、効果的に周知を図るとともに、両立支援の機運を醸成し、一層の取組を促進するためシンポジウム等を開催し、シンポジウムに参加した結果、有益であった旨の回答の割合を80%以上とする目標を設定した。						
29年度目標(アウトプット指標)	治療と職業生活の両立支援対策に企業がどう取り組むべきかを示した疾患別手引きを1種類以上作成する。						
29年度重点施策との関係	第3「働き方改革」の推進などを通じた労働環境の整備・生産性の向上 4 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり (2)職場における健康確保対策の推進 ② 治療と職業生活の両立支援						
30年度要求に向けた事業の方向性	治療と職業生活の両立支援対策に関する疾患別手引きを作成し、周知を図る。						
30年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等	29年度第一四半期	29年度第二四半期	29年度第三四半期	29年度第四四半期
				-	-	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	ガイドラインの作成等については、年間を通じて行われるものであるため、四半期ごとの指標設定になじまない。						
その他特記事項	-						

事業名	新規起業事業場対策	事業番号 (29年度)	39						
		事業番号 (28年度)	39						
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)	担当係	労働条件確保対策事業係						
実施主体	民間事業者	事業開始年度	平成19年度						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等: 事業①について、(公社)全国労働基準関係団体連合会、西日本はランゲート(株)。事業②については(株)廣濟堂) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	新規起業事業場や、成長分野へ進出・業態変更を行う企業は、望ましい労働時間制度を整備するための情報やノウハウを十分に有しておらず、また、労働災害を防止するための基本的な安全対策や健康確保の知識が不足していることが多いことから、労働時間管理の適正化を図り長時間労働を抑制するとともに、安全衛生管理体制の確立や労働者の健康確保が図られるよう、適正な職場環境形成のための支援を行う。							
	対象 (誰/何を対象に)	新規起業事業場の事業主等							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	<b>事業① 新規起業事業場就業環境整備事業</b> 新規起業事業場に対し、上記の目的を達成するため、可能な限り早期に専門家を派遣して指導及び助言を行うことを通じて、新規起業事業場における適正な職場環境形成のための支援を実施する。 <b>事業② 労働基準関係法令に関するWEB診断事業</b> 新規起業事業場に対し、上記の目的を達成するため、新規起業事業場向けの情報発信を目的としたポータルサイトを新たに設置し、新規起業事業場に対して労働関係法令を広く周知するとともに、WEB上で事業場の規模等の必要な情報を入力することにより、事業場が関係法令に基づき行うべき手続きの解説や具体的な届出方法のほか、労務管理や安全衛生管理上のポイントについての診断を受けられるサービスを実施する。							
	実施体制	事業①については、(公社)全国労働基準関係団体連合会、事業②については、(株)廣濟堂に委託して実施。							
25年度予算額 (千円)	76,625	26年度予算額 (千円)	78,814	27年度予算額 (千円)	80,959	28年度予算額 (千円)	109,569	29年度予算額 (千円)	113,931
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—
25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	76,539	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	75,970	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	73,211	28年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	105,589	29年度雇用勘定予算額: (千円) 29年度一般勘定予算額: (千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない	
25年度 予算執行率(%)	99.9	26年度 予算執行率(%)	96.4	27年度 予算執行率(%)	90.4	28年度 予算執行率(%)	96.4		
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合はその旨記載)	新規起業事業場においては、労務管理や安全衛生管理に係る基本的知識や理解が不足していることから、長時間労働及び労働災害の発生、労働時間をはじめとした労働条件等をめぐるトラブルが懸念される。このため、基本的な労務管理や安全衛生管理の要点についてのセミナーや、労働時間制度や安全衛生管理体制についての専門家による指導・助言等を行うことにより、長時間労働を抑制するとともに、安全衛生管理体制の確立や労働者の健康確保が図られるよう、適正な職場環境形成のための支援を行う必要がある。								
社会復帰促進等 事業でを行う必要性	事業場における長時間労働の抑制や労働災害の防止を目的として実施している本事業は、労災保険給付の抑制に資するため、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号で定める社会復帰促進事業で行う必要がある。								
28年度目標	アウトカム指標	事業① 当該事業を利用した事業場のうち、1年以内に具体的な就業環境の整備が図られた割合を85%以上とする。 事業② ポータルサイト内の利用者アンケートにおいて、80%以上から有用であった旨の回答を得る。	28年度実績	アウトカム指標	○	①93.9%の事業場で具体的な就業環境の整備が図られた。 ②利用者アンケートにおいて87.9%から有用であった旨の回答があった。			
	アウトプット指標	事業① 労働時間制度や安全衛生管理体制についての専門家による個別指導事業場数を400社以上とする。 事業② ポータルサイトへのアクセス件数を1月平均3,000件以上とする。		アウトプット指標	○	②一月平均3,969件のアクセス件数があった。 × ①個別指導事業場数が369社となった。			
28年度目標を達成 (未達成)の理由 (原因)	事業①については、アウトプット指標について、そもそも個別指導を希望する事業場が少なかったため、目標の92.3%にとどまった。事業②については、サイトの内容について、ポータルサイトを新たに設置し、利用者のニーズに合った情報を的確に発信し、必要な情報をわかりやすく、探しやすく掲載したため、アウトカム指標及びアウトプット指標ともに達成することができた。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	平成29年度より、 ・新規起業事業場に対する個別指導の勧奨の早期実施(6月～7月) ・厚生労働省ツイッターを利用して、事業HPの周知を行うとともに、引き続き本事業周知のためのセミナー開催風景の動画をインターネットに掲載する。 ※総務省の市場化テスト対象事業。官民競争入札等監視委員会の指摘を踏まえ、平成29年度から、東日本と西日本に入札単位を2分割して調達することで、受託業者が機動的に事業を実施できることや、効率的な事業運営のために仕様書を大幅に見直したところであり、前年以上の実績が見込まれるところ。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	事業①四半期毎の個別指導事業場の件数 事業②ポータルサイトへのアクセス件数(一月平均)	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期		
				①9件 ②(なし)	①63件 ②(なし)	①144件 ②3,763件	①153件 ②4,106件		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—								
評価	B		予算額又は手法等の見直し						

29年度事業概要	平成28年度と同様。						
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き事業を継続				
29年度目標(アウトカム指標)	事業① 当該事業を利用した事業場のうち、1年以内に具体的な就業環境の整備が図られた割合を85%以上とする。 事業② ポータルサイト内の利用者アンケートにおいて、80%以上から有用であった旨の回答を得る。						
中期的な目標	受託者と適宜連携を図り、事業の進捗状況を把握するよう努める。						
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	事業① 新規起業事業場において、適正な労働時間制度等の設定や安全衛生の確保について、ノウハウの蓄積に乏しいことや必要な人材が確保されていないことから、その安全衛生や労働条件の確保・改善のためには、起業後のできるだけ早い段階において、必要な就業環境の整備がなされることが望ましいため、上記の目標を設定した。 事業② 利用者のニーズに合ったサービス・情報を提供することが重要であることから、利用者にとっての有用性を指標とし、80%以上から有用であった旨の回答を得ることを目標とした。						
29年度目標(アウトプット指標)	事業① 労働時間制度や安全衛生管理体制についての専門家による個別指導事業場数を400社(東日本:250社、西日本:150社)以上とする。 事業② ポータルサイトへのアクセス件数を1月平均3,000件以上とする。						
29年度重点施策との関係	-						
30年度要求に向けた事業の方向性	適正な職場環境形成の支援を目的とした本事業は有意義なものであり、継続して要求する。						
30年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	事業① 四半期毎の個別指導事業場の件数 事業② ポータルサイトへのアクセス件数(1月平均)	左記指標についての事業実績等	29年度 第一四半期 ①8件 ②2,825件	29年度 第二四半期 ①42件 ②3,947件	29年度 第三四半期	29年度 第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-						
その他特記事項	-						

事業名	働きやすい職場環境形成事業 【29年度重点目標管理事業】						事業番号 (29年度)	40	
							事業番号 (28年度)	40	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	企画第二係	
実施主体	株式会社クオラス、公益社団法人21世紀職業財団、東京海上日動リスクコンサルティング株式会社						事業開始年度	平成23年度	
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等: 株式会社クオラス、公益社団法人21世紀職業財団、東京海上日動リスクコンサルティング株式会社) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた社会的気運の醸成及び労使の取組支援							
	対象 (誰/何を対象に)	労働者、事業主等							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」(平成23年度)や「職場のパワーハラスメントに関する実態調査」(平成24年度)の結果等を踏まえ、下記の事業を実施。 ①国民及び労使に向けた周知・広報 ポータルサイトの改修・継続的運営、ポスター、リーフレット、パンフレット等の作成・配布、雑誌広告 (※平成27年度と同様) ②当事者である労使の取組の支援 パワーハラスメント対策導入マニュアルの普及、参加者の実務に活かすことのできるセミナーの開催、同マニュアルを活用してパワーハラスメント対策に取り組んでいる企業を紹介する好事例集の作成 ③実態調査の実施 パワーハラスメントに関する実態調査の実施							
	実施体制	①国民及び労使に向けた周知・広報: 一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、株式会社クオラスが落札。 ②当事者である労使の取組の支援: 一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、公益社団法人21世紀職業財団が落札。 ③パワーハラスメントに関する実態調査: 一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、東京海上日動リスクコンサルティング株式会社が落札。							
25年度予算額 (千円)	90,334	26年度予算額 (千円)	138,010	27年度予算額 (千円)	119,963	28年度予算額 (千円)	125,313	29年度予算額 (千円)	120,555
うち行政経費	3,147	うち行政経費	1,872	うち行政経費	1,872	うち行政経費	1,290	うち行政経費	1,744
25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	59,066	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	67,766	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	92,306	28年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	81,689	29年度雇用勘定予算額: (千円) 29年度一般勘定予算額: (千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない	
25年度 予算執行率(%)	67.7	26年度 予算執行率(%)	49.8	27年度 予算執行率(%)	78.2	28年度 予算執行率(%)	65.9		
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合はその旨記載)	職場のパワーハラスメントについては、近年、都道府県労働局や労働基準監督署への相談が増加を続け、ひどい嫌がらせ等を理由とする精神障害等での労災保険の支給決定件数も多くなっており、社会的な問題として顕在化してきている。平成28年度に実施した実態調査においても、過去3年以内パワハラに該当する相談を受けた企業は36.3%、過去3年以内にパワハラを受けたことがあると回答した者は32.5%と、問題の顕在化を改めて裏付ける結果が示された。また、平成24年度に実施した実態調査と比較すると、すべての従業員規模の企業で取組は着実に進んでいるものの、従業員規模が小さいほど企業のパワーハラスメント対策の実施率が低くなること等の課題も改めて明らかとなった。 さらに、働き方改革実行計画(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)において、「職場のパワーハラスメント防止を強化するため、政府は労使関係者を交えた場で対策の検討を行う」とされるなど、パワーハラスメントの防止は政府における重点課題である。 このため、当該問題の予防・解決に向けた環境整備(労使を含めた社会的な気運の醸成及び労使の取組支援)を図る必要がある。								
社会復帰促進等 事業で行う必要性	本事業は、精神障害による労災認定の原因となる職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けて、労使の取組を支援するものであり、業務災害の防止に関する活動に対する援助のために必要な事業であり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適用事業であることから社会復帰促進等事業で行う必要がある。								
28年度目標	アウトカム指標	パワハラ対策取組支援セミナーについて、参加者の80%以上からパワーハラスメントの予防・解決に向けた取組の導入について検討する旨の回答を頂く。			アウトカム指標	○	参加者の97%から、パワーハラスメントの予防・解決に向けた取組の導入について検討する旨の回答をいただいた。		
	アウトプット指標	①ポータルサイト「あかるい職場応援団」への1月あたりの平均アクセス件数を90,000件以上とする。 ②パワハラ対策取組支援セミナーへの1都道府県あたりの平均参加者数を50名以上とする。			アウトプット指標	○	①ポータルサイト「あかるい職場応援団」への1月あたりの平均アクセス件数は106,384件であった。		
28年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	平成27年度未達成だったアウトプット指標①については、平成28年度から新たに実施した厚生労働省のホームページからポータルサイトへのリンク、厚生労働省のTwitterの活用、ポータルサイトのリニューアル、新たなコンテンツの追加が、目標達成につながったと考えられる。								
	一方で、平成27年度は目標達成した同指標②については、セミナーの開催に当たっては、より多くの企業の参加を募るため、開催都道府県に所在する経済団体の後援名義を使用しているが、①個別に許可を得るための申請に時間を要したことや、②許可を得るまでに相当の時間を要したことから、セミナーの周知期間が十分に取れなかった。 また、募集段階で申込み状況が低調な都道府県について、その管轄労働局に対する参加募集への協力依頼を随時行わなかった等、フォローが不十分であったため目標の達成ができなかった。								

理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	平成29年度については、経済団体の本部から早期に一括で後援名義の使用許可を受けることにより、セミナーの周知期間を十分に確保する。 また、年度初めの都道府県労働局に対する協力依頼に加え、申込み状況が低調な都道府県の労働局に対して、随時協力依頼を行うことにより、参加者数の増加を図るものとする。							
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	ポータルサイト「あかるい職場応援団」への1月あたりの平均アクセス件数	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期	
				90,638	109,184	111,608	114,106	
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-							
評価	B		予算額又は手法等を見直し					
29年度事業概要	平成28年度に実施した事業のうち、以下の事業を引き続き実施する。 ①国民及び労使に向けた周知・広報(ポータルサイトの改修・継続的運営、ポスター、リーフレット、パンフレット等の作成・配布) ②当事者である労使の取組の支援(パワーハラスメント対策導入マニュアルの普及、参加者の実務に活かすことのできるセミナーの開催) また、平成29年度は新たに、以下の事業を実施する。 ③企業に対してパワハラ対策の取組を指導できる専門家の養成研修							
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	B	予算額又は手法等を見直し					
29年度目標(アウトカム指標)	パワハラ対策取組支援セミナーについて、参加者の80%以上からパワーハラスメントの予防・解決に向けた取組の導入について検討する旨の回答を頂く。							
中期的な目標	-							
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	パワーハラスメントの予防・解決に向けた取組状況については、過去5年間によるパワハラ対策支援セミナーの開催等により、その取組が着実に進んでいるものの、昨年度の実態調査では実際に取組を実施している企業は52.2%であり、引き続き、基本的なパワーハラスメント対策の導入のための取り組みを進める必要があることから、昨年度と同様の指標とした。							
29年度目標(アウトプット指標)	①ポータルサイト「あかるい職場応援団」への1月あたりの平均アクセス件数を100,000件以上とする。 ②パワハラ対策取組支援セミナーへの1都道府県あたりの平均参加者数を50名以上とする。 ③専門家養成研修への1回あたりの平均参加者数を32名以上とする。							
29年度重点施策との関係	第3「働き方改革」の推進などを通じた労働環境の整備・生産性の向上 1 非正規雇用労働者の待遇改善、長時間労働の是正等 (3)労働条件の確保・改善等 ② パワーハラスメント対策の推進							
30年度要求に向けた事業の方向性	引き続き事業の効率化に努めつつ、所要の予算要求を行う。							
30年度重点施策との関係	-							
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	ポータルサイト「あかるい職場応援団」への1月あたりの平均アクセス件数	左記指標についての事業実績等	29年度 第一四半期	29年度 第二四半期	29年度 第三四半期	29年度 第四四半期	
				132,822	128,009	-	-	
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-							
その他特記事項	-							

事業名	建設業等における労働災害防止対策費 【29年度重点目標管理事業】		事業番号 (29年度)	41					
			事業番号 (28年度)	41					
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)		担当係	建設安全対策室					
実施主体	建設業労働災害防止協会等		事業開始年度	平成23年度					
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:建設業労働災害防止協会等) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: ) 実施主体: ( ) <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他( )								
事業／制度概要	目的 (何のため)	(1)建設業における死亡災害の約4割を占める墜落・転落災害の防止のため、手すり先行工法等の「より安全な措置」の普及を促進し、建設業における墜落・転落災害防止対策の推進を図る。 (2)建設業における墜落・転落災害の約8割を占める屋根等からの墜落・転落災害を防止するため、足場の設置が困難な高所作業での墜落・転落災害防止のため、適切な安全帯取付設備の設置、ハーネス型安全帯等の普及促進を図る。 (3)東日本大震災及び熊本地震に係る復旧・復興工事については、短期間のうちに大量に行われ、多数の中小事業者が参加していることから、被災地に安全衛生に関する諸問題に対する拠点を開設し、工事現場巡回指導等の支援を行うことで、労働災害防止対策の徹底を図り、もって円滑な復旧・復興工事の推進に寄与すること。 (4)建設業における人材不足により、部下の教育指導経験が十分でない職長が作業員の教育指導を行う場面が多くなるため、職長の指導力向上のための再教育を普及する。 (5)人手不足の中、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた建設需要の高まりに伴い、経験が浅い工事従事者、外国人建設就労者等の労働災害のリスクの増加が懸念されるため、安全衛生教育や技術指導等を行うことにより労働災害防止対策の徹底を図る。 (6)必要な安全経費が確保され、それが元請事業者から下請事業者まで行き渡ることは、建設業における労働災害を防止する観点から重要であることから、安全経費にかかる実態調査を行い、課題点等を取りまとめる。							
	対象 (誰/何を対象に)	(1)中小規模ビル建築工事、低層住宅建築工事を施工する工事業者 (2)低層住宅建築工事業者 (3)復旧・復興工事に従事する中小事業者、新規参入者等 (4)職長としての職務に就いておむね5年以上経験した者 (5)中小事業者等が雇用する未熟練労働者、外国人建設就労者等 (6)元請事業者、下請事業者、発注者							
	事務・事業のスキーム(決定スキームを含む)	(1)足場からの墜落防止措置に係る「より安全な措置」について、専門家による診断の実施、診断結果に基づく改善計画の作成等の現場に対する指導・支援を実施する。 (2)屋根等の足場以外での様々な高所作業からの墜落災害の防止のため、研修会を開催し、適切な「安全帯取付設備」の設置の促進、墜落時の衝撃が少ない「ハーネス型安全帯」の普及を図る。 (3)①安全衛生に関する諸問題に対応する窓口となる安全衛生専門家の活動の拠点の設置 ②復旧・復興工事現場に対する巡回指導の実施 ③建設工事に不慣れた新規参入者等に対する安全衛生教育の実施 (4)職長等の指導力向上を図るため、「建設業職長等指導力向上教育研修会」を実施する。 (5)2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、首都圏で増加する建設工事における労働災害防止対策を徹底するため、工事現場に対する巡回指導、未熟練労働者に対する安全衛生教育等を実施する。 (6)建設工事の安全経費の確保について、元請事業者、下請事業者、発注者を対象に実態調査を行い、適切な安全経費の確保を促進するための隘路や課題をまとめる。							
	実施体制	(1)全国仮設安全事業協同組合に委託して実施 (2)(株)プラネックスに委託して実施 (3)建設業労働災害防止協会に委託して実施 (4)(株)建設産業振興センターに委託して実施 (5)建設業労働災害防止協会に委託して実施 (6)建設業労働災害防止協会に委託して実施							
25年度予算額(千円)	323,002	26年度予算額(千円)	317,634	27年度予算額(千円)	312,176	28年度予算額(千円)	515,503	29年度予算額(千円)	496,707
うち行政経費	13,794	うち行政経費	13,653	うち行政経費	14,024	うち行政経費	13,900	うち行政経費	13,900
25年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	297,769	26年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	248,798	27年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	252,585	28年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	358,554	29年度雇用勘定予算額(千円) 29年度一般勘定予算額(千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない	
25年度予算執行率(%)	96.3	26年度予算執行率(%)	81.8	27年度予算執行率(%)	84.7	28年度予算執行率(%)	71.5		
事業/制度の必要性(緊要性がある場合はその旨記載)	(1)墜落・転落災害は、建設業における死亡災害の約4割を占めることから、研修、現場に対する指導・支援により、手すり先行工法等の「より安全な措置」の一層の普及を図り、足場からの墜落防止措置を徹底する等、建設業での労働災害防止対策の徹底を図る必要がある。 (2)建設業における墜落・転落災害の約8割は、屋根等の足場以外での様々な高所作業により発生していることから、太陽光パネル取付工事等の需要の増加に伴う災害防止を図るため、足場の設置が困難な場所において、適切な「安全帯取付設備」の設置の促進、墜落時の衝撃が少ない「ハーネス型安全帯」の普及を図る必要がある。 (3)復旧・復興工事については、公共工事に加えて民間発注の比較的小規模な工事が短期間のうちに大量に行われ、多数の中小事業者が参加することによる労働災害の発生が危惧されるため、防止対策の徹底を図る必要がある。 (4)東日本大震災後の建設復興需要が増加し、全国的に技能労働者等の人材不足が顕著になっていることから、退職・離職していた技能労働者等の復帰により部下の教育・指導経験が十分でない職長等が作業員の教育指導を行うこととなるため、職長等の指導力向上のための再教育等を行う必要がある。 (5)人手不足の中、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた建設需要の高まりに伴い、経験が浅い工事従事者、外国人建設就労者等の労働災害のリスクの増加が懸念されるため、安全衛生教育や技術指導等を行うことにより労働災害防止対策の徹底を図る必要がある。 (6)建設業における労働災害を防止するためには、必要な安全経費が確保され、それが元請事業者から下請事業者まで行き渡ることが重要であるため、建設工事の安全経費の確保について実態調査を行う必要がある。								
社会復帰促進等事業を行う必要性	本事業は、建設現場等における労働災害防止を図るための事業であり、事業者による労働者の安全衛生確保義務の担保に資するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に該当する事業であるため、社会復帰促進等事業を行う必要がある。								

28年度 目標	アウトカム 指標	(1)手すり先行工法に係る指導・支援を受けた事業場のうち、有効、有用であったことから「今後、自らの施工現場で手すり先行工法を採用する」と回答する者の割合を80%以上とする。 (2)足場の設置が困難な屋根上での作業に関する墜落対策実演研修会の実施の結果、参加者の事業場においてハーネス型安全帯を導入し、又は導入を計画している割合を70%以上とする。 (3)建設業への新規参入者等に対する安全衛生教育支援が役に立ったとの回答の割合を80%以上とする。 (4)職長等指導力向上研修会を実施した結果、役に立ったとの回答の割合を80%以上とする。 (5)建設業への新規参入者等に対する安全衛生教育支援が役に立ったとの回答の割合を80%以上とする。 (6)建設工事における適切な安全経費の確保を促進するための隘路や課題について十分な検討内容を報告書に盛り込む。	28年度 実績	アウトカム 指標	○	(1)採用する旨(条件付き採用を含む) 回答 95.9% (2)導入し、又は導入を計画している 回答 91.5% (3)役に立ったとの回答 94.6% (4)役に立ったとの回答 99.0% (5)役に立ったとの回答 92.0% (6)安全経費の確保を把握させるためのアンケート調査(4,145社のうち回答1,523社)、ヒアリング調査を実施し、調査結果をとりまとめ報告書を作成した。	
	アウトプット 指標	(1)①建設業における手すり先行工法等に係る指導・支援を行う者に対する研修会を実施する。 ②建設業での手すり先行工法の普及・定着のための現場に対する指導・支援を行う。(400現場以上) (2)足場の設置が困難な屋根上での作業に関する墜落対策実演研修会を実施する。(760人以上) (3)安全衛生指導の経験者による復旧・復興工事現場に対する安全衛生巡回指導を実施する。(東日本大震災:2,160現場以上)、(熊本地震:360現場以上) (4)職長等に対する指導力向上研修会を実施する。(4,350人以上) (5)首都圏の工事現場に対する助言指導を実施する。(600現場以上) (6)建設工事における安全経費の確保に係る実態をより把握するためのヒアリング調査を実施する。(80社以上)		アウトプット 指標	○	(1)①指導・支援者89名に対し研修会を実施した。 ②416現場に対して指導・支援等を行った。 (2)全国21会場で研修会を実施し、962人が参加した。 (4)合計164回研修会を実施し、4,543人が参加した。 (6)86社に対してヒアリングを実施した。	
28年度目標を達成 (未達成)の理由 (原因)	アウトプット指標(3)のうち熊本地震の復旧・復興工事現場に対する安全衛生巡回指導及びアウトプット指標(5)の首都圏の工事現場に対する助言指導については、実施初年度であり、当初の想定よりも準備に時間を要し、巡回指導等にかける期間が短くなったことが目標未達成の原因と考える。						
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	アウトプット指標(3)及び(5)については、平成28年度に巡回指導要領等を作成しているの、それらを活用することにより、巡回指導等にかける期間を十分に確保する。						
4半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	(1)①手すり先行工法等に係る研修会及び説明会の実施状況 ②手すり先行工法等に係る現場に対する指導・支援の実施状況 (2)足場の設置が困難な屋根上での作業に関する墜落対策実演研修会の実施状況 (3)復旧・復興工事現場に対する安全衛生巡回指導の実施状況 (4)職長等に対する指導力向上研修会の実施状況 (5)首都圏の工事現場に対する助言指導の実施状況 (6)建設工事における安全経費の確保に係る実態をより把握するためのヒアリング調査の実施状況	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期
				(1)①358人 ②27現場 (2)0人 (3)434現場 (4)437人 (5)0現場 (6)0社	(1)①1,181人 ②159現場 (2)134人 (3)774現場 (4)1,588人 (5)0現場 (6)0社	(1)①506人 ②201現場 (2)828人 (3)721現場 (4)1,863人 (5)268現場 (6)44社	(1)①0人 ②29現場 (2)0人 (3)748現場 (4)655人 (5)190現場 (6)42社
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-						
評価	B		予算額又は手法等の見直し				
29年度事業概要	(1)足場からの墜落防止措置に係る「より安全な措置」について、専門家による診断の実施、診断結果に基づく改善計画の作成等の現場に対する指導・支援を実施する。 (2)東日本大震災及び熊本地震に係る復旧・復興工事に関し、 ①安全衛生に関する諸問題に対応する窓口となる安全衛生専門家の活動の拠点の設置 ②復旧・復興工事現場に対する巡回指導の実施 ③建設工事に不慣れな未熟練労働者等に対する安全衛生教育の実施 (3)人手不足の中、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた建設需要の高まりに伴い、経験が浅い工事従事者、外国人建設就労者等の労働災害のリスクの増加が懸念されるため、安全衛生教育や技術指導等を行うことにより労働災害防止対策の徹底を図る。 (4)建設工事の請負契約において工事の安全衛生対策に必要な経費の確保に関する啓発ガイドラインを作成し、研修会を実施する。 (5)工事の危険性を低減するように配慮した建築物等の設計について国内外の事例を調査し、今後の導入可能性について検討する。 (6)外国人造船就労者及び外国人造船就労者を雇用する事業者を対象に安全衛生教育を行うとともに、外国人造船就労者に対する労働安全衛生管理の好事例を集めてその水平展開を図ることにより、外国人造船就労者に係る労働災害防止対策を推進する。						

27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	B	予算額又は手法等を見直し				
29年度目標 (アウトカム指標)	(1) 手すり先行工法に係る指導・支援を受けた事業場のうち、有効、有用であったことから「今後、自らの施工現場で手すり先行工法を採用する」と回答する者の割合を80%以上とする。 (2) 建設業への新規参入者等に対する安全衛生教育支援が役に立ったとの回答の割合を80%以上とする。 (3) 建設業への新規参入者等に対する安全衛生教育支援が役に立ったとの回答の割合を80%以上とする。 (4) 建設工事における適切な安全経費の確保を促進するための隘路や課題について十分な検討内容を報告書に盛り込む。 (5) 工事の危険性を低減するように配慮した建築物等の設計について国内外の事例を調査し、調査結果・検討内容を報告書に盛り込む。 (6) 外国人造船就労者への安全衛生教育支援が役に立ったとの回答の割合を80%以上とする。						
中期的な目標	第12次労働災害防止計画期間中(平成29年度末まで)に建設業の死亡者数を20%以上減少させる(平成24年度比)。全産業における労働災害の減少を図る(死亡災害、死傷災害ともに平成24年度比15%減)。						
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	(1) については、建設業での手すり先行工法等の「より安全な措置」の実施を引き続き徹底していく観点から平成28年度と同様の目標とした。 (2) については、被災地において建設業における新規参入者等への安全衛生教育が引き続き重要なものであることから平成28年度と同様の目標とした。 (3) については、大会施設工事が中心に行われる首都圏において建設業における新規参入者への安全衛生教育が重要なものであることから平成28年度と同様の目標とした。 (4) については、建設工事における適切な安全経費の確保を促進するための隘路や課題を把握することが重要であることから目標とした。 (5) については、設計段階における工事の危険性を低減させることが重要であることから目標とした。 (6) については、生産活動の拡大により、造船業における労働災害が増加している中、平成27年4月から外国人造船就労者受入事業が開始され、外国人造船就労者等に対する安全衛生教育が重要なものであることから目標とした。						
29年度目標(アウトプット指標)	(1) ①建設業における手すり先行工法等に係る指導・支援を行う者に対する研修会を実施する。 ②建設業での手すり先行工法の普及・定着のための現場に対する指導・支援を行う。(400現場以上) (2) 安全衛生指導の経験者による復興工事現場に対する安全衛生巡回指導を実施する。(2,520現場以上) (3) 首都圏の工事現場に対する助言指導を実施する。(600現場以上) (4) 工事の安全衛生対策に必要な経費の確保に関する啓発ガイドラインを作成し、研修会を実施する。(発注者向け140人以上受講、建設事業者向け1,680人以上受講) (5) 英国、米国の事例調査に関し、それぞれ、設計者(事務所)・設計コンサルタント(3件程度)、施工業者(2件程度)、発注者(2件程度)、学識者(2件程度)、行政関係機関(1件程度)。国内における先行事例の調査に関し設計者(事務所)・設計コンサルタント(8件以上)、施工業者(8件以上)。 (6) 外国人造船就労者及び外国人造船就労者を雇用する事業者に対する安全衛生教育を実施する。(外国人造船就労者に対して19回以上、外国人造船就労者を雇用する事業者に対して6回以上)						
29年度重点施策との関係	第3 「働き方改革」の推進などを通じた労働環境の整備・生産性の向上 4 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり (1) 第12次労働災害防止計画の直実な推進 <復興関連> 第1 東日本大震災や熊本地震からの復旧・復興への支援> ○ 復旧・復興工事等に従事する労働者の安全衛生対策						
30年度要求に向けた事業の方向性	引き続き、事業運営の効率化に努めつつ、平成30年度も継続して要求する。						
30年度重点施策との関係	-						
四半期単位の事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	(1) ①手すり先行工法等に係る研修会及び②手すり先行工法等に係る現場に対する指導・支援の実施状況 (2) 復旧・復興工事現場に対する安全衛生巡回指導の実施状況 (3) 首都圏の工事現場に対する助言指導の実施状況 (4) 建設工事における安全経費の確保に係る研修会の実施状況 (5) 設計段階における工事の危険性を低減させるための事例調査の実施状況 (6) ①外国人造船就労者及び②外国人造船就労者を雇用する事業者に対する安全衛生教育の実施状況	左記指標についての事業実績等	29年度 第一四半期	29年度 第二四半期	29年度 第三四半期	29年度 第四四半期
				(1) ①77人 ②16現場 (2) 379現場 (3) 0現場 (4) 0人 (5) 0件 (6) 0回	(1) ①0人 ②112現場 (2) 754現場 (3) 257現場 (4) 0人 (5) 0件 (6) ①7回 ②3回	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-						
その他特記事項	-						



事業名	荷役作業における労働災害防止対策経費 【29年度重点目標管理事業】							事業番号 (29年度)	42	
								事業番号 (28年度)	42	
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係	物流・サービス産業・マネジメント班	
実施主体	(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会							事業開始年度	平成7年度	
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等:(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他 ( )									
事業／制度概要	目的 (何のため)	陸上貨物運送事業では、荷台等からの墜落・転落、転倒、腰痛、荷役運搬機械災害といった荷役作業時における労働災害が約7割を占めており、発生場所は約7割が発荷主や着荷主の事業場であるため、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知・普及を図ることにより、荷主に対し安全な作業環境を提供する設備の設置を促進し、荷役作業時における労働災害防止対策の充実・徹底を図る。								
	対象 (誰／何を対象に)	陸上貨物運送事業者及び荷主(主に製造業等)								
	事務・事業のスキーム(決定スキームを含む)	製造業を中心とした荷主等、陸上貨物運送事業者を対象に、荷役作業の安全対策ガイドラインに係る研修会を開催するとともに、荷主(製造業等)に対して、荷役作業現場の安全診断及び設備設置等の改善指導を実施する。								
	実施体制	(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会に委託して実施								
25年度予算額 (千円)	35,887	26年度予算額 (千円)	39,429	27年度予算額 (千円)	31,598	28年度予算額 (千円)	31,224	29年度予算額 (千円)	31,119	
うち行政経費	5,384	うち行政経費	5,532	うち行政経費	5,532	うち行政経費	5,532	うち行政経費	5,532	
25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	27,186	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	31,448	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	24,399	28年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	25,920	29年度雇用勘定予算額: (千円) 29年度一般勘定予算額: (千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない		
25年度 予算執行率(%)	89.1	26年度 予算執行率(%)	92.8	27年度 予算執行率(%)	93.6	28年度 予算執行率(%)	100.9			
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合はその旨記載)	労働災害全体が長期的には減少する中、陸上貨物運送事業における休業4日以上の死傷災害の占める割合は、平成元年の7.9%から平成27年の11.9%へと上昇している。内訳を見ると、荷役作業時の労働災害が約7割となっていることから、労働災害の発生件数を減少させていくためには、荷役作業の安全対策について一層の取組を進めることが必要である。									
社会復帰促進等事業 で行う必要性	本事業は、陸上貨物運送事業等において多発している荷役作業中の労働災害の防止を図るための事業であり、事業者による労働者の安全衛生確保義務の担保に資するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に該当する事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。									
28年度 目標	アウトカム 指標	研修会の参加者について、研修会が有益であった旨の評価を80%以上得る。			28年度 実績	アウトカム 指標	○	研修会アンケートにて有益であった旨の回答が94.9%得られた。		
	アウトプット 指標	陸上貨物運送事業の荷役作業における安全対策ガイドラインの普及促進のための研修会を開催し、2,000人以上参加させる。				アウトプット 指標	○	-		
28年度目標を達成 (未達成)の理由 (原因)	【アウトプット指標】 初回の入札において不落となり、再度公示を行ったことにより、契約締結が6月中旬となったこと、受講勧奨する対象荷主等の名簿を整理することに時間を要したことから、受講者の募集期間が短期間となったため目標値を下回ったものと考えられる。									
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	積算の見直しを行い、平成29年度の事業は5月上旬に契約を行っており、引き続き適切に事業を実施する。なお、研修会の開催については、事前に広報を十分に行うこととする。開催の決定から開催日までの期間をこれまで以上に長く設定する。									
四半期単位の事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-			左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期	
上記モニタリングの指標を設定できない理由	事業内容が1年をかけて実施するものであるため、四半期ごとに評価していくことが困難である。 ※本事業については研修会等が特定時期に集中するため、四半期ごとの目標管理にはなじまない。									
評価	B			予算額又は手法等を見直し						

29年度事業概要	陸上貨物運送事業の荷役作業における安全対策ガイドラインを普及させるため、平成28年度の研修会で出た要望・コメント等を踏まえた教材の作成、研修会等の実施、専門家による荷役作業時の現場安全診断等を実施する。						
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	B			予算額又は手法等を見直し		
29年度目標(アウトカム指標)	研修会の参加者について、研修が有益であった旨の評価を80%以上得る。						
中期的な目標	第12次労働災害防止計画期間中(平成29年度まで)に陸上貨物運送事業での労働災害による休業4日以上の死傷者数を10%以上減少させる。(平成24年比)						
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	研修の内容が有益であると評価されるほど、荷役作業における安全対策の取り組みが展開されていくと考えられることから、上記の目標を設定した。						
29年度目標(アウトプット指標)	陸上貨物運送事業の荷役作業における安全対策ガイドラインの普及促進のための研修会を開催し、2,000人以上参加させる。						
29年度重点施策との関係	第3「働き方改革」の推進などを通じた労働環境の整備・生産性の向上 4 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり (1)第12次労働災害防止計画の直実な推進						
30年度要求に向けた事業の方向性	平成29年度は荷主に対するアプローチを重点として行っていくほか、荷役作業時の死亡災害における災害パターン別の原因と対策を踏まえ、また、地域のニーズに応じた重点的な対応について検討することとする。						
30年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等	29年度 第一四半期	29年度 第二四半期	29年度 第三四半期	29年度 第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	事業内容が1年をかけて実施するものであるため、四半期ごとに評価していくことが困難である。 ※本事業については研修会等が特定時期に集中するため、四半期ごとの目標管理にはなじまない。						
その他特記事項	-						

事業名	林業従事労働者等における安全衛生対策の推進事業							事業番号 (29年度)	43
								事業番号 (28年度)	43
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係	物理班
実施主体	厚生労働省							事業開始年度	平成23年度
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他( )								
事業/ 制度概要	目的 (何のため)	林業における労働者の振動障害防止のため							
	対象 (誰/何を 対象に)	林業事業者							
	事業・事 業のスキ ーム(決 定スキ ームを 含む)	林業における振動障害防止のため、林業における振動障害防止に十分な知識、経験を有する者を指導員として委嘱し、林業の作業現場等を巡回し、事業者及び振動工具を取り扱う労働者に対して振動障害防止に係る作業仕組改善事例やチェーンソー取扱い作業指針等の周知徹底を行う。							
	実施 体制	都道府県労働局において実施							
25年度予算額 (千円)	17,757	26年度予算額 (千円)	6,754	27年度予算額 (千円)	6,754	28年度予算額 (千円)	6,228	29年度予算額 (千円)	5,991
うち行政経費	6,709	うち行政経費	6,754	うち行政経費	6,754	うち行政経費	6,228	うち行政経費	5,991
25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	9,975	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	28年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	29年度雇用勘定予算額: (千円) 29年度一般勘定予算額: (千円) ※予算執行率は 行政経費を考慮していない	
25年度 予算執行率(%)	90.3	26年度 予算執行率(%)	-	27年度 予算執行率(%)	-	28年度 予算執行率(%)	-		
事業/制度の必要性 (緊急性がある場合は その旨記載)	林業は安全衛生管理が脆弱な中小零細事業場が多く、また一定の新規参入者もあることから、チェーンソー取扱作業指導員による指導により振動障害予防対策を推進する必要がある。								
社会復帰促進等事 業で行う必要性	振動障害の防止に係る知識を有する者が林業の作業現場等を巡回指導することにより、業務上疾病である振動障害の防止を図る事業であり、労働者の安全及び衛生の確保に資するものであるため、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に該当するものである。								
28年度 目標	アウトカム 指標	農林水産業における休業4日以上の振動障害を10人未満に抑える。			28年度 実績	アウト カム 指標	○	農林水産業における振動障害による休業4日以上の死傷災害は、1人であった。	
	アウトプット 指標	平成28年度におけるチェーンソー取扱作業指導員による指導事業場数を平成27年度の指導事業場数の90%以上とする。				アウト プット 指標	○	平成28年度におけるチェーンソー取扱作業指導員による指導事業場数は、平成27年度の指導事業場数の90.2%(平成28年度 368事業場/平成27年度 408事業場)であった。	
28年度目標を達成 (未達成)の理由 (原因)	チェーンソー取扱作業指導員による指導を計画的に行い、チェーンソー取扱い作業指針に沿った取組が促進された等により、目標を達成することができたと考えられる。								
理由(原因)を踏ま えた改善すべき事 項、今後の課題	チェーンソー取扱い作業指針に沿った取組が徹底されることにより、振動障害の防止が図られるよう、引き続き、チェーンソー取扱作業指導員による指導を計画的かつ適切に行う。								
四半期単位での事 業実績等のモニタ リング(定量的な指 標を設定)	指標設 定	-			左記指標につ いての事業実 績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期
						-	-	-	-
上記モニタリング の指標を設定で きない理由	チェーンソー取扱作業員による現場指導は年間を通じて行われるものであるため、四半期ごとの指標設定にはなじまない。								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					

29年度事業概要	平成28年度と同様。						
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続		
29年度目標(アウトカム指標)	農林水産業における休業4日以上の変動障害を10人未満に抑える。						
中期的な目標	林業従事者における変動障害発生件数の減少傾向を維持する。						
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	変動障害の発症時期は振動工具の使用状況により変わるため、年単位で見ると統計では変動があるが、近年の発症状況が低水準に抑えられていることを維持するべく、数値目標を設定した。						
29年度目標(アウトプット指標)	平成29年度におけるチェーンソー取扱作業指導員による指導事業場数を平成28年度の指導事業場数の90%以上とする。						
29年度重点施策との関係	-						
30年度要求に向けた事業の方向性	引き続きチェーンソー取扱作業指導員による指導等を着実に実施する。						
30年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等	29年度第一四半期	29年度第二四半期	29年度第三四半期	29年度第四四半期
				-	-	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	チェーンソー取扱作業員による現場指導は年間を通じて行われるものであるため、四半期ごとの指標設定にはなじまない。						
その他特記事項	-						

事業名	機械等の災害防止対策費 【29年度重点目標管理事業】							事業番号 (29年度)	44
								事業番号 (28年度)	44
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係	機械班 物流・サービス産業・マネジメント班
実施主体	厚生労働本省、都道府県労働局、労働基準監督署、中央労働災害防止協会、(公社)産業安全技術協会							事業開始年度	
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等: 中央労働災害防止協会、(公社)産業安全技術協会) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他 ( )								
事業/ 制度概要	目的 (何のため)	危険性・有害性のある機械設備等について、機械設備の安全化の促進及び労働災害の防止を図ることを目的として、機械等設置届の受理時等に、その導入段階で予め危険性・有害性の調査(リスクアセスメント)を実施すること及びその結果に基づき講ずる措置についての必要な指導援助等を行い、事業場内における自主的な安全衛生活動の促進を図る。 また、輸入機械等を中心とした、市場に流通している機械等(防爆構造電気機械器具)を対象に買取試験を実施し、機械等の安全性を担保する。							
	対象 (誰/何を対象に)	事業者							
	事務・事業のスキーム(決定スキームを含む)	①機械設置届等に係る審査及び実地調査 ②登録検査業者等に対する指導 ③産業用ロボットのリスクアセスメント促進等事業(新規) ④型式検定対象機械等の買取試験(一部組換)							
	実施体制	①② 厚生労働本省、都道府県労働局、労働基準監督署 ③ 中央労働災害防止協会に委託して実施。 ④ (公社)産業安全技術協会に委託して実施。当該結果に基づき、厚生労働省において行政上の対応等を検討。							
25年度予算額 (千円)	10,508	26年度予算額 (千円)	10,739	27年度予算額 (千円)	61,775	28年度予算額 (千円)	66,705	29年度予算額 (千円)	101,164
うち行政経費	10,508	うち行政経費	10,739	うち行政経費	13,141	うち行政経費	13,109	うち行政経費	19,661
25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	47,079	28年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	52,574	29年度雇用勘定予算額: (千円) 29年度一般勘定予算額: (千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない	
25年度 予算執行率(%)	-	26年度 予算執行率(%)	-	27年度 予算執行率(%)	96.8	28年度 予算執行率(%)	98.1		
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合はその旨記載)	本事業は、機械等の設置段階においてあらかじめリスクアセスメントを実施し、自主的な安全衛生活動を促進するものであり、機械等の労働災害の防止に資することから、実施する必要がある。 また、輸入機械等を中心とした、市場に流通している機械等(防爆構造電気機械器具)を対象に買取試験を実施し、機械等の安全性を担保する必要がある、こちらも同様に実施する必要がある。								
社会復帰促進等事業 で行う必要性	本事業は、機械等による労働災害防止を図るための事業であり、事業者による労働者の安全衛生確保義務の担保に資するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に該当する事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。								
28年度 目標	アウトカム 指標	産業用ロボットのリスクアセスメント促進に係るマニュアルと教材を作成し、トライアル実施事業場へのアンケートにおいて「自らの事業場でのリスクアセスメントを実施したい」旨の回答が60%以上を得る。 買取試験を実施した防爆構造電気機械器具のうち規格を満たさない型式があれば、行政が製造者等に対して改善指導を行うことにより、買取試験を実施した全ての型式に規格を満たさせる。			28年度 実績	アウトカム 指標	○	産業用ロボットのリスクアセスメント促進に係るマニュアルと教材を作成し、HPに掲載した。また、トライアル実施事業場へのアンケートにおいて「自らの事業場でのリスクアセスメントを実施したい」旨の回答が、100%であった。 買取試験を実施した防爆構造電気機械器具において、規格を満たさない型式はなかった。	
	アウトプット 指標	産業用ロボットのリスクアセスメント促進に係るトライアル実施対象を5事業場選定し、実施する。 防爆構造電気機械器具の安全性担保のための選定基準に該当する型式のうち80%以上を対象として、買取試験を実施する。				アウトプット 指標	○	産業用ロボットのリスクアセスメント促進に係るトライアル実施対象を5事業場選定し、全て実施した。 防爆構造電気機械器具の安全性担保のための選定基準に該当する31型式のうちすべての31型式を対象(100%)として、買取試験を実施した。	
28年度目標を達成 (未達成)の理由 (原因)	適切に産業用ロボットのリスクアセスメント促進に係るマニュアルと教材を作成し、当該事業に係るトライアルを適切に実施したため。 また、適切に機械等設置届の審査や必要な指導援助、実地調査、実地調査、買取試験等を実施したため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き適切に事業を実施する。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-			左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	事業場から提出される機械等設置届は、監督署の管内状況によって異なり、年間を通じて行われるものであるため、四半期ごとの指標設定になじまない。また、防爆構造電気機械器具についても、型式ごとに発注から納入までの所要期間がまちまちであり、各々の型式に即した十分な期間を確保することが必要であるため、四半期ごとの指標設定になじまない。								
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						

29年度事業概要	①機械設置届等に係る審査及び実地調査 ②登録検査業者等に対する指導 ③機能安全を活用した機械設備の安全対策の推進事業 ④老朽化した生産設備における安全対策の調査分析事業(新規) ⑤型式検定対象機器等の買取試験事業								
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続				
29年度目標(アウトカム指標)	機能安全を活用した機械設備の安全対策に係るマニュアルと教材を作成し、トライアル実施事業場へのアンケートにおいて「自らの事業場でのリスクアセスメントを実施したい」旨の回答が60%以上得る。 買取試験を実施した防爆構造電気機械器具のうち規格を満たさない型式があれば、行政が製造者等に対して改善指導等を行うことにより、買取試験を実施した全ての型式に規格を満たさせる。								
中期的な目標	第12次労働災害防止計画期間中(平成29年度まで)に全産業における労働災害の減少を図る(死亡災害、死傷災害ともに平成24年度比15%減)。								
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	リスクアセスメントを実施したいという事業場が多いほど、リスクアセスメントの普及促進につながると考えられるため、上記目標を設定した。構造規格に適合しない製品が流通することを未然に防止するため、既に流通している機械等の安全性の確保に係る実態を把握し、構造規格に適合しないものがあれば、製造者への行政指導を行うこと等により、買取試験を実施した全ての型式に規格を満たさせることが必要であるため、上記目標を設定した。								
29年度目標(アウトプット指標)	機能安全を活用した機械設備の安全対策の推進事業に係るトライアル実施対象を4事業場選定し、実施する。 防爆構造電気機械器具の安全性担保のための選定基準に該当する型式のうち80%以上を対象として、買取試験を実施する。								
29年度重点施策との関係	第3「働き方改革」の推進などを通じた労働環境の整備・生産性の向上 4 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり (1)第12次労働災害防止計画の直実な推進								
30年度要求に向けた事業の方向性	電子等制御の機能を付加することによる安全確保の方策(機能安全)を導入するための設計段階のリスクアセスメントに基づく機能安全の要求水準の設定方法等の普及を図る。 また、輸入機械等を中心とした、市場に流通している機械等(防爆構造電気機械器具)を対象に買取試験を実施し、機械等の安全性を担保する。								
30年度重点施策との関係	-								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-			左記指標についての事業実績等	29年度第一四半期	29年度第二四半期	29年度第三四半期	29年度第四四半期
						-	-	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	事業場から提出される機械等設置届は、監督署の管内状況によって異なり、年間を通じて行われるものであるため、四半期ごとの指標設定になじまない。また、防爆構造電気機械器具についても、型式ごとに発注から納入までの所要期間がまちまちであり、各々の型式に即した十分な期間を確保することが必要であるため、四半期ごとの指標設定になじまない。								
その他特記事項	-								

事業名	特別安全衛生指導等経費 【29年度重点目標管理事業】							事業番号 (29年度)	45
								事業番号 (28年度)	45
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係	業務係
実施主体	厚生労働本省、都道府県労働局、労働基準監督署							事業開始年度	平成23年度
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他 ( )								
事業/ 制度概要	目的 (何のため)	アスベストやじん肺等職業性疾病の問題が社会的にも大きな問題となっていることから、有害物質等有害要因を有する事業場に対する職業性疾病等の予防のため、監督指導等を実施し、労働者の健康を確保する。 また、重篤な労働災害又は火災、爆発等の重大災害の災害原因を究明し、同種災害の発生を防止する。							
	対象 (誰/何を対象に)	事業主							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>有害物質等有害要因を有する事業場に監督指導等を実施する。</li> <li>災害原因を科学的に究明するため、労働者死傷病報告等に基づきその発生原因を多角的体系的に検討・調査する。</li> <li>重篤な労働災害又は火災、爆発等の重大災害が発生したときに、徹底的な災害原因調査を行い、安全管理指導を継続して実施し、社会的に重大な災害、科学的、技術的に解明の困難な災害の場合は、学識経験者を派遣し、災害原因の徹底的究明を行う。</li> <li>危険性の高い業種(石油化学工業等)及び災害発生率が高く重大災害が多い業種(建設業等)について専門職員による災害防止の指導を行う。</li> <li>重篤な労働災害を発生させた事業場や安全衛生管理に課題を抱えている事業場の中から、安全管理のための体制、安全教育等の面で総合的な改善を必要とする事業場を個別に指定し、具体的な安全衛生改善計画を事業場ごとに作成させ、きめの細かい特別の安全指導を継続的に行う。</li> </ul>							
	実施体制	厚生労働本省、都道府県労働局、労働基準監督署による直接実施							
25年度予算額 (千円)	57,183	26年度予算額 (千円)	54,625	27年度予算額 (千円)	50,334	28年度予算額 (千円)	47,104	29年度予算額 (千円)	46,111
うち行政経費	57,183	うち行政経費	54,625	うち行政経費	50,334	うち行政経費	47,104	うち行政経費	46,111
25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	28年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	29年度雇用勘定予算額: (千円) 29年度一般勘定予算額: (千円) ※予算執行率は 行政経費を考慮していない	
25年度 予算執行率(%)	-	26年度 予算執行率(%)	-	27年度 予算執行率(%)	-	28年度 予算執行率(%)	-		
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合は その旨記載)	労働災害の防止や職業性疾病等の予防のための監督指導等を実施するために必要な経費である。								
社会復帰促進等事業 で行う必要性	労働災害のリスクの高い事業場への指導等を実施するための経費であり、事業者による労働者の安全衛生確保義務の担保に資するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適用事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。								
28年度 目標	アウトカム 指標	重篤な労働災害を発生させた事業場や安全衛生管理に課題を抱えている事業場が、業種や作業態様の特性を考慮した安全衛生改善計画を策定・実施する。			28年度 実績	アウトカム 指標	○	問題のある事業場において、その特性を踏まえた安全衛生改善計画が策定、実施された。	
	アウトプット 指標	重篤な労働災害又は火災、爆発等の重大災害が発生したときに、徹底的な調査を行い、原因を究明する。				アウトプット 指標	○	重篤な労働災害、専門家職員による原因究明が必要な災害等について、学識経験者を中心とした調査等を災害原因調査を行い、安全管理指導を継続して実施した。	
28年度目標を達成 (未達成)の理由(原因)	災害発生時等に適切に業務を実施したため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き適切に業務を実施する。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-			左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	事業場の業種や作業態様が様々であり、これにより、労働災害の発生原因は、多岐に亘ることから、一律の目標を設定することはなじまないため。								
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						

29年度事業概要	平成28年度と同様						
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続		
29年度目標(アウトカム指標)	重篤な労働災害を発生させた事業場や安全衛生管理に課題を抱えている事業場が、業種や作業態様の特性を考慮した安全衛生改善計画を策定・実施する。						
中期的な目標	第12次労働災害防止計画期間中(平成29年まで)に死亡者数、死傷者数の減少を図る(死亡者数、休業4日以上の死傷者数ともに15%(対平成24年比)以上減少させる)						
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	事業場の業種や作業態様が様々であり、これにより、労働災害の発生原因は、多岐に亘ることから、一律の目標を設定することはなじまないが、個々の事業場において、安全衛生対策を進め、労働災害を防止すること、職業性疾病を予防することは重要であることを踏まえ、引き続き安全衛生改善計画の策定・実施を目標とした。						
29年度目標(アウトプット指標)	重篤な労働災害又は火災、爆発等の重大災害が発生したときに、徹底的な調査を行い、原因を究明する。						
29年度重点施策との関係	5(1)第12次労働災害防止計画重点業種等の労働災害防止対策の推進						
30年度要求に向けた事業の方向性	引き続き着実に実施する。						
30年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等	29年度第一四半期	29年度第二四半期	29年度第三四半期	29年度第四四半期
				-	-	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	事業場の業種や作業態様が様々であり、これにより、労働災害の発生原因は、多岐に亘ることから、一律の目標を設定することはなじまないため。						
その他特記事項	-						



事業名	特定分野の労働者の労働災害防止活動促進費 【29年度重点目標管理事業】					事業番号 (29年度)	46		
						事業番号 (28年度)	46		
事業の別	安全衛生確保等事業(労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)					担当係	特定分野労働条件対策係		
実施主体	都道府県労働局・労働基準監督署及び、(公社)全国労働基準関係団体連合会					事業開始年度	平成23年度		
実施方法	■直接実施 ■業務委託等(委託先等:(公社)全国労働基準関係団体連合会) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: ) 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	外国人、派遣労働者等の特定分野の労働者についての労働災害の防止等を図るため。							
	対象 (誰/何を対象に)	特定分野の労働者及び当該労働者を使用する事業場							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	管内で多数の外国人労働者が労働する労働局や労働基準監督署へ外国人労働者労働条件相談員を配置し、また、管内で多数の派遣労働者が労働する労働基準監督署へ派遣労働者専門指導員を配置することにより、特定分野の労働者及び当該労働者を使用する事業場からの相談への対応や当該事業場への指導を行う。 また、介護事業者の就業環境に即した労務管理の確立、労働災害の防止対策の推進を図るため、介護事業場を対象としたセミナー及び個別指導を通じて、労働基準関係法令等の指導及び助言を行う「介護事業場就業環境整備事業」を実施する。							
	実施体制	外国人労働者労働条件相談員を配置した外国人労働者相談コーナー(25の労働局及び計33力所(うち12は労働基準監督署)派遣労働者専門指導員を配置した23の労働基準監督署 介護事業場就業環境整備事業については、公益社団法人全国労働基準関係団体連合会に委託して実施。							
25年度予算額 (千円)	106,076	26年度予算額 (千円)	112,300	27年度予算額 (千円)	187,491	28年度予算額 (千円)	194,594	29年度予算額 (千円)	209,877
うち行政経費	106,076	うち行政経費	112,300	うち行政経費	146,333	うち行政経費	153,436	うち行政経費	168,719
25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	39,960	28年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	37,862	29年度雇用勘定予算額: (千円) 29年度一般勘定予算額: (千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない	
25年度 予算執行率(%)	-	26年度 予算執行率(%)	-	27年度 予算執行率(%)	97.0	28年度 予算執行率(%)	92.0		
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合は その旨記載)	外国人労働者については、外国人労働者数が高水準で推移していることに加え、日本語や日本の労働慣行に精通していないこと等から、労働条件や安全衛生確保上の問題が生じやすく、特に技能実習生については、その傾向は顕著である。 また、派遣労働者を含む非正規労働者については、労働条件や安全衛生確保上の問題が生じやすく、労働条件の確保に向けた取組がますます重要となっている。 このため、引き続き、特定分野の労働者に対する労働条件や安全衛生の確保・改善に向けた本事業を実施していく必要があると考える。								
社会復帰促進等 事業で行う必要性	外国人労働者等の特定分野の労働者は日本語や日本の労働慣行に精通していないことや職場が頻りに変わる等により安全衛生教育が十分に行われていない等の理由により、労働条件や安全衛生確保上の問題が生じやすい。このため、本事業により、外国人労働者等の特定分野の労働者及び当該労働者を使用する事業場からの相談への対応や当該事業場への指導を行うことにより、労働災害の防止や長時間労働による健康障害の防止が図られることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号で行う必要がある。								
28年度目標	アウトカム 指標	①外国人労働者からの相談のうち、労働災害及び労働時間に係る相談件数を2,878件以上とする。 ②派遣労働に関する労働条件等の相談件数を8,874件以上とする。			アウトカム 指標	○	①2,930件 ②8,943件		
	アウトプット 指標	①外国人労働者に関するパンフレットを40,000部作成・配付し、外国人労働者の労働災害の防止等を図る。 ②派遣労働に関するパンフレットを10,000部作成・配付し、派遣労働者の労働災害の防止等を図る。			アウトプット 指標	○	①49,287部作成・配付し、外国人労働者の労働災害の防止等を図った。 ②11,540部作成・配付し、派遣労働者の労働災害の防止等を図った。		
28年度目標を達成 (未達成)の理由 (原因)	パンフレットの作成・配布やホームページの掲載等により、労働基準関係法令や相談窓口の周知が進んだため、相談件数の増加につながった。								
理由(原因)を踏 まえた改善すべき 事項、今後の課題	引き続き外国人労働者及び派遣労働者への労働基準関係法令や相談窓口の周知を進め、相談に的確に対応することにより、外国人労働者及び派遣労働者に係る労働災害の防止等を図る。								
四半期単位での 事業実績等のモニ タリング(定量的な 指標を設定)	指標 設定	-			左記指標に ついての事 業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期
上記モニタリン グの指標を設定 できない理由	外国人労働者が労働する地域は多岐にわたり、また業種により繁忙期が異なっていることから四半期単位でのモニタリングにはなじまないため。								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き事業を継続					

29年度事業概要	平成28年度と同様。						
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き事業を継続				
29年度目標(アウトカム指標)	①外国人労働者からの相談のうち、労働災害及び労働時間等に係る相談件数を2,966件以上とする。 ②派遣労働に関する労働条件等の相談件数を8,874件以上とする。						
中期的な目標	-						
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	①については、相談員の配置状況に変更がないため、過去3年間における相談件数の平均以上の水準とするため、上記の目標を設定した。②については、相談員の配置状況に変更がないため、過去3年間の相談件数の平均以上の水準とするため、上記目標を設定した。 なお、本事業は、特定分野の労働者及び当該労働者を使用する事業場からの相談を受け付けるとともに、当該事業場への指導を行うものであり、利用者等のニーズに関する実態を把握するための指標設定にはなじまない。						
29年度目標(アウトプット指標)	①外国人労働者に関するパンフレットを40,000部作成・配付し、外国人労働者の労働災害の防止等を図る。 ②派遣労働に関するパンフレットを10,000部作成・配付し、派遣労働者の労働災害の防止等を図る。						
29年度重点施策との関係	第4 女性、若者、高齢者、障害者等の多様な働き手の参画 5 外国人材の活用・国際協力 (2)技能実習制度の適正かつ円滑な推進						
30年度要求に向けた事業の方向性	特定分野の労働者についての労働災害の防止等を図るため、継続して要求する。						
30年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等	29年度第一四半期	29年度第二四半期	29年度第三四半期	29年度第四四半期
				-	-	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	外国人労働者が労働する地域は多岐にわたり、また業種により繁忙期が異なっていることから四半期単位でのモニタリングにはなじまないため。						
その他特記事項	-						

事業名	自主点検方式による特別監督指導の機能強化						事業番号 (29年度)	47	
							事業番号 (28年度)	47	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	管理係	
実施主体	厚生労働本省、都道府県労働局、労働基準監督署						事業開始年度	平成17年度	
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	労働安全衛生管理等に係る自主点検表を作成・印刷の上、事業主に配布し、これを回収することにより、事業主に自主的な改善を図らせるとともに、問題のある事業場を適切に把握し、労働者の安全衛生等の確保を図る。							
	対象 (誰/何を対象に)	事業主							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	労働安全衛生管理等に係る自主点検表を作成・印刷の上、事業主に配付し、これを回収する。							
	実施体制	厚生労働本省、都道府県労働局、労働基準監督署							
25年度予算額 (千円)	5,051	26年度予算額 (千円)	5,185	27年度予算額 (千円)	5,185	28年度予算額 (千円)	5,185	29年度予算額 (千円)	5,185
うち行政経費	5,051	うち行政経費	5,185	うち行政経費	5,185	うち行政経費	5,185	うち行政経費	5,185
25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	28年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	29年度雇用助定予算額: (千円) 29年度一般助定予算額: (千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない	
25年度 予算執行率(%)	-	26年度 予算執行率(%)	-	27年度 予算執行率(%)	-	28年度 予算執行率(%)	-		
事業/制度の必要性 (緊急性がある場合は その旨記載)	事業主に労働安全衛生管理等に関する自主的改善を促すために必要な経費である。								
社会復帰促進等 事業で行う必要性	事業主の自主的な取組を促進することにより、労働災害の防止を図ることを目的として実施している本事業は、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号で行う必要がある。								
28年度 目標	アウトカム 指標	事業主に労働安全衛生管理等に係る自主的改善を促し、過去5年ごとの労働災害の発生状況の減少傾向を維持する。			28年度 実績	アウトカム 指標	○	労働災害発生状況の減少傾向を維持している。 (過去5年ごとの労働災害発生状況 平成19年度～平成23年度合計 610,145人 平成24年度～平成28年度合計 579,120人)	
	アウトプット 指標	自主点検表を平成27年度と同程度(224,500部)以上作成し、事業主に送付する。				アウトプット 指標	○	388,200部	
28年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	事業主が自主点検表を活用することにより、労働安全衛生管理等に関して自主的な改善を図ったため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	事業主に対し、労働安全衛生管理等に係る自主的改善を図らせるよう、引き続き取り組む。								
四半期単位の事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	死亡災害及び休業4日以上の死傷者数	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期		
				死亡者数 242人 休業4日以上 28,893人	死亡者数 233人 休業4日以上 30,123人	死亡者数 240人 休業4日以上 28,614人	死亡者数 199人 休業4日以上 19,277人 (速報値)		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					

29年度事業概要	平成28年度と同様						
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続				
29年度目標(アウトカム指標)	事業主に労働安全衛生管理に係る自主的改善を促し、過去5年ごとの労働災害の発生状況の減少傾向を維持する。						
中期的な目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年までに、労働災害による死亡者数を15%以上減少(平成24年比)</li> <li>平成29年までに、労働災害による死傷者数(休業4日以上)を15%以上減少(同上)</li> </ul>						
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	<p>労働災害の発生件数は、単年度では様々な要因により増減するが、平成29年度も事業主の労働安全衛生管理等に係る自主的改善を促し、労働災害発生件数を趨勢的に減少させるため上記目標を設定した。なお、第12次労働災害防止計画(計画期間:平成25年度~29年度)の目標設定を踏まえ、平成29年までに、労働災害による死亡者数及び死傷者数(休業4日以上)を平成24年に比べ共に15%以上減少することを中期的な目標とした。</p> <p>&lt;参考:過去5年間の労働災害発生状況&gt; 平成24年 119,576人、平成25年 118,157人、平成26年 119,535人、平成27年 116,311人、平成28年 117,910人</p>						
29年度目標(アウトプット指標)	自主点検表を270,000部以上作成し、事業主に送付する。						
29年度重点施策との関係	-						
30年度要求に向けた事業の方向性	継続して要求するが、運営のさらなる効率化に努める。						
30年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	死亡災害及び休業4以上の死傷者数	左記指標についての事業実績等	29年度第一四半期	29年度第二四半期	29年度第三四半期	29年度第四四半期
				死亡災害: 171 死傷災害: 26820 (9月末速報値)	死亡災害: 212 死傷災害: 20050 (9月末速報値)	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-						
その他特記事項	-						

事業名	自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等 【29年度重点目標管理事業】						事業番号 (29年度)	48	
							事業番号 (28年度)	48	
事業の別	安全衛生確保等事業(労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	特定分野労働条件対策係	
実施主体	業務委託先(株式会社日通総合研究所)						事業開始年度	平成20年度	
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:株式会社日通総合研究所) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: ) 実施主体: ( ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業 ／ 制度 概要	目的 (何のため)	長時間労働の抑制、改善基準告示遵守のための環境整備を行い、事業者自らの努力と荷主の協力を得る取組等を通じて、自動車運転者の就業環境の改善を推進する。							
	対象 (誰／何を 対象に)	自動車運転者を使用する事業場およびその荷主となる事業場							
	事務・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む)	荷主から連なる貨物運送業務受注事業場を構成員とする協議会を設置させるとともに、自動車運行管理アドバイザーによる個別指導等を実施し、自動車運転者の安全衛生および労働条件の確保を推進する。							
	実施 体制	委託事業として、一般競争入札による受託者・株式会社日通総合研究所が実施							
25年度予算額 (千円)	123,204	26年度予算額 (千円)	116,284	27年度予算額 (千円)	105,329	28年度予算額 (千円)	58,212	29年度予算額 (千円)	55,960
うち行政経費	102,685	うち行政経費	90,973	うち行政経費	76,439	うち行政経費	8,924	うち行政経費	6,703
25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	19,950	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	24,300	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	23,760	28年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	47,520	29年度雇用勘定予算額: (千円) 29年度一般勘定予算額: (千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない	
25年度 予算執行率(%)	97.2	26年度 予算執行率(%)	96.0	27年度 予算執行率(%)	82.2	28年度 予算執行率(%)	96.4		
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合は その旨記載)	トラック、バス等の自動車運転者は、全産業労働者と比較して依然として長時間労働の実態にあり、労働基準関係法令や「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」違反が多く、運輸業に係る過労死の労災認定件数も全産業の中で最も多い状況にあるため、業務の特性を踏まえた特別な対策に取り組む必要がある。								
社会復帰促進等 事業で行う必要性	過労死の労災認定件数が最も多い業種に対する、労働者の安全衛生および労働条件の確保・改善に資する取組であり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号で行う必要がある。								
28年 度目 標	アウトカム 指標	協議会に参加した事業場の80%以上から「労働時間の削減、改善基準告示の遵守等のために参考になった」との回答を得る。			28年 度実 績	○	協議会(検討会)に参加した事業場の93.5%から参考になったとの回答を得た。		
	アウトプット 指標	協議会に参加する事業場を80事業場以上とする。				○	92事業場が協議会(検討会)に参加した。		
28年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	荷主による協議会の積極的な開催や自動車運行管理アドバイザーによる丁寧な指導を実施したため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課	-								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-			左記指標についての事業実績等	28年度第一四半期	28年度第二四半期	28年度第三四半期	28年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	協議会ごとに取り組むべき問題や解決に向けた取組方法は異なるものであり、四半期単位での実績のモニタリングになじまないため。								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を実施					

29年度事業概要	平成28年度と同様。						
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を実施				
29年度目標(アウトカム指標)	協議会に参加した事業場の80%以上から「労働時間の削減、改善基準告示の遵守等のために参考になった」との回答を得る。						
中期的な目標	-						
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	協議会に参加する事業場は、平成28年度に参加した事業場と異なる事業場を予定していることから、その効果を計る指標として、引き続き80%とした。						
29年度目標(アウトプット指標)	協議会に参加する事業場を80事業場以上とする。						
29年度重点施策との関係	第3「働き方改革」の推進などに通じた労働環境の整備・生産性の向上 ① 非正規雇用労働者の待遇改善、長時間労働の是正等 (2) 長時間労働の是正 ② 働き方・休み方の見直しに向けた取組の促進						
30年度要求に向けた事業の方向性	引き続き要求する。						
30年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等	29年度第一四半期	29年度第二四半期	29年度第三四半期	29年度第四四半期
				-	-	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	協議会ごとに取り組むべき問題や解決に向けた取組方法は異なるものであり、四半期単位での実績のモニタリングになじまないため。						
その他特記事項	-						

事業名	未熟練労働者に対する安全衛生教育の推進のための経費 【29年度重点目標管理事業】						事業番号 (29年度)	49	
							事業番号 (28年度)	49	
事業の別	安全衛生確保等事業(労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	物流・サービス産業・マネジメント班	
実施主体	(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会						事業開始年度	平成27年度	
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他( )								
事業/ 制度概要	目的 (何のため)	労働災害が多い業種の中小規模事業場(安全管理者の選任義務のかからない労働者数50人未満の事業場)において、新たに就労しようとする未熟練な労働者に対する安全衛生教育の適切な実施を推進する。							
	対象 (誰/何を対象に)	陸上貨物運送事業及び商業における安全管理が脆弱な中小規模事業場(安全管理者の選任義務のかからない労働者数50人未満の事業場)							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	(1)事業場へのヒアリング 中小規模の製造業の事業場(30事業場)に対し、未熟練労働者への安全衛生教育の実態(教育の具体的内容、時間、使用している教材等)及び教育の実施に際して苦慮している点等について、専門家によるヒアリングを実施する。 (2)検討会の開催 ヒアリング結果等を踏まえ、事業場が、危険感受性の低い未熟練労働者への教育に当たり、教育すべき内容等を取りまとめ、関係機関等に配付する。							
	実施体制	(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会							
25年度予算額 (千円)	—	26年度予算額 (千円)	—	27年度予算額 (千円)	6,567	28年度予算額 (千円)	17,570	29年度予算額 (千円)	7,705
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—
25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	4,125	28年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	14,355	29年度雇用勘定予算額: (千円) 29年度一般勘定予算額: (千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない	
25年度 予算執行率(%)	—	26年度 予算執行率(%)	—	27年度 予算執行率(%)	62.8	28年度 予算執行率(%)	81.7		
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合はその旨記載)	経験年数の少ない未熟練労働者の労働災害は、全体の約4割程度で推移していることから、労働災害の発生件数を減少させていくためには、未熟練労働者に対する安全確保対策の徹底を図ることが必要である。								
社会復帰促進等 事業で行う必要性	労働災害のリスクの高い未熟練労働者に特化した労働災害防止対策を図るための事業であり、事業者による労働者の安全衛生確保義務の担保に資するものであり、労働者の安全衛生の確保に資するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適用事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。								
28年度 目標	アウトカム 指標	対象となる事業場(陸上貨物運送事業及び商業)において、未熟練労働者に対する安全衛生教育の適切な実施に有益であった旨の評価を80%以上得る。			28年度実績	アウトカム 指標	○	マニュアルの内容が未熟練労働者に対する安全衛生教育の適切な実施に有益とする評価が95%であった。	
	アウトプット 指標	検討会を5回開催し、事業場ヒアリングを30か所実施する。			アウトプット 指標	○	検討会を12回開催し、事業場ヒアリングを50か所実施した。		
28年度目標を達成 (未達成)の理由 (原因)	対象業種(陸上貨物運送事業及び商業)における中小規模事業場においては、新たに就労しようとする未熟練な労働者に対する安全衛生教育の適切な実施の必要性が高いものの、これまで教育すべき内容等が整理をされておらず、わかりやすいマニュアルがなかったこと等の影響により、高評価となったものと考えられる。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	これまでに作成したマニュアルを周知・活用すること等により、引き続き、未熟練労働者の労働災害防止対策の推進を図る。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	28年度第一四半期	28年度第二四半期	28年度第三四半期	28年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	本事業に係る作業については、年度内の特定時期に集中するため、四半期ごとの目標管理にはなじまない。								
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						

29年度事業概要	労働災害が多い業種の中小規模事業場(安全管理者の選任義務のかからない労働者数50人未満の事業場)において、その多くが未熟練労働者である外国人労働者に対する安全衛生教育の適切な実施を推進。								
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	B			予算額又は手法等を見直し				
29年度目標(アウトカム指標)	外国人労働者関係団体等に対する満足度に係るアンケートにおいて、外国人労働者に対する安全衛生教育の実施に有益であった旨の評価を80%以上得る。								
中期的な目標	第12次労働災害防止期間中(平成29年まで)に、対平成24年比で、労働災害による死亡者の数を15%以上を減少させる。								
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	作成するマニュアルが有益であると評価されるほど、外国人労働者に対する安全衛生教育の的確な実施につながるものと考えられることから、上記の目標を設定した。								
29年度目標(アウトプット指標)	マニュアルを4言語に翻訳し、外国人労働者関係団体等に対して周知を図る。								
29年度重点施策との関係	第3「働き方改革」の推進などを通じた労働環境の整備・生産性の向上 4 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり (1)第12次労働災害防止計画の直実な推進								
30年度要求に向けた事業の方向性	平成29年度の事業によって、当初の目的を達成できる見込みであることから、平成29年度限りの事業とする。								
30年度重点施策との関係	-								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-			左記指標についての事業実績等	29年度第一四半期	29年度第二四半期	29年度第三四半期	29年度第四四半期
						-	-	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	本事業に係る作業については、年度内の特定時期に集中するため、四半期ごとの目標管理にはなじまない。								
その他特記事項	-								



事業名	家内労働安全衛生管理費		事業番号 (29年度)	50					
			事業番号 (28年度)	50					
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)			担当係	家内労働・最低 工賃係				
実施主体	都道府県労働局、(株)中外			事業開始年度	昭和49年				
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等:(株)中外) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
事業／制度概要	目的 (何のため)	家内労働者の安全の確保及び健康の保持並びに危険有害業務に従事する家内労働者の職業性疾患の早期発見及び予防のため							
	対象 (誰／何を 対象に)	家内労働者及び委託者							
	事務・事業 のスキーム (決定ス キームを 含む)	・家内労働者又は委託者を対象に、都道府県労働局で委嘱された家内労働安全衛生指導員が家内労働者の安全の確保及び健康の保持に関する事項について必要な指導を行う。 ・事業主団体や委託者に対する訪問調査及び家内労働者からのヒアリングにより、家内労働者の危険有害業務に関する実態を把握し、その結果を踏まえ災害の未然防止対策の検討等を行う。							
	実施体制	都道府県労働局、(株)中外							
25年度予算額 (千円)	25,996	26年度予算額 (千円)	30,437	27年度予算額 (千円)	30,038	28年度予算額 (千円)	28,684	29年度予算額 (千円)	30,087
うち行政経費	13,699	うち行政経費	13,507	うち行政経費	13,516	うち行政経費	13,522	うち行政経費	13,848
25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	11,127	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	14,580	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	12,750	28年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	15,110	29年度雇用勘定予算額:0(千円) 29年度一般勘定予算額:0(千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない	
25年度 予算執行率(%)	90.5	26年度 予算執行率(%)	86.1	27年度 予算執行率(%)	77.2	28年度 予算執行率(%)	99.7		
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合は その旨記載)	家内労働者の安全の確保及び健康の保持を図るとともに、危険有害業務に従事する家内労働者の職業性疾患を予防し、または早期に発見するため、事業の実施が必要である。								
社会復帰促進等 事業で行う必要性	本事業は、作業工程が極めて多様である家内労働者の特性に則して家内労働者及び委託者への指導等を実施することにより、家内労働法に基づく安全衛生措置が講じられ、もって危険有害業務に従事する家内労働者の職業性疾患の予防または早期発見を図るものであり、家内労働者の安全衛生確保に資することから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に該当するため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。								
28年度 目標	アウトカム 指標	28年度 実績	○	①98.3% ②安全衛生の取組のモデル事例に関するハンドブックの内容を労働政策審議会雇用均等分科会家内労働部会への報告及びHPへの掲載により公表した。					
	アウトプット 指標		○	①866人 ②12の委託者についてヒアリングを行った。					
28年度目標を達成 (未達成)の理由 (原因)	危険有害性が相対的に高い地域・業績に応じたきめ細かい対応に関するヒアリング調査が適切に行われたことにより、目標を達成することができた。								
理由(原因)を踏 まえた改善すべき 事項、今後の課題	引き続き目標を達成できるように、危険有害性が相対的に高い地域・業績に即した災害防止の好事例に関するヒアリング調査を適切に実施し、その結果について労働政策審議会雇用均等分科会家内労働部会への報告等を行い、家内労働安全衛生対策の充実を図る。								
四半期単位での 事業実績等のモニ タリング(定量的な 指標を設定)	指標 設定	-		左記指標に ついての事 業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期	-
上記モニタリン グの指標を設定 できない理由	・家内労働安全衛生指導員による訪問指導については、月毎の活動日数が予め決められておらず、各都道府県労働局の実情に応じて活動しているところであり、四半期毎の効果測定になじまない。 ・危険有害性の相対的に高い地域・業績に応じたきめ細かい対応等に関するヒアリング調査については、月毎に実施対象数が予め決められておらず、各調査実施地域等の実情に応じて活動しているところであり、四半期毎の効果測定になじまない。								
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						

29年度事業概要	<p>家内労働をとりまく諸問題について、その実態の把握等を行い、職業病の予防及び早期発見を図るため、家内労働安全衛生指導員による安全衛生指導により、災害防止のための適切な指導を行い、家内労働者の安全衛生管理体制の確立を図る。また、危険有害業務に従事する家内労働者の災害及び疾病の予防のため、危険有害性が相対的に高い地域・業種に即した災害防止の好事例をヒアリング調査するとともに、家内労働の安全衛生確保等に関するセミナー等の実施や総合的な情報提供を行うサイトの開設を行う。</p>						
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続				
29年度目標(アウトカム指標)	<p>①家内労働安全衛生指導員による個別指導において、要改善事項があった者(委託者・家内労働者)について、指導の結果、改善の意向ありと回答した者の割合を85%以上とする。          ②危険有害性が相対的に高い地域・業種に即した災害防止の好事例に関するヒアリング調査を行い、調査報告書を労働政策審議会雇用均等分科会家内労働部会への報告及びHPへの掲載により公表する。</p>						
中期的な目標	家内労働者の安全の確保及び健康の保持並びに危険有害業務に従事する家内労働者の職業性疾病の早期発見及び予防が図られること。						
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	<p>①家内労働安全衛生指導員による個別指導が一定以上の効果を有することが確認できる目標として、指導に対する改善の意向を確認することとし、その割合を目標とした。水準については、前年度の実績を踏まえ、引き続き85%以上とした。          ②危険有害性が相対的に高い地域・業種に即した災害防止の好事例を把握し、安全衛生の取り組みの好事例について幅広く普及するため、労働政策審議会雇用均等分科会家内労働部会への報告等を行う必要がある。</p>						
29年度目標(アウトプット指標)	<p>①家内労働安全衛生指導員による訪問指導を行う家内労働者数及び委託者数を800人以上とする。          ②危険有害性が相対的に高い地域・業種に即した災害防止の好事例に関するヒアリング調査を行う対象委託者数を16以上とする。</p>						
29年度重点施策との関係	-						
30年度要求に向けた事業の方向性	29年度に実施した家内労働者の安全衛生確保対策事業を引き続き実施するとともに、30年度はセミナーの実施やサイトの公開ではリーチできない関係者への周知啓発を行うため訪問等による周知啓発を併せて行う。						
30年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等	29年度第一四半期	29年度第二四半期	29年度第三四半期	29年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	<p>・家内労働安全衛生指導員による訪問指導については、月毎の活動日数が予め決められておらず、各都道府県労働局の実情に応じて活動しているところであり、四半期毎の効果測定にはなじまない。          ・安全衛生の確保に関するセミナーや訪問等による周知啓発、危険有害性の相対的に高い地域・業種に即した災害防止の好事例に関するヒアリング調査については、月毎に実施対象数が予め決められておらず、実施地域等の実情に応じて活動しているところであり、四半期毎の効果測定にはなじまない。</p>						
その他特記事項	-						

事業名	女性労働者健康管理等対策費							事業番号 (29年度)	51
								事業番号 (28年度)	51
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係	一般事業主行動計画係
実施主体	本省、都道府県労働局、一般社団法人女性労働協会							事業開始年度	平成18年度
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:一般財団法人女性労働協会) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: ) 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	女性労働者の特性に見合った健康管理対策、特に母性の健康管理指導等を実施し、もって労働災害等の防止を図る。							
	対象 (誰/何を対象に)	事業主及び女性労働者等							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	・直接実施部分については、女性労働者及び事業主等に対し、母性健康管理について周知啓発するためのパンフレット等広報用資料の作成・配布等を実施する。 ・委託事業については、受託者を公募により募集(母性健康管理推進支援事業:一般競争入札(総合評価落札方式))する。具体的には、母性健康管理の措置の実施に関する調査を実施し、母性健康管理措置の現状や課題について分析及び施策の提言を行い、また、女性労働者及び事業主等に対し、母性健康管理に関するサイト運営等による情報提供、メール相談、周知・啓発を実施する。							
	実施体制	直接実施部分については、各都道府県労働局及び本省にて実施。 委託事業については、一般競争入札により受託者を決定の上、事業実施。(平成29年度:一般財団法人女性労働協会)							
25年度予算額 (千円)	50,070	26年度予算額 (千円)	54,700	27年度予算額 (千円)	54,077	28年度予算額 (千円)	49,335	29年度予算額 (千円)	44,155
うち行政経費	14,491	うち行政経費	19,748	うち行政経費	19,722	うち行政経費	15,045	うち行政経費	9,845
25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	30,040	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	31,184	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	29,900	28年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	29,448	29年度雇用勘定予算額: 0(千円) 29年度一般勘定予算額: 0(千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない	
25年度 予算執行率(%)	84.4	26年度 予算執行率(%)	89.2	27年度 予算執行率(%)	87.0	28年度 予算執行率(%)	85.9		
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合はその旨記載)	妊娠中又は出産後の女性労働者が安全に働くことができる職場環境の整備を図るため、事業の実施が必要である。								
社会復帰促進等事業で行う必要性	女性労働者及び事業主等に対して情報提供・周知啓発を実施する本事業は、女性労働者の特性に見合った健康管理対策、特に母性の健康管理指導等を実施することにより、法に基づく事業主の義務である母性健康管理に関する措置が事業所内で適切に措置され、もって労働災害防止等を図るものであるから労働者災害補償保険法第29条第1項第3号で行う必要がある。								
28年度 目標	アウトカム 指標	メールによる相談者でアンケートに回答した者のうち、相談に対する回答が役に立ったとした者の割合90%以上			28年度 実績	アウトカム 指標	○	95.9%(平成28年度のメールによる相談で、アンケートに回答があった件数73件のうち相談に対する回答が役に立ったとした件数70件)	
	アウトプット 指標	母性健康管理サイトのアクセス数を1,500,000件(携帯端末専用サイトへのアクセス数含む。)とする。				アウトプット 指標	○	2,206,270件	
28年度目標を達成 (未達成)の理由 (原因)	アウトカム指標の目標達成については、事業を適切に実施し、事業主、企業の人事・労務担当及び女性労働者等サイト訪問者からの、母性健康管理に関する問い合わせ等に対し、医師・社労士等の専門家により必要な情報を提供することができたため。 アウトプット指標の目標達成については、「産前・産後休業、育児休業の自動計算」ページへのアクセスが非常に多かったことのほか、様々な広告手法を用いて母性健康管理サイトの周知を図り、認知度を高めたため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	目標を達成し、職場における母性健康管理措置の実施に効果を上げているため、引き続き、事業の適切な実施に努める。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	年間を通じてでなければ効果が測定できず、四半期毎の効果測定には馴染まないため。								
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						

29年度事業概要	平成28年度と同様						
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	A	目標を達成し、職場における母性健康管理措置の実施に効果を上げているため、引き続き、事業の適切な実施に努める。				
29年度目標(アウトカム指標)	メールによる相談者でアンケートに回答した者のうち、相談者に対する回答が役に立ったとした者の割合90%以上						
中期的な目標	事業主における妊娠中及び出産後の健康管理の整備を進めるとともに、医師等の指導事項を的確に伝達するための母性健康管理指導事項連絡カードの活用等により、妊娠中及び出産後の女性労働者に対する適切な健康管理の推進を図る。						
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	昨年度の実績を踏まえ、メール相談について、引き続き高い満足度の維持を図ることとした。						
29年度目標(アウトプット指標)	母性健康管理サイトのアクセス数を1,750,000件とする。						
29年度重点施策との関係	-						
30年度要求に向けた事業の方向性	母性健康管理に関する事業については、事業内容や効率的な実施方法について検討を行い、必要な見直しを図る。						
30年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等	29年度第一四半期	29年度第二四半期	29年度第三四半期	29年度第四四半期
				-	-	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	年間を通じてでなければ効果が測定できず、四半期毎の効果測定には馴染まないため。						
その他特記事項	-						

事業名	外国人技能実習機構に対する交付金						事業番号 (29年度)	52	
							事業番号 (28年度)	52	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	企画調整係	
実施主体	民間団体等						事業開始年度	平成28年度	
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先: ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input checked="" type="checkbox"/> その他(交付金)								
事業/制度概要	目的 (何のため)	技能実習生受入れ企業に対する安全衛生、健康確保に関する助言・指導等を中心とした事故・疾病防止対策等を講じ、技能実習生の安全衛生の確保を図ることにより技能実習制度の適正かつ円滑な推進に資することを目的とする。							
	対象 (誰/何を対象に)	技能実習生及び技能実習生受入れ企業・団体(約3万5千企業、約2千団体)							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	①監理団体及び実習実施者に対し、安全衛生環境の整備等について外国人技能実習機構職員が実地検査を行う。 ②安全衛生マニュアルの活用等による啓発等を行う。 ③実習実施者に対し安全衛生対策を効果的に周知啓発するため安全衛生セミナーを開催する。							
	実施体制	認可法人外国人技能実習機構において事業を実施							
25年度予算額 (千円)	—	26年度予算額 (千円)	—	27年度予算額 (千円)	—	28年度予算額 (千円)	125,363	29年度予算額 (千円)	737,070
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—
25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	28年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	66,750	29年度雇用助定予算額:1,333,032(千円) 29年度一般助定予算額:1,393,468(千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない	
25年度 予算執行率(%)	—	26年度 予算執行率(%)	—	27年度 予算執行率(%)	—	28年度 予算執行率(%)	53.2		
事業/制度の必要性 (緊急性がある場合はその旨記載)	技能実習生については、母国との生活習慣や就業環境の相違に起因する安全衛生面での問題のほか、言語の相違等による意思疎通の不備からくるストレスによる精神衛生上の問題等、日本人労働者とは異なる特殊な事情を有している。 このため、①外国人技能実習機構が行う実地検査に専門家を帯同させ高度な安全衛生・メンタルヘルスの指導を行うことにより安全・健康対策を強化すること、②対象職種、受入人数の拡大が見込まれる中、受入人数が増加している職種、重篤な労働災害が発生している職種における労働災害防止対策を徹底すること、③実習期間の延長、高レベルの実習の実施に伴う就業制限業務等への従事の増加に対応するため、技能実習生に特有の状況を踏まえた対策を実施し、技能実習制度の適正かつ円滑な推進が図られるよう、事故・疾病対策の強化が必要がある。								
社会復帰促進等 事業で行う必要性	本事業は、技能実習生の労働災害防止の推進に資することから労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適用事業であり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。								
28年度目標	アウトカム指標	—	28年度実績	アウトカム指標	○	—			
	アウトプット指標	—		アウトプット指標	×	—			
28年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	平成28年度目標設定時は、外国人技能実習機構の設立根拠である外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律が国会審議中であり、目標設定を行うことができなかった。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	技能実習法の施行後は、実習実施者に対する実地検査等の事故・疾病防止対策等を行い、技能実習生の安全衛生の確保を図ることにより、適正かつ円滑な技能実習の推進を行う。								
四半期単位の事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	28年度第一四半期	28年度第二四半期	28年度第三四半期	28年度第四四半期		
				—	—	—	—		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	年間を通じて行う業務であり、四半期ごとの効果測定にはなじまないため。								
評価	—								

29年度事業概要	平成28年度と同様						
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	—					—
29年度目標(アウトカム指標)	実地検査において安全衛生環境の整備等について改善指導を行った実習実施者のうち改善した(又は改善見込みの)実施者の割合90%以上						
中期的な目標	—						
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	当該指標は、実地検査を行った実習実施者に係る安全衛生環境等の改善率を示すものであり、実習生の受入れを行う実習実施者に係る安全衛生環境等が改善されることが技能実習制度の適正化に資するものであることから、成果指標に設定した。 なお、目標値については、他の事業の目標値等を参考に設定した。						
29年度目標(アウトプット指標)	実習実施者に対する実地検査件数(700件)						
29年度重点施策との関係	—						
30年度要求に向けた事業の方向性	外国人技能実習機構が年間を通じ業務を適正かつ円滑に運営していくために必要な経費を要求する。						
30年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	29年度第一四半期	29年度第二四半期	29年度第三四半期	29年度第四四半期
				—	—	—	—
上記モニタリングの指標を設定できない理由	年間を通じて行う業務であり、四半期ごとの効果測定にはなじまないため。						
その他特記事項	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律は平成29年11月1日施行予定である。						

事業名	労働条件・安全衛生確保関係相談業務の外部委託化経費				事業番号 (29年度)	53			
					事業番号 (28年度)	53			
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令:労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)				担当係	総務係			
実施主体	ソフトバンク株式会社				事業開始年度	平成28年度			
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:ソフトバンク株式会社) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: ) 実施主体: ( ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	コールセンターを設置し、特に電話相談件数の多い東京労働局(18署)及び大阪労働局(13署)の全ての労働基準監督署に入電した電話について、コールセンターで一元的に対応することで、監督署業務の効率化を図るため。							
	対象 (誰/何を対象に)	労働者及び使用者等							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	東京労働局及び大阪労働局管内の労働基準監督署に入電した電話について、コールセンターで次の内容を一元的に対応する。 ①労働基準監督署に関する一般的な問い合わせ、②法令・制度に係る一般的な問い合わせ、③労働基準監督署に対する苦情や意見、④個別事案等について該当労働基準監督署への取り次ぎ。							
	実施体制	ソフトバンク株式会社							
25年度予算額 (千円)	-	26年度予算額 (千円)	-	27年度予算額 (千円)	-	28年度予算額 (千円)	318,781	29年度予算額 (千円)	166,714
うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-
25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	28年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	53,112	29年度雇用勘定予算額:0(千円) 29年度一般勘定予算額:55,571(千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない	
25年度 予算執行率(%)	-	26年度 予算執行率(%)	-	27年度 予算執行率(%)	-	28年度 予算執行率(%)	16.7		
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合は その旨記載)	働き方改革実行計画(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)においては、「過重労働撲滅特別対策班(かとかん)」等による厳正な対応、違法な長時間労働等を複数の事業場で行うなどの企業に対する全社的な是正指導の実施、是正指導段階での企業名公表制度の強化など、法規制の執行を強化する。また、36協定未締結事業場に対する監督指導を徹底する。」とされている。また、労働災害防止、メンタルヘルス対策の取り組み強化も急務であり、このような課題に取り組むため、労働基準監督官をはじめとした労働基準監督署の職員は事業場に赴き必要な指導を行うことが不可欠であり、職員が電話対応に追われている状況では、事業場に対する指導に費やせる時間が限られていることから、労働基準監督署の体制強化を図るため必要な事業である。								
社会復帰促進等 事業で行う必要性	本事業は、事業場に対する指導等の体制を強化し、労働安全衛生水準の向上を図るための事業であり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に規定する安全衛生確保等事業で行う必要がある。								
28年度 目標	アウトカム 指標	電話対応終了まで労働基準監督署に転送せずコールセンターで対応する割合(一次回答率)を10%以上とする。	28年度 実績	アウトカム 指標	○	一次回答率は13.0%であった。			
	アウトプット 指標	電話相談内容を収集分析し、FAQを更新する。		アウトプット 指標	○	適切な電話相談対応を実施したほか、毎月1回検討会を開催し、効率的な運用を行うよう分析・反映を行った。			
28年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	コールセンターへの入電のうち、「法令・制度に係る一般的な問い合わせ」の回答率を高めるべく、①オペレーターに対する事前研修の実施、②オペレーターが参照するFAQの定期的な見直し、③法令制度に詳しいスーパーバイザーの配置、④毎月1回の検討会における相談傾向等の分析、などの取り組みを講じたことにより、アウトカム指標に係る目標を達成できた。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き、オペレーターに対する研修やFAQの見直しなどを通じて、効率的な運営をはかってまいりたい。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	電話対応終了まで労働基準監督署に転送せず、コールセンターで対応する割合を10%以上とする。	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期		
				-	-	11.9%	14.0%		
上記モニタリングの指標を設定できない理由									
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					

29年度事業概要	平成28年度と同様							
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	-			-			
29年度目標(アウトカム指標)	電話対応終了まで労働基準監督署に転送せずコールセンターで対応する割合(一次回答率)を前年度(13%)以上とする。							
中期的な目標	-							
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	平成28年度の本事業の実績及び傾向を踏まえると、平成28年度と比較してより高い水準を目標として設定し、事業の効率的な運営を図ってまいりたい。							
29年度目標(アウトプット指標)	コールセンターでの対応件数(労働条件・安全衛生)を前年度(1月あたり43,523件)以上とする。							
29年度重点施策との関係	-							
30年度要求に向けた事業の方向性	入電件数の増加に伴い、対応する電話回線の増やオペレーターの能力向上など効率的な運営に向けた必要な検討を行う。							
30年度重点施策との関係	-							
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	電話対応終了まで労働基準監督署に転送せずコールセンターで対応する割合(一次回答率)を前年度(13%)以上とする。	左記指標についての事業実績等	29年度第一四半期	29年度第二四半期	29年度第三四半期	29年度第四四半期	
				14.8%	16.0%	-	-	
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-							
その他特記事項	「社会復帰相談員等設置費」(番号13)のうちの一部と連携して実施。							



事業名	技能実習生に対する事故・疾病防止対策等の実施のための経費							事業番号 (29年度)	54
								事業番号 (28年度)	54
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係	企画調整係
実施主体	民間団体等							事業開始年度	平成9年度
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:(公財)国際研修協力機構) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	技能実習生受入れ企業に対する安全衛生、健康確保に関する助言・指導等を中心とした事故・疾病防止対策等を講じ、技能実習生の安全衛生の確保を図ることにより技能実習制度の適正かつ円滑な推進に資することを目的とする。							
	対象 (誰/何を対象に)	技能実習生及び技能実習生受入れ企業・団体(約3万5千企業、約2千団体)							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	①安全衛生アドバイザー及びメンタルヘルスアドバイザーを配置し、受入れ企業・団体に対してアドバイザーによる相談・助言を行うとともに、要請等に基づき実地指導を行う。 ②受入れ企業・団体に対し技能実習生に係る労災保険制度の適用についての周知等を行う。 ③技能実習生の事故・疾病防止に関するマニュアルの翻訳を行う。							
	実施体制	一般競争入札(最低価格落札方式)により選定された委託先である(公財)国際研修協力機構において事業を実施							
25年度予算額(千円)	35,966	26年度予算額(千円)	78,784	27年度予算額(千円)	67,515	28年度予算額(千円)	65,498	29年度予算額(千円)	23,466
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—
25年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	35,964	26年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	78,782	27年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	58,320	28年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	63,763	29年度雇用助定予算額: (千円) 29年度一般助定予算額: (千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない	
25年度予算執行率(%)	100.0	26年度予算執行率(%)	100.0	27年度予算執行率(%)	86.4	28年度予算執行率(%)	97.4		
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合はその旨記載)	技能実習生については、母国との生活習慣や就業環境の相違に起因する安全衛生面での問題のほか、言語の相違等による意思疎通の不備からくるストレスによる精神衛生上の問題等、日本人労働者とは異なる特殊な事情を有しているため、技能実習生に特有の状況を踏まえた対策が必要である。 このため、労働安全衛生関係法令の遵守の徹底、適正な労災保険の給付の支援等を実施する必要がある。								
社会復帰促進等事業で行う必要性	業務災害や通勤災害が多発する状況を放置しておくことは、生じた場合は受入れ企業、技能実習生にとって大きな問題であるとともに、開発途上国との友好関係にも悪影響を与えかねない。このため、技能実習制度の適正かつ円滑な推進が図られるよう事故・疾病防止対策の強化が必要であることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に該当する事業であり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。								
28年度目標	アウトカム指標	労働災害が発生しやすい1年目の技能実習生1号の死傷者年千人率が6.48以下			28年度実績	アウトカム指標	○		
	アウトプット指標	①安全衛生アドバイザーによる実地指導の実施:640件 ②メンタルヘルスアドバイザーによる実地指導の実施:115件				アウトプット指標	○	①安全衛生アドバイザーによる実地指導の実施:658件 ②メンタルヘルスアドバイザーによる実地指導の実施:150件	
28年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	実習開始直後の実習生は、言語コミュニケーション上の障壁等により、安全衛生指導・教育の必要性が特に高いと考えられるところ、H27年からH28年にかけて1号技能実習生が約9万7千人から約10万6千人に急増する中、それに対応できるだけの効果的・効率的な安全衛生指導・教育等が不足していたためと考える。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	平成29年11月1日に外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律が施行された後は、本事業を廃止し、外国人技能実習機構が監理団体、実習実施者に対する安全衛生環境の整備についての実地検査、助言指導等を行う。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	28年度第一四半期	28年度第二四半期	28年度第三四半期	28年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	年間を通じて行う業務であり、四半期ごとの効果測定にはなじまないため。								
評価	C			本事業は平成29年度限りで廃止する。					

29年度事業概要	平成28年度と同様						
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	C	未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要				
29年度目標(アウトカム指標)	安全衛生アドバイザーが巡回指導を行った企業・団体のうち改善した(又は改善見込みの)企業・団体の割合が90%以上						
中期的な目標	—						
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	当該指標は、巡回指導を行った実習実施機関に係る安全衛生環境等の改善率を示すものであり、実習生の受入を行う実習実施機関に係る安全衛生環境等が改善されることが技能実習制度の適正化に資するものであることから、成果指標に設定した。 なお、目標値については、これまでの実績値や他の事業の目標値等を参考に設定した。						
29年度目標(アウトプット指標)	①安全衛生アドバイザーによる実地指導の実施:165件 ②メンタルヘルスアドバイザーによる巡回指導:30件						
29年度重点施策との関係	—						
30年度要求に向けた事業の方向性	本事業は平成29年度限りとし、平成30年度予算要求は行わない方針である。						
30年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	29年度第一四半期	29年度第二四半期	29年度第三四半期	29年度第四四半期
				—	—	—	—
上記モニタリングの指標を設定できない理由	委託期間を通じて行う業務であり、四半期ごとの指標設定にはなじまないため。						
その他特記事項	平成29年11月に外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律が施行された後は、外国人技能実習機構が事故・疾病対策等の取組を行う。						

事業名	労働安全衛生融資資金利子補給費等経費				事業番号 (29年度)	55				
					事業番号 (28年度)	55				
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)				担当係	業務第一係				
実施主体	(独)労働者健康安全機構				事業開始年度	平成16年度				
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先: ) <input checked="" type="checkbox"/> 補助金[直接・間接] (補助先及び実施主体:(独)労働者健康安全機構) <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他( )									
事業/制度概要	目的 (何のため)	(独)労働者健康安全機構法附則第3条第3項に基づき、残存する貸付債権の管理・回収業務、金融機関からの借入金の償還業務を行うに当たり、その利息及び貸倒償却に要する経費を補助することを目的とする。								
	対象 (誰/何を対象に)	(独)労働者健康安全機構が独立行政法人労働者健康安全機構法附則第3条第3項の業務に要する事業で発生する民間金融機関からの借入金利息及び貸倒債権を償却するために必要な額。								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	独立行政法人労働者健康安全機構業務方法書附則第4条第4項により、旧労働福祉事業団から貸し付けられた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収の業務を行うこととされている。								
	実施体制	(独)労働者健康安全機構本部において実施								
25年度予算額 (千円)	232,713	26年度予算額 (千円)	210,065	27年度予算額 (千円)	191,550	28年度予算額 (千円)	166,757	29年度予算額 (千円)	98,986	
うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	
25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	232,713	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	210,065	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	191,550	28年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	166,757	29年度雇用勘定予算額: (千円) 29年度一般勘定予算額: (千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない		
25年度 予算執行率(%)	100.0	26年度 予算執行率(%)	100.0	27年度 予算執行率(%)	100.0	28年度 予算執行率(%)	100.0			
事業/制度の必要性 (緊急性がある場合はその旨記載)	適切な弁済計画と、それに基づく債権管理・回収が適切に実施される必要がある。									
社会復帰促進等 事業で行う必要性	本事業は、資金的な問題により労働災害の防止措置を十分に果たせない中小企業に対して、職場環境を改善するための資金等を長期かつ低金利で融資していたものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に定める「労働者の安全及び衛生の確保」を図るために必要な事業に該当する。なお、平成13年度以降は新規融資を行っておらず、平成16年の独立行政法人化を機に制度を廃止している。									
28年度 目標	アウトカム 指標	正常債権の弁済計画に基づいた年度回収目標額29百万円を回収する。			28年度 実績	アウトカム 指標	○	正常債権の回収額は102百万円となり、目標額を上回った。		
	アウトプット 指標	求償可能なものについて最大限確実な回収を図るため、取扱金融機関と連携して弁済計画書の提出督促、弁済督促を行う。				アウトプット 指標	○	システムにより債権管理を行い、適切な債権管理と回収に努め、繰上償還等による債権の回収が行われた。		
28年度目標を達成 (未達成)の理由 (原因)	適切な弁済計画と、それに基づく債権管理・回収が適切に実施されたことによる。									
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き貸付債権の適切な管理・回収を行う。									
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-			左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期	
						-	-	-	-	
上記モニタリングの指標を設定できない理由	債権管理・回収業務は、四半期ごとのモニタリングになじまないため。									
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						

29年度事業概要	平成28年度と同様						
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続		
29年度目標 (アウトカム指標)	破産更生債権を除いた債権について弁済計画に基づいた年度回収目標額250万円を回収する。						
中期的な目標	貸付債権の適切な管理・回収を行う。						
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	貸付債権の管理・回収を行う事業であることから、計画に基づいた回収を行うことを目標とする。						
29年度目標(アウトプット指標)	求償可能なものについて最大限確実な回収を図るため、取扱金融機関と連携して弁済計画書の提出督促、弁済督促を行う。						
29年度重点施策との関係	-						
30年度要求に向けた事業の方向性	引き続き適切に貸付債権の回収を行うことで、29年度予算額の縮減を図る。						
30年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等	29年度第一四半期	29年度第二四半期	29年度第三四半期	29年度第四四半期
				-	-	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	債権管理・回収業務は、四半期ごとのモニタリングになじまないため。						
その他特記事項	【独立行政法人評価に関する有識者会議の意見を踏まえた厚生労働大臣の平成28年度業務実績評価】 全体として、おおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。						

事業名	労働災害防止対策費補助金経費 【29年度重点目標管理事業】				事業番号 (29年度)	56				
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令:労働災害防止団体法第54条、船員災害防止活動の促進に関する法律第5条、労働者災害補償 保険法第29条第1項第3号)				担当係	機構・団体管理室 団体監理係				
実施主体	労働災害防止団体(5団体)及び船員災害防止協会				事業開始年度	昭和39年度				
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先: ) <input checked="" type="checkbox"/> 補助金【(直接)・間接】(補助先:労働災害防止団体(5団体)及び船員災害防止協会 実施主体:労働災害防止団体(5団体)及び船員災害防止協会) <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他( )									
事業／制度概要	目的 (何のため)	事業主の自主的な労働災害防止の活動を促進するための中心団体として、労働災害防止団体法等の規定により設立された労働災害防止団体(5団体)及び船員災害防止協会が実施する労働災害防止活動等を促進するため、補助を行う。								
	対象 (誰/何を対象に)	事業主、事業主の団体、労働者								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	事業主による自主的な安全衛生活動を促進し、その労働災害の防止に繋げるため、労働災害防止団体が以下の事業を行う。 ①労働災害防止活動事業②安全衛生管理活動事業③安全衛生啓発事業④調査研究事業								
	実施体制	中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、船員災害防止協会								
25年度予算額 (千円)	1,377,445	26年度予算額 (千円)	1,367,272	27年度予算額 (千円)	1,367,266	28年度予算額 (千円)	1,367,248	29年度予算額 (千円)	1,454,565	
うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	
25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	1,363,751	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	1,367,272	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	1,321,428	28年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	1,367,248	29年度雇用勘定予算額: (千円) 29年度一般勘定予算額: (千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない		
25年度 予算執行率(%)	99.0	26年度 予算執行率(%)	100.0	27年度 予算執行率(%)	96.6	28年度 予算執行率(%)	100.0			
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合はその旨記載)	災害防止活動は、生産活動に直接結びつくものではない上、企業間の横並び意識から他の企業を上回って取り組む事業主等は限られ、また、その技術等は資産としての側面も有することから、好事例であったとしても、自主的に同業他社に公表し、共有することは希な状況にある。 災害防止を効率的に進めるためには、安全衛生について責任を有する事業主、船舶所有者が行う自主的な災害防止活動が不可欠であることから、特定の企業に偏らない中立かつ非営利の事業主団体を組織させ、法令に定める最低基準を上回る安全衛生活動を行わせるとともに、事業主等の行うべき安全衛生に関する措置全般について、主に技術的な面からきめ細かい指導及び援助を行わせることが必要である。									
社会復帰促進等事業 で行う必要性	労働環境の急激な変化によって多発し、重大化傾向もある労働災害を防止するためには、事業主による自主的な労働災害防止活動が不可欠であり、事業主の自主的な取り組み支援のため、労働災害防止団体等に対し補助金を交付し、作業現場等の実態に即したきめ細かい労働災害防止活動の進展を図ることは労働者の安全及び衛生の確保に資するものであり、労働災害補償保険法第29条第1項第3号に該当する事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。									
28年度 目標	アウトカム 指標	①労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する個別指導について、安全衛生水準の向上に効果があったとした事業場等の割合を80%以上とする。 ②労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する集団指導について、安全衛生水準の向上に効果があったとした事業場等の割合を80%以上とする。		28年度 実績	アウトカム 指標	○	①安全衛生水準の向上に効果があったとした事業場等の割合は、約99%であった。 ※効果があったとした事業場等1,285/回答事業場等1,298 ②安全衛生水準の向上に効果があったとした事業場等の割合は、約95%であった。 ※効果があったとした事業場等20,166/回答事業場等21,249			
	アウトプット 指標	①労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する個別指導を1,550件以上とする。 ②労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する集団指導を460件以上とする。			アウトプット 指標	○	①労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する個別指導の件数は、1,923件であった。 ②労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する集団指導の件数は、898件であった。			
28年度目標を達成 (未達成)の理由 (原因)	中小規模事業場等を中心に、実情に即した指導や研修を行うことができたため、受講者数の目標を達成でき、効果があったとした回答が多く得ることができたと考ええる。 また、安全管理士、衛生管理士等が事業の趣旨に沿って、適切に活動した結果、目標とした現場指導等の事業場数等を達成することができたと考ええる。									
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き、団体や事業場に対する事業紹介や事業への勧誘活動を強化することにより、事業利用事業場の拡大を図る。 年度途中においても、安全衛生上の問題が生じた事業については、臨機応変に研修会等を新設し、参加者の確保に努める。									
四半期単位での事業実績等のモニタリング (定量的な指標を設定)	指標設定	①労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する個別指導件数 ②労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する集団指導件数			左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期	
						①363 ②181	①492 ②263	①624 ②289	①444 ②165	
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-									
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						

29年度事業概要	平成28年度と同様						
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	28年度評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続		
29年度目標(アウトカム指標)	①労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する個別指導について、安全衛生水準の向上に効果があった事業場等の割合を80%以上とする。 ②労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する集団指導について、安全衛生水準の向上に効果があった事業場等の割合を80%以上とする。						
中期的な目標	第12次労働災害防止期間中(平成29年度まで)に死亡者数、死傷者数の減少をはかる。 死亡者数、休業4日以上の死傷者数ともに対平成24年度比で15%以上減少させる。						
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する現場指導等が、事業場等の安全衛生水準に一定程度以上の効果を有することを確認できる目標設定とした。						
29年度目標(アウトプット指標)	①労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する個別指導を1,520件以上とする。 ②労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する集団指導を470件以上とする。						
29年度重点施策との関係	第3「働き方改革」の推進などを通じた労働環境の整備・生産性の向上 4 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり (1)第12次労働災害防止計画の直実な推進						
30年度要求に向けた事業の方向性	事業について着実に実施し、労働災害防止活動等を促進することにより労働災害の防止に繋げる。						
30年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	①労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する個別指導件数 ②労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する集団指導件数	左記指標についての事業実績等	29年度 第一四半期 ①436 ②226	29年度 第二四半期 ①555 ②286	29年度 第三四半期 -	29年度 第四四半期 -
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-						
その他特記事項	-						

事業名	産業医学振興経費		事業番号 (29年度)	57		事業番号 (28年度)	57		
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	機構・団体管理室 団体監理係	
実施主体	(公財)産業医学振興財団、産業医科大学						事業開始年度	昭和53年度	
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先: ) <input checked="" type="checkbox"/> 補助金 [ <input checked="" type="checkbox"/> 直接・ <input checked="" type="checkbox"/> 間接 ] (補助先:(公財)産業医学振興財団(直接)、産業医科大学(間接) 実施主体:(公財)産業医学振興財団、産業医科大学) <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他( )								
事業／制度概要	目的 (何のため)	産業医科大学に対する助成、修学資金の貸与を行うとともに、産業医の資質の向上、産業医学に関する研究の促進等を図り、もって産業医学の振興及び職場における労働者の健康確保の充実に資する							
	対象 (誰/何を対象に)	産業医科大学及び同大学在籍学生、産業医、産業保健スタッフ、事業者等							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	①産業医科大学の運営に対する助成 ②産業医科大学の学生に対する修学資金貸与と制度の運営 ③産業医の資質の向上を図る研修等の実施 ④産業医学に関する研究の促進 ⑤産業医学情報の提供							
	実施体制	(公財)産業医学振興財団、産業医科大学							
25年度予算額 (千円)	5,011,674	26年度予算額 (千円)	5,010,447	27年度予算額 (千円)	5,346,126	28年度予算額 (千円)	5,478,515	29年度予算額 (千円)	5,587,108
うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-
25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	4,998,913	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	5,010,447	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	5,346,126	28年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	5,478,515	29年度雇用勘定予算額: (千円) 29年度一般勘定予算額: (千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない	
25年度 予算執行率(%)	99.7	26年度 予算執行率(%)	100.0	27年度 予算執行率(%)	100.0	28年度 予算執行率(%)	100.0		
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合はその旨記載)	過重労働による過労死・過労自殺が深刻化しており、事業場において法令に基づき労働者の健康確保を担う「企業のホームドクター」である産業医の活動が強く求められている。特にメンタルヘルス対策等高度な専門性を持った産業医の育成が急務であり、産業医の養成、産業医学の水準向上に専門に取り組んでいる産業医科大学への助成や、産業医への研修、産業医学情報の提供を通じ、質の高い産業医を育成することが必要である。								
社会復帰促進等事業 で行う必要性	産業医科大学に対する助成、修学資金の貸与を行うとともに、産業医の資質の向上、産業医学に関する研究の促進等を図り、もって産業医学の振興と職場での労働者の健康確保の充実に資することは労働者の安全及び衛生の確保に資するものであり、労働災害補償法第29条第1項第3号に適用事業であるため、社会復帰促進事業等で行う必要がある。								
28年度 目標	アウトカム 指標	①産業医研修事業において、当該研修が有用であった旨の回答を85%以上にする。 ②実践能力の高い産業医を養成する体制を整備し、産業医科大学卒業生で産業医として新たに就業する者を70名以上とする。 ③認定産業医の資格を取得しようとしている他の医科大学、医学部卒業生に対して行う産業医学基礎研修会集中講座において、当該講座が有用であった旨の回答の割合を85%以上にする。			28年度 実績	○		①研修が有用であった旨の回答は約96.0%であった。 ※有用と回答した者20,322名/回答者21,171名 ②産業医科大学卒業生で産業医として新たに就業する者は78名であった。 ③講座が有用であった旨の回答の割合は約95.5%であった。 ※有用と回答した者1,155名/回答者923名	
	アウトプット 指標	④産業医研修事業の受講者を27,000人以上とする。 ⑤医師国家試験の合格率について、合格率95%以上とする。 ⑥産業医の資格取得希望者のための研修の参加者を550人以上とする。 ⑦企業人事・労働担当者向けメンタルヘルス対策支援講座、一般者向け公開講座や産業医活動に関心を持つ方に対してオープンキャンパスを実施し、これらの講座等の参加者を780人以上とする。				○		④産業医研修事業の受講者数は33,418名であった。 ⑤医師国家試験の合格率は96.0%であった。 ⑥産業医の資格取得希望者のための研修の参加者は1,371名であった。 ⑦企業人事・労働担当者向けメンタルヘルス対策支援講座、一般者向け公開講座や産業医活動に関心を持つ方に対してオープンキャンパスの参加者は787名であった。	
28年度目標を達成 (未達成)の理由 (原因)	①④: 研修を実施する医師会に対して、実施要綱・マニュアルに基づいた具体的な実施計画を策定させることにより、効果的な研修の開催を行うことができ、かつ、受講者のニーズに合致した質の高い内容の研修を実施した。 ②: 産業医の輩出及び定着促進、在学生及び卒業生の産業医への誘導に努め、教授会等において基本方針に基づき産業医への就職を強く要請した。 ③⑥: 過去のニーズを踏まえたカリキュラム改編等を実施してきており、広く産業医の生涯教育に役立つものを実施した。 ⑤: 医師国家試験の合格率については、成績下位者の底上げを図るべく低学年からの学力向上に努めるとともに、成績下位者の早期からの個別指導を強化した。特に6年次成績下位者への対応として、一人一人に学習担当教員を決め、担当教員と合格基準などを担当の小委員会が連携を取りながら、早期から学習習慣の確認を含め頻回に介入し、学習の進捗状況を把握し、適切に指導した。 ⑦: 大学の他、東京でサテライトオープンキャンパスを実施し、講演内容の充実にも努めた。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	目標を達成した事項については、以下のとおり引き続き実施予定 ①④: 引き続き、効果的・効率的な研修を実施するために医師会と密接な連携を図り、また、最新の産業医学情報の提供を行う等、受講者が満足を得られる研修内容とするよう努めていく。 ②: 産業医数増加のための対策を推進し、基本方針に基づき、産業医への就職を強く要請していく。 ③⑥: 広く研修受講者の受入を行い、ニーズを踏まえたカリキュラムを編成していく。 ⑤: 引き続き、成績下位者の底上げを図るべく低学年からの学力向上に努め、成績下位者の早期からの個別指導を強化するとともに、国家試験の出題傾向、合格基準などを担当の小委員会が検討、分析し、これらを踏まえた学習指導、総合試験問題の作成などを行うことで、学生の学習を支援していく。 ⑦: 引き続き、公開講座やオープンキャンパスを実施する。								

四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等	28年度第一四半期	28年度第二四半期	28年度第三四半期	28年度第四四半期
				-	-	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	年間を通じて測定する必要があるため、四半期毎のモニタリングには馴染まない。						
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続				
29年度事業概要	平成28年度と同様						
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	B		手法等の見直し			
29年度目標(アウトカム指標)	<公益財団法人 産業医学振興財団> ①産業医研修事業において、当該研修が有用であった旨の回答を85%以上にする。 <学校法人 産業医科大学> ①実践能力の高い産業医を養成する体制を整備し、産業医科大学卒業生で産業医として新たに就業する者を70名以上とする。 ②認定産業医の資格を取得しようとしている他の医科大学、医学部卒業生に対して行う産業医学基礎研修会集中講座のうち、当該講座が有用であった旨の回答の割合を85%以上にする。						
中期的な目標	①質の高い教育研究の体制を確立する。 ②産業医学教育を充実し、産業医や産業医学に対する志向を高め、産業医数の増加を図る。 ③大学が蓄積した知見等を社会に提供し、産業医等の質の向上に寄与する。 ④急性期医療への更なる特化を図り、特定機能病院及び地域の中核病院として先進医療及び地域医療を推進する。						
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	産業医学教育の実施による実践能力の高い産業医の養成・確保は、職場における労働衛生水準の向上や労働者の健康維持増進に必要不可欠であるため。なお、「産業医科大学卒業で産業医として新たに就業する者を70名以上とする」については、専属産業医のほか開業産業医を含む数値である。						
29年度目標(アウトプット指標)	<公益財団法人 産業医学振興財団> ①産業医研修事業の受講者を27,000人以上とする。 <学校法人 産業医科大学> ①医師国家試験の合格率について、合格率95%以上とする。 ②産業医の資格取得希望者のための研修の参加者を550人以上とする。 ③企業人事・労務担当者向けメンタルヘルス対策支援講座、一般者向け公開講座や産業医活動に関心を持つ方に対してオープンキャンパスを実施し、これらの講座等の参加者を780人以上とする。						
29年度重点施策との関係	-						
30年度要求に向けた事業の方向性	従来の事業について着実に実施し、産業医の資質の向上、産業医学に関する研究の促進等を図ることにより、産業医学の振興及び職場における労働者の健康確保の充実に資する。						
30年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等	29年度第一四半期	29年度第二四半期	29年度第三四半期	29年度第四四半期
				-	-	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	年間を通じて測定する必要があるため、四半期毎のモニタリングには馴染まない。						
その他特記事項	-						



事業名	第三次産業労働災害防止対策支援事業 【29年度重点目標管理事業】				事業番号 (29年度)	58					
					事業番号 (28年度)	58					
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)				担当係	物流・サービス産業・マネジメント班 物理班					
実施主体	中央労働災害防止協会				事業開始年度	平成25年度					
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先:中央労働災害防止協会) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先:実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他( )										
事業／制度概要	目的 (何のため)	業務上疾病のうち約6割を占める職場における腰痛災害を減少させるため、特に災害の多い社会福祉施設を含む保健衛生業における腰痛防止対策を実施する。									
	対象 (誰/何を対象に)	事業主、事業場の安全衛生担当者等									
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	改正腰痛対策指針の周知啓発を行うとともに、社会福祉施設等を対象とした腰痛対策のための講習会を実施する。									
	実施体制	中央労働災害防止協会が実施。									
25年度予算額 (千円)	75,717	26年度予算額 (千円)	69,963	27年度予算額 (千円)	67,251	28年度予算額 (千円)	25,197	29年度予算額 (千円)	59,779		
うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-		
25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	45,825	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	63,500	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	63,669	28年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	25,168	29年度雇用勘定予算額: 29年度一般勘定予算額: ※予算執行率は 行政経費を考慮していない			
25年度 予算執行率(%)	60.5	26年度 予算執行率(%)	90.8	27年度 予算執行率(%)	94.7	28年度 予算執行率(%)	99.9				
事業/制度の必要性 (緊急性がある場合はその旨記載)	業務上疾病のうち腰痛の占める割合はここ数年60%を超え増加傾向であり、社会福祉施設を含む保健衛生業の腰痛は全体の約30%を占める等、当該業種における腰痛対策は労働衛生上の大きな課題となっている。したがって、これらの労働災害防止に資するため、当該事業を行う必要がある。										
社会復帰促進等事業 で行う必要性	本事業は、社会福祉施設等を対象とした腰痛予防講習会等を実施するものであり、第三次産業の労働災害防止に資することから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適用事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。										
28年度 目標	アウトカム 指標	腰痛予防対策講習会を受けた介護事業者について、今後の労働災害防止対策に取り組む上で有益であった旨の評価を85%以上得る。			28年度 実績	アウトカム 指標	○	腰痛予防対策講習会を受けた介護事業者については、97%から有益であった旨の評価を得た。			
	アウトプット 指標	腰痛予防教育について、各都道府県で2回以上講習会を開催する。				アウトプット 指標	○	社会福祉施設介護従事者、病院・診療所看護従事者及び社会福祉施設事業者それぞれに向け、各都道府県2回以上(各48回、48回、17回、計113回)講習会を開催し、3,036名が参加した。			
28年度目標を達成 (未達成)の理由 (原因)	【アウトカム指標】 腰痛予防対策講習会について、関係部署と連携を図り、講習会資料を充実させたため、目標を達成することができた。 【アウトプット指標】 災害防止団体や業界団体等の協力を得て、各地域で実施したことで、目標を達成した。										
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	腰痛予防対策講習会について、十分な実施回数を確保するとともに、引き続き高い評価を得られるよう適切に事業を実施する。										
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-			左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	講習会の実施時期が年度内の特定時期に集中するため、四半期ごとの目標管理にはなじまない。										
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続							

29年度事業概要	第三次産業のうち、社会福祉施設を含む保健衛生業を対象とした腰痛予防教育の実施等、腰痛予防対策を講じることにより、第三次産業の職場における腰痛災害の減少を目指す。また、第三次産業において、安全推進者の配置が進まず、労働災害が減少していない現状があり、その原因として、経営層の理解・安全衛生のノウハウが乏しいという実状があることから、平成29年度は新たに経営トップの意識を変えるため、経営トップを対象としたセミナーの開催、安全推進者を養成するための講習のモデルテキストの作成等を行う。						
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	B			予算額又は手法等を見直し		
29年度目標(アウトカム指標)	腰痛予防対策講習会を受けた介護事業者について、今後の労働災害防止対策に取り組む上で有益であった旨の評価を85%以上得る。						
中期的な目標	第12次労働災害防止期間中(平成29年まで)に、対平成24年比で、 ①小売業については、休業4日以上死傷者数(以下「死傷者数」)を20%以上減少 ②社会福祉施設については死傷者数を20%以上減少 ③飲食店については死傷者数を20%以上減少を達成する。						
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	腰痛予防対策講習会等について、その内容が事業場での取組に繋がることが重要であるため、上記の目標を設定した。						
29年度目標(アウトプット指標)	腰痛予防教育について、各都道府県で2回以上講習会を開催する。						
29年度重点施策との関係	第3「働き方改革」の推進などを通じた労働環境の整備・生産性の向上 4 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり (1)第12次労働災害防止計画の直実な推進						
30年度要求に向けた事業の方向性	平成29年度は、腰痛予防対策について、実際の作業における留意事項や体操等の実技に重点を置き、腰痛予防対策講習会を実施する。						
30年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等	29年度第一四半期	29年度第二四半期	29年度第三四半期	29年度第四四半期
				-	-	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	講習会の実施時期が年度内の特定時期に集中するため、四半期ごとの目標管理にはなじまない。						
その他特記事項	-						

事業名	安全衛生施設整備費						事業番号 (29年度)	59	
							事業番号 (28年度)	59	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	管理係	
実施主体	厚生労働省本省、都道府県労働局、国土交通省						事業開始年度	昭和23年度	
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先: ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付 <input checked="" type="checkbox"/> その他(国土交通省へ支出委任)								
事業/制度概要	目的 (何のため)	安全衛生施設については、労働災害の防止を目的として、労働安全衛生法に基づき、化学物質の有害性調査や安全衛生教育に従事する指導員の養成等を行うために国が設置したものであるが、各施設において経年劣化が進行している。これをそのまま放置し、事故等が発生した場合、国の施設設置者としての責任を問われかねない重大な問題となることから、施設利用者の安全及び施設の円滑な運営を図るため、特別修繕を行う必要がある。							
	対象 (誰/何を対象に)	特別修繕が必要な安全衛生施設							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	安全衛生施設の特別修繕については、施設が毎年実施する保全実態調査及び国土交通省による実態調査等により、重要度・緊急度等を調査した上で、施設を適切に運営できるよう、特別修繕が必要なものを計画的に概算要求し、実施しているものである。							
	実施体制	支出委任により国土交通省が実施(支出委任できないものは、厚生労働本省又は都道府県労働局が実施)。							
25年度予算額 (千円)	237,611	26年度予算額 (千円)	454,191	27年度予算額 (千円)	782,930	28年度予算額 (千円)	506,080	29年度予算額 (千円)	569,283
うち行政経費	154,143	うち行政経費	72,821	うち行政経費	71,946	うち行政経費	97,992	うち行政経費	152,685
25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	80,862	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	324,012	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	650,424	28年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	127,094	29年度雇用勘定予算額: (千円) 29年度一般勘定予算額: (千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない	
25年度 予算執行率(%)	96.9	26年度 予算執行率(%)	85.0	27年度 予算執行率(%)	91.5	28年度 予算執行率(%)	31.1		
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合はその旨記載)	安全衛生施設については、労働災害の防止を目的として、労働安全衛生法に基づき国が設置しているものであり、今後も適切に施設を運営するに当たっては、経年劣化に耐用するための施設の特別修繕が必要である。								
社会復帰促進等 事業で行う必要性	労働災害防止を目的とし、化学物質の有害性調査や安全衛生教育に従事する指導員の養成等の適切な運営が実施できるよう施設を整備することは労働者の安全衛生確保に資するものであるため、「労働者災害補償保険法」第29条第1項第3号の規定による社会復帰促進等事業として行う必要がある。								
28年度目標	アウトカム 指標	日本バイオアッセイ研究センター(以下「センター」という。)の吸入実験装置等の整備及び建物付帯設備工事を実施し、センターの主たる業務である動物による短期・長期吸入試験を円滑に行う。			28年度実績	アウトカム 指標	○	センターの吸入実験装置等の整備及び建物付帯設備工事を2件実施し、短期・長期吸入試験を円滑に実施した。	
	アウトプット 指標	センターの吸入実験装置等の整備及び建物付帯設備工事に関し、予算の範囲内で、かつ、予定工期内に執行されるよう計画的に執行する。				アウトプット 指標	○	センターの吸入実験装置等の整備2件に関し、計画的に調達のスケジュールを調整し、計画どおり執行した。	
28年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	センターの吸入実験装置等の整備及び建物付帯設備工事を計画的に実施したことにより、化学物質の有害性等試験を円滑に実施したため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き実施する。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-			左記指標についての事業実績等	28年度第一四半期	28年度第二四半期	28年度第三四半期	28年度第四四半期
						-	-	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	年間を通じての整備計画であり、四半期ごとのモニタリングには馴染まないため。								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					

29年度事業概要	平成28年度と同様								
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続				
29年度目標(アウトカム指標)	日本バイオアッセイ研究センター(以下「センター」という。)の吸入実験装置等の整備及び建物付帯設備工事を実施し、センターの主たる業務である動物による短期・長期吸入試験を円滑に行う。								
中期的な目標	-								
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	化学物質に起因する職業病の予防には、化学物質の有害性を事前に把握し、それに対応した対策を講じることが必要であり、化学物質の短期・長期吸入試験を円滑に行うため、吸入実験装置等の整備及び建物付帯設備工事を実施する。								
29年度目標(アウトプット指標)	センターの吸入実験装置等の整備及び建物付帯設備工事に関し、予算の範囲内で、かつ、予定工期内に執行されるよう計画的に執行する。								
29年度重点施策との関係	-								
30年度要求に向けた事業の方向性	国土交通省による実態調査等により、重要度・緊急度を調査した上で、施設を適切に運営できるよう計画的な予算要求を行う。								
30年度重点施策との関係	-								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-			左記指標についての事業実績等	29年度第一四半期	29年度第二四半期	29年度第三四半期	29年度第四四半期
						-	-	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	年間を通じての整備計画であり、四半期ごとのモニタリングには馴染まないため。								
その他特記事項	-								

事業名	雇用均等指導員(均等担当)の設置							事業番号 (29年度)	60
								事業番号 (28年度)	60
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係	指導係
実施主体	都道府県労働局							事業開始年度	平成25年度
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	セクシュアルハラスメント被害等を受けた労働者の精神障害の悪化や再発を防止し、労働者の衛生の確保を図る。							
	対象 (誰/何を対象に)	セクシュアルハラスメント被害等を受けた労働者及びその事業主							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	大規模局に雇用均等指導員(均等担当)を配置し、セクシュアルハラスメント被害等を受けたことにより、通院する、若しくはそれに相当する精神状態と思われる労働者からの相談に適切に対応するとともに、事業主に対する指導・支援を行う。							
	実施体制	都道府県労働局							
25年度予算額 (千円)	20,851	26年度予算額 (千円)	20,748	27年度予算額 (千円)	20,781	28年度予算額 (千円)	20,770	29年度予算額 (千円)	45,604
うち行政経費	20,851	うち行政経費	20,748	うち行政経費	20,781	うち行政経費	20,770	うち行政経費	45,604
25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	28年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	29年度雇用勘定予算額: (千円) 29年度一般勘定予算額: (千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない	
25年度 予算執行率(%)	—	26年度 予算執行率(%)	—	27年度 予算執行率(%)	—	28年度 予算執行率(%)	—		
事業/制度の必要性 (緊急性がある場合はその旨記載)	労働者の精神障害の悪化や再発を防止し、労働者の衛生の確保に資するため、事業の実施が必要である。								
社会復帰促進等事業 で行う必要性	セクシュアルハラスメント等は、労働者の心身の健康に影響を及ぼすおそれがあり、雇用環境・均等部(室)の是正指導のうちで最も件数が多く、また、労働者からの相談も多い。被害を受けた労働者への適切な援助を行うことで、セクシュアルハラスメント等を起因とする精神障害及び再発防止を図ることが可能となり、労働者の安全及び衛生の確保に資するため、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に該当するため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。								
28年度 目標	アウトカム 指標	①雇用均等指導員(均等担当)による男女雇用機会均等法第29条に基づく報告徴収において、助言・指導の結果、是正の意向ありと回答した者の割合を95%以上とする。 ②職場のセクシュアルハラスメントの実態について、企業内の発生状況、予防のための取組状況を把握し、解決に向けた課題、行政への要望について把握する。			28年度 実績	アウトカム 指標	○	①100% ②報告徴収において、事案の発生状況及び事後の対応について確認するとともに、再発防止対策をどのように行ったか等企業の取組を把握した。 また、把握にとどまらず、事業所から受けた、相談等に対し、事業所の実態を踏まえ個別の事業主からの要望に丁寧に対応した。	
	アウトプット 指標	都道府県労働局雇用環境・均等部(室)において実施する男女雇用機会均等法第29条に基づく報告徴収の実施件数6,000件				アウトプット 指標	○	7,257件	—
28年度目標を達成 (未達成)の理由(原因)	計画的な事業所訪問の実施及び取扱要領に沿った適切な助言・指導によるものと考えられる。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き、事業の適正な実施に努める。								
四半期単位での事業 実績等のモニタリング (定量的な指標を設定)	指標 設定	都道府県労働局雇用環境・均等部(室)において実施する男女雇用機会均等法第29条に基づく報告徴収の実施件数			左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期
						974	2,916	2,119	1,248
上記モニタリングの 指標を設定できない理由	—								
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						

29年度事業概要	平成28年度と同様。 なお、セクシュアルハラスメント及び平成29年1月から事業主に義務づけられた妊娠・出産等に関するハラスメントに係る労働者の心のケア等に関する相談に迅速に対応するため、雇用均等指導員(均等担当)を増員する拡充を行ったことにより、平成28年度に比べ予算額増となっている。						
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	A	引き続き、事業の適正な実施に努める。				
29年度目標(アウトカム指標)	①雇用均等指導員(均等担当)による男女雇用機会均等法第29条に基づく報告徴収において、助言・指導の結果、是正の意向ありと回答した者の割合を95%以上とする。 ②職場の妊娠・出産等に関するハラスメント、セクシュアルハラスメントの実態について、企業内の発生状況、予防のための取組状況を把握し、解決に向けた課題、行政への要望について把握する。						
中期的な目標	—						
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	雇用均等指導員(均等担当)の主たる業務が事業主に対する助言・指導及び妊娠・出産等に関するハラスメント、セクシュアルハラスメント被害に関する労働者からの相談への対応であることから、当該助言・指導の結果、是正の意向を示す事業主の割合を目標とするとともに、妊娠・出産等に関するハラスメント、セクシュアルハラスメントの実態についての把握を目標として設定した。						
29年度目標(アウトプット指標)	都道府県労働局雇用環境・均等部(室)において実施する男女雇用機会均等法第29条に基づく報告徴収の実施件数6,000件						
29年度重点施策との関係	—						
30年度要求に向けた事業の方向性	雇用均等指導員(均等担当)の運用について、必要な経費を引き続き要求する。						
30年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	都道府県労働局雇用環境・均等部(室)において実施する男女雇用機会均等法第29条に基づく報告徴収の実施件数	左記指標についての事業実績等	29年度 第一四半期	29年度 第二四半期	29年度 第三四半期	29年度 第四四半期
				1,635 (速報値)	2,813 (速報値)		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項	—						

事業名	女性就業支援全国展開事業		事業番号 (29年度)	61					
			事業番号 (28年度)	61					
事業の別	労働安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)		担当係	政策係					
実施主体	一般財団法人 女性労働協会		事業開始年度	平成23年度					
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: 一般財団法人 女性労働協会 ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	働く女性が就業意欲を失うことなく、健康を保持増進し、その能力を伸長・発揮できる環境を整備するため、全国の女性関連施設等で行っている女性就業支援施策が効果的、効率的に実施され、全国的な女性の就業促進と健康保持推進のための支援施策の充実を図ることを目的とする。							
	対象 (誰/何を対象に)	女性関連施設、地方自治体、女性団体、労働組合、事業主団体等(以下「女性関連施設等」という。)							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	①女性関連施設等支援事業 ・女性健康保持増進支援バックアップ事業 働く女性の健康保持増進のための支援施策の実施に関する相談対応及び講師派遣の実施 ②情報提供事業 ・全国の女性関連施設等に対し、働く女性の健康保持増進のための支援事業の周知及びノウハウ・情報等の提供 ・働く女性の健康保持増進のための支援施策に関する情報を提供するホームページの作成・更新等の実施							
	実施体制	一般競争(総合評価落札方式)により受託者を決定の上、事業実施(平成27年度: 一般財団法人 女性労働協会)							
25年度予算額 (千円)	80,372	26年度予算額 (千円)	76,836	27年度予算額 (千円)	66,339	28年度予算額 (千円)	47,270	29年度予算額 (千円)	46,981
うち行政経費	35,464	うち行政経費	34,663	うち行政経費	31,612	うち行政経費	11,021	うち行政経費	11,372
25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	31,755	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	28,063	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	29,874	28年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	33,925	29年度雇用勘定予算額:108,700(千円) 29年度一般勘定予算額: 0(千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない	
25年度 予算執行率(%)	70.7	26年度 予算執行率(%)	66.5	27年度 予算執行率(%)	86.0	28年度 予算執行率(%)	93.6		
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合は その旨記載)	平成25年6月に閣議決定された『日本再興戦略』において、2020年までに25歳～44歳までの女性就業率73%([『日本再興戦略2016』]において77%に引き上げ)、第1子出産前後の女性の継続就業率55%とする目標が設定されている。 そういった中、女性関連施設等においては女性労働者や女性求職者等からの相談ニーズに対応し、就業促進・支援事業等が行われつつある。しかしながら、女性関連施設等においては女性労働者等の就業促進や健康保持促進に係るノウハウを必ずしも十分に有していないところも多く、その提供が求められているところである。 このため、全国の女性関連施設等における関連施策が効果的、効率的に実施され、女性労働者等の健康保持増進のための支援施策の全国的な充実が図られるよう、相談対応や講師派遣など女性関連施設等に対する支援事業を実施する。								
社会復帰促進等 事業で行う必要性	国全体で女性労働者等の健康保持増進のための支援策を充実させ、また支援策に関するノウハウ・情報を提供することは、労働者の安全及び衛生の確保に資することから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に該当するため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。								
28年度 目標	アウトカム 指標	①働く女性の健康保持増進のための支援施策に関する相談を利用したことで、セミナー・研修会の企画運営方法や働く女性の身体やこころの健康問題に関する知識・ノウハウの取得など、理解が得られたとする者の割合90%以上 ②働く女性の健康保持増進に関する講師派遣を利用した者のうち、一定期間経過後、「受講したことが実際にセミナー・研修会等の企画運営に役に立った」とする者の割合90%以上		28年度 実績	○	①98%(相談を利用した団体611者のうち、「理解が得られた」「理解が概ね得られた」と回答した団体が598者) ②100%(講師派遣を受けた団体60者のうち、事業の企画運営に「非常に役に立った」「まあまあ役に立った」と回答した団体が60者)			
	アウトプット 指標	①働く女性の健康保持増進に関する相談件数600件以上(1日2件×約300日) ②働く女性の健康保持増進に関するセミナーの開催回数47回		アウトプット 指標	○	①611件 ②60回			
28年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	本事業に係る周知を積極的に行ったこと、また女性関連施設等における働く女性の健康保持増進のための支援施策が効果的・効率的に実施されるよう、事前のヒアリングや事後のフォローアップ調査等を通じて女性関連施設等のニーズにきめ細かく対応し、適切に事業を実施したことにより、目標を達成することができた。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き、予算の効率的な執行及び事業の適正な実施に努める。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	①働く女性の健康保持増進に関する相談件数 ②働く女性の健康保持増進に関するセミナーの開催回数		左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期	
					①222件 ②4回	①125件 ②18回	①154件 ②27回	①110件 ②11回	
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—								
評価	A		目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						

29年度事業概要	28年度と同様						
27年度評価とこれを超えた29年度事業の見直し	27年度評価	A	目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続				
29年度目標(アウトカム指標)	①働く女性の健康保持増進のための支援施策に関する相談を利用したことで、セミナー・研修会の企画運営方法や働く女性の身体やこころの健康問題に関する知識・ノウハウの取得など、理解が得られたとする者の割合90%以上 ②働く女性の健康保持増進に関する講師派遣を利用した者のうち、一定期間経過後、「受講したことが実際にセミナー・研修会等の企画運営に役に立った」とする者の割合90%以上						
中期的な目標	女性関連施設等からの相談に対して的確にアドバイスを行うとともに、それぞれの女性関連施設等のニーズに対応した講師派遣等を行うことにより、国全体として女性労働者等の健康保持増進が図られ、労働者の安全及び衛生の確保を図ることを目標とする。						
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	本事業は、女性関連施設等において、女性労働者や女性求職者等からの就業に関わる相談ニーズや健康保持増進のための支援施策に関する相談に対応するための、ノウハウ等の提供等を行うことから、セミナー受講者の成果獲得に対する満足度等を目標として掲げる。						
29年度目標(アウトプット指標)	①働く女性の健康保持増進に関する相談件数600件以上 ②働く女性の健康保持増進に関するセミナーの開催回数47回						
29年度重点施策との関係	—						
30年度要求に向けた事業の方向性	28年度と同様、委託事業を実施する方向で検討中						
30年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	①働く女性の健康保持増進に関する相談件数 ②働く女性の健康保持増進に関するセミナーの開催回数	左記指標についての事業実績等	29年度 第一四半期 ①241件 ②4回	29年度 第二四半期 ①164件 ②16件	29年度 第三四半期 —	29年度 第四四半期 —
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項	第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月25日閣議決定) 「男女共同参画センターにおける女性就業支援事業が効果的、効率的に実施され、女性の就業促進が図られるよう、男女共同参画センターが行う女性就業支援事業に関する企画・運営等に関する相談に対応するほか、男女共同参画センターの依頼に応じて研修会等に講師を派遣する。」						



事業名	短時間労働者健康管理啓発指導経費							事業番号 (29年度)	62
								事業番号 (28年度)	62
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係	短時間労働係
実施主体	厚生労働省本省							事業開始年度	平成8年度
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先: ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	パートタイム労働者の雇用管理改善の一環として、事業主によるパートタイム労働者の健康管理等の取り組みを促進する。							
	対象 (誰/何を対象に)	パートタイム労働者及びパートタイム労働者を雇用する事業主							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	事業主が、パートタイム労働者に対する健康診断等について認識を深め、パートタイム労働者の健康管理等に取り組むために、啓発指導を行う。							
	実施体制	厚生労働省本省において、啓発用資料を作成し、都道府県労働局雇用均等室に送付する。							
25年度予算額 (千円)	6,572	26年度予算額 (千円)	34,157	27年度予算額 (千円)	32,794	28年度予算額 (千円)	6,459	29年度予算額 (千円)	6,459
うち行政経費	6,572	うち行政経費	6,382	うち行政経費	6,494	うち行政経費	6,459	うち行政経費	6,459
25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	24,181	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	19,270	28年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	29年度雇用助定予算額: (千円) 29年度一般助定予算額: (千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない	
25年度 予算執行率(%)	-	26年度 予算執行率(%)	87.0	27年度 予算執行率(%)	73.3	28年度 予算執行率(%)	-		
事業/制度の必要性 (緊急性がある場合は その旨記載)	パートタイム労働者に対する適切な健康管理等に事業主が取り組むことにより、当該労働者の安全及び衛生の確保に資するものであるから、事業を実施することが必要である。								
社会復帰促進等 事業で行う必要性	パートタイム労働者の健康管理等については、正社員と同様に法令の適用があるが、正社員に対する取組みと比べて十分に行われていないといえない状況にある。本事業は、こうした現状を踏まえ、事業主へのパートタイム労働者の健康管理等に関する啓発指導を行うことにより、事業主によるパートタイム労働者の健康管理等の取組みを促進し、もって労働者の安全及び衛生の確保を図るものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に該当するため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。								
28年度目標	アウトカム指標	都道府県労働局雇用環境・均等部(室)において実施するパートタイム労働法第18条に基づき行うパートタイム労働指針第2(労働安全衛生法等の労働者保護法令がパートタイム労働者にも適用があることを認識しこれを遵守すること等)に関する助言に対する事業主からの是正割合95%以上			28年度実績	アウトカム指標	○	100%(助言件数1,622件のうち是正件数1,622件)	
	アウトプット指標	都道府県労働局雇用環境・均等部(室)におけるパートタイム労働法第18条に基づく報告徴収の実施件数 7,500件				アウトプット指標	○	8,832件	
28年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	パートタイム労働者を雇用する事業主に対し報告徴収を実施し、啓発資料を用いて、パートタイム労働者に対する健康管理等の推進を適切に助言したことから、目標を達成することができた。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き、パートタイム労働者の健康管理等を推進するために啓発指導を行う。								
四半期単位の事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	雇用均等指導員(均衡推進担当)が支援した事業所数	左記指標についての事業実績等	28年度第一四半期	28年度第二四半期	28年度第三四半期	28年度第四四半期		
				812	2,778	2,331	1,676		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					

29年度事業概要	平成28年度と同様						
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	A	成果目標を達成できているところであり、引き続き施策を継続				
29年度目標(アウトカム指標)	都道府県労働局雇用環境・均等部(室)において実施するパートタイム労働法第18条に基づき行うパートタイム労働指針第2(労働安全衛生法等の労働者保護法令がパートタイム労働者にも適用があることを認識しこれを遵守すること等)に関する助言に対する事業主からの是正割合95%以上						
中期的な目標	—						
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	都道府県労働局雇用環境・均等部(室)で実施するパートタイム労働法第18条に基づく報告徴収において、事業主に対してパートタイム労働者の健康管理等の推進に係るパートタイム労働指針第2については是正指導を実施し、これに対する年度内の改善の水準を目標とし、引き続き高水準を維持するため95%以上に設定した。						
29年度目標(アウトプット指標)	都道府県労働局雇用環境・均等部(室)におけるパートタイム労働法第18条に基づく報告徴収の実施件数 7,500件						
29年度重点施策との関係	—						
30年度要求に向けた事業の方向性	今後も引き続き適正に実施する。						
30年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	雇用均等指導員が支援した事業所数	左記指標についての事業実績等	29年度第一四半期	29年度第二四半期	29年度第三四半期	29年度第四四半期
				1,617	2,978		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項	—						

事業名	就労条件総合調査費		事業番号 (29年度)	63						
			事業番号 (28年度)	63						
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)		担当係	就労条件係						
実施主体	厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)		事業開始年度	平成12年度						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:民間事業者) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )									
事業／制度概要	目的 (何のため)	主要産業における企業の労働時間制度、賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにすることを目的とする。								
	対象 (誰／何を対象に)	日本標準産業分類に基づく16大産業(平成25年10月改定)に属する常用労働者が30人以上の民間企業のうち、産業、企業規模別に抽出された企業								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	公共サービス改革法に基づく民間委託により調査を実施し、厚生労働省において集計・公表を行う。								
	実施体制	公共サービス改革法に基づく民間委託に係る民間事業者が調査を実施(結果の取りまとめは厚生労働本省において実施)。								
25年度予算額 (千円)	23,609	26年度予算額 (千円)	28,608	27年度予算額 (千円)	20,592	28年度予算額 (千円)	20,592	29年度予算額 (千円)	20,592	
うち行政経費	23,609	うち行政経費	28,608	うち行政経費	20,592	うち行政経費	20,592	うち行政経費	20,592	
25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	28年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	29年度雇用勘定予算額: (千円) 29年度一般勘定予算額: (千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない		
25年度 予算執行率(%)	—	26年度 予算執行率(%)	—	27年度 予算執行率(%)	—	28年度 予算執行率(%)	—			
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合は その旨記載)	本調査は、企業における労働時間制度の実態(平均所定労働時間、週休制の形態、有給休暇の取得率、変形労働時間制の採用状況等)、賃金制度の実態(賃金形態、基本給の決定要素、業績評価制度の状況等)等を把握し、政策立案のための統計として、労働者の安全衛生の確保及び賃金支払の確保に資するものであることから、実施する必要がある。									
社会復帰促進等 事業で行う必要性	本調査は、企業における労働時間制度の実態(平均所定労働時間、週休制の形態、有給休暇の取得率、変形労働時間制の採用状況等)、賃金制度の実態(賃金形態、基本給の決定要素、業績評価制度の状況等)等を把握し、政策立案のための統計として、労働者の安全衛生の確保及び賃金支払の確保に資するものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に該当する事業であり、社会復帰促進等事業で実施する必要がある。									
28年度目標	アウトカム 指標	主要産業における企業の労働時間制度、賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにし、政策立案のための基礎資料を得る。	28年度実績	アウトカム 指標	○	主要産業における企業の労働時間制度、賃金制度等について総合的に調査し、政策立案のための基礎資料を得た。				
	アウトプット 指標	主要産業における企業の労働時間制度、賃金制度等の就労条件について、概況及び報告書により公表する。		アウトプット 指標	○	主要産業における企業の労働時間制度、賃金制度等の就労条件について、平成29年2月28日に概況(「平成28年就労条件総合調査結果の概況」)を公表した。				
28年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	計画どおり調査を実施し、集計、公表(概況)を行ったが、平成28年調査結果の集計中、平成16年以降の集計に誤りがあることが判明したため、再集計、公表値の訂正等を行ったことから、公表(概況)が例年より遅れたことにより、報告書を年度内に刊行することができなかった。									
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	プログラムを作成する場合の注意点を全ての調査担当者に周知徹底するとともに、統計調査の正確性を確保するためのチェック体制の強化を図ることにより、集計誤りを防止する。また、民間委託による調査を適切に実施し、集計、公表等を計画通り行うことにより政策立案のための基礎資料を得る。									
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期	—		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	本調査は政策立案のための基礎資料を得ることを目的とした1年周期の事業であることから、四半期ごとの効果測定を行うために定量的な指標を設定することになじまない。									
評価	B		予算額又は手法等の見直し							

29年度事業概要	平成28年度と同様							
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を実施					
29年度目標(アウトカム指標)	主要産業における企業の労働時間制度、賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにし、政策立案のための基礎資料を得る。							
中期的な目標	労働時間制度、賃金制度等についての政策立案のための基礎資料を得る。							
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	我が国の経済社会においてみられる国際化、情報サービス化の進展、急速な少子化・高齢化などといった社会構造の変化が企業の人事・労務管理に様々な影響を与える中、労働時間制度、賃金制度等の現状を踏まえた関連施策の企画・立案が求められており、就労条件の現状把握が必要不可欠であることから、このための基礎資料を得ることを目標とした。							
29年度目標(アウトプット指標)	主要産業における企業の労働時間制度、賃金制度等の就労条件について、概況及び報告書により公表する。							
29年度重点施策との関係	—							
30年度要求に向けた事業の方向性	30年度においても29年度と同様、公共サービス改革法に基づく民間委託により調査を実施する予定。(29年度から3年の国庫債務負担行為)							
30年度重点施策との関係	—							
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	29年度 第一四半期	29年度 第二四半期	29年度 第三四半期	29年度 第四四半期	—
上記モニタリングの指標を設定できない理由	本調査は政策立案のための基礎資料を得ることを目的とした1年周期の事業であることから、四半期ごとの効果測定を行うために定量的な指標を設定することになじまない。							
その他特記事項	本事業は平成29年度から31年度までの3か年の国庫債務負担行為である。							

事業名	雇用均等行政情報化推進経費						事業番号 (29年度)	64		
							事業番号 (28年度)	64		
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	社会参加支援係		
実施主体	厚生労働省本省						事業開始年度	平成11年度		
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )									
事業/制度概要	目的 (何のため)	都道府県労働局雇用環境・均等部(室)における、労働者からの相談対応、事業場に対する行政指導や労使の個別紛争解決援助等の法施行業務について、迅速かつ正確な事務処理を行い、各種業務処理の効率化及び高度化を図る。								
	対象 (誰/何を対象に)	雇用環境・均等部(室)の職員(非常勤職員も含む)								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	雇用環境・均等部(室)の職員(非常勤職員も含む)が業務に使用するパソコンやプリンタの賃貸借料及び、グループウェアやメール等を利用するための利用料を負担。また、所管の法律に基づく行政指導の記録等をデータベース管理するための「事業場台帳管理システム」を運用。								
	実施体制	厚生労働本省								
25年度予算額 (千円)	107,176	26年度予算額 (千円)	57,898	27年度予算額 (千円)	57,898	28年度予算額 (千円)	103,464	29年度予算額 (千円)	98,559	
うち行政経費	107,176	うち行政経費	57,898	うち行政経費	57,898	うち行政経費	103,464	うち行政経費	98,559	
25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	28年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	29年度雇用動定予算額:111,259(千円) 29年度一般動定予算額: (千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない		
25年度 予算執行率(%)	-	26年度 予算執行率(%)	-	27年度 予算執行率(%)	-	28年度 予算執行率(%)	-			
事業/制度の必要性 (緊急性がある場合は その旨記載)	雇用環境・均等部(室)の業務に使用するシステムに係る経費であり、迅速かつ正確な事務処理を行うために必要不可欠なものである。									
社会復帰促進等 事業で行う必要性	雇用環境・均等部(室)では、労働者の心身の健康に影響を及ぼすセクシュアルハラスメント、働く女性の母性健康管理、マタニティハラスメント、パートタイム労働者の健康管理にかかる問題等、労働者の安全衛生に係る行政指導や相談対応を行っているが、行政指導等の記録を適正に管理し迅速かつ正確な事務処理を行うことで、効果的な行政運営を行う事が可能となり、職場環境改善等、労働者の安全衛生向上に資することから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に該当するため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。									
28年度目標	アウトカム指標	業務システム最適化実施前に比べて年間216.6人日以上の業務処理時間の削減を図る。			28年度実績	アウトカム指標	○	最適化計画のとおり業務のシステム化を図ってきたことから、予定とおりに年間216.6人日分の業務処理時間の削減ができています。		
	アウトプット指標	システム稼働率99.9%以上				アウトプット指標	○	システム稼働率99.9%を達成(システム稼働予定時間8,760hに対して、システム稼働実績8,760h。計画停電等、あらかじめ予定されていたシステム停止を除く)		
28年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	・アウトカム指標については、雇用均等業務の業務・システム最適化計画に基づいた整備・運用を行った結果、目標を達成した。 ・アウトプット指標については、ハードウェア及びソフトウェアともに大きな障害を発生させることなく運用できたため目標を達成した。									
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き、事業の適切な実施に努める。									
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-			左記指標についての事業実績等	28年度第一四半期	28年度第二四半期	28年度第三四半期	28年度第四四半期	
						-	-	-	-	
上記モニタリングの指標を設定できない理由	本事業は年間を通じて行う事業であり、四半期での設定になじまないため。									
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						

29年度事業概要	平成28年度と同様						
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	A	28年度評価においては目標を達成したため、職場環境改善等、労働者の安全衛生向上に資するよう、引き続き本施策を継続する。				
29年度目標(アウトカム指標)	業務システム最適化実施前に比べて年間216.6人日以上の業務処理時間の削減を図る。						
中期的な目標	-						
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	雇用環境・均等部(室)では、社会的問題となっている雇用の場における妊産婦への不利益取扱いに係る対応や働く女性の母性健康管理に係る問題など、今後も、事業主に対する法の周知や行政指導の徹底、労働者からの相談に対する対応等の業務量の増加が予想される。業務量の増加にあたっては、人員の適切な配置や端末台数の見直し等を行うことにより対応する予定である。特に端末については、必要に応じた配置や改修を行う等の業務の効率化を図ることによって、業務システム最適化計画の実施により見込んできた年間216.6人日の業務処理時間削減という水準を維持できるように努めるもの。						
29年度目標(アウトプット指標)	システム稼働率99.9%以上						
29年度重点施策との関係	-						
30年度要求に向けた事業の方向性	必要不可欠な経費を引き続き要求する。						
30年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等	29年度第一四半期	29年度第二四半期	29年度第三四半期	29年度第四四半期
				-	-	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	本事業は年間を通じて行う事業であり、四半期での設定になじまないため。						
その他特記事項	-						

事業名	未払賃金立替払事務実施費		事業番号 (29年度)	65					
			事業番号 (28年度)	65					
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号、賃金の支払の確保等に関する法律第7条)		担当係	労働条件確保対策事業係					
実施主体	(独)労働者健康安全機構		事業開始年度	昭和51年度					
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: ) <input checked="" type="checkbox"/> 補助金 [直接・間接] (補助先: 独立行政法人労働者健康安全機構 実施主体: 独立行政法人労働者健康安全機構) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	企業倒産に伴い賃金が支払われないまま退職を余儀なくされた労働者について、その未払賃金の一部を事業主に代わって立替払することにより、労働者とその家族の生活の安定を図る。							
	対象 (誰/何を対象に)	企業倒産に伴い賃金が支払われないまま退職を余儀なくされた労働者							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	(独)労働者健康安全機構は、立替払の請求の受理及び審査、立替払の決定及び立替払賃金の送金、事業主に対する求償等に関する業務を行う。							
	実施体制	独立行政法人労働者健康安全機構が実施。							
25年度予算額 (千円)	18,985,584	26年度予算額 (千円)	17,089,980	27年度予算額 (千円)	13,655,588	28年度予算額 (千円)	8,191,740	29年度予算額 (千円)	8,111,308
うち行政経費	467,365	うち行政経費	439,261	うち行政経費	437,421	うち行政経費	431,218	うち行政経費	436,587
25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	10,156,430	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	7,760,522	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	6,451,202	28年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	5,701,997	28年度雇用安定予算額: (千円) 28年度一般勘定予算額: (千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない	
25年度 予算執行率(%)	54.8	26年度 予算執行率(%)	46.6	27年度 予算執行率(%)	48.8	28年度 予算執行率(%)	73.5		
事業/制度の必要性 (緊急性がある場合は その旨記載)	未払賃金の立替払制度は、企業が倒産したために、賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、その未払賃金の一部を政府が事業主に代わって立替払することにより、労働者とその家族の生活の安定を図るセーフティネットとして機能している必要不可欠な事業である。								
社会復帰促進等 事業で行う必要性	未払賃金立替払事業は、企業倒産に伴い賃金が支払われないまま退職を余儀なくされた労働者について、未払賃金の一部を事業主に代わって立替払することによって、労働者とその家族の生活の安定を図るものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号で定める「賃金の支払の確保を図るために必要な事業」として行う必要がある。								
28年度目標	アウトカム 指標	立替払の迅速化及び立替払債権の回収を図るとする独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成26年4月～平成31年3月)。なお、平成28年度における目標は以下のとおり。 ・不備事業を除いた請求書の受付日から支払日までの期間について「平均25日以内」を維持する。		28年度実績	○	不備事業を除いた請求書の受付日から支払日までの期間については、「平均16.6日」となった。			
	アウトプット 指標	①不備事業を除いた請求書の受付日から支払日までの期間について「平均25日以内」を維持するために、原則週1回の立替払の堅持、破産管財人等による証明が的確に行われるようにするための弁護士会等への働きかけ、各地方裁判所への協力要請、大型請求事案に対する破産管財人等との打合せや事前調整、調査を要する事案等についての関係機関との連携強化を図る。 ②賃金債権の回収を図るため、弁済履行状況等についての管理表を作成し、常に履行状況の把握・確認を行うことで、事業主等への確実な求償等周知、清算型における確実な債権保全・再建型における確実な弁済の履行奨励等を行う。			×	-			
28年度実績	アウトカム 指標			28年度実績	○	①立替払の迅速化を図るため、以下の措置を講じた。 ・原則週1回の立替払を堅持し、年間計50回の支払を実施した。 ・破産管財人等の証明が的確に行われるように、都道府県弁護士会等の主催による未払賃金立替払制度に関する研修会を13カ所で開催し、出席者計680名に対し、機構から証明に当たっての留意事項を説明するとともに具体的事例の紹介を行った。 ・日弁連倒産法制等検討委員会と引き続き定期協議を行った。 ・地方裁判所14ヶ所に赴き、参加者計145名に対し、同制度の運営状況及び最近の問題点について説明を行うとともに、同制度の円滑な運営への協力依頼を行った。 ・不正受給の防止及び審査の迅速化を推進するために、破産管財業務に精通し、かつ、立替払制度にも造詣と理解が深い弁護士と連携を図り、破産管財人等を対象として未払賃金の証明等の業務に当たるに際し留意すべき事項や研修の内容について広く助言を得た。 ・大型請求事案や破産管財人が証明に苦慮した事案13件について、破産管財人事務所、破産会社及び所轄労働基準監督署等に直接機構職員が出向き、未払賃金立替払請求手続きに関する事前調整を行ったことにより、手続きの迅速化と審査業務の効率化が図れた。 ・労働基準監督署等の関係機関からの調査依頼または照会について、的確に対応し一層の連携強化に努めた。 ②賃金債権について、最大限確実な回収を図るため、以下の措置を講じた。 ・清算型については、債権届出を要する全378事業所について迅速かつ確実な届出を行った。 ・再建型については、債務承認書・弁済計画書の未提出の全7事業所へ25回の提出奨励、弁済不履行の全12事業所へ32回の弁済督促を行った。 ・事実上の倒産事案については、全1,699事業所へ求償通知を送付し、債務承認書が提出されていない全2,060事業所へ債務承認書の提出奨励を行い、弁済不履行になっている全163事業所について弁済督促を行った。			
	アウトプット 指標				×	-			

28年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	①原則週1回の立替払を堅持、大型請求事案に対する破産管財人等との打合せや事前調整、破産管財人等を対象とした未払賃金立替払制度に関する研修会での留意事項の説明などの措置を講じた結果、「平均25日以内」の目標が達成できた。 ②事実上の倒産事案では事業主への求償通知や債務承認書の提出督促・弁済督促を行い、清算型事案では確実な債権届出を行い、再建型では債務承認書等の提出督促・弁済督促を行った結果、目標が達成できた。							
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き立替払の迅速化及び立替払債権の回収を図る。							
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間について「平均25日以内」を維持すること。	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期	
				17.0	16.7	15.7	16.8	
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-							
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					
29年度事業概要	平成28年度と同様							
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	A	所期の目標を達成している。(独立行政法人評価に関する有識者会議の意見を踏まえた厚生労働大臣の評価)					
29年度目標(アウトカム指標)	立替払の迅速化及び立替払債権の回収を図るとする独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成26年4月～平成31年3月)。なお、平成29年度における目標は以下のとおり。 ・不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間について「平均25日以内」を維持する。							
中期的な目標	-							
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	内閣府によれば、景気の先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある、と報告されていることから、今後の経済情勢は依然として不透明であり、企業倒産の増加の懸念が払拭されず、これに伴い未払賃金立替払請求件数の増加の懸念も排除されないなか、審査体制の縮小があり、これまでどおり「平均25日以内」とする。また、立替払債権の確実な回収を実施することにより中期目標を達成する。							
29年度目標(アウトプット指標)	①不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間について「平均25日以内」を維持するために、原則週1回の立替払の堅持、破産管財人等による証明が的確に行われるようにするための弁護士会等への働きかけ、各地方裁判所への協力要請、大型請求事案に対する破産管財人等との打合せや事前調整、調査を要する事案等についての関係機関との連携強化を図る。 ②賃金債権の回収を図るため、弁済履行状況等についての管理表を作成し、常に履行状況の把握・確認を行うことで、事業主等への確実な求償等周知、清算型における確実な債権保全、再建型における確実な弁済の履行督促等を行う。							
29年度重点施策との関係	-							
30年度要求に向けた事業の方向性	未払賃金の立替払業務の着実な実施のため、必要な予算の確保に努めるとともに、引き続き立替払の迅速化及び立替払金の求償に主体的に取り組む。							
30年度重点施策との関係	-							
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間について「平均25日以内」を維持すること。	左記指標についての事業実績等	29年度 第一四半期	29年度 第二四半期	29年度 第三四半期	29年度 第四四半期	
				14.1	15.9	-	-	
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-							
その他特記事項	【独立行政法人評価に関する有識者会議の意見を踏まえた厚生労働大臣の平成28年度業務実績評価】 中期目標の所期の目標を達成していると認められる。							



事業名	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進 (過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し) 【29年度重点的目標管理事業】						事業番号 (29年度)	66-1	
							事業番号 (28年度)	66-1	
事業の別	安全衛生確保等事業(労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第3条第1項、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号、労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年労働省令第22号)第28条						担当係	設定改善係	
実施主体	都道府県労働局						事業開始年度	平成18年度	
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	経済界・労働界・地方公共団体の代表者からなる「官民トップ会議」にて策定された「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」等を踏まえ、労働時間等の設定改善を進め、仕事と生活の調和の実現を図っていくことを目的としている。							
	対象 (誰/何を対象に)	中小企業事業主							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	1 職場意識改善助成金(職場環境改善コース) 中小企業事業主が、長時間労働の抑制及び労働時間等の設定の改善に向けて、所定外労働の削減、年次有給休暇の取得促進その他労働時間等の設定の改善を目的として、職場意識の改善のための研修、周知・啓発、労働時間の管理の適正化に資する機械・器具の導入等を実施し、労働時間等の設定の改善の成果を上げた事業主に重点的に助成金を支給する。 2 職場意識改善助成金(所定労働時間短縮コース) 中小企業事業主が、労働時間等の設定の改善のため、所定労働時間の短縮、ひいては総労働時間の削減を目的として、職場意識の改善のための研修、周知・啓発、労働時間の管理の適正化に資する機械・器具の導入等を実施し、労働時間等の設定の改善の成果を上げた事業主に重点的に助成金を支給する。 3 職場意識改善助成金(時間外労働上限設定コース) 中小企業事業主が、労働時間等の設定の改善のため、時間外労働の上限設定、ひいては総労働時間の削減を目的として、職場意識の改善のための研修、周知・啓発、労働時間の管理の適正化に資する機械・器具の導入等を実施し、労働時間等の設定の改善の成果を上げた事業主に重点的に助成金を支給する。							
実施体制	都道府県労働局において実施する。								
25年度予算額 (千円)	956,193	26年度予算額 (千円)	900,434	27年度予算額 (千円)	1,368,016	28年度予算額 (千円)	2,001,322	29年度予算額 (千円)	2,100,667
うち行政経費	365,625	うち行政経費	375,462	うち行政経費	417,670	うち行政経費	420,289	うち行政経費	465,155
25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	306,879	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	359,992	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	387,034	28年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	445,353	28年度雇用勘定予算額: (千円) 29年度一般勘定予算額: (千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない	
25年度 予算執行率(%)	52.0	26年度 予算執行率(%)	68.6	27年度 予算執行率(%)	40.7	28年度 予算執行率(%)	28.2		
事業/制度の必要性 (緊急性がある場合はその旨記載)	近年の労働時間等の状況は、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合が高い水準で推移するとともに、年次有給休暇の取得率は5割を下回る状態であって、長時間労働等に起因する脳・心臓疾患等に係る労災認定件数は高い水準で推移している。このため、労働時間等設定改善法に基づき、企業に対する支援事業を実施し、企業における労使の自主的取組を推進することにより、①長時間労働の抑制、計画的付与制度等を活用した年次有給休暇の取得促進、②特別措置対象事業における週所定労働時間の週44時間から週40時間への移行促進、③労働基準法第36条第1項の規定に基づき延長した労働時間数を時間外労働の限度基準(月45時間かつ年360時間)以下の上限に設定することの促進等、労働時間等の設定の改善の促進を図る必要がある。 また、「働き方改革実現計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)において、勤務間インターバル制度を導入する中小企業への助成金の活用等を通じて、取り組みを推進することとされており、中小企業への助成金の活用を通じて普及促進を図る必要がある。								
社会復帰促進等 事業で行う必要性	1か月当たりの時間外労働時間が過労死ラインの80時間を超えるおそれのあるものとして、「週労働時間60時間(法定労働時間40時間と時間外労働時間20時間の合計)」があるが、我が国における労働時間等の現状をみると、過労死のリスクの高い週労働時間60時間以上の労働者の割合は、全体で7.7%(平成28年)、特に、30代の子育て世代の男性労働者は14.7%(平成28年)と、依然高い状態である。また、過労死等の労災保険支給決定件数も、脳・心臓疾患が近年300件前後で推移し、精神障害が400件台と依然として高水準で推移している。 過労死ラインとされる月80時間を超える時間外労働時間の現状を改善するためには、その前提となる週労働時間60時間以上働く労働者を減らすことが必要となる。また、2020年までに週労働時間60時間以上の労働者の割合を5%以下にすること(「仕事と生活の調和推進のための行動指針(平成22年6月29日改正)」)が、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(平成27年7月24日閣議決定)にも盛り込まれている。 本助成金は、長時間労働の抑制、週労働時間60時間以上の労働者の削減、疲労回復等に効果がある年次有給休暇の取得促進、勤務間インターバル制度の導入に取り組む中小企業事業主に対して支援を行うことにより、生産性等を高め、仕事と生活の調和のとれた働き方を普及させるものである。その結果、労働者の時間外労働の縮減や労働者の睡眠時間の確保等につながり、長時間労働に起因する脳・心臓疾患や精神疾患の発症リスクを減少させ、過労死等の防止など労働災害減少に寄与するものである。 したがって、本助成金は、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適用のものであり、社会復帰促進等事業として実施する必要があるものである。								

28年度目標	アウトカム指標	<p>1 職場意識改善助成金(職場環境改善コース)</p> <p>①助成金の支給対象となった中小企業事業主において、労働者1人当たりの年次有給休暇の年間平均取得日数をおおむね1日以上上昇させる。</p> <p>②助成金の支給対象となった中小企業事業主において、労働者1人当たりの月間平均所定外労働時間数をおおむね1時間以上削減する。</p> <p>③支給対象事業主に対してアンケート調査を実施し、80%以上の事業主から当該助成金制度を利用することによって労働時間等の設定の改善に役立った旨の評価が得られるようにする。</p> <p>2 職場意識改善助成金(所定労働時間短縮コース)</p> <p>①助成金の支給対象となった中小企業における対象事業場において、週所定労働時間を2時間以上短縮して、40時間以下にする。</p> <p>②支給対象事業主に対してアンケート調査を実施し、80%以上の事業主から当該助成金制度を利用することによって労働時間等の設定の改善に役立った旨の評価が得られるようにする。</p> <p>3 職場意識改善助成金(時間外労働上限設定コース)</p> <p>①助成金の支給対象となった中小企業における対象事業場において、労働基準法第36条第1項の規定に基づき延長した労働時間数を短縮して、限度基準以下の上限を設定する。</p> <p>②支給対象事業主に対してアンケート調査を実施し、80%以上の事業主から当該助成金制度を利用することによって労働時間等の設定の改善に役立った旨の評価が得られるようにする。</p>	28年度実績	アウトカム指標	<p>1 職場意識改善助成金(職場環境改善コース)</p> <p>①年次有給休暇の年間平均取得日数:約4.4日増</p> <p>②月間平均所定外労働時間数:約4.6時間減</p> <p>③労働時間等の設定の改善に役立ったと回答した割合:約10%</p> <p>2 職場意識改善助成金(所定労働時間短縮コース)</p> <p>①週所定労働時間:約3.8時間減</p> <p>②労働時間等の設定の改善に役立ったと回答した割合:100%</p> <p>3 職場意識改善助成金(時間外労働上限設定コース)</p> <p>①限度基準以下の上限設定事業場数:7件</p> <p>②労働時間等の設定の改善に役立ったと回答した割合:100%</p>	○
	アウトプット指標	<p>1 職場意識改善助成金(職場環境改善コース)の支給決定件数を平成26年度目標件数(238件)以上とする。</p> <p>2 職場意識改善助成金(所定労働時間短縮コース)について、平成27年度予算における想定件数の7割(600件)以上とする。</p> <p>3 職場意識改善助成金(時間外労働上限設定コース)について、平成28年度予算における想定件数の7割(550件)以上とする。</p>		アウトプット指標	<p>1 職場意識改善助成金(職場環境改善コース)の支給決定件数:88件</p> <p>2 職場意識改善助成金(所定労働時間短縮コース)の支給決定件数:12件</p> <p>3 職場意識改善助成金(時間外労働上限設定コース)支給決定件数:7件</p>	○
28年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	<p>「職場意識改善助成金(職場環境改善コース)」については、支給決定件数が88件で、目標の約4割の状況である。本助成金は、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進という重要施策を担っているものであり、厚生労働省及び都道府県労働局において積極的な周知活動を行っているが、利用件数の増加に結びつかない状況にある。</p> <p>また、「職場意識改善助成金(所定労働時間短縮コース)」については、支給決定件数が12件と、ほとんど利用されていない状況にある。しかしながら、本助成金は、平成27年2月13日の労働政策審議会の建議において、特例措置対象事業場の範囲の縮小を図る方向で、労働基準法改正法案の成立後、改めて審議会で検討の上、所要の省令改正を行うことが適当であるとされたことから設けたものであり、その後、働き方改革による時間外労働の上限規制の議論等により、現時点では、特例措置の縮小の具体的な時期は未定の状態になっている。このため、特例措置対象事業主に所定労働時間短縮等のインセンティブが働かなかったことが、申請件数が伸び悩んだ大きな理由と考える。</p> <p>さらに、「職場意識改善助成金(時間外労働上限設定コース)」については、平成28年度に設けた助成金であって、働き方改革による時間外労働の上限規制の議論より前に設けていたものである。本助成金は労働基準法第36条第1項の規定に基づき延長した労働時間数を時間外労働の限度基準以下の上限に設定することを促進させるという重要施策を担っているものであるが、まだまだ周知が図れていないものと認識している。</p>					
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	<p>平成29年度予算において、支給実績等を踏まえ、「職場意識改善助成金(職場環境改善コース)」について約5千万円の縮小を、「職場意識改善助成金(所定労働時間短縮コース)」については約3億5千万円の縮小を行うとともに、これまでの周知活動に加え、企業の実情を知る社会保険労務士に直接周知する方法により、それぞれの助成金が必要な中小企業に対して周知徹底を図っていくこととする。</p> <p>また、働き方改革実行計画が平成29年3月28日に決定されており、当該趣旨等を踏まえ、事業内容について見直しを行う。</p>					

四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等	28年度	28年度	28年度	28年度
				第一四半期	第二四半期	第三四半期	第四四半期
				-	-	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	1年間を通してでなければ効果測定ができないため、四半期ごとの効果測定にはなじまない。						
評価	B	予算額又は手法等を見直し					
29年度事業概要	28年度事業に加えて職場意識改善助成金(勤務間インターバル導入コース) 中小企業事業主が、労働時間等の設定の改善のため、過重労働の防止及び長時間労働の抑制に向けて、勤務間インターバル制度を導入することを目的として、職場意識の改善のための研修、周知・啓発、労働時間の管理の適正化に資する機械・器具の導入等を実施し、労働時間等の設定の改善の成果を上げた事業主に重点的に助成金を支給する。						
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	B	職場意識改善助成金(職場環境改善コース及び所定労働時間短縮コース)について、平成27年度目標の達成状況を踏まえ、平成29年度予算において支給決定件数等の見直しを行った。				
29年度目標(アウトカム指標)	1 職場意識改善助成金(職場環境改善コース) ①助成金の支給対象となった中小企業事業主において、労働者1人当たりの年次有給休暇の年間平均取得日数をおおむね1日以上上昇させる。 ②助成金の支給対象となった中小企業事業主において、労働者1人当たりの月間平均所定外労働時間数をおおむね1時間以上削減する。 ③支給対象事業主に対してアンケート調査を実施し、80%以上の事業主から当該助成金制度を利用することによって労働時間等の設定の改善に役立った旨の評価が得られるようにする。 2 職場意識改善助成金(所定労働時間短縮コース) ①助成金の支給対象となった中小企業における対象事業場において、週所定労働時間を2時間以上短縮して、40時間以下にする。 ②支給対象事業主に対してアンケート調査を実施し、80%以上の事業主から当該助成金制度を利用することによって労働時間等の設定の改善に役立った旨の評価が得られるようにする。 3 職場意識改善助成金(時間外労働上限設定コース) ①助成金の支給対象となった中小企業における対象事業場において、労働基準法第36条第1項の規定に基づき延長した労働時間数を短縮して、限度基準以下の上限を設定する。 ②支給対象事業主に対してアンケート調査を実施し、80%以上の事業主から当該助成金制度を利用することによって労働時間等の設定の改善に役立った旨の評価が得られるようにする。 4 職場意識改善助成金(勤務間インターバル導入コース) ①助成金の支給対象となった中小企業における対象事業場において、勤務間インターバルを導入する。 ②支給対象事業主に対してアンケート調査を実施し、80%以上の事業主から当該助成金制度を利用することによって労働時間等の設定の改善に役立った旨の評価が得られるようにする。						
中期的な目標	・年次有給休暇の取得率を2020年までに70%(以上)とする。 ・週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2020年までに5.0%(以下)(2008年から半減)とする。 仕事と生活の調和推進のための行動指針(平成22年6月29日改正) 過労死等の防止のための対策に関する大綱(平成27年7月24日閣議決定)						
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	1 職場意識改善助成金(職場環境改善コース): ①中期的な目標を踏まえて設定した。算出方法は以下のとおり。 年次有給休暇の取得率(取得日数/付与日数) 2015年 48.7%(8.8日/18.1日)〔「就労条件総合調査」より抜粋〕→ 2020年 70%(13.0日/18.5日)(平成22年6月29日「仕事と生活の調和推進のための行動指針」より抜粋) → 取得日数の差÷年数 = (13.0-8.8)÷5 = 0.84 ≒ 1日/年 ②中期的な目標を踏まえて設定した。算出方法は以下のとおり。 週労働時間60時間以上の労働者を含めた労働者の所定外労働時間数 2015年 154時間(「毎月勤労統計調査」より抜粋)→ 2020年 72.5時間(2008年 145時間〔「毎月勤労統計調査」より抜粋〕)÷2 → 年間所定外労働時間数の差÷年数 = (154-72.5(平成22年6月29日「仕事と生活の調和推進のための行動指針」より抜粋))÷5 = 13.58 ÷12(月) = 1.36 ≒ 1時間/月 ③当該助成金が利用者にとって役立つ内容となっているか把握することが重要であるため、設定した。 2 職場意識改善助成金(所定労働時間短縮コース) ①労働基準法の特例として法定労働時間が週44時間とされている特例措置対象事業場における労働時間の減少を促進するため、設定した。 ②当該助成金が利用者にとって役立つ内容となっているか把握することが重要であるため、設定した。 3 職場意識改善助成金(時間外労働上限設定コース) ①時間外労働の限度基準(月45時間かつ年360時間)の時間数を超える労働基準法第36条第1項の協定を締結している事業場における時間外労働の削減を促進するため、設定した。 ②当該助成金が利用者にとって役立つ内容となっているか把握することが重要であるため、設定した。 4 職場意識改善助成金(勤務間インターバル導入コース) ①勤務間インターバル制度の導入を促進するため、設定した。 ②当該助成金が利用者にとって役立つ内容となっているか把握することが重要であるため、設定した。						
29年度目標(アウトカム指標)	1 職場意識改善助成金(職場環境改善コース)の支給決定件数を平成29年度予算における想定件数の7割(133件)以上とする。 2 職場意識改善助成金(所定労働時間短縮コース)の支給決定件数を平成29年度予算における想定件数の7割(58件)以上とする。 3 職場意識改善助成金(時間外労働上限設定コース)について、平成29年度予算における想定件数の7割(550件)以上とする。 4 職場意識改善助成金(勤務間インターバル導入コース)について、平成29年度予算における想定件数の7割(518件)以上とする。						

29年度重点施策との関係	<p>第3「働き方改革」の推進などを通じた労働環境の整備・生産性の向上</p> <p>1 非正規雇用労働者の待遇改善、長時間労働の是正等</p> <p>(2) 長時間労働の是正</p> <p>② 働き方・休み方の見直しに向けた取組の促進</p>										
30年度要求に向けた事業の方向性	<p>本助成金は、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、特例措置対象事業場に対する週40時間への移行促進、超過勤務の時間外労働の限度基準以下への設定促進、勤務間インターバル制度の普及促進という重要施策を担っているものであるが、平成29年3月28日に決定された働き方改革実行計画の趣旨等を踏まえ、事業内容の効率化・重点化を検討しつつ、事業内容の見直しを行う。</p>										
30年度重点施策との関係	-										
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等	29年度 第一四半期	29年度 第二四半期	29年度 第三四半期	29年度 第四四半期	-	-	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	1年間を通してでなければ効果測定ができないため、四半期ごとの効果測定にはなじまない。										
その他特記事項	-										

事業名	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進 (テレワーク普及促進等対策) 【29年度重点的目標管理事業】						事業番号 (29年度)	66-2	
							事業番号 (28年度)	66-2	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	テレワーク係	
実施主体	一般社団法人日本テレワーク協会、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所、株式会社テレワークマネジメント						事業開始年度	平成19年度	
実施方法	<p>■直接実施</p> <p>■業務委託等(委託先等: 一般社団法人日本テレワーク協会、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所、株式会社テレワークマネジメント)</p> <p>□補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: )</p> <p>□貸付(貸付先: )</p> <p>□その他( )</p>								
事業/制度概要	目的 (何のため)	多様で柔軟な働き方の一つであるテレワークを普及することにより、子育てや介護等と仕事の両立が促されるなどワーク・ライフ・バランスの向上に資するため。							
	対象 (誰/何を対象に)	労働者、事業主							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	<p>平成27年度に引き続き、下記の事業を実施。</p> <p>①テレワーク・セミナー テレワーク実施時の労務管理上の留意点について周知を図るとともに、テレワーク導入事業場による成功事例を紹介することにより、適正な労働条件下でのテレワークの普及促進を図る。</p> <p>②テレワーク相談センター及び訪問コンサルタント テレワーク導入・実施時の労務管理上の課題等についての質問に応じるテレワーク相談センターを東京に設置し、企業等からの相談対応を通じて、適正な労働条件下におけるテレワークの普及促進を図る。 また、テレワークの導入を検討する企業に対して、労務管理等に関する訪問によるコンサルティングを実施。</p> <p>③テレワークモデル実証事業 総務省と連携して、育児等との両立を図るため、週1日以上在宅で就業する雇用型在宅型テレワーク等を可能とする労務管理、人事評価、情報通信技術等に係る実証を行い、中小企業等が導入しやすいモデルを構築して普及する。</p> <p>④職場意識改善助成金(テレワークコース) 中小企業事業主が、労働時間等の設定の改善のため、終日、在宅又はサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組むことを目的として、テレワーク用通信機器の導入・運用、就業規則・労使協定等の作成・変更等を実施し、労働時間等の設定の改善の成果を上げた事業主に重点的に助成金を支給する。 ※平成28年度はテレワーク実施対象者一人当たりの支給額を増額。</p> <p>⑤テレワーク表彰・シンポジウム テレワークを先進的に進める企業等に対して表彰を行い、その取組を表彰式を兼ねたシンポジウムを通じて幅広く周知。</p> <p>⑥業界団体と連携したテレワーク導入支援 業種の特性に応じたテレワークの導入を促進するため、業界団体と連携し、団体傘下の企業に対して支援を行う。</p>							
実施体制	<p>①テレワーク・セミナー:一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、(一社)日本テレワーク協会が実施。</p> <p>②テレワーク相談センター:一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、(一社)日本テレワーク協会が実施。</p> <p>③テレワークモデル実証事業:一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、(株)エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所が実施。</p> <p>④職場意識改善助成金(テレワークコース):厚生労働省で直接実施</p> <p>⑤テレワーク表彰・シンポジウム:一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、(一社)日本テレワーク協会が実施。</p> <p>⑥業界団体と連携したテレワーク導入支援:一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、(一社)日本テレワーク協会及び株式会社テレワークマネジメントが実施。</p>								
25年度予算額 (千円)	26,731	26年度予算額 (千円)	602,177	27年度予算額 (千円)	454,545	28年度予算額 (千円)	275,478	29年度予算額 (千円)	528,639
うち行政経費	993	うち行政経費	4,025	うち行政経費	3,903	うち行政経費	2,553	うち行政経費	1,659
25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	17,955	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	67,177	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	88,556	28年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	124,276	29年度雇用勘定予算額: (千円) 29年度一般勘定予算額: (千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない	
25年度 予算執行率(%)	69.8	26年度 予算執行率(%)	11.2	27年度 予算執行率(%)	19.7	28年度 予算執行率(%)	45.5		
事業/制度の必要性 (緊急性がある場合は その旨記載)	<p>テレワークについては、ワーク・ライフ・バランスを実現するための多様な働き方を可能とするものであり、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)、「世界最先端IT国家創造宣言」(平成28年5月20日閣議決定[より改定])、「経済財政運営と改革の基本方針2016」(平成28年6月2日閣議決定)及び「日本再興戦略2016」(平成28年6月2日閣議決定)において、地方創生、女性活躍等の様々な観点からテレワークの推進が求められている。</p> <p>また、平成28年9月より開催された働き方改革実現会議において取りまとめられた「働き方改革実行計画」においては、テレワーク普及の重要性とあわせて、テレワークが長時間労働を招かないようにすることが求められている。</p> <p>これらを踏まえ、厚生労働省においては、適正な労務管理下における良質なテレワークが普及するよう、テレワーク関係省庁である総務省、経済産業省及び国土交通省と連携し、テレワークの普及促進に向けた気運の醸成を図りつつ、労務管理の在り方等、個別企業へのきめ細かな支援を実施するなど、あらゆる施策を実施することにより、より一層強力にテレワークの普及促進に取り組む必要がある。</p>								
社会復帰促進等 事業で行う必要性 がある。	<p>テレワークは、ワーク・ライフ・バランスの向上等に資する多様な働き方の一つであるが、一方で長時間労働に陥りやすいと指摘されていることや、VDT作業による健康障害も懸念されることから、過重労働や健康障害が発生しないよう、適切な労働条件下における良質なテレワークを普及させる必要がある。このため、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に該当する事業であり、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p>								

28年度目標	アウトカム指標	<p>① テレワーク・セミナーの労務管理の講義について、参加者にアンケート調査を実施し、『在宅勤務ガイドライン』及び『VDTガイドライン』について理解することができた旨の回答割合を80%以上とする。</p> <p>② テレワーク相談センターの相談事業において、相談者にアンケート調査を実施し、『問い合わせの目的が達成できた。』旨の回答割合を70%以上とする。</p> <p>③ 職場意識改善助成金(テレワークコース)について、助成金の支給対象となった中小企業事業主において、対象労働者が終日在宅でテレワークを実施した日数の週間平均が1日以上となった事業主を50%以上とすること。</p>	28年度実績	アウトカム指標	○	<p>①『『在宅勤務ガイドライン』及び『VDTガイドライン』について理解することができた旨の回答割合は89%であった。</p> <p>②相談者に対するアンケートにおいて、『問い合わせの目的が達成できた』旨の回答は、相談直後のアンケートにおいて、87.0%、一定期間後のアンケートにおいて91.8%であった。</p> <p>③対象労働者が終日在宅でテレワークを実施した日数の週間平均が1日以上となった事業主は92.8%であった。</p>	
	アウトプット指標	<p>①テレワーク相談センターに対する相談件数(「テレワーク相談センターホームページ」からの資料のダウンロード件数含む。)を1400件以上とする。</p> <p>②テレワーク・セミナーの集客数を合計700名以上とする。(平成27年度は5箇所で開催、平成28年度も同様)</p> <p>③職場意識改善助成金(テレワークコース)の支給決定件数につき前年度実績を上回ることをとする。</p>		アウトプット指標	○	<p>①相談件数(「テレワーク相談センターホームページ」からの資料のダウンロード件数含む。)は1,962件であった。</p> <p>②セミナー参加者は合計707名であった。</p> <p>③平成28年度の支給決定件数は84件であり、平成27年度の39件を上回った。</p>	
28年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	平成27年度、目標未達成だった助成金については、厚生労働省のセミナーだけでなく、企業が実施するテレワークのセミナーにおける周知を図るなどより一層の周知を図った。平成28年度からは、助成額の上限を見直したことも相まって、昨年度以上の支給決定件数を確保した。また、関係省庁と連携し、毎年11月に実施するテレワーク月間のPRを強化するなどした結果、テレワークに対する関心が高まったこともあり、セミナーの集客数や相談センターの相談件数等の目標達成につながったと考えられる。						
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	いずれの指標についても、今後平成28年度の水準を下回らないよう一層の周知等を図る必要がある。						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	テレワーク相談センターに対する相談件数(「テレワーク相談センターホームページ」からの資料のダウンロード件数含む。)	左記指標についての事業実績等	28年度第一四半期	28年度第二四半期	28年度第三四半期	28年度第四四半期
				329	523	535	575
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-						
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を実施				

29年度事業概要	<p>平成28年度の実施した事業のうち、以下の事業は引き続き実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テレワーク・セミナー</li> <li>・テレワーク相談センター及び訪問コンサルタント</li> <li>・職場意識改善助成金(テレワークコース) <ul style="list-style-type: none"> <li>※平成29年度は、短時間のテレワーク実施の場合も支給対象とするほか、1事業主当たり2回まで支給可能とする。</li> </ul> </li> <li>・テレワーク表彰・シンポジウム</li> </ul> <p>テレワークを先進的に進める企業等に対して表彰を行い、その取組を表彰式を兼ねたシンポジウムを通じて幅広く周知。</p> <p>また、平成29年度は新たに、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・駅や保育施設に近接した場所に設置したサテライトオフィスを活用したモデル事業</li> <li>・大企業のテレワークの取組を周知し、他企業等へのテレワーク導入を促す事業</li> <li>・国家戦略特区にもとづき東京都と連携して設置するテレワーク推進センターの運営事業等を実施予定。</li> </ul>						
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	B	予算額又は手法等を見直し				
29年度目標(アウトカム指標)	<p>① テレワーク・セミナーの労務管理の講義について、参加者にアンケート調査を実施し、『在宅勤務ガイドライン』及び『VDTガイドライン』について理解することができた旨の回答割合を85%以上とする。</p> <p>② テレワーク相談センターの相談事業において、相談者にアンケート調査を実施し、「問い合わせの目的が達成できた。」旨の回答割合を80%以上とする。</p> <p>③ 職場意識改善助成金(テレワークコース)について、助成金の支給対象となった中小企業事業主において、対象労働者がテレワークを実施した日数の週間平均が1日以上となった事業主を60%以上とすること。</p>						
中期的な目標	2020年には、テレワーク導入企業を平成24年度比で3倍、テレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合を平成28年度比で倍増する。						
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	<p>テレワーク・セミナー及びテレワーク相談センターに係る目標設定水準は、より一層の労務管理等についての理解が得られるよう、昨年度以上の水準とした。</p> <p>職場意識改善助成金(テレワークコース)は平成29年度から新たに、短時間のテレワーク実施の場合も支給対象としていることから、より実施しやすくなることを踏まえ、昨年度を上回る水準とした。</p>						
29年度目標(アウトプット指標)	<p>①テレワーク相談センターに対する相談件数(「テレワーク相談センターホームページ」からの資料のダウンロード件数含む。)を2,000件以上とする。</p> <p>②テレワーク・セミナーの集客数を合計700名以上とする。</p> <p>③職場意識改善助成金(テレワークコース)の支給決定件数につき80件以上とする。</p>						
29年度重点施策との関係	<p>第3「働き方改革」の推進などを通じた労働環境の整備・生産性の向上</p> <p>1 非正規雇用労働者の待遇改善、長時間労働の是正等</p> <p>(4)ワークライフバランスの実現</p> <p>① テレワーク・在宅就業の推進</p>						
30年度要求に向けた事業の方向性	「ニッポン一億総活躍プラン」等の閣議決定や「働き方改革実行計画」を踏まえ、引き続き、テレワーク相談センター及びテレワーク・セミナーの実施、職場意識改善助成金(テレワークコース)の支給など、適正な労働条件下でのテレワークの普及促進を図るため、必要な要求を行う。						
30年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	テレワーク相談センターに対する相談件数(「テレワーク相談センターホームページ」からの資料のダウンロード件数含む。)	左記指標についての事業実績等	29年度 第一四半期	29年度 第二四半期	29年度 第三四半期	29年度 第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-						
その他特記事項	-						

事業名	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進 (医療労働者の確保・定着に向けた職場環境改善のための取組) 【29年度重点目標管理事業】				事業番号 (29年度)	66-3				
					事業番号 (28年度)	66-3				
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)				担当係	労働条件改善係				
実施主体	厚生労働省、都道府県労働局、株式会社日本能率協会総合研究所、有限責任監査法人トーマツ				事業開始年度	平成24年度				
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:株式会社日本能率協会総合研究所、有限責任監査法人トーマツ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: ) 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )									
事業／制度概要	目的 (何のため)	国民が将来にわたり質の高い医療サービスを受けるためには、厳しい勤務環境にある医師や看護職員等が健康で安心して働くことができる環境整備が喫緊の課題となっていることから、医療従事者全体の勤務環境の改善に向けた施策の更なる推進を図るため。								
	対象 (誰/何を対象に)	医療機関に勤務する医療従事者等								
	事業・事業のスキーム (決定スキームを含む)	①医療従事者の労務管理等の改善についての相談支援等の実施。 ※【平成26年度～】各都道府県が設置主体となる、医療機関に対する勤務環境改善をワンストップで支援するための「医療勤務環境改善支援センター」(以下「支援センター」という。)等において、各都道府県労働局による委託により実施。 ②①の取組を踏まえ、先進的な取組や好事例等を共有し、全国への普及・啓発に活用するため、都道府県労働局の職員等を集めた全国会議等を開催。【平成25年度～】 ③勤務環境改善マネジメントシステムに基づいた医療機関の取組事例及び支援センターの支援事例の収集・分析。 【平成26年度～】 ④勤務環境改善マネジメントシステムの普及促進。【平成26年度～】 ⑤医療機関の勤務環境改善に関する好事例を個々の医療機関が、その課題に応じて活用できるデータベースサイトの運用。 【平成26年度～】								
	実施体制	①都道府県労働局において、随意契約(企画競争等)を経て、委託先を決定。 ②厚生労働省及び都道府県労働局において実施。 ③一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、株式会社日本能率協会総合研究所が実施。 ④一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、有限責任監査法人トーマツが実施。 ⑤一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、有限責任監査法人トーマツが実施。								
25年度予算額 (千円)	74,850	26年度予算額 (千円)	295,842	27年度予算額 (千円)	295,746	28年度予算額 (千円)	289,500	29年度予算額 (千円)	303,496	
うち行政経費	56,529	うち行政経費	23,640	うち行政経費	25,700	うち行政経費	23,848	うち行政経費	23,848	
25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	15,774	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	222,461	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	219,639	28年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	230,386	29年度雇用勘定予算額: (千円) 29年度一般勘定予算額: (千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない		
25年度 予算執行率(%)	86.1	26年度 予算執行率(%)	81.7	27年度 予算執行率(%)	81.3	28年度 予算執行率(%)	86.7			
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合は その旨記載)	国民が将来にわたり質の高い医療サービスを受けるためには、厳しい勤務環境にある医師や看護職員等が健康で安心して働くことができる環境整備が喫緊の課題となっていることから、医療従事者全体の勤務環境の改善に向けた取組を図ることが必要である。									
社会復帰促進等 事業で行う必要性	労働災害の発生要因にもなる長時間労働等の厳しい勤務環境の改善に向けた医療機関の取組を支援するものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適用事業であり、社会復帰促進等事業で行う必要がある。									
28年度目標	アウトカム 指標	①支援センター等における労務管理に関する相談支援について、「参考になった」と回答する利用者の割合を80%以上とする。 ②普及促進事業のセミナー開催において、聴衆にアンケート調査を実施し、「医療勤務環境マネジメントシステムの説明は参考になった」旨の回答割合を80%以上とする。 ③定期的に開催する検討委員会において、調査・研究を実施し、報告書を取りまとめる。			28年度実績	○	①支援センター等における労務管理に関する相談支援について【参考になった】と回答した利用者の割合は99.5%であった。 ②研修会出席者を対象としたアンケート結果によると、【参考になった】旨の回答が92%であった。 ③検討委員会を6月・9月・12月・3月に定期的に開催し、平成29年3月に事業報告書を取りまとめ、効果的・効率的な支援業務の確立を行った。			
	アウトプット 指標	①医療従事者の労務管理等の改善について、すべての都道府県において、相談支援等を行うための体制整備を行う。 ②データベースサイトのアクセス件数を30,000件以上とする。				○	①すべての都道府県において、医療従事者の労務管理等の改善についての相談支援等を実施した。 ②アクセス件数は、42,246件。			
28年度目標を達成(未達成)の理由 (原因)	支援センターにおける相談支援等が適切に行われたこと、また、医療機関や支援センターにおける取組事例の収集やデータベースサイトの周知などに積極的に取り組んだため。									
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き、事業の適正な運営に努める。									
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	データベースサイトのアクセス件数			左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期	
						7,242	20,292	7,593	7,119	
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—									
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続する。						



29年度事業概要	28年度と同様						
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続する。				
29年度目標(アウトカム指標)	①支援センター等における労務管理に関する相談支援について、「参考になった」と回答する利用者の割合を80%以上とする。 ②普及促進事業のセミナー開催において、聴衆にアンケート調査を実施し、「医療勤務環境マネジメントシステムの説明は参考になった」旨の回答割合を80%以上とする。 ③定期的に開催する検討委員会において、調査・研究を実施し、報告書を取りまとめる。						
中期的な目標	-						
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	①相談支援については、規模やニーズに応じ、利用者にとって役立つ内容となっているかを把握することが重要であるため。 ②セミナーの実施については、聴衆にとって役立つ内容となっているかを把握することが重要であるため。 ③調査・研究については、報告書の取りまとめにおいて十分な議論を経ることが重要であるため。						
29年度目標(アウトプット指標)	①医療従事者の労務管理等の改善について、すべての都道府県において、相談支援等を行うための体制整備を行う。 ②データベースサイトのアクセス件数を35,000件以上とする。						
29年度重点施策との関係	第3 「働き方改革」の推進などを通じた労働環境の整備・生産性の向上 1 非正規雇用労働者の待遇改善、長時間労働の是正等 (2)長時間労働の是正 ③ 医療従事者の勤務環境の改善						
30年度要求に向けた事業の方向性	平成29年度は、引き続き「医療勤務環境改善支援センター」による医療機関等に対する相談支援等の実施及びその充実を図るとともに、医療分野の「雇用の質」向上のための勤務環境マネジメントシステムの効果的な普及促進を図るため、所要の予算要求を行う。						
30年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	データベースサイトのアクセス件数	左記指標についての事業実績等	29年度 第一四半期	29年度 第二四半期	29年度 第三四半期	29年度 第四四半期
				7,002	23,896	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-						
その他特記事項	-						

事業名	中小企業退職金共済事業経費 【29年度重点的目標管理事業】		事業番号 (29年度)	67					
			事業番号 (28年度)	67					
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令:労働者災害補償保険法第29条第1項第3号、中小企業退職金共済法)		担当係	機構調整係					
実施主体	(独)勤労者退職金共済機構		事業開始年度	昭和34年度					
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: ) <input checked="" type="checkbox"/> 補助金【直接・間接】(補助先:(独)勤労者退職金共済機構 実施主体:(独)勤労者退職金共済機構) <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他( )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	独力では退職金制度を持つことが困難な中小企業について、事業主の相互共済の仕組みと国の援助により退職金制度を確立し、もって中小企業勤労者の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを目的とする。							
	対象 (誰/何を対象に)	中小企業事業主・従業員							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	事業主の相互共済の仕組みと国の援助により中小企業の退職金制度を確立するため、中小企業退職金共済制度への加入時に掛金の負担軽減措置を行う。							
	実施体制	(独)勤労者退職金共済機構が事業を運営する。							
25年度予算額 (千円)	1,983,480	26年度予算額 (千円)	1,946,720	27年度予算額 (千円)	1,892,384	28年度予算額 (千円)	1,912,497	29年度予算額 (千円)	2,054,539
うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	-	-
25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	1,909,891	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	1,847,218	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	1,892,384	28年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	1,912,497	29年度雇用勘定予算額:6,317,629(千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない	
25年度 予算執行率(%)	96.3	26年度 予算執行率(%)	94.9	27年度 予算執行率(%)	100.0	28年度 予算執行率(%)	100.0		
事業/制度の必要性 (緊急性がある場合はその旨記載)	中小企業において、退職金制度が大企業に比べ依然として普及していない状況であり、独力で退職金制度を設けることが困難であるため、機構が中小企業に代わって退職金の支給を行う中小企業退職金共済制度の普及を引き続き図る必要がある。								
社会復帰促進等 事業で行う必要性	中退共制度により支給される退職金は、賃金とみなされる民間の退職金と同等なものであるため、本制度による退職金の支払いは、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号の事業(賃金の支払の確保を図るために必要な事業)に該当する。								
28年度目標	アウトカム指標	在籍被共済者数が、前年度を上回る (平成27年度末3,300,459)	28年度実績	アウトカム指標	○	在籍被共済者数が、前年度を上回った。 (平成28年度末:3,350,308人)			
	アウトプット指標	普及推進員等1人あたりの未加入企業に対する訪問件数を平均月15件以上とする。		アウトプット指標	○	普及推進員等1人あたりの未加入企業に対する訪問件数は平均月16.87件(平成28年度)であった。			
28年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	都道府県労働局、都道府県及び中小企業事業主団体等の関係機関との連携、普及推進員等を活用した企業訪問等により、全国的な加入促進活動を行ったことや、他の退職金共済事業との連携による周知広報、制度の普及・加入の勧奨を図るためにマスメディアを積極的に活用するなど、効果的・効率的な加入促進活動を実施したため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き、関係機関等と連携し、解散存続厚生年金基金及び特定退職金共済事業を廃止した団体から中小企業退職金共済制度への資産移換を促進するための周知広報の実施や、無料訪問相談及び制度説明会への申込が一定数あり開拓の余地が見込まれる業種の団体等へのアプローチに積極的に取り組むなど、制度の普及をより一層図る。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	新規加入被共済者数	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期		
				136,973	223,843	297,279	370,994		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-								
評価	A		成果目標を達成できているところであり、引き続き施策を実施						

29年度事業概要	平成28年度と同様						
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	A	成果目標を達成できているところであり、引き続き施策を実施				
29年度目標(アウトカム指標)	在籍被共済者数が、前年度を上回る(平成28年度末:3,350,308人)						
中期的な目標	中期目標期間中(平成25年度～平成29年度)の5年間に、中退共事業で1,620,000人を加入させる。						
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	<p>本事業は、掛金減額によって事業主の負担を軽減することにより、独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業について、退職金制度を確立し、労働条件を改善することにより、従業員の定着の促進、労働意欲の向上等による労働能率の向上を図るものであることから、より多くの中小企業で働く従業員が本事業の対象となることが重要である。</p> <p>短期的な景気変動による中小企業における雇用者数の増減と在籍被共済者数の増減は、必ずしも時期的に連動するものではないため、在籍被共済者の絶対数を増加させることを目標として設定することが適切である。</p>						
29年度目標(アウトプット指標)	普及推進員等1人あたりの未加入企業に対する訪問件数を平均月15件以上とする。						
29年度重点施策との関係	6(2)中小企業退職金共済制度の充実						
30年度要求に向けた事業の方向性	引き続き、効果的・効率的な加入促進活動を行い、退職金制度の普及を図る。						
30年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	新規加入被共済者数	左記指標についての事業実績等	29年度第一四半期	29年度第二四半期	29年度第三四半期	29年度第四四半期
				145,384	230,080	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-						
その他特記事項	-						

事業名	勤労者財産形成促進事業に必要な経費							事業番号 (29年度)	68
								事業番号 (28年度)	68
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令:労働者災害補償保険法第29条第1項第3号、中小企業退職金共済法)							担当係	財形融資係
実施主体	本省							事業開始年度	平成15年度
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	財形制度の普及促進を目的とする。							
	対象 (誰/何を対象に)	事業主・勤労者							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	事業主及び勤労者に対する制度の周知を実施する。							
	実施体制	直接実施							
25年度予算額 (千円)	587	26年度予算額 (千円)	310	27年度予算額 (千円)	310	28年度予算額 (千円)	310	29年度予算額 (千円)	310
うち行政経費	310	うち行政経費	310	うち行政経費	310	うち行政経費	310	うち行政経費	310
25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	277	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	28年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	29年度雇用助定予算額: (千円) 29年度一般助定予算額: (千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない	
25年度 予算執行率(%)	100.0	26年度 予算執行率(%)	—	27年度 予算執行率(%)	—	28年度 予算執行率(%)	—		
事業/制度の必要性 (緊急性がある場合は その旨記載)	財形制度は、勤労者の財産形成を促進するうえで重要な制度であるが、依然として多くの企業で制度の立ち遅れが見られるため事業主及び勤労者に対する制度の周知等を実施する必要がある。								
社会復帰促進等 事業で行う必要性	財形制度は、労使協定を締結して控除した労働者の賃金の一部を積み立て、年金や住宅取得などの原資として将来的に労働者に支払われる仕組みであることから、財形制度を適切に運営していくことは、労働者に対する賃金の支払いの確保を図ることとなるものであり、本制度に係る周知経費は、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に基づく事業(賃金の支払いの確保を図るために必要な事業)に該当する。								
28年度目標	アウトカム指標	—	28年度実績	アウトカム指標	○	—			
	アウトプット指標	—		アウトプット指標	○	—			
28年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	—								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	—								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	28年度第一四半期	28年度第二四半期	28年度第三四半期	28年度第四四半期		
				—	—	—	—		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—								
評価	—			—					

29年度事業概要	財形制度に関するリーフレット等を作成し、事業主及び勤労者に対して制度の周知を実施する。							
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	—					—	
29年度目標(アウトカム指標)	—							
中期的な目標	—							
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	—							
29年度目標(アウトプット指標)	—							
29年度重点施策との関係	—							
30年度要求に向けた事業の方向性	—							
30年度重点施策との関係	—							
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—		左記指標についての事業実績等	29年度第一四半期	29年度第二四半期	29年度第三四半期	29年度第四四半期
					—	—	—	—
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—							
その他特記事項	—							

事業名	独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費							事業番号 (29年度)	69
								事業番号 (28年度)	69
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令:独立行政法人労働政策研究・研修機構法第12条、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係	調整第四係
実施主体	(独)労働政策研究・研修機構							事業開始年度	平成15年度
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input checked="" type="checkbox"/> その他(運営費交付金)								
事業/制度概要	目的 (何のため)	労働行政職員等に対する研修を実施することにより、労働政策の立案や労働政策の効果的で効率的な推進に寄与し、労働者福祉の増進と経済の発展に資すること。							
	対象 (誰/何を対象に)	労働行政職員							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	成果目標を含む事業の大枠については、国が決定する中期目標を受け機構において策定する中期計画等で定めている。具体的な研修内容等については、厚生労働省のニーズを把握した上で、機構において毎年度、研修実施計画を策定している。							
	実施体制	(独)労働政策研究・研修機構で実施							
25年度予算額 (千円)	110,123	26年度予算額 (千円)	111,224	27年度予算額 (千円)	109,082	28年度予算額 (千円)	106,986	29年度予算額 (千円)	106,986
うち行政経費	101,057	うち行政経費	102,390	うち行政経費	100,338	うち行政経費	98,331	うち行政経費	98,331
25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	9,066	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	8,834	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	8,744	28年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	8,655	29年度雇用勘定予算額:1,960,204(千円) 29年度一般勘定予算額:407,025(千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない	
25年度 予算執行率(%)	100.0	26年度 予算執行率(%)	100.0	27年度 予算執行率(%)	100.0	28年度 予算執行率(%)	100.0		
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合は その旨記載)	労働行政職員研修は、地方組織も含めた全国の労働行政職員に対し、法令等に基づいた施策の適正かつ的確な遂行を担保するために必要となるノウハウ等を体系的・継続的かつ体系的に教授することを通じて、労働政策を効果的かつ効率的に推進するための基盤を提供しており、公共上の見地から確実に実施されることが必要である。								
社会復帰促進等 事業で行う必要性	労働基準監督や安全衛生等に関する研修は、労働行政の現場で、適切な施策の実施のために必要なものであり、労働者の安全衛生の確保等を図るとい趣旨から、社会復帰促進等事業で行うことが必要である。								
28年度 目標	アウトカム 指標	①研修生に対するアンケート調査により、85%以上の者から有意義だったとの評価を得ること。 ②当該研修生の上司に対する事後調査により、85%以上の者から役立っているとの評価を得ること。			28年度 実績	アウトカム 指標	○	①達成(実績:97.0%) ※有意義だったとの回答数(3,961名)／研修生に対するアンケート調査数(4,084名)。 ②達成(実績:95.0%) ※役立っているとの回答数(2,414名)／上司に対する事後調査数(2,540名)。	
	アウトプット 指標	研修実施コース数(79コース以上)				アウトプット 指標	○	達成(実績:88コース)	
28年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	アウトカム指標については、厚生労働省の要望、研修生の評価等を踏まえた研修コースの新設、研修科目の見直し、研修手法及び教材の改善などによって研修内容の充実を図ったことで、高い評価を得ることができた。 アウトプット指標については、厚生労働省と調整のうえ、効果的かつ効率的に実施することで、目標を達成することができた。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き、事業の適切な実施に努める。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	①研修生に対するアンケート調査により、85%以上の者から有意義だったとの評価を得ること。 ②当該研修生の上司に対する事後調査により、85%以上の者から役立っているとの評価を得ること。			左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期
						①96.7% ②93.6%	①97.6% ②94.4%	①96.3% ②集計中	①98.7% ②集計中
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続。					

29年度事業概要	平成28年度と同様						
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続。				
29年度目標(アウトカム指標)	①研修生に対する事後調査(修了後半年から1年程度)により、毎年度平均で85%以上の者から、業務に生かしているとの評価を得ること。 ②当該研修生の上司に対する事後調査(修了後半年から1年程度)により、毎年度平均で85%以上の者から評価を得ること。						
中期的な目標	①研修生に対する事後調査(修了後半年から1年程度)により、毎年度平均で85%以上の者から、業務に生かしているとの評価を得ること。 ②当該研修生の上司に対する事後調査(修了後半年から1年程度)により、毎年度平均で85%以上の者から評価を得ること。						
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	独立行政法人労働政策研究・研修機構の第3期中期目標・中期計画に定めた数値目標を設定。 なお、アウトカム指標については、毎年度策定する研修実施計画において定めた数値目標を踏まえ設定している。						
29年度目標(アウトプット指標)	研修実施コース数(80コース以上)						
29年度重点施策との関係	-						
30年度要求に向けた事業の方向性	引き続き実施						
30年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	①研修生に対する事後調査(修了後半年から1年程度)により、毎年度平均で85%以上の者から、業務に生かしているとの評価を得ること。 ②当該研修生の上司に対する事後調査(修了後半年から1年程度)により、毎年度平均で85%以上の者から評価を得ること。	左記指標についての事業実績等	29年度第一四半期	29年度第二四半期	29年度第三四半期	29年度第四四半期
				集計中	集計中	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-						
その他特記事項	【独立行政法人評価に関する有識者会議の意見を踏まえた厚生労働大臣の平成28年度業務実績評価】 中期計画における所期の目標を達成していると認められる。						

事業名	独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費						事業番号 (29年度)	70	
							事業番号 (28年度)	70	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令:独立行政法人労働政策研究・研修機構法第12条、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	調整第四係	
実施主体	(独)労働政策研究・研修機構						事業開始年度	平成16年度	
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input checked="" type="checkbox"/> その他(施設整備費補助金)								
事業／制度概要	目的 (何のための)	(独)労働政策研究・研修機構での業務の確実かつ円滑な遂行を図るため、施設の老朽化等を勘案し、計画的な改修、更新を進める。							
	対象 (誰/何を対象に)	(独)労働政策研究・研修機構の施設・設備							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	中期計画等で施設・設備の具体的な改修・更新計画を定めており、これに基づき、独立行政法人労働政策研究・研修機構から国に対して施設整備費補助金の交付申請があった際は、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助金の交付が適正であるかの確認を行っているほか、工事終了後は補助事業等実績報告書や工事現場写真等の施工状況の分かる資料の速やかな提出を求め、また、聞き取り調査による確認も行い、十分に精査したうえで交付を決定する。							
	実施体制	(独)労働政策研究・研修機構で実施							
25年度予算額 (千円)	47,679	26年度予算額 (千円)	66,985	27年度予算額 (千円)	53,766	28年度予算額 (千円)	54,805	29年度予算額 (千円)	94,625
うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-
25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	33,634	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	66,166	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	53,204	28年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	43,470	29年度雇用勘定予算額:110,781(千円) 29年度一般勘定予算額: 0(千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない	
25年度 予算執行率(%)	70.5	26年度 予算執行率(%)	98.8	27年度 予算執行率(%)	99.0	28年度 予算執行率(%)	79.3		
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合はその旨記載)	(独)労働政策研究・研修機構での業務の確実かつ円滑な遂行を図るため、施設の老朽化等を勘案し、計画的な改修、更新を進めることは必要不可欠である。								
社会復帰促進等事業 で行う必要性	労働基準監督や安全衛生等に関する研修は、労働行政の現場で、適切な施策の実施のために必要なものであり、労働者の安全衛生の確保等に資する者であることから、その研修の実施施設である労働大学の施設整備について社会復帰促進等事業で行うことが必要である。								
28年度 目標	アウトカム 指標	①「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、年2回以上開催し、適正な入札参加要件の設定や告示期間の十分な確保など、契約の点検及び適正化を実施する。 ②契約状況については、(独)労働政策研究・研修機構のホームページで公表する。			28年度 実績	アウトカム 指標	○	①達成(平成28年度においては、「契約監視委員会」を4回開催し、契約の点検等を実施した。) ②達成(契約締結状況をホームページで公表した。)	
	アウトプット 指標	平成28年度施設整備に関する計画に基づき、経営会議等において進行管理を適切に実施するなどして、施設・整備の計画的な改修・更新を進める。				アウトプット 指標	○	達成(平成28年度施設整備に関する計画に基づき、労働大学において、給排水衛生設備工事を実施した。)	
28年度目標を達成 (未達成)の理由 (原因)	施設・整備に関する計画等に基づき、経営会議等において進行管理を適切に実施したことで、目標を達成することができた。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き、事業の適切な実施に努める。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等			28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期
						-	-	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費」は、同機構の施設、設備の改修、更新等を行う事業であり、定量的な指標を示すことができないため。								
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続。						



29年度事業概要	平成28年度と同様(※前年度より予算が増額となっている理由は、中期計画に基づき研修棟の整備等必要な改修、更新等を実施することとしているが、その年度毎に必要な改修、更新等は異なっているところであり、29年度は研修棟の整備等を行うこととしているため。)						
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続。				
29年度目標(アウトカム指標)	①「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、年2回以上開催し、適正な入札参加要件の設定や告示期間の十分な確保など、契約の点検及び適正化を実施する。 ②契約状況については、(独)労働政策研究・研修機構のホームページで公表する。						
中期的な目標	(独)労働政策研究・研修機構の業務の確実かつ円滑な遂行を図るため、施設の老朽化等を勘案し、計画的な改修、更新等を進める。						
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	「独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費」は、同機構の施設、設備の改修、更新等を行う事業であり、利用者の満足度等の測定にはなじまないが、それに代わり、施設の改修、更新を適切に実施するための目標を設定した。						
29年度目標(アウトプット指標)	平成29年度施設整備に関する計画に基づき、経営会議等において進行管理を適切に実施するなどして、施設・整備の計画的な改修・更新を進める。						
29年度重点施策との関係	-						
30年度要求に向けた事業の方向性	引き続き実施						
30年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等	29年度第一四半期	29年度第二四半期	29年度第三四半期	29年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費」は、同機構の施設、設備の改修、更新等を行う事業であり、満足度等の測定にはなじまないため。						
その他特記事項	【独立行政法人評価に関する有識者会議の意見を踏まえた厚生労働大臣の平成28年度業務実績評価】中期計画における所期の目標を達成していると認められる。						

事業名	個別労働紛争対策費 【29年度重点目標管理事業】						事業番号 (29年度)	71	
							事業番号 (28年度)	71	
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律)						担当係	業務管理係	
実施主体	都道府県労働局雇用環境・均等部(室)、公益社団法人全国労働基準関係団体連合会						事業開始年度	平成13年度	
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: 公益社団法人全国労働基準関係団体連合会 ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	以前の個別紛争は解雇、雇止め、配置転換等労働条件に係るものが多かったが、近年、いじめ、嫌がらせ、パワハラに係る個別紛争が5年連続で最多となっており、内容も複雑困難なものが多くなっている。民事紛争の解決は最終的には司法の役割であるが、金銭的・時間的にゆとり乏しい労働者にとっては依然高いハードルであることから、司法との役割分担の下で、行政として可能な範囲で、信頼できる、簡易・迅速、無料による紛争解決を目的として事業を行っている。							
	対象 (誰/何を対象に)	○直接実施部分においては、個別労働紛争の当事者である労働者及び事業主を対象に総合労働相談コーナーにおける労働相談対応、助言・指導及びあっせん等を行う。 ○業務委託部分においては、公益社団法人全国労働基準関係団体連合会に委託することにより、労使関係者(企業の人事担当者など)を対象に、企業内での紛争解決の自主解決のための人事育成研修(労働法、裁判例、ロールプレイングなど)を行う。							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	①全国の労働局及び労働基準監督署に「総合労働相談コーナー」を設置(全国380箇所)し、民事問題、労働基準法、労働者派遣法、男女雇用機会均等法など内容を問わずあらゆる労働相談をワンストップで受け付け、対応する。また、民事上の労働紛争については、事案に応じ都道府県労働局長による助言・指導や紛争調整委員会によるあっせんを行う。これらは強制力は伴わないが、無料の制度であり、さらに民事訴訟に比べると厳密な事実認定などに時間を要さないため、簡易・迅速に行うことができる。なお、相談対応は「総合労働相談員」(非常勤。社会保険労務士などに委嘱。全国755名)、あっせんは「紛争調整委員」(非常勤。弁護士などに委嘱。全国381名)が行っている。 ②平成28年度の業務委託においては、企画競争を実施し、公益社団法人全国労働基準関係団体連合会に委託し、労使団体、労働法学者、弁護士団体の協力を得ながら、労使関係者に対して法令や裁判例、紛争解決のためのロールプレイングなどを内容とする研修を行っている。							
	実施体制	労働紛争調整官: 74名 総合労働相談コーナー: 全国380箇所 総合労働相談員: 755名 紛争調整委員: 381名							
25年度予算額 (千円)	754,713	26年度予算額 (千円)	744,154	27年度予算額 (千円)	742,489	28年度予算額 (千円)	787,278	29年度予算額 (千円)	1,016,761
うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-
25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	731,573	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	721,657	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	703,777	28年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	761,199	29年度雇用助定予算額: 1,016,744(千円) 29年度一般助定予算額: 68,904(千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない	
25年度 予算執行率(%)	96.9	26年度 予算執行率(%)	97.0	27年度 予算執行率(%)	94.8	28年度 予算執行率(%)	96.7		
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合はその旨記載)	総合労働相談は9年連続100万件を超える状況であり、「いじめ、嫌がらせ、パワハラ」といった複雑困難な相談内容が5年連続最多となっている。また、依然として不当な解雇、雇止めや労働条件の引下げなどにより生計の手段を失ったり、本来の権利を侵害された労働者が「泣き寝入り」を余儀なくされること等がないよう、司法制度のハードルの高さや処理件数の水準も考慮し、司法との役割分担の下で、「行政として可能な範囲で、信頼できる、簡易・迅速な紛争解決機能を無料で提供すること」は、真に守られるべき労働者の権利を保障するために必要な事業である。								
社会復帰促進等事業で行う必要性	総合労働相談窓口に寄せられる相談内容や助言・指導の申出内容は、解雇や労働条件の引下げ、いじめ・嫌がらせ等種々あるが、これらの問題を解決することは、社会的に大きな問題となっている精神障害等の労働災害防止による労災保険給付の抑制に資するものであることから、社会復帰促進等事業の「安全衛生確保等事業」として実施しているところである。								
28年度目標	アウトカム指標	紛争の実情に即した迅速かつ適正な紛争の解決を図り、都道府県労働局長による助言・指導の手続終了件数に占める処理期間1ヶ月以内のもの割合を94%以上とする。			28年度実績	アウトカム指標	○	98.7% (8,800件(1ヶ月以内終了件数)/8,912件(手続終了件数))	
	アウトプット指標	助言・指導申出受付件数(平成28年度計画数8,384件)(数値の根拠)平成18~27年度における申出受付件数の平均値				アウトプット指標	○	8,976件	
28年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	判例・法令等に基づき、紛争当事者に対して、個別労働紛争の問題点を指摘するとともに、解決の方向性を示唆することによって、紛争の迅速な解決を図ることができたため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	目標を達成しており、増加する個別労働紛争の実情に即した、迅速・かつ適正な解決のために不可欠な事業であることから、引き続き事業の適切な実施に努める。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-			左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	助言・指導の処理件数は高止まりしており、このような状況においても、助言・指導の手続終了件数に占める1ヶ月以内の終了の割合は高位安定に推移している実績があり、アウトカム指標を達成している。このような現状であるため、四半期単位でより細かく調査を行ったとして、政策的に反映できる要因になる可能性は低いと思われる。								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続する。					

29年度事業概要	平成28年度と同様							
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					
29年度目標(アウトカム指標)	紛争の実情に即した迅速かつ適正な紛争の解決を図り、都道府県労働局長による助言・指導の手続終了件数に占める処理期間1ヶ月以内のもの割合を95%以上とする。							
中期的な目標	紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図る。							
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	これまで本業務については、申出件数が高止まりしている中、ほぼ一定の人員・予算で同水準の処理の迅速性を確保してきている。当制度の利用件数は、今後も同様に高水準で推移することが見込まれることから、同水準の処理の迅速性を確保するためにはさらなる事業運営の効率化が必要である。したがって、今後とも迅速な解決紛争の促進を図るという観点から、原則として助言・指導の申し出から1ヶ月以内での処理を図ることとする。							
29年度目標(アウトプット指標)	助言・指導申出件数 8,706件 (数値の根拠)平成19～28年度における申出件数の平均値							
29年度重点施策との関係	第3「働き方改革」の推進などを通じた労働環境の整備・生産性の向上 1 非正規雇用労働者の待遇改善、長時間労働の是正等 (3)労働条件の確保・改善等 ③ 早期の紛争解決に向けた体制整備等							
30年度要求に向けた事業の方向性	相談件数はここ最近、若干減少しているものの依然として高水準で推移しており、いじめ・嫌がらせなど相談内容も多様化している。しかし、労働紛争に係る解決である本制度の役割は、「簡易・迅速」等であり、当該役割を損なわないため、既に行った取組に加え、あつせんの参加率向上に向けた取組と総合労働相談員の積極的な活用を図り、より一層の簡易、迅速・適正な相談・助言等を推進してまいりたい。							
30年度重点施策との関係	-							
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等	29年度 第一四半期	29年度 第二四半期	29年度 第三四半期	29年度 第四四半期	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	いじめ・嫌がらせ等の複雑困難な事案が増加している中、助言・指導の処理件数は高止まりしており、このような状況においても、助言・指導の手続終了件数に占める1ヶ月以内の終了の割合は高位安定に推移している実績があり、アウトカム指標を達成している。このような現状であるため、四半期単位でより細かく調査を行ったとして、政策的に反映できる要因になる可能性は低いと思われる。							
その他特記事項	-							

事業名	雇用労働相談センター設置・運営経費		事業番号 (29年度)	72					
			事業番号 (28年度)	72					
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)		担当係	労働契約係					
実施主体	民間団体		事業開始年度	平成26年度					
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等:福岡市センター、関西圏センター、新潟市センター、愛知県センター、広島県・今治市センター: 有限責任監査法人トーマツ、東京圏センター:(株)パソナ、仙台市センター:(株)アデコ)								
	<input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
事業 / 制度 概要	目的 (何のため)	国家戦略特別区域法に基づき、新規開業直後の企業及びグローバル企業等が我が国の雇用ルールを的確に理解し、予見可能性を高めることにより、紛争を生じることなく事業展開することが容易となるよう、「雇用労働相談センター」を設置し、弁護士等による法律相談等を行うもの。							
	対象 (誰/何を 対象に)	新規開業直後の企業及びグローバル企業							
	事務・事業 のスキーム (決定ス キームを 含む)	国家戦略特別区域(以下、「特区」という。)内に雇用労働相談センターを設置し、主として以下の事業を行う。 (なお、雇用労働相談センターは、国家戦略特別区域法に基づき、各特区に定められる国家戦略特別区域計画に雇用労働相談センターの設置が明記され、内閣総理大臣により認定された場合に、設置されるものである。) (1) 雇用労働相談員(社会保険労務士等)による電話相談、窓口相談等の対応 (2) 弁護士による高度な専門性を要する個別相談対応 (3) 個別訪問指導 (4) セミナーの開催							
	実施 体制	①福岡市センター:一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、有限責任監査法人トーマツが実施。(平成26年11月29日設置) ②関西圏センター:一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、有限責任監査法人トーマツが実施。(平成27年1月7日設置) ③東京圏センター:一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、(株)パソナが実施。(平成27年1月30日設置) ④新潟市センター:一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、有限責任監査法人トーマツが実施。(平成27年10月29日設置) ⑤愛知県センター:一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、有限責任監査法人トーマツが実施。(平成28年4月25日設置) ⑥仙台市センター:一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、(株)アデコが実施。(平成28年6月28日設置) ⑦広島県・今治市センター:一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、有限責任監査法人トーマツが実施。(平成28年10月28日設置)							
25年度予算額 (千円)	-	26年度予算額 (千円)	249,259	27年度予算額 (千円)	249,226	28年度予算額 (千円)	360,570	29年度予算額 (千円)	387,648
うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-
25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	54,918	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	195,094	28年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	252,021	29年度雇用助定予算額:387,648(千円) 29年度一般助定予算額: 0(千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない	
25年度 予算執行率(%)	-	26年度 予算執行率(%)	22.0	27年度 予算執行率(%)	78.3	28年度 予算執行率(%)	69.9		
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合は その旨記載)	平成25年10月18日付け日本経済再生本部決定の「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針」において、「新規開業直後の企業及びグローバル企業等が我が国の雇用ルールを的確に理解し、予見可能性を高めることにより、紛争を生じることなく事業展開することが容易となるよう、『雇用労働相談センター(仮称)』を設置する。」とされている。これを受けて、平成25年12月7日に成立した「国家戦略特別区域法」においては、個別労働関係紛争を未然に防止すること等により、産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資する事業の円滑な展開を図るため、国家戦略特別区域内において新たに事業所を設置して新たに労働者を雇い入れる外国会社その他の事業主に対する情報の提供、相談、助言その他の援助を行うこととされている。								
社会復帰促進等 事業で行う必要性	本事業は、新規起業、グローバル企業等に安全衛生管理や労働時間制度を含めた日本の雇用ルールを適切に理解していただくことで、労働災害の防止や長時間労働の抑制に資するものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に該当する事業であり、社会復帰促進等事業で行う必要がある。なお、この事業の予算は、労災、雇用助定で折半している。								
28年度 目標	アウトカム 指標	雇用労働相談センターにおける雇用労働相談員及び弁護士による相談対応について、「相談対応について満足できた」旨の回答を90%以上とする。			28年度 実績	アウトカム 指標	○ 目標の90%を超える100%の利用者から「相談対応に満足できた。」との回答を得た。 × -		
	アウトプット 指標	①雇用労働相談センターにおける1回当たりのセミナーの集客数について、24人以上とする。(※28年度に設置しているセンターのそれぞれの集客目標の平均値((30人+20人+30人+20人+20人)/5=24人)) ②各雇用労働相談センターにおける1ヶ月の平均相談件数を、58件(センター設置以降の1ヶ月当たりの平均相談実績の20%増)以上とする。				アウトプット 指標	○ ①1回当たりのセミナーの集客数は、平均して36.3人となり、目標の24人を超えた。 ②1ヶ月あたりの平均相談実績は70件となり、目標の58件を超えた。 × -		
28年度目標を達成 (未達成)の理由 (原因)	アウトカム指標については、丁寧な相談対応に努めたことにより、目標値を超える回答を得ることができた。アウトプット指標については、積極的な周知を図ったことにより、目標値を超える集客、相談を得ることができた。								
理由(原因)を踏 まえた改善すべき 事項、今後の課題	引き続き事業の適正な運営に努める。								
四半期単位での 事業実績等のモニ タリング(定量的な 指標を設定)	指標 設定	各雇用労働相談センターの1ヶ月の平均相談件数	左記指標に ついての事 業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期		
				42.9	56.1	73.8	99.7		

上記モニタリングの指標を設定できない理由	-							
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					
29年度事業概要	28年度と同様							
27年度評価とそれを踏まえた29年度事業の見直し	27年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					
29年度目標(アウトカム指標)	雇用労働相談センターにおける雇用労働相談員及び弁護士による相談対応について、「相談対応について満足できた」旨の回答を90%以上とする。							
中期的な目標	-							
29年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	相談利用者が満足できる相談対応を行うことが重要であることから、目標設定した。							
29年度目標(アウトプット指標)	雇用労働相談センターにおける1回当たりのセミナーの集客数について、23人以上とする。 (※設置済みのセンターにおけるそれぞれの集客目標の平均値((30人+20人+30人+20人+20人+20人+20人)/7=23人)) 各雇用労働相談センターにおける1ヶ月の平均相談件数を、70件(28年度相談件数実績)以上とする。							
29年度重点施策との関係	-							
30年度要求に向けた事業の方向性	各雇用労働相談センターにおける執行実績を踏まえるとともに、今後、特区の追加指定により新たに雇用労働相談センターの設置が見込まれることを踏まえ、必要な要求を行う。							
30年度重点施策との関係	-							
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	各雇用労働相談センターの1ヶ月の平均相談件数	左記指標についての事業実績等	29年度第一四半期	29年度第二四半期	29年度第三四半期	29年度第四四半期	
				70.6	118.6	-	-	
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-							
その他特記事項	-							